

かつらぎ町地域防災計画

令和4年3月

かつらぎ町防災会議

目 次

第1編 総 則.....	1
第1章 総 則.....	3
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の性格.....	3
第3節 計画の修正.....	3
第4節 用語.....	4
第2章 かつらぎ町の地勢と災害.....	5
第1節 地理的概観.....	5
第2節 気象条件.....	8
第3節 社会条件.....	9
第4節 災害とその特性.....	13
第5節 地域の災害危険性.....	15
第6節 地震による災害.....	22
第7節 既往被害地震.....	23
第3章 地震被害想定.....	26
第1節 中央構造線による地震被害想定.....	26
第2節 東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震による被害想定.....	31
第4章 防災の基本方針.....	38
第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱.....	42
第1節 実施責任.....	42
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	43
第2編 災害予防計画.....	49
第1章 河川防災計画.....	51
第2章 砂防防災計画.....	53
第3章 山地防災計画.....	55
第4章 地すべり防止計画.....	56
第5章 急傾斜地崩壊防止計画.....	58
第6章 内水排除計画.....	60
第7章 ため池防災計画.....	61
第8章 道路防災計画.....	62
第9章 火災予防計画.....	64
第1節 火災予防計画.....	64
第2節 林野火災予防計画.....	67
第10章 都市防災化計画.....	69
第11章 建造物災害予防計画.....	70
第12章 宅地災害予防計画.....	73
第13章 下水道等施設災害予防計画.....	74

第 14 章	上水道等施設災害予防計画.....	75
第 15 章	文化財災害予防計画.....	76
第 16 章	危険物等災害予防計画.....	78
第 1 節	危険物災害予防計画.....	78
第 2 節	高圧ガス災害予防計画.....	79
第 3 節	危険物、高圧ガス輸送車両災害予防計画.....	80
第 17 章	公共的施設災害予防計画.....	81
第 1 節	公衆電気通信施設災害予防計画.....	81
第 2 節	電力施設災害予防計画.....	87
第 3 節	大規模停電災害予防計画.....	92
第 4 節	鉄道施設災害予防計画.....	93
第 18 章	農林業関係災害予防計画.....	94
第 19 章	気象業務整備計画.....	95
第 20 章	防災救助施設等整備計画.....	96
第 1 節	消防施設整備計画.....	96
第 2 節	水防施設整備計画.....	97
第 3 節	救助物資等備蓄計画.....	98
第 4 節	避難所等整備計画.....	99
第 5 節	防災拠点施設整備計画.....	104
第 21 章	防災行政無線整備計画.....	105
第 22 章	防災訓練計画.....	106
第 23 章	防災知識普及計画.....	108
第 24 章	自主防災組織整備計画.....	111
第 25 章	災害時救急医療体制確保計画.....	114
第 26 章	要配慮者対策計画.....	116
第 27 章	ボランティア活動環境整備計画.....	121
第 28 章	企業防災の促進に関する計画.....	122
第 3 編	災害応急対策計画.....	123
第 1 章	防災組織計画.....	125
第 1 節	組織計画.....	125
第 2 節	動員計画.....	135
第 2 章	情報計画.....	136
第 1 節	気象警報等の伝達計画.....	136
第 2 節	被害情報等の収集計画.....	148
第 3 節	災害通信計画.....	154
第 4 節	災害広報計画.....	157
第 5 節	生活関連総合相談計画.....	159
第 3 章	消防計画.....	160
第 1 節	消防計画.....	160
第 2 節	救急・救助計画.....	165
第 4 章	水防計画.....	166

第5章 罹災者救助保護計画.....	176
第1節 災害救助法の適用計画.....	176
第2節 被災者生活再建支援法の適用計画.....	178
第3節 避難計画.....	183
第4節 食糧供給計画.....	193
第5節 給水計画.....	195
第6節 物資供給計画.....	198
第7節 物価対策計画.....	199
第8節 住宅・宅地対策計画.....	200
第9節 医療助産計画.....	203
第10節 罹災者救出計画.....	205
第11節 住居等の障害物除去計画.....	206
第12節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画.....	207
第13節 遺体捜索処理計画.....	208
第14節 災害義援金品配分計画.....	210
第15節 外国人支援計画.....	212
第16節 海外からの支援の受入計画.....	213
第17節 その他被災者保護計画.....	214
第6章 保健衛生計画.....	216
第1節 防疫計画.....	216
第2節 清掃計画.....	218
第3節 食品衛生計画.....	219
第4節 保健師活動計画.....	220
第5節 精神保健福祉対策計画.....	222
第6節 動物救護活動支援計画.....	224
第7章 公共土木施設等応急対策計画.....	225
第8章 農林関係災害応急対策計画.....	226
第9章 事故災害応急対策計画.....	231
第1節 鉄道施設災害応急対策計画.....	231
第2節 道路災害応急対策計画.....	232
第10章 林野火災応急対策計画.....	234
第11章 危険物等災害応急対策計画.....	236
第1節 危険物施設災害応急対策計画.....	236
第2節 高圧ガス災害応急対策計画.....	237
第3節 毒物劇物災害応急対策計画.....	239
第4節 放射性物質事故応急対策計画.....	240
第5節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画.....	241
第6節 有害物質流出等応急対策計画.....	242
第12章 公共的施設災害応急対策計画.....	243
第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画.....	243
第2節 電力施設災害応急対策計画.....	243

第3節	航空災害応急対策計画.....	243
第13章	文教対策計画.....	244
第1節	幼稚園・小中学校の計画.....	244
第2節	学校給食関係の計画.....	245
第3節	社会教育施設関係の計画.....	246
第4節	学用品支給計画.....	247
第14章	災害警備計画.....	249
第15章	災害対策要員の計画.....	250
第1節	ボランティア受入計画.....	250
第2節	労働者の確保計画.....	252
第16章	交通輸送計画.....	254
第1節	道路交通の応急対策計画.....	254
第2節	輸送計画.....	260
第17章	自衛隊災害派遣要請等の計画.....	263
第18章	県防災ヘリコプター活用計画.....	266
第19章	防災拠点施設活用計画.....	268
第20章	相互応援計画.....	269
第4編	地震応急対策計画.....	271
第1章	防災組織計画.....	273
第1節	組織計画.....	273
第2節	動員計画.....	283
第3節	東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画.....	284
第2章	情報計画.....	286
第1節	地震情報等の伝達計画.....	286
第2節	被害情報等の収集計画.....	291
第3節	災害通信計画.....	291
第4節	災害広報計画.....	291
第5節	生活関連総合相談計画.....	291
第3章	消防計画.....	291
第1節	消防計画.....	291
第2節	救急・救助計画.....	291
第4章	水防計画.....	292
第5章	罹災者救助保護計画.....	292
第1節	災害救助法の適用計画.....	292
第2節	被災者生活再建支援法の適用計画.....	292
第3節	避難計画.....	292
第4節	食糧供給計画.....	292
第5節	給水計画.....	292
第6節	物資供給計画.....	293
第7節	物価対策計画.....	293
第8節	住宅・宅地対策計画.....	293

第9節	被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画	294
第10節	医療助産計画	294
第11節	罹災者救出計画	294
第12節	住居等の障害物除去計画	295
第13節	災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画	295
第14節	遺体搜索処理計画	295
第15節	災害義援金品配分計画	295
第16節	外国人支援計画	295
第17節	海外からの支援の受入計画	295
第18節	その他被災者保護計画	295
第6章	保健衛生計画	296
第1節	防疫計画	296
第2節	清掃計画	296
第3節	食品衛生計画	296
第4節	保健師活動計画	296
第5節	精神保健福祉対策計画	296
第6節	動物救護活動支援計画	296
第7章	公共土木施設等災害応急対策計画	297
第8章	農林関係災害応急対策計画	297
第9章	事故災害応急対策計画	297
第1節	鉄道施設災害応急対策計画	297
第2節	道路災害応急対策計画	297
第10章	林野火災応急対策計画	297
第11章	危険物等災害応急対策計画	298
第1節	危険物施設災害応急対策計画	298
第2節	高圧ガス災害応急対策計画	298
第3節	毒物劇物災害応急対策計画	298
第4節	放射性物質事故応急対策計画	298
第5節	危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画	298
第6節	有害物質流出等応急対策計画	298
第12章	公共的施設災害応急対策計画	299
第1節	公衆電気通信施設災害応急対策計画	299
第2節	電力施設災害応急対策計画	299
第3節	航空災害応急対策計画	299
第13章	文教対策計画	299
第1節	幼稚園・小中学校の計画	299
第2節	学校給食関係の計画	299
第3節	社会教育施設関係の計画	299
第4節	学用品支給計画	300
第14章	災害警備計画	300
第15章	災害対策要員の計画	300

第1節	ボランティア受入計画.....	300
第2節	労働者の確保計画.....	300
第16章	交通輸送計画.....	300
第1節	道路交通の応急対策計画.....	300
第2節	輸送計画.....	301
第17章	自衛隊災害派遣要請等の計画.....	301
第18章	県防災ヘリコプター活用計画.....	301
第19章	防災拠点施設活用計画.....	301
第20章	相互応援計画.....	301
第5編	災害復旧・復興計画.....	303
第1章	施設災害復旧事業計画.....	305
第2章	災害復旧資金計画.....	307
第3章	その他の復旧計画.....	308
第6編	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	309
第1章	総則.....	311
第2章	関係者との連携協力の確保.....	312
第3章	円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	313
第4章	時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	316
第5章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	319
第6章	防災訓練計画.....	320
第7章	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	321

第1編 総 則

第1章 総 則

第1節 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、かつらぎ町防災会議が作成する計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が有する機能を有効に発揮して、町の地域におけるすべての災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、町土並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とします。

第2節 計画の性格

- (1) かつらぎ町地域防災計画は、防災関係機関が処置しなければならない町の防災に関わる事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、時系列的に「災害予防計画」「災害応急対策計画」「地震応急対策計画」「災害復旧・復興計画」「南海トラフ地震防災対策推進計画」で構成します。
- (2) かつらぎ町地域防災計画の策定・実施にあたっては、防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとします。
- (3) かつらぎ町地域防災計画は、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、相互の緊密な連絡・調整を図る上での基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに各関係機関において別途具体的に定めることとします。
- (4) 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、住民自身及び自主防災組織等の住民相互間の自主的な防災対策の支援に努めます。

第3節 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正を行います。したがって、各機関は関係する事項について、かつらぎ町防災会議が指定する期間（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案をかつらぎ町防災会議に提出するものとします。

また、災害対策は県と有機的かつ一体的なつながりを保持することが不可欠であるため、県の計画に準じた策定・修正を行うこととします。

第4節 用語

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによるものとします。

1	基本法	災害対策基本法
2	救助法	災害救助法
3	本部	かつらぎ町災害対策本部
4	県本部	和歌山県災害対策本部
5	県支部	和歌山県災害対策本部伊都支部
6	町計画	かつらぎ町地域防災計画
7	県計画	和歌山県地域防災計画
8	本部長	かつらぎ町災害対策本部長
9	県部長	和歌山県災害対策本部長
10	県支部長	和歌山県災害対策本部伊都支部長
11	災害時	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
12	その他の用語については、	災害対策基本法の例による。

なお、本計画中における組織名称は本部設置の如何にかかわらず、それぞれ次のとおり読みかえるものとします。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	かつらぎ町（危機管理課）
本部長	かつらぎ町長
本部事務局	かつらぎ町危機管理課
本部部班	かつらぎ町課・室・局
県本部	和歌山県危機管理局総合防災課
県本部長	和歌山県知事
県本部部班	和歌山県部課・室・局
県支部	和歌山県伊都振興局（総務県民課）
県支部長	和歌山県伊都振興局長

第2章 かつらぎ町の地勢と災害

第1節 地理的概観

1. 位置・地形等

本町は和歌山県の北東部、伊都郡内に位置し、北に和泉山脈、南に紀伊山地を仰ぎ、町の中心部を紀の川が東西に流れています。

町域は、東経 135 度 26 分から 135 度 36 分、北緯 34 度 5 分から 34 度 21 分で、面積は 151.69 k m²、東西 14.7 km、南北 29.3 km となっています。隣接する市町村は、東に橋本市、九度山町、高野町、奈良県野迫川村、北に大阪府河内長野市、和泉市、岸和田市、西に紀の川市、南に海草郡紀美野町、有田郡有田川町があり、町の境界は一部府県界、郡界にもなっています。

かつらぎ町周辺図



2. 活断層

それぞれの活断層の、存在の確かさ（確実度）や過去における活動の程度（活動度）等は活断層研究会編集『新編 日本の活断層』（東大出版会）で評価されています。

また、活断層に関する地質資料は、産業総合研究所地質調査総合センター（中央構造線近畿地区ストリップマップ）や国土地理院（都市圏活断層図）などから出版されています。

これらをもとに本町ならびに周辺の活断層は次のように整理することができます。本町北部には日本列島最長の地質境界断層である「中央構造線」が存在し、この構造線に沿っていくつかの活断層が分布しています。地質境界としての中央構造線上には東から「千股（衝上）断層」（奈良県～橋本市）、「菖蒲谷断層」（橋本市、本町）、「根来南断層」（岩出市）などの逆断層が分布し、主に第四紀前半を中心に活動しました。その後、第四紀後半からは地質境界である中央構造線のやや北側で、新しい右横ずれ活断層系が主に活動しています。この活断層系は、東から順に「五条谷断層」（橋本市、本町、紀の川市）、「桜池断層」（紀の川市）、「根来断層」（岩出市、和歌山市）、「和歌山北断層」（和歌山市）と呼ばれます。このように紀の川平野と和泉山脈の境界付近に沿って東西走向の2つの断層系が併走し、北側が活動度A級の活断層系であると考えられています。根来断層の周辺地形から求められた断層の変位速度は水平方向で最大3.1m/1000年（岡山・寒川、1978）で、政府の地震調査研究推進本部の長期評価では活動の確率が高いグループに属します。

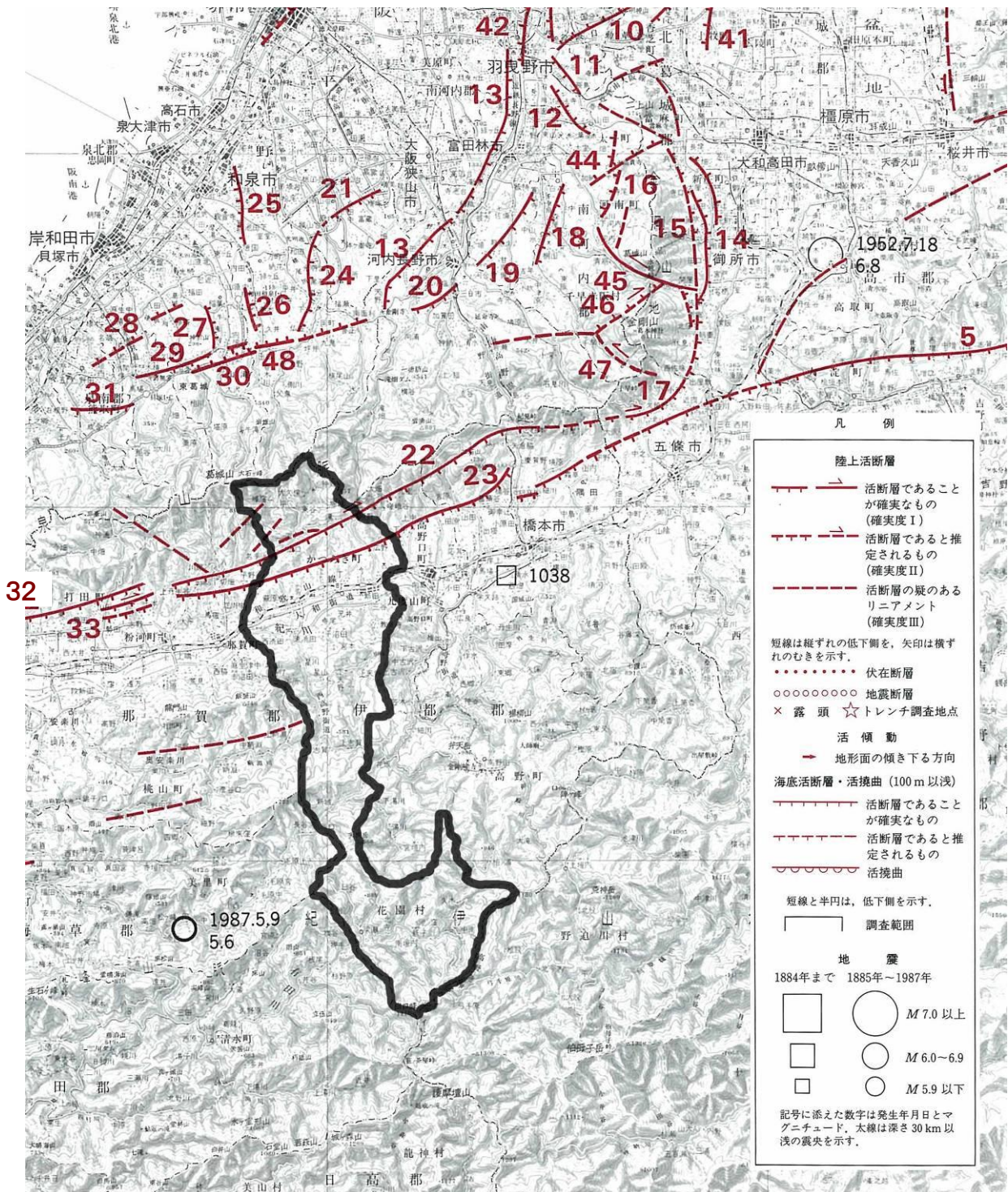
また、和泉山脈には2つの断層系に沿って幅広く断層破砕帯が存在するため、山麓や山腹に地滑りや斜面崩壊地形が多数存在します。これらの地域では大地震や大量降雨時の地盤災害に対する対策が必要となります。

かつらぎ町周辺の活断層の状況

断層名	長さ (km)	走行	断層形態	確実度	活動度
5 千股（衝上）断層	30	E W	高度不連続、屈曲、断層露頭	I	C
22 五条谷断層	22	E N E	高度不連続、屈曲	I	A
23 菖蒲谷断層	22	E N E	高度不連続、断層露頭	I	C
32 根来断層	20	E N E	断層崖、屈曲、高度不連続、断層露頭	I	A
33 桜池断層	2	E N E	高度不連続、屈曲	I	A

※ 番号は次ページの活断層位置図の番号を示す。

かつらぎ町周辺の活断層位置図



第2節 気象条件

気象は、瀬戸内気候区に属し、気象資料については、かつらぎ地域気象観測所の平年値（1991～2020年）で見ると、降水量は年間平均1,464.0mmで、1月が55.9mmと最も少なく、最も多いのが梅雨期の6月の196.2mmで、次いで7月の184.6mmとなっています。また、年平均気温は14.8℃で、月平均では8月が高く26.5℃、1月が低く3.8℃となっています。

年間を通じて比較的温暖、乾燥した気候ですが、時にはおそ霜の被害が発生します。

月別気象の状況（1991～2020年）

月	気温			日照時間(h)	降水量(mm)
	平均	最高	最低		
1	3.8	8.8	-0.3	104.5	55.9
2	4.5	10.0	-0.2	119.7	72.2
3	7.9	14.0	2.4	159.9	111.0
4	13.2	19.8	7.1	188.7	105.9
5	17.9	24.6	12.1	200.3	146.5
6	21.6	27.3	17.1	144.7	196.2
7	25.5	31.2	21.4	180.4	184.6
8	26.5	33.0	21.9	221.5	123.2
9	22.6	28.5	18.2	155.7	166.2
10	16.6	22.5	12.1	151.3	149.8
11	11.0	16.7	6.3	135.5	86.5
12	6.0	11.2	1.8	112.0	62.1
年	14.8	20.6	10.0	1,874.1	1464.0

（資料：和歌山地方気象台）

第3節 社会条件

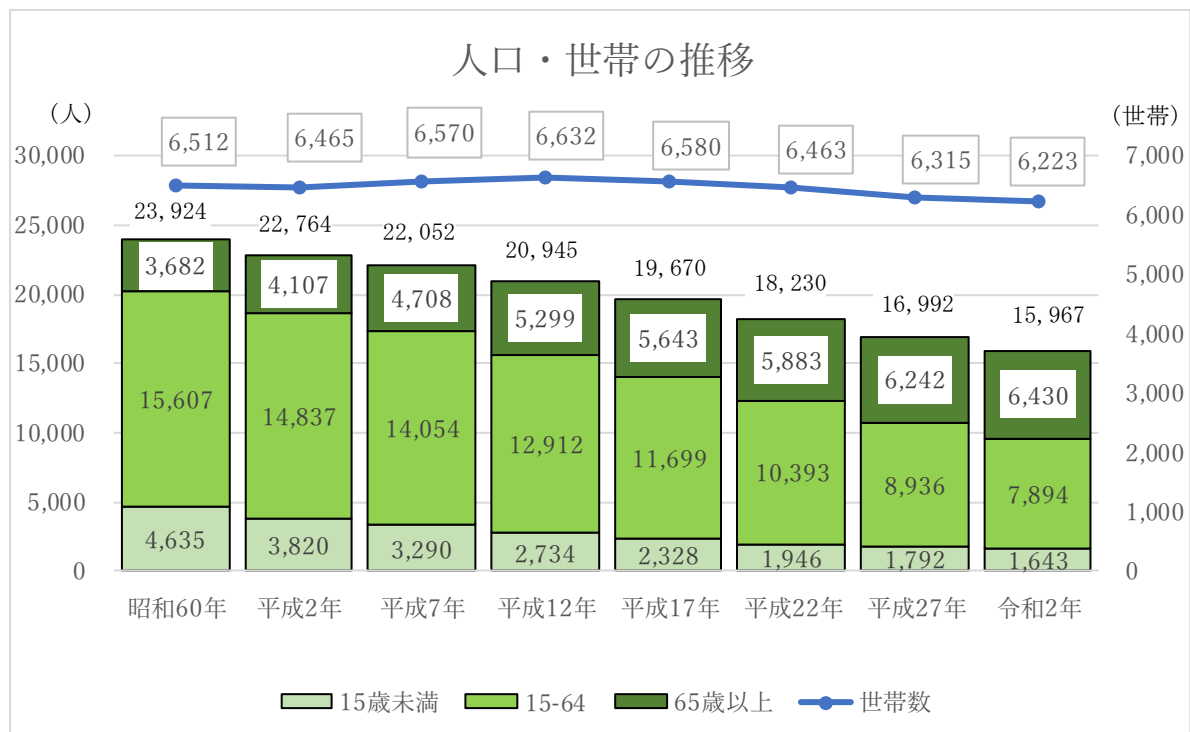
1. かつらぎ町のあゆみ

明治 21 (1888) 年の市制・町村制の施行に伴ういわゆる明治の大合併を経て、明治 22 (1889) 年に妙寺村、笠田村、大谷村、四郷村、見好村、天野村、花園村の 7 村が誕生しました。その後、明治 43 (1910) 年に妙寺村が妙寺町に、大正 9 (1920) 年に笠田村が笠田町にそれぞれ町制に移行するとともに、町村合併法 (昭和 28 (1953) 年)、新市町村建設促進法 (昭和 31 (1956) 年) によって進められた昭和の大合併により、昭和 30 (1955) 年に、見好村と天野村が合併し見好村に、笠田町、大谷村、四郷村が大合併し伊都町になり、さらに昭和 33 (1958) 年に伊都町、見好村及び妙寺町が合併しかつらぎ町が形成されました。

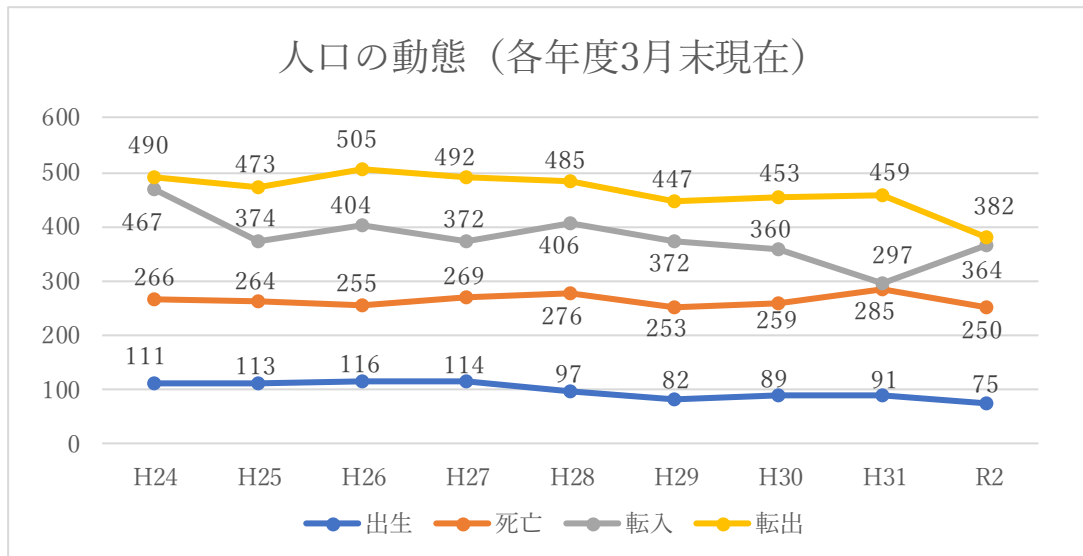
その後、平成 7 (1995) 年に改定された合併特例法に基づき、平成 17 (2005) 年 10 月 1 日、かつらぎ町と花園村が合併 (編入合併) し、現在のかつらぎ町が誕生しました。

2. 人口・世帯

令和 2 年国勢調査によると、かつらぎ町の人口は 15,967 人、世帯数は 6,223 世帯で、1 世帯当り人員は 2.57 人です。かつらぎ町においても高齢化や核家族化が見受けられます。人口構成では、年少人口の減少が著しく総人口の 10.3%、生産年齢人口が 49.4%、老年人口が 40.3%となっています。



※ 平成 12 年までは、旧町村の合計人数



（資料：主要施策の成果その他予算執行実績報告書）

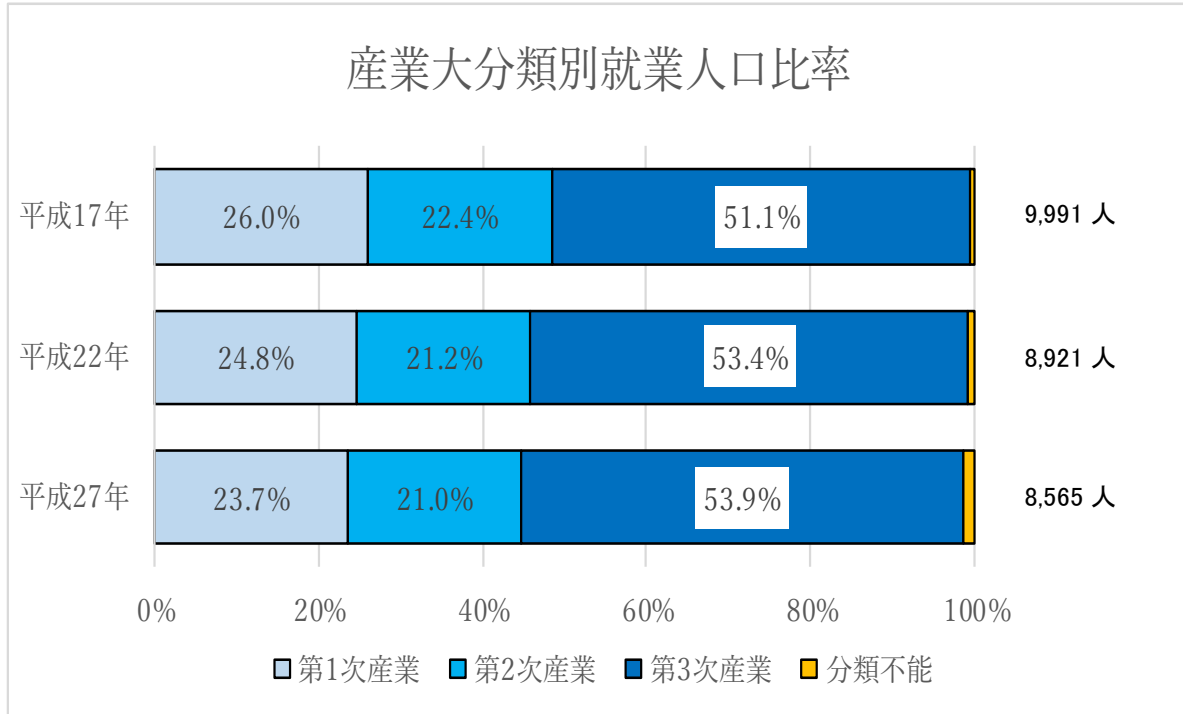
大字別世帯数及び人口（令和2年9月末日現在）

区分	世帯数	人 口		
		男性	女性	総数
高田	134	106	149	255
移	28	35	29	64
背ノ山	32	46	41	87
窪	35	39	57	96
萩原	69	78	95	173
笠田中	262	328	344	672
笠田東	911	953	1086	2039
佐野	572	603	647	1250
広浦	18	20	24	44
大谷	300	336	372	708
蛭子	52	60	61	121
大藪	152	212	210	422
柏木	136	137	182	319
丁ノ町	816	832	961	1793
新田	114	114	126	240
妙寺	966	1074	1236	2310
中飯降	413	438	500	938
西飯降	132	164	183	347
短野	77	110	124	234
大畑	11	12	12	24
西渋田	252	287	299	586
島	40	39	49	88
日高	17	11	15	26
星山	18	21	25	46
御所	50	59	71	130

区分	世帯数	人 口		
		男性	女性	総数
星川	40	42	44	86
東渋田	352	381	414	795
宮本	16	19	14	33
平沼田	27	33	43	76
寺尾	63	73	80	153
兄井	68	82	88	170
三谷	195	218	254	472
教良寺	53	59	63	122
山崎	46	66	70	136
志賀	91	86	86	172
上天野	27	33	33	66
下天野	88	93	105	198
神田	5	6	6	12
新城	63	61	59	120
広口	73	65	92	157
滝	56	70	75	145
平	51	66	64	130
東谷	46	46	44	90
花園久木	6	4	3	7
花園中南	13	8	13	21
花園新子	11	6	7	13
花園池之窪	2	0	2	2
花園北寺	16	12	18	30
花園梁瀬	123	93	121	214
合計	7,138	7,736	8,696	16,432

3. 産業

平成17年と平成27年の国勢調査を比較すると、第1次産業割合、第2次産業割合ともに若干減少しています。一方、第3次産業割合は増加し、平成27年では就業人口の約54%を占めています。



(資料：国勢調査)

4. 土地利用

美しい景観と豊かな森林に恵まれており、この自然環境を保全しつつ集落を形成してきたことから、山林が 70.24 k m²と総面積の 46.30%を占め、次いで田畑 24.53 k m² (16.17%) で、宅地は 4.52 k m² (2.98%) となっています。

地目別面積の状況 (令和2年1月1日現在)

(単位：km²)

総面積	地目別面積						
	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
151.69	3.17	21.36	4.52	70.24	0.11	0.13	52.16
総面積比 (%)	2.09	14.08	2.98	46.30	0.07	0.09	34.39

(資料：主要施策の成果その他予算執行実績報告書)

5. 道路・交通

奈良県に通じる国道24号、大阪府に通じる国道480号、県内を結ぶ国道370号が町内を縦横し、また、JR和歌山線が紀の川と並行する様に走っています。

交通網の整備・充実として、国道 24 号のバイパスとなる京奈和自動車道（紀北東道路）が 2014 年全線暫定 2 車線で開通しました。また、紀の川河南を東西に結ぶ紀の川左岸広域農道の計画も進行しています。

第4節 災害とその特性

1. 町内の災害の発生記録

過去の災害の発生記録によると、9月には台風など豪雨による河川の氾濫、建物倒壊などの被害が多く、昭和40年以降の主な災害の記録をまとめると、以下のようになっています。

災害発生年	被害場所	被害状況
昭和40年9月	町全域	台風23号、24号による豪雨で浸水、田畑冠水、橋梁流出等
43年7月	〃	台風4号による豪雨で田畑冠水、建物被害等
46年9月	〃	台風29号による降雨で浸水等
47年9月	〃	台風20号による降雨で田畑冠水等
54年9月	〃	台風16号による降雨
57年8月	〃	台風10号による豪雨で床上・床下浸水、田畑冠水等
平成2年3月	東谷	東谷地内で約地表50m幅30mの地滑り
2年9月	町全域	台風19号による豪雨で床上・床下浸水、田畑冠水等
6年9月	〃	台風26号による豪雨で床上・床下浸水、田畑冠水等
7年7月	〃	集中豪雨により床上・床下浸水、田畑冠水等
平成10年9月	〃	台風による暴風で建物被害等
平成13年6月	〃	集中豪雨により建物被害、床下浸水、田畑冠水等
平成15年8月	〃	集中豪雨により床下浸水、田畑冠水等
平成16年9月	〃	多くの台風が紀伊半島に上陸した年であり豪雨で床下浸水、田畑冠水等
平成21年10月	〃	台風18号による豪雨で床上浸水1、床下浸水2、停電、通行止多数
平成23年7月	〃	台風6号による豪雨で東柏木で1世帯2名自主避難
平成23年9月	〃	台風12号による豪雨で負傷者1、床上浸水4、床下浸水13
平成25年9月	〃	台風12号による豪雨で床上浸水4、床下浸水10(+9)
平成25年9月	〃	台風第18号による豪雨で床上浸水3、床下浸水13、非住家浸水9
平成26年8月	〃	台風第11号による豪雨で田畑冠水
平成29年10月	〃	台風第21号による豪雨で床上浸水14、床下浸水25、非住家浸水70
平成30年9月	〃	台風第21号による暴風で半壊2、屋根被害199、外壁等被害26、非住家・構造物被害98、停電・通行止多数

* 過去の災害で最も被害が大きかったものは、昭和28年の紀州大水害である。

それまでにない集中豪雨で、旧花園村の存続も危ぶまれたほどである。

この豪雨は有田、日高、海南、那賀、伊都、東牟婁郡の山間部を中心に和歌山県一帯を襲い、旧花園村周辺では、一晩の総雨量が500mmに達した。旧花園村は平坦地が少な

く、集落が川筋に集中していたことも重なり、多くの人命と住居を奪った。この時の被害とその後の復旧の経過は「よみがえった郷土」などで伝えられている。

第5節 地域の災害危険性

1. 災害発生危険地域（県計画資料）

(1) 重要水防箇所

《国土交通大臣直轄管理河川》

番号	河川	総延長	重要度	危険理由
118 ～ 309	紀の川	計 27,394m	A-7 B-26 C- 0 要注意-8箇所	工作物、水衝洗堀、破堤跡、旧川跡、堤体漏水、越水（溢水）、基礎地盤漏水

《国土交通大臣直轄管理河川【重点区間】》

番号	河川名	左右岸の別	地先名	延長
140, 163,	紀の川	右岸	かつらぎ町背ノ山、かつらぎ町中飯降	379m
160-1	紀の川	左岸	かつらぎ町山崎～九度山町慈尊院	1,046m

《知事管理河川》

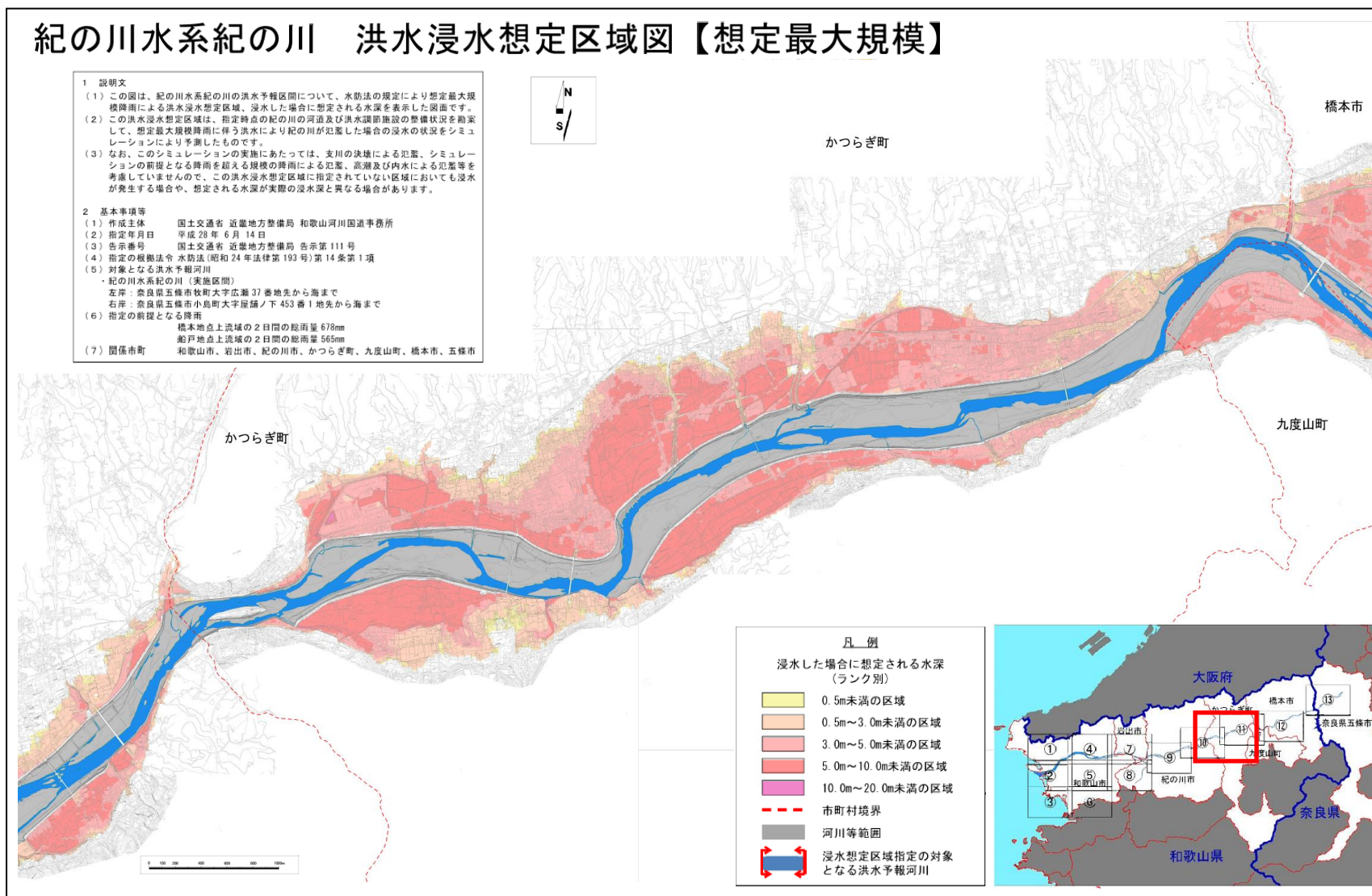
番号	水系	総延長	重要度	危険理由
21 ～ 44	紀の川	計 9,920m	要注意-6 A-13 箇所 B-5	堤防高

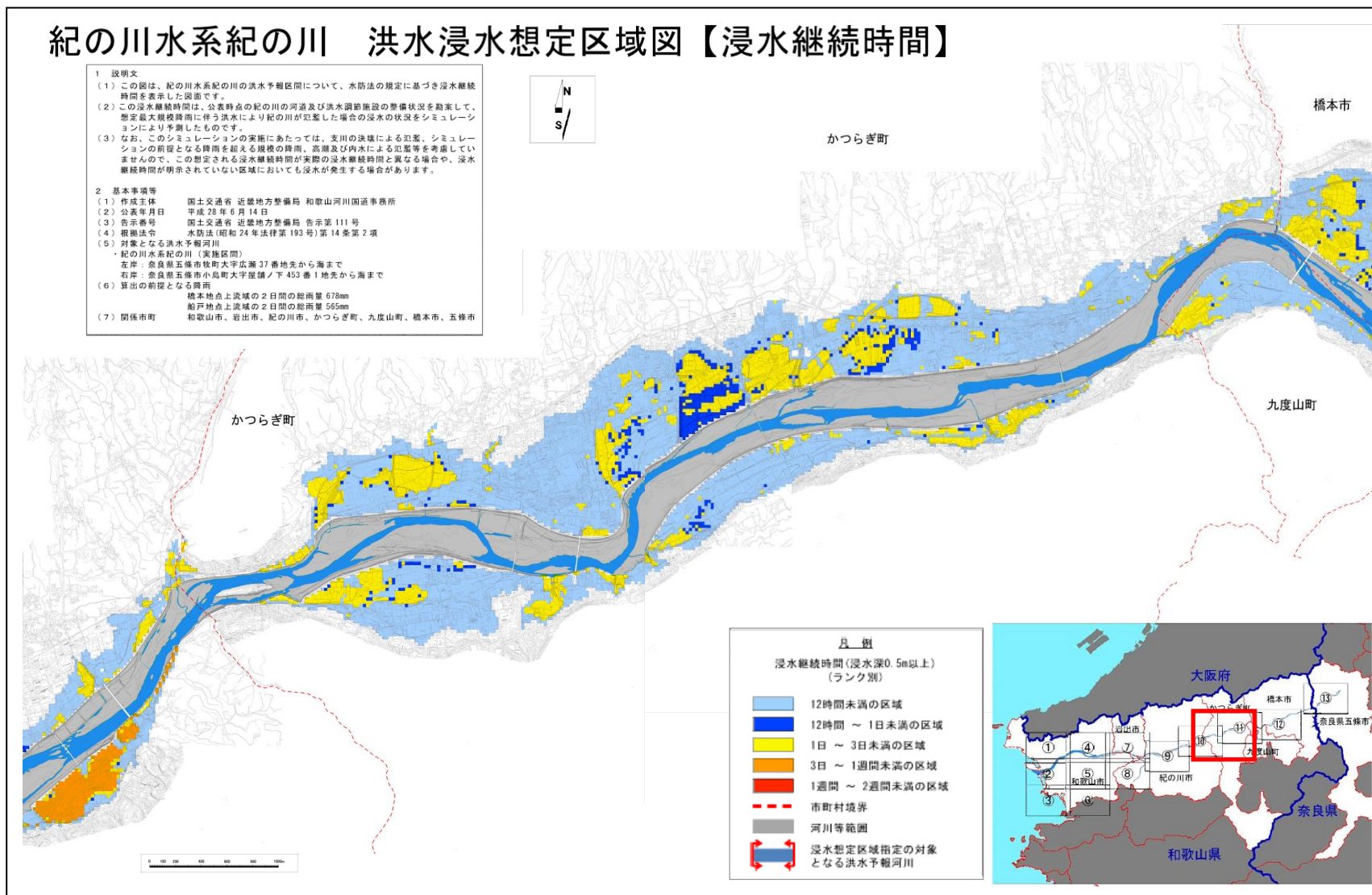
令和3年度 和歌山県水防計画書より

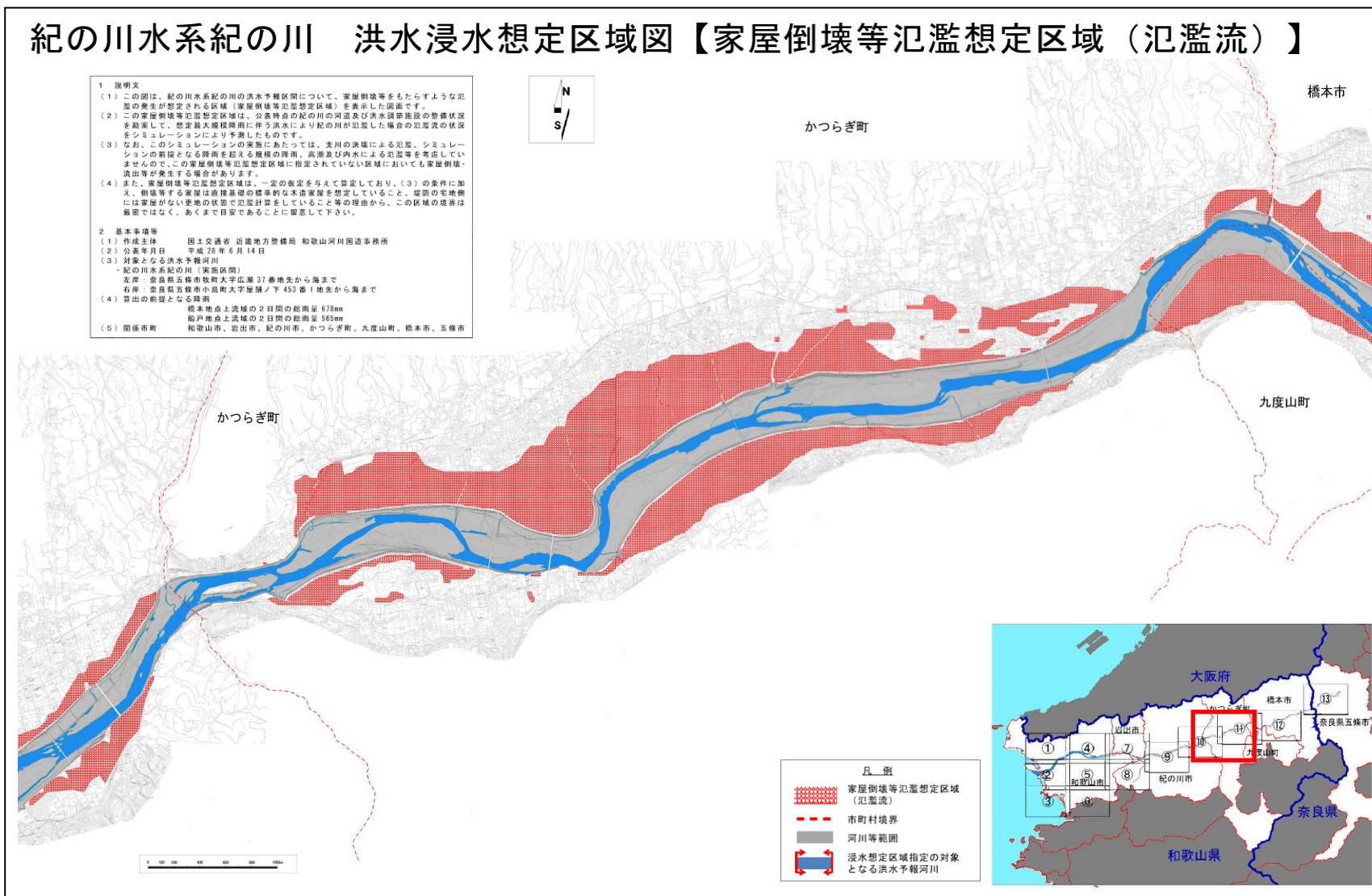
(2) 紀の川浸水想定危険箇所（浸水想定区域）

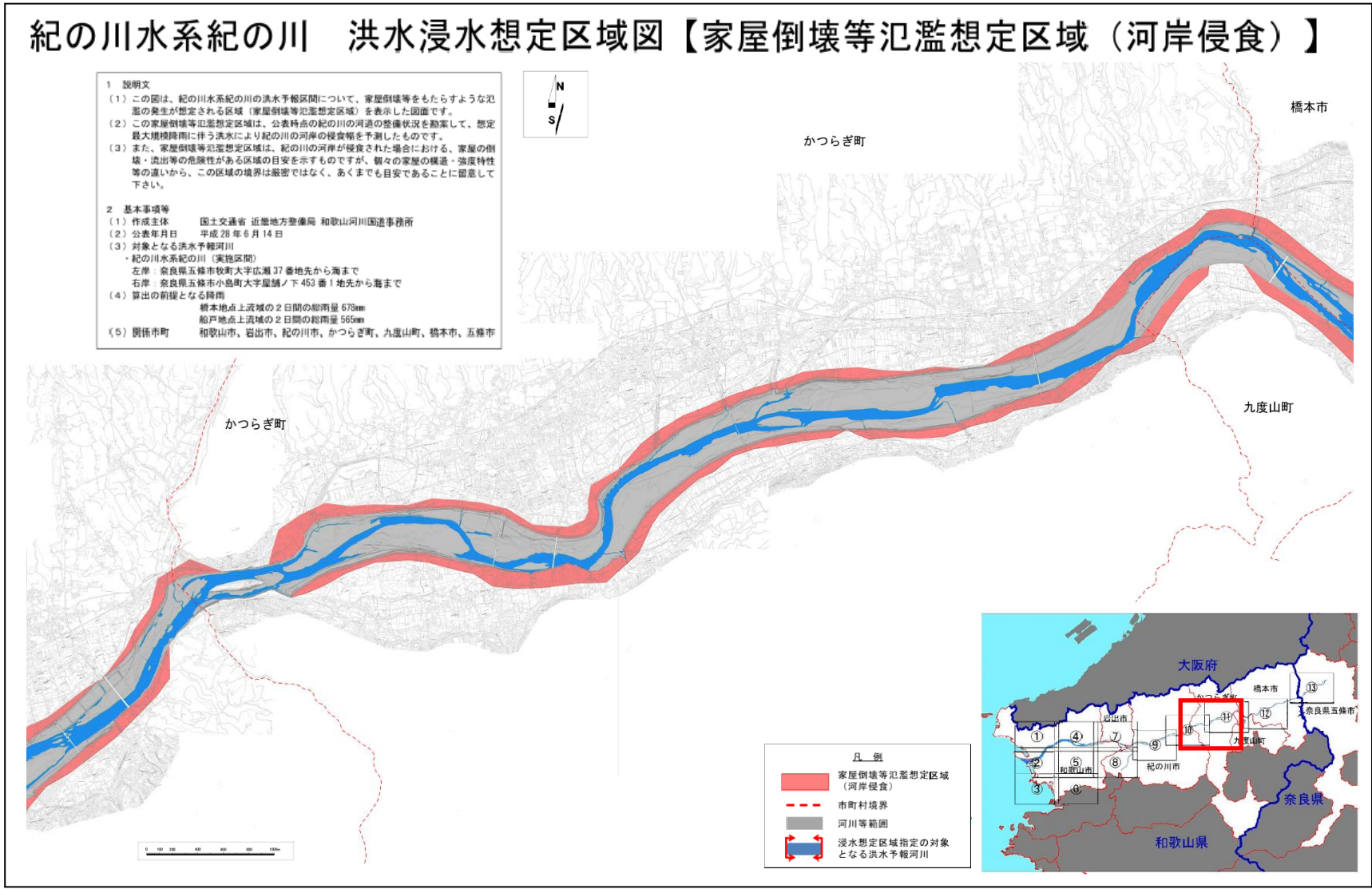
洪水などにより河川の堤防が決壊した場合に浸水が予想される区域のことで、国土交通省が指定します。また浸水想定区域図は、その浸水想定区域と区域内の浸水の深さを示した図面です。事前に浸水想定区域と浸水の深さを把握しておくことで、少しでも被害を少なくするために指定・公表しています。

〔想定最大規模降雨〕



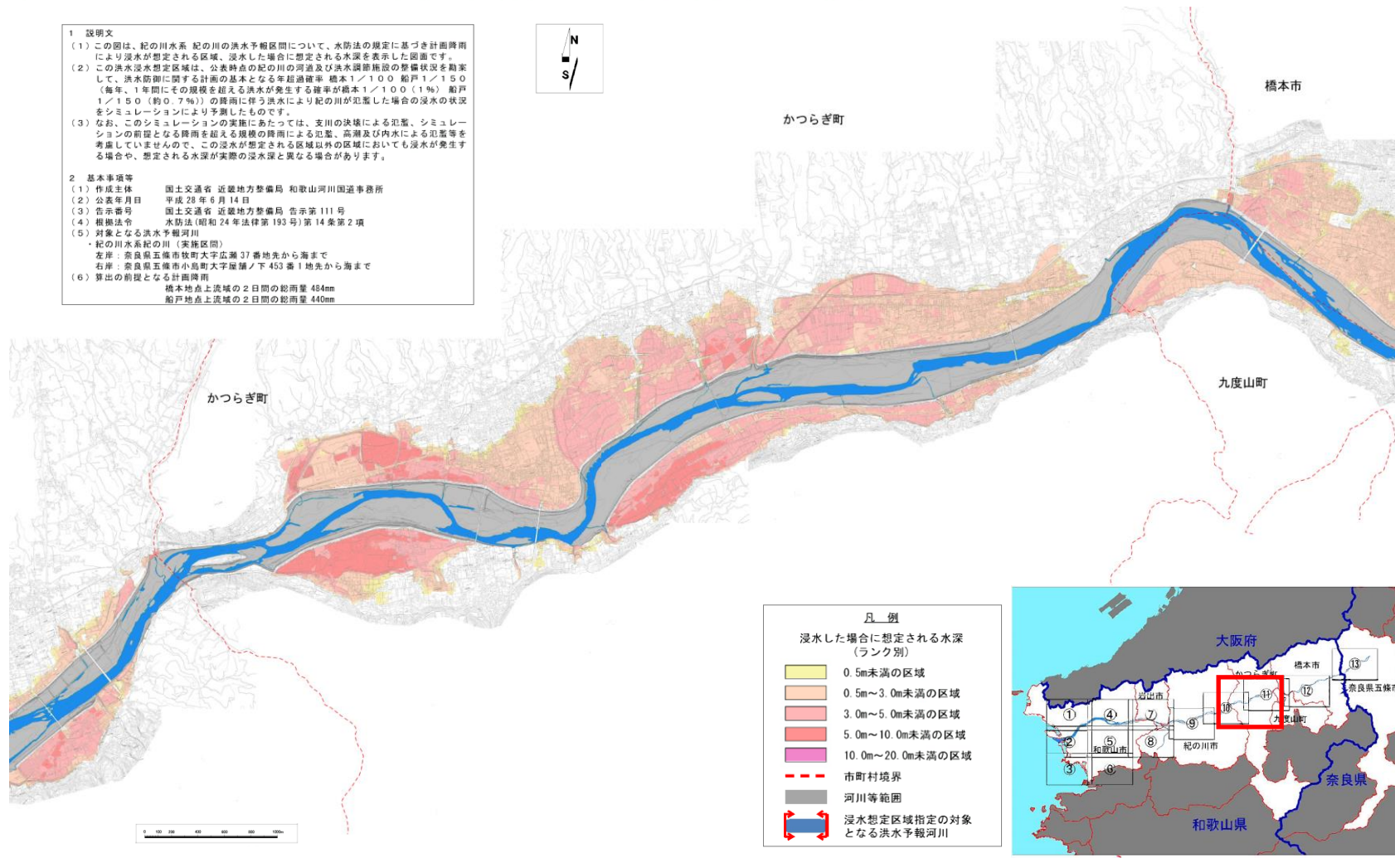




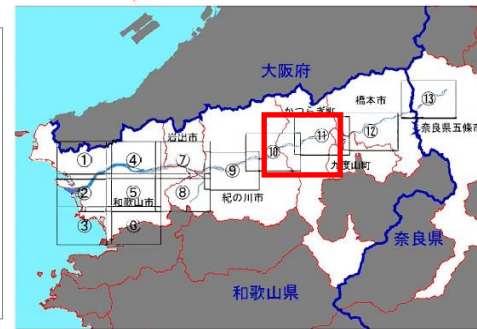


紀の川水系紀の川 洪水浸水想定区域図【計画規模】

- 1 説明文
- (1) この図は、紀の川水系 紀の川の洪水予報区域について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
 - (2) この洪水浸水想定区域は、公表時点の紀の川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、洪水防衛に関する計画の基本となる年超過確率 橋本1/100 船戸1/150（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が橋本1/100（1%） 船戸1/150（約0.7%））の降雨に伴う洪水により紀の川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 - (3) なお、このシミュレーションの実態にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
- 2 基本事項等
- (1) 作成主体 国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所
 - (2) 公表年月日 平成28年6月14日
 - (3) 告示番号 国土交通省 近畿地方整備局 告示第111号
 - (4) 根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項
 - (5) 対象となる洪水予報河川
 - 紀の川水系紀の川（実施区域）
 - 左岸：奈良県五條市牧野大字広瀬37番地先から海まで
 - 右岸：奈良県五條市小島町大字屋敷ノ下453番1地先から海まで
 - (6) 算出の前提となる計画降雨
 - 橋本地点上流域の2日間の総雨量 484mm
 - 船戸地点上流域の2日間の総雨量 440mm



- 凡例
- 浸水した場合に想定される水深
(ランク別)
- 0.5m未満の区域
 - 0.5m～3.0m未満の区域
 - 3.0m～5.0m未満の区域
 - 5.0m～10.0m未満の区域
 - 10.0m～20.0m未満の区域
 - 市町村境界
 - 河川等範囲
 - 浸水想定区域指定の対象となる洪水予報河川



〔計画規模降雨〕

この浸水想定区域及び、浸水した場合に想定される水深は、指定時点での紀の川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる降雨は橋本地点上流域の2日間総雨量484mmの大雨が降ったことにより、紀の川が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。

(3) 山地災害危険箇所

《山腹崩壊危険地区：県森林整備課》

町内に268箇所の危険地区があり、総面積は1,022.32haとなっています。

《崩壊土砂流出危険地区：県森林整備課》

町内に217箇所の危険地区があり、総面積は4,818.73haとなっています。

《地すべり危険箇所（農林水産省所管）：県農業農村整備課》

町内に4箇所の危険箇所があり、総面積は148.89haとなっています。

《地すべり危険箇所（農林水産省所管）：県森林整備課》

町内に3箇所の危険箇所があり、総面積は24.50haとなっています。

《地すべり危険箇所（国土交通省所管）：県砂防課》

町内に44箇所の危険箇所があり、総面積は979.09haとなっています。

(4) 警戒を要するため池

《県農業農村整備課》

箇所数	区域	堤長	想定被害面積	民家戸数
23箇所	中飯降、西飯降、妙寺、丁ノ町、柏木、大藪、大谷、佐野、笠田東、笠田中、萩原、窪、高田、西渋田、山崎、神田	計 1,632m	計 347.2ha	計 1,316戸

(5) 道路危険予想箇所

《県管理：県道路環境課》

道路数	道路名	平成19年4月1日 現在要対策箇所数
12路線	一般国道（480号、370号、371号） 主要地方道（かつらぎ桃山線、堺かつらぎ線、高野口野上線、那賀かつらぎ線） 一般県道（志賀三谷線、三谷妙寺停車場線、上鞆淵那賀線、那賀かつらぎ線、花園美里線）	一般国道 85箇所 主要地方道 16箇所 一般県道 26箇所 合計 127箇所

第6節 地震による災害

地震を感じた場所における地震動の強さ（揺れの強さ）は、計測震度計によって0から7まで10階級（気象庁震度階級）の震度に分けますが、これは地震そのものの強さを示すものではなく、一つの地震の震度分布は、震源からの距離や地盤状態などによって異なります。

地震そのものの大きさを表す尺度としては、マグニチュード（M）が用いられます。地震によって放出される総エネルギーの関係から定義される地震の規模（M、マグニチュード）が求められ、発表されています。このMの値が0.1だけ増すと総エネルギーは1.4倍に増し、Mが1.0増すと32倍に増すこととなります。このMによって、7以上のものを大地震、5以上7未満のものを中地震、3以上5未満のものを小地震、1以上3未満のものを微小地震、1未満を極微小地震と分類します。しかし、これとは別にMの値によらず、単に大きな地震という意味で「大地震」という言葉が使われることもあります。また、Mが8クラスの地震は「巨大地震」と呼ばれることがあります。

歴史時代の記録や、地震計による観測結果からみて、日本において大地震の頻発した地域とそうでない地域とが区分できます。和歌山県は地震頻発の地域に属し、大きな地震発生の可能性も少なくありません。次に、和歌山県の地震を災害面から、内陸部に起こったものについて説明します。

1. 内陸部を震源とする地震

和歌山県では、歴史の資料により938年（M7）以降、古くから数々の陸域の地震によって被害を受けてきたことが知られていますが、震源が和歌山県内にあると推定されている地震の数は少ないです。しかし、紀伊半島南部に被害が生じたとの記録がいくつかあることを考えると、必ずしも県内で発生した地震が少ないかどうかは分かりません。さらに、活断層のない地域や紀伊水道も含めて、県内のところどころで、M7より小さいが局所的に被害が生ずる地震が発生することがあります。被害地震としては、明治以降では、1906年（M6.2）と1924年（M5.9）の日高川流域の地震、1938年の田辺湾沖の地震（M6.8）、1948年の田辺市付近の地震（M6.7）などが知られています。

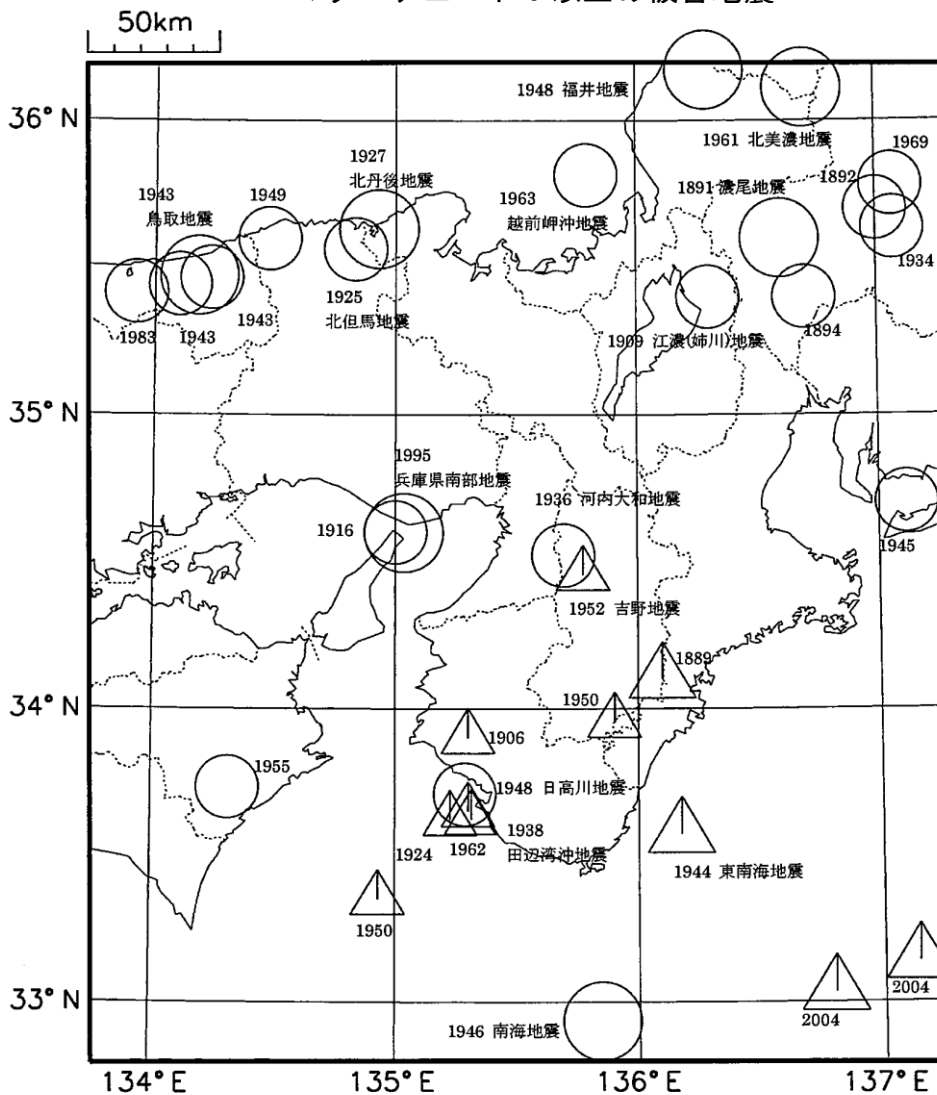
また、周辺地域で発生する地震や1899年の地震（M7.0、推定の深さ40～50km：紀伊大和地震と呼ぶこともある）や1952年の吉野地震（M6.8、深さ60km）のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生するやや深い地震によっても被害を受けることがあります。

和歌山市及びその周辺では定常的に地震活動が活発です。ほとんどがM5程度以下の中小規模の地震ですが、有感地震（和歌山県内で震度1以上を観測した地震）回数は年平均（2001年～2010年）80回程度にのぼり、日本で最も有感地震回数が多い地域の一つです。特に1920年以降報告回数が増えたことが知られています。近年この地域に大規模な地震の発生は知られていないので、この地震活動は特定の大地震の余震ではありません。その規模は最大でもM5程度ですが、震源がごく浅いために、局所的に被害が生じたこともあります。

第7節 既往被害地震

和歌山県周辺の被害地震図のとおり、県の東方・南方・西方のいずれも100km以内の海域で地震が多発しています。また、県内や隣接する大阪府、奈良県、三重県内でもマグニチュード6程度の地震が発生しており、全国的に見ても地震活動の活発な地域に位置しているといえます。ここでは、マグニチュード7.9程度以上で、本県に影響のあった大規模な地震についてまとめました。なお、以下に示す地震のマグニチュード(M)は理科年表によるものです。

1885年(明治18年)から2005年(平成17年)に発生した
マグニチュード6以上の被害地震



凡例		震源の深さ : depth (km)		
		0-30	30-80	80-90
マグニチュード	6.0	○	△	□
	7.0	○	△	□

地震名 発生年月日	震源	M (マ グニチュー ド)	概要
天武地震 684年 11月29日	32.5° N 134.0° E	8 1/4	白鳳地震ともいわれ、記録のある最古の地震である。和歌山県についての記載はないが、震央が四国沖にあったと推定され、高知県で最も激しい揺れ、津波も襲来している。
仁和地震 887年 8月26日	33.0° N 135.0° E	8 ～ 8.5	近畿地方に大きな被害をもたらした地震で、津波が発生し、摂津の国で津波による死者が多数でた。また、京都の民家、官庁の倒壊は多く、多数の圧死者がでた。
康和地震 1099年 2月22日	33.0° N 135.5° E	8 ～ 8.3	紀伊半島沖の巨大地震の一つで、紀伊半島南方の1946年南海道地震とほぼ同じ位置で発生したと推定されている。
正平地震 1361年 8月3日	33.0° N 135.0° E	8 1/4 ～8.5	典型的な南海沖合いの巨大地震の一つである。畿内、土佐、阿波、山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂の倒壊破損が多かった。津波被害は摂津、土佐、阿波で多かった。
慶長地震 1605年 2月3日	33.0° N 134.9° E	7.9	被害の記録は少ないが、津波は千葉県の大津から九州に至る太平洋岸に押し寄せた。紀伊半島西岸の広村では、戸数1,700のうち700戸が流出した。津波による被害が甚大であった。
宝永地震 1707年 10月28日	33.2° N 135.9° E	8.6	我が国最大級の地震の一つである。震度分布図が示す太平洋岸の各地で地震動や津波により大被害を出している。和歌山県でも津波の被害は大きく、広村では総戸数1,000戸のうち700戸が流出し、150戸が破損、死者は292人にも及んだ。湯浅では、総戸数1,000戸のうち流出家屋292戸、破損275戸、死者53人であった。尾鷲でも死者1,000人といわれている。
安政南海地震 1854年 12月24日	33.0° N 135.0° E	8.4	震度分布図が示すように、この地震に伴い紀伊田辺領で家屋など倒壊255戸、流出532戸、焼失441戸、土蔵焼失264戸、寺焼失3戸、死者4人の被害が出た。また、和歌山領（勢州領含む）で、破損家屋18,086戸、流出8,496戸、焼失24戸、流死699人、山崩れ216箇所であった。広村は339戸のうち、125戸流失、10戸全壊、46戸半壊、158戸汐入破損し、人口1,323人のうち36人の死者が出た。紀伊沿岸の熊野以西では、津波により村の大半が流出した村が多かった。
東南海地震 1944年 12月7日	33.8° N 136.6° E	7.9	7日13時36分頃三重、愛知、静岡三県を中心として大地震が起こり、津波を伴い被害大であった。震央は志摩半島南南東20kmと推定されている。 和歌山県内では、熊野灘沿岸は発震後10分～20分で津波に見舞われ、波高は3m～5mに及び相当の被害を受けた。 しかし、新宮方面は異常で北西部の元町、馬町、初の字等が局部的に烈震（震度6）と推察され死者6人、負傷者38人、全壊家屋67戸、半壊146戸を出し、熊野神社の大きな石灯籠は大部分転倒した。 なお、旧那智町の被害はほとんど大字天満に起こったもので、天満駅から勝浦駅にいたる天満の大部分は、津波に襲われ波高約5mと推定された。この天満の湾に来襲した津波は、堤防を2ヶ所数mずつ決壊し、他にも破損箇所あり、鉄道線路は勝浦、天満両駅はほとんど全部が海と反対側へ押し流され、決壊箇所20mに及んだ。 勝浦湾に面した家は、湾内の水面が漸次ふくれ上がり、一時床

地震名 発生年月日	震源	M (マグニチュード)	概要
			<p>上浸水程度となったが直ちに退き始めた。しかし、天満を襲った大津波は、勝浦の背後から襲いかかったため、この方面の人命被害が多かった。</p>
<p>南海道地震 1946年 12月21日</p>	<p>33.0° N 135.6° E</p>	<p>8.0</p>	<p>21日4時19分過ぎ、和歌山県全域は突如地震に襲われ、大津波を伴い沿岸地域に大惨事を引き起こした。</p> <p>震源は、紀伊半島の南端潮岬南南西50kmの沖合にあり、有感範囲は東北北部及び北海道を除く日本の全地域にわたった。</p> <p>また、強震区域は本県はもとより徳島、高知、三重の諸県と愛知、岐阜及び九州の一部に及び、局地的に烈震と推察される部分もあった。津波は、西は日向灘から東は東京湾口まで、顕著に現れた。和歌山県北部では、地震後40分ないし1時間後、第1回の津波が来襲したという所が多いが、県南部海浜では数分後に早くも来襲し、大津波は少なくとも3回以上あり、第3波が最も大きく、波高の最高は2m～3mのものが最も多かった。</p> <p>災害は地震動そのものによる直接被害よりも、津波による被害の方がはるかに大きかった。なかでも串本方面は甚だしく、路上1.5mに達し、死者9人、負傷者100人、浸水家屋6,000戸に及び袋港では家屋の過半数を損じ荒廃した。旧広村では梧陵翁の功績による防波堤は完全にその役割を果たしたが、堤防のない南西方江上川に沿って侵入した津波が町の後面に廻り多数の溺死者を出した。由良町も被害が大きく、総戸数1,115戸中過半数の594戸浸水、死者17人、行方不明2人、負傷者19人、大小船舶の流破59隻、防波堤決壊20mに及んだ。また、海南市は低地のため浸水家屋が最も多く、新宮市は地盤軟弱のため多くの倒壊家屋があり、そのうえ大火を起こし、焼失家屋2,399戸、罹災者8,300人に及び惨状を極めた。県内の被害は次のとおりである。</p> <p>死者195人、行方不明74人、負傷者562人、家屋全壊969戸、同半壊2,442戸、同流失325戸、同浸水14,102戸、同全焼2,399戸、その他。</p>

第3章 地震被害想定

第1節 中央構造線による地震被害想定

和歌山県では、県計画（平成19年度修正）の震災対策計画編において、3種類の地震の発生を想定し、その震度と被害を予測しています。かつらぎ町が甚大な被害を被ると予測されている地震の被害想定を抜粋すると以下ようになります。

資料編 気象庁震度階級関連解説表

1. 想定地震

- ①和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震
(以下「中央構造線による地震」という。)

①中央構造線による地震	
地震の規模 (マグニチュード)	8.0相当
震源断層の位置	中央構造線（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近）
震源断層の深さ	4～14 km

2. 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の3とおりの組み合わせで予測をおこなっています。

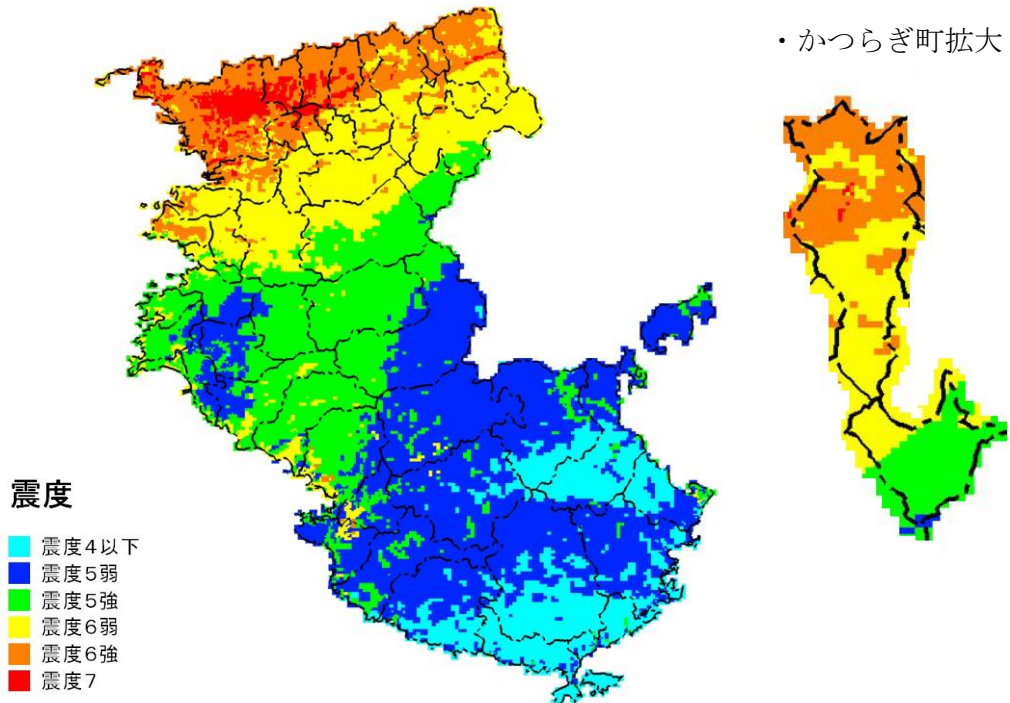
冬 5時	多くの方が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
冬 18時	炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
夏 12時	市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯

3. 震度予想・液状化予想

(1) 震度予想

中央構造線による地震の震度予想は、以下のようになります。

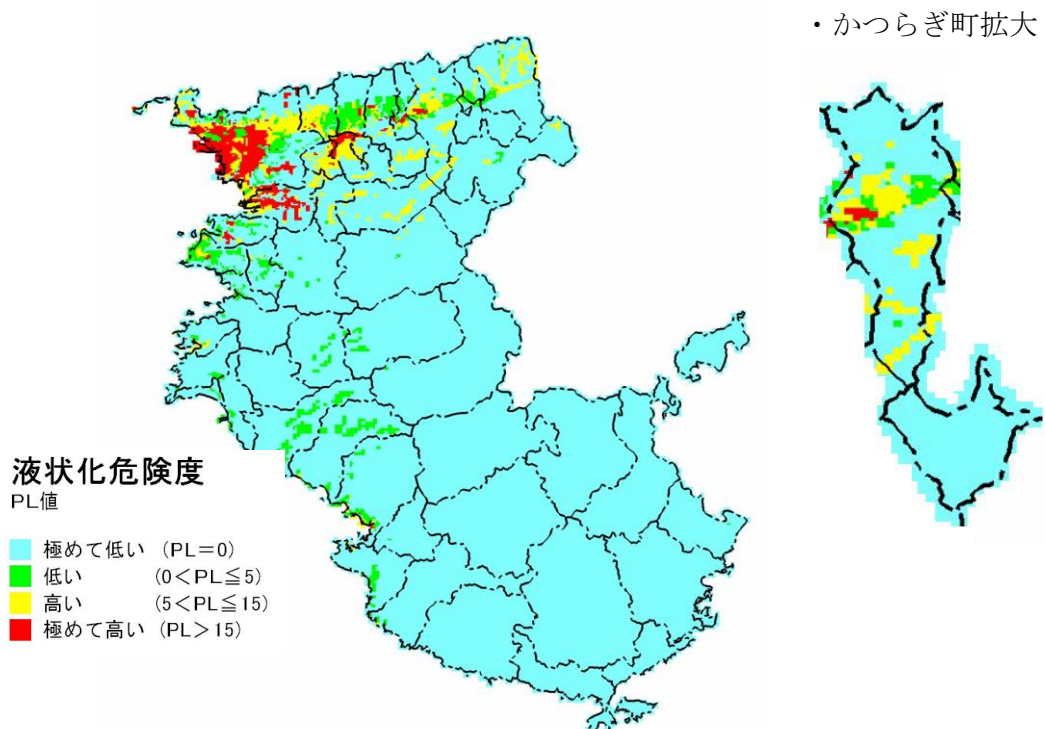
中央構造線による地震の震度分布図



(2) 液状化予想

中央構造線による地震の液状化予想は、以下のようになります。

中央構造線による液状化危険度分布図



4. 被害想定

かつらぎ町の被害想定をまとめると、以下のようになります。

和歌山県地震被害想定調査結果（中央構造線による地震）

地震規模 8.0 相当

震源断層の位置 淡路島南沖～和歌山・奈良県境界付近

震源断層の深さ 4～14 km

要因別死者数 予測結果		人口 (人)	建物倒壊による死者数 (人)			崖崩れによる死者数 (人)			火災による死者数 (人)			死者の総数 (人)		
			冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時
	かつらぎ町	20,945	143	113	91	2	2	2	0	1	0	145	116	93
	和歌山県	687,915	4,338	3,174	2,449	43	37	38	176	311	146	4,556	3,520	2,632

負傷者・様救 助者数予測結 果		人口 (人)	負傷者数 (人)									要救助者数 (人)		
			重傷者数 (人)			中等傷者数 (人)			冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時
			冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時						
	かつらぎ町	20,945	303	268	258	122	92	74	181	176	184	522	403	363
	和歌山県	1,069,912	12,506	11,728	10,690	3,832	3,164	2,442	8,674	8,564	8,248	16,313	12,860	11,869

地震動・液状 化による道路 施設被害予測 結果		橋梁（路線橋含む）		トンネル		盛土		橋梁（路線橋含む）		被害箇所数 合計
		現況数 (箇所)	被害箇所	現況数 (箇所)	被害箇所	現況数 (箇所)	被害箇所	現況数 (箇所)	被害箇所	
		かつらぎ町	99	28	1	0	8	11	29	
和歌山県	2,583	487	138	5	321	326	434	137	955	

地震動・液状 化による鉄道 施設被害予測 結果		橋梁（路線橋含む）		トンネル		盛土		橋梁（路線橋含む）		被害箇所数 合計
		現況数 (箇所)	被害箇所	現況数 (箇所)	被害箇所	現況数 (箇所)	被害箇所	現況数 (箇所)	被害箇所	
		かつらぎ町	28	10	0	0	5	7	2	
和歌山県	933	206	144	5	216	129	65	27	367	

上水道施設供 給支障予測結 果		配水管総延 長 (km)	被害箇所数 箇所	被害率 (箇所 /km)	給水人口 (人)	地震直後		地震1日後		地震1週間後	
						断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
						かつらぎ町	178	276	1.55	16,888	17,871
和歌山県	6,583	4,143	0.63	1,021,977	704,828	69.0	552,218	54.0	352,414	34.5	

下水道施設処理支障予測結果		下水道管 総延長 (km)	被害箇所数 箇所	被害率 (箇所 /km)	処理区域人 口 (人)	処理支障人 口 (人)	支障率	応急措置対 処日数	本復旧工事 開始月
	和歌山県	1,151	4,203	3.65	179,900	9,250	5.1		

停電人口予測結果		人口 (人)	地震直後			地震1日後			地震1週間後		
			冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時
			かつらぎ町	20,945	20,649	20,649	20,649	20,379	20,379	20,379	16,376
			98.6%	98.6%	98.6%	97.3%	97.3%	97.3%	78.2%	81.3%	78.6%
	和歌山県	1,069,912	883,139	886,302	883,925	695,532	704,327	696,350	531,504	607,760	563,085
			82.5%	82.8%	82.6%	65.0%	65.8%	65.1%	49.7%	56.8%	52.6%

一般電話機能支障予測結果		人口 (人)	地震直後		
			冬5時	冬18時	夏12時
			かつらぎ町	20,945	1,852
			8.8%	15.7%	11.3%
	和歌山県	1,069,912	518,554	546,683	523,032
			48.5%	51.1%	48.9%

一時的住居制約者数予測結果		人口 (人)	避難所生活者+避難所以外避難者 (人)									避難所生活者数 (人)		
			地震1日後			地震1週間後			地震1ヶ月後			ピーク時		
			冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時	冬5時	冬18時	夏12時
			かつらぎ町	20,945	9,177	9,272	9,191	11,118	11,197	11,129	5,633	5,757	5,651	7,227
		43.8%	44.3%	43.9%	53.1%	53.5%	53.1%	26.9%	27.5%	27.0%	34.5%	34.7%	34.5%	
	和歌山県	1,069,912	374,891	417,407	382,518	461,795	496,387	468,016	262,158	316,856	271,903	300,167	322,652	304,210
			35.0%	39.0%	35.8%	43.2%	46.4%	43.7%	24.5%	29.6%	25.4%	28.1%	30.2%	28.4%

帰宅困難者数予測結果		人口 (人)	冬5時			冬18時			夏12時		
			外出者数	帰宅 困難者数	帰宅困難率	外出者数	帰宅 困難者数	帰宅困難率	外出者数	帰宅 困難者数	帰宅困難率
			かつらぎ町	20,945	0	0	0	2,889	814	28.2%	2,889
			0.0%	0.0%	0.0%	13.8%	3.9%		13.8%	3.9%	
	和歌山県	1,069,912	0	0	0	131,326	45,027	34.3%	183,509	97,210	53.0%
			0.0%	0.0%	0.0%	12.3%	4.2%		17.2%	9.1%	

5. 発生確率

(1) 中央構造線断層帯の将来の活動

本町が位置する中央構造線断層帯の「金剛山地東縁－和泉山脈南縁」の区間（①区間、図：参照）の最新活動は、1世紀以後4世紀以前で、その平均的な活動間隔は、約2千～1万2千年と推定されている。

また、地震調査推進本部は、中央構造線断層帯（金剛山地東縁－伊予灘）の長期評価を2009年（平成21年）1月に発表しているが、中央構造線断層帯の5つの区間が別々に活動する場合の長期確率を見ると、地震発生の長期確率には幅があるが、「今後30年の間に地震が発生する可能性」は、「金剛山地東縁－和泉山脈南縁」の区間（①区間）は、「高い」グループに属するが、その発生確率は、0～5%である。

中央構造線断層帯による地震発生確立及び参考指標

項目	将来の発生確率等	我が国の活断層の中での発生確率
①金剛山地東縁－和泉山脈南縁 地震後経過率（注1）	0.1－1.0	高い
今後30年以内の発生確率	ほぼ0%－5%	
今後50年以内の発生確率	ほぼ0%－9%	
今後100年以内の発生確率	ほぼ0%－20%	
今後300年以内の発生確率	ほぼ0%－50%	
集積確立（注2）	ほぼ0%－60%	

注1：地震後経過率：最新活動時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。

注2：前回の地震発生から評価時点までに地震が発生しているはずの確率。

(2) 計画の前提条件

中央構造線断層帯による地震は、一旦発生すると、紀の川沿いの低地では震度7の揺れとなり、多大な被害を町域にもたらすが、その発生確率は、東海・東南海・南海地震による地震の発生確率と比べると低いことから、本計画の計画期間における計画の前提条件としては、東海・東南海・南海地震による地震被害を想定するものとする。

なお、中央構造線断層帯による地震（震度7の揺れ）対策については、備えを長期的に講じていくものとする。

第2節 東海・東南海・南海3連動地震及び南海トラフ巨大地震による被害想定

1. これまでの経緯

和歌山県では南海トラフ巨大地震等に係る津波浸水・地震被害想定を実施するにあたり、地震・津波防災対策の専門家から、科学的知見に基づいた助言をいただくために「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」を一昨年4月に設置し検討を行ってきました。

また、平成25年3月に、3連動地震及び南海トラフ巨大地震による2つの津波浸水想定を公表しました。

2. 被害想定目的

対象とする地震動と津波を推計し、それらに基づき被害想定を行うことで、県・市町村の地域防災計画や防災減災対策の基礎資料とします。また、ライフライン関係企業、公共交通機関並びに病院、福祉施設及び工場などの民間施設等、様々な機関の防災減災対策の基礎資料としても活用します。

被害規模を明らかにし、県民の皆様の防災対策への理解を深めるとともに、具体的な被害軽減効果を示すことで自助・共助の取り組みを促進します。

被害想定を踏まえ、防災減災対策を講じることにより、被害を最小限にするとともに死者ゼロを目指します。

3. 被害想定概要

今回の被害想定は、約100年周期で発生すると想定されているM8クラスの「東海・東南海・南海3連動地震」（以下「3連動地震」）と千年に一度、1万年に一度と想定されているM9クラスの「南海トラフ巨大地震」の震度、津波の浸水等を基に、人的被害、建物被害等を取りまとめたものです。

なお、南海トラフ巨大地震の被害想定は、国の中央防災会議から都道府県単位で公表（平成24年8月、平成25年3月）されていますが、今回は市町村単位で想定を行い、町の対策検討に活用できるものとししました。

地震はいつ発生するか分からないため、季節・時刻・風速等、いくつかのパターンで被害想定を実施しました。（当該資料では、被害が最も大きくなる最大値を採用）

地震規模

3連動地震 (平成25年和歌山県)	南海トラフ巨大地震	
	平成25年和歌山県	平成24年内閣府
Mw 8.7	Mw 9.1	Mw 9.1

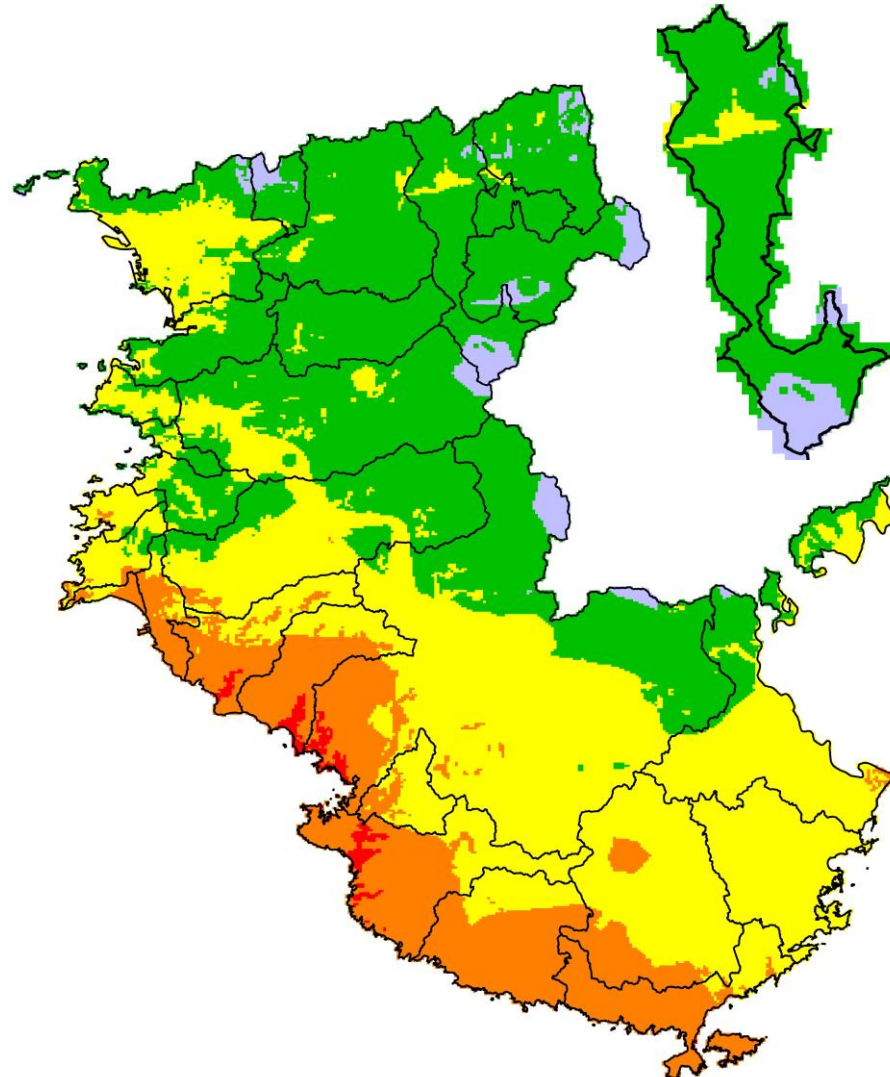
4. 震度予想・液状化予想

(1) 震度予想

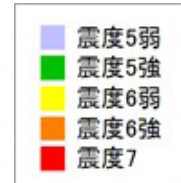
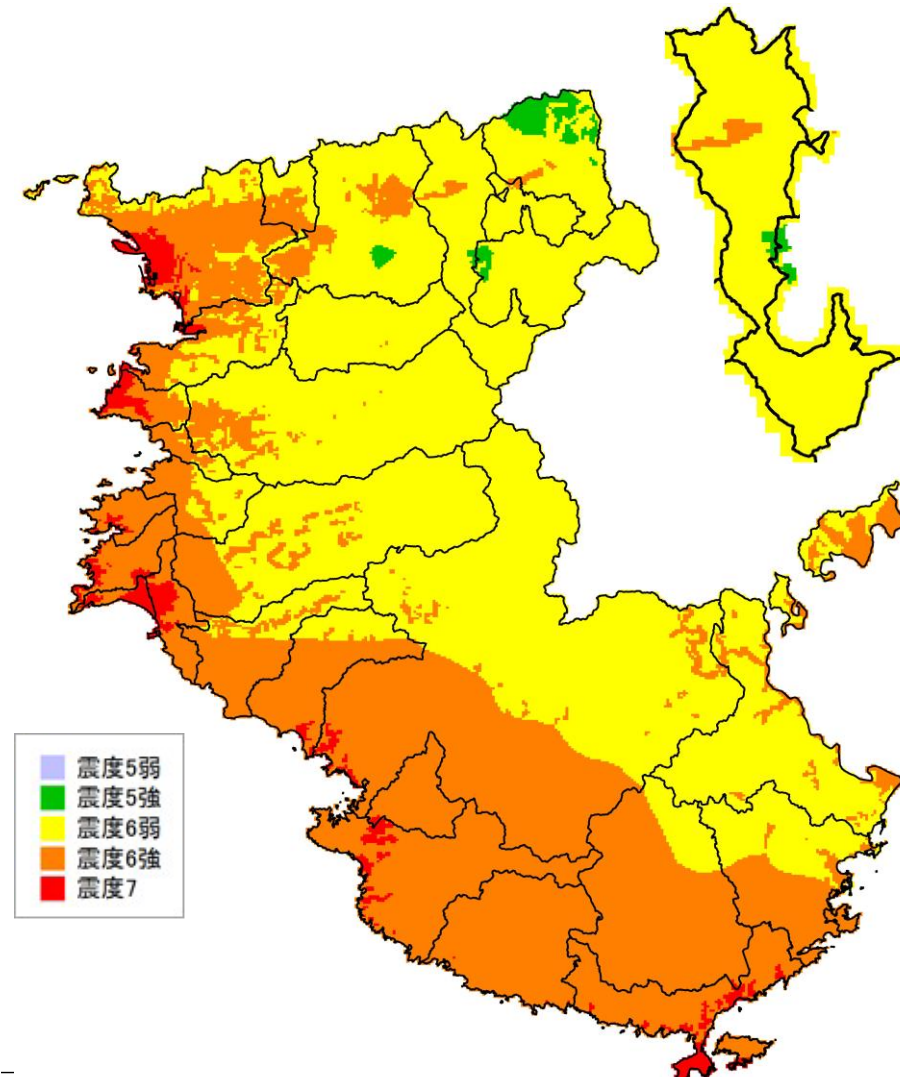
(1) 震度予想

3連動地震及び南海トラフ巨大地震の震度予想は、以下のようになります。

3連動地震の震度分布図



南海トラフ巨大地震の震度分布図

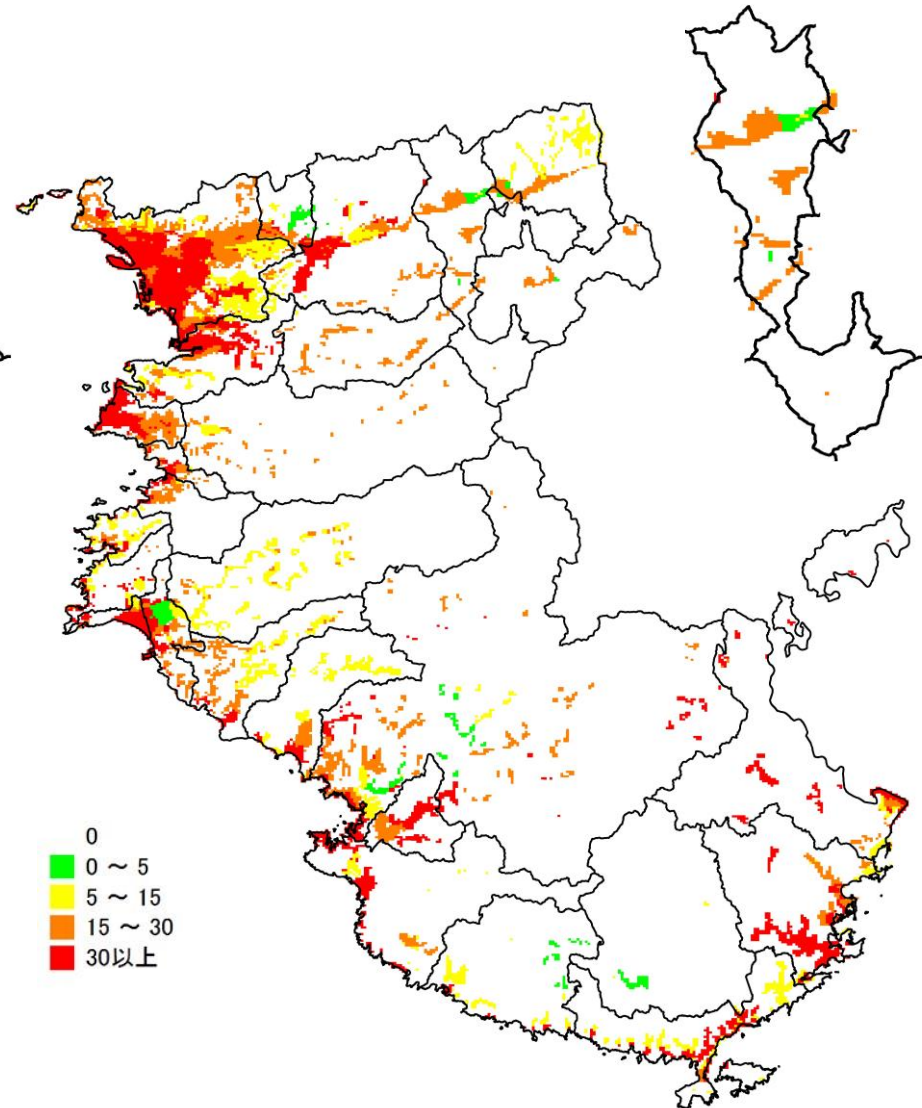
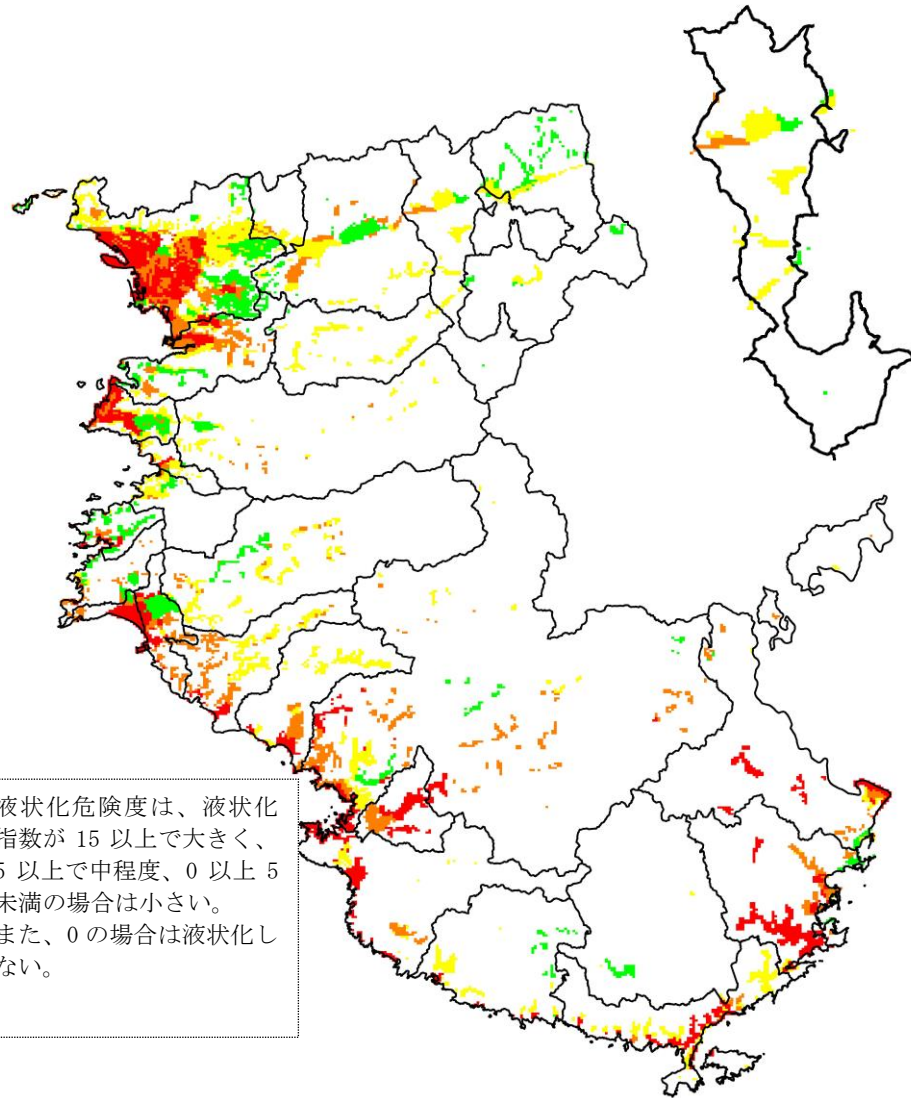


(2) 液状化予想

3連動地震及び南海トラフ巨大地震の液状化予想は、以下のようになります。

3連動地震の液状化指数

南海トラフ巨大地震の液状化指数



液状化危険度は、液状化指数が15以上で大きく、5以上で中程度、0以上5未満の場合は小さい。また、0の場合は液状化しない。



和歌山県地震被害想定調査結果（3連動地震）

※建物被害、人的被害、下水道被害、電力施設被害、通信施設被害、災害廃棄物については冬18時・風速8mのケース。

※避難者数予測、必要物資数については夏12時・風速4mのケース。

建物被害		総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数		焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計	半壊棟数合計	全壊率	半壊率
				揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率						
	かつらぎ町	10,300	6弱	13	0%	1	0%	14	180	0%	2%
	和歌山県	497,800	7	33,000	7%	7,500	2%	58,700	88,300	12%	18%

※県の全(半)壊棟数合計・全(半)壊率には、津波による被害を含む。

人的被害		人口	人的被害の合計				建物倒壊（振動）による被害			建物倒壊（斜面崩壊）による被害			火災による被害		
			死者数	重傷者数	軽傷者数	閉込者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
	かつらぎ町	18,100	0	0	24	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0
	和歌山県	996,500	19,200	4,700	14,300	400	1,300	8,700	30	18	17	280	72	180	

※県の人的被害合計には、津波による被害を含む。

上水道被害		管延長 km	管被害箇所数	被害率 箇所/km	水道人口	断水人口				断水率			
						発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	195.9	67	0.34	17,000	13,500	8,200	4,100	0	79%	48%	24%	0%
	和歌山県	7,286.2	13,800	1.89	976,900	878,200	701,800	350,900	123,500	90%	72%	36%	13%

下水道被害		下水道人口	支障人口				支障水率			
			発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	6,100	0	0	0	0	0%	0%	0%	0%
	和歌山県	280,800	136,100	134,500	114,700	17,600	49%	48%	41%	6%

電力施設被害		需要家軒数	被災軒数	停電軒数				停電率			
				発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	10,300	14	123,300	0	0	0	28%	0%	0%	0%
	和歌山県	497,800	58,700		55,800	22,100	21,100		13%	5%	5%

通信施設被害		回線数	固定電話・不通回線数				固定電話・不通率				携帯電話・不通ランク			
			発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	4,900	230	110	0	0	5%	2%	0%	0%	—	—	—	—
	和歌山県	243,500	84,200	49,100	33,400	23,200	41%	20%	17%	12%				

道路施設被害	対象道路延長 (km)	道路施設被害箇所数	地震の影響を受けると予測される道路の区間延長						
			揺れ（震度）の大きな区間			液状化危険度大の区間			
			震度7	震度6強	震度6弱	PL値 15~30	PL値 30~		
	かつらぎ町	132	7	0	0	13	0	0	
	和歌山県	3,021	220	58	628	1,314	252	304	

鉄道施設被害	対象路線 延長 (km)	鉄道施設 被害 箇所数	地震の影響を受けると予測される 鉄道の区間延長 揺れ(震度)の大きな区間		
			震度7	震度6強	震度6弱
			かつらぎ町	10	14
和歌山県	330	498	14	99	132

空港施設被害	ポート数	揺れ(震度)の大きな区間		
		震度7	震度6強	震度6弱
		かつらぎ町	3	0
和歌山県	296	13	64	129

避難者数 予測結果	発災時 人口	避難者総数			避難所に避難する者			避難所外生活者		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
		かつらぎ町	17,800	24	2,300	1,200	15	1,200	340	10
和歌山県	983,000	276,800	237,400	256,700	182,700	167,400	77,000	94,100	70,000	179,700

帰宅困難者 予測結果	帰宅者総数 a	城内帰宅者 b	域外帰宅者 c				徒歩代替者 g	帰宅困難者 h
			総数 c	鉄道・バ ス利用者 d	自動車・ 二輪車 利用者e	自転車 利用者・ 徒歩f		
和歌山県	782,300	477,300	305,100	34,400	232,600	38,300	72,400	194,500

必要物資数 予測結果	1日後～3日後(3日間)			4日後～7日後(3日間)			毛布 (枚)
	避難所 避難者数	食料 (食/3日間)	飲料水 (リットル /3日間)	避難所 避難者数	食料 (食/4日間)	飲料水 (リットル /4日間)	
和歌山県	182,700	1,972,800	6,315,400	167,400	2,409,900	7,368,000	414,700

災害廃棄物	重量(t)			体積(m³)		
	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
和歌山県	1,083,000	3,887,000	4,969,000	1,948,000	2,643,000	4,591,000

和歌山県地震被害想定調査結果（南海トラフ巨大地震）

※建物被害、人的被害、下水道被害、電力施設被害、通信施設被害、災害廃棄物については冬18時・風速8mのケース。

※避難者数予測、必要物資数については夏12時・風速4mのケース。

建物被害		総棟数	最大震度	揺れ等による全壊棟数		焼失棟数	焼失率	全壊棟数合計	半壊棟数合計	全壊率	半壊率
				揺れ等による全壊棟数	揺れ等による全壊率						
	かつらぎ町	10,300	6強	260	3%	3	0%	260	1,300	3%	13%
	和歌山県	497,800	7	84,700	18%	17,900	4%	158,700	100,800	32%	21%

※県の全(半)壊棟数合計・全(半)壊率には、津波による被害を含む。

人的被害		人口	人的被害の合計				建物倒壊（振動）による被害			建物倒壊（斜面崩壊）による被害			火災による被害		
			死者数	重傷者数	軽傷者数	閉込者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数	死者数	重傷者数	軽傷者数
	かつらぎ町	18,100	13	18	210	8	12	17	210	1	1	1	0	0	0
	和歌山県	996,500	90,400	9,800	29,800	1,100	3,700	5,000	20,500	42	23	23	940	250	620

※県の人的被害合計には、津波による被害を含む。

上水道被害		管延長 km	管被害箇所数	被害率 箇所/km	水道人口	断水人口				断水率			
						発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	195.9	310	1.55	17,000	16,600	14,400	7,200	0	98%	85%	42%	0%
	和歌山県	7,286.2	30,500	4.93	976,900	965,400	892,700	446,400	271,700	99%	91%	46%	28%

下水道被害		下水道人口	支障人口				支障水率			
			発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	6,100	74	42	0	0	1%	1%	0%	0%
	和歌山県	280,800	179,500	177,000	153,700	30,100	64%	63%	55%	11%

電力施設被害		需要家軒数	被災軒数	停電軒数				停電率			
				発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	10,300	260	339,100	10,100	0	0	100%	100%	0%	0%
	和歌山県	497,800	158,700		329,000	95,600	84,200		97%	28%	25%

通信施設被害		回線数	固定電話・不通回線数				固定電話・不通率				携帯電話・不通ランク			
			発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後	発災直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
	かつらぎ町	4,900	4,900	4,900	11	0	100%	100%	0%	0%	A	A	—	—
	和歌山県	243,500	243,500	238,000	110,100	94,200	100%	99%	52%	47%				

道路施設被害	対象道路延長 (km)	道路施設被害箇所数	地震の影響を受けると予測される道路の区間延長				
			揺れ（震度）の大きな区間			液状化危険度大の区間	
			震度7	震度6強	震度6弱	PL値 15～30	PL値 30～
	かつらぎ町	132	0	7	123	21	1
	和歌山県	3,021	230	187	1,696	1,127	438

鉄道施設被害	対象路線 延長 (km)	鉄道施設 被害 箇所数	地震の影響を受けると予測される 鉄道の区間延長 揺れ(震度)の大きな区間		
			震度7	震度6強	震度6弱
			かつらぎ町	10	21
和歌山県	330	525	37	225	64

空港施設被害	ポート数	揺れ(震度)の大きな区間		
		震度7	震度6強	震度6弱
		かつらぎ町	3	0
和歌山県	296	29	190	76

避難者数 予測結果	発災時 人口	避難者総数			避難所に避難する者			避難所外生活者		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
		かつらぎ町	17,800	410	2,300	410	250	1,200	130	170
和歌山県	983,000	438,500	293,500	389,300	288,800	217,700	116,800	149,700	75,900	272,500

帰宅困難者 予測結果 (再掲)	帰宅者総数 a	域内帰宅者 b	域外帰宅者 c				徒歩代替者 g	帰宅困難者 h
			総数 c	鉄道・バ ス利用者 d	自動車・ 二輪車 利用者e	自転車 利用者・ 徒歩f		
和歌山県	782,300	477,300	305,100	34,400	232,600	38,300	72,400	194,500

必要物資数 予測結果	1日後～3日後(3日間)			4日後～7日後(3日間)			毛布 (枚)
	避難所 避難者数	食料 (食/3日間)	飲料水 (リットル /3日間)	避難所 避難者数	食料 (食/4日間)	飲料水 (リットル /4日間)	
	かつらぎ町	250	2,700	129,100	1,200	16,500	
和歌山県	288,800	3,119,100	8,033,700	217,700	3,134,300	9,372,600	605,600

災害廃棄物	重量(t)			体積(m³)		
	可燃物	不燃物	合計	可燃物	不燃物	合計
	かつらぎ町	5,900	18,000	24,000	11,000	13,000
和歌山県	3,108,000	12,203,000	15,310,000	5,594,000	8,298,000	13,891,000

第4章 防災の基本方針

未曾有の人的被害、経済被害をもたらした東日本大震災の発生から11年が経過し今もなお、復興の見通しが立たない地域は多く、多くの人々が生活再建に向けて懸命の努力が続けられています。

東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）に改正され、同年12月に施行されました。

これにより、法律の対象地震は東南海・南海地震から南海トラフ地震に改正され、科学的に想定し得る最大規模の地震である南海トラフ巨大地震を含め、南海トラフ沿いで発生する様々な地震を考慮して地震防災対策を推進することとなりました。

また、南海トラフ地震防災対策推進地域は1都2府26県707市町村が指定され、この中に本町も含まれています。

これら南海トラフ地震等の大規模地震のほか、風水害、土砂災害などの自然災害に適切に対処するため、防災施設の整備、情報伝達網の充実などを推進するとともに、被害を大幅に低減し死者数を限りなくゼロに近づけていくこと、被災地域の復旧・復興にかかる時間を大幅に短縮することを目指し、かつらぎ町・関係機関及び住民・地域・事業所等が一体となった総合的な防災体制の整備と相互の連携を強化します。

1. 町土の保全

(1) 治山

山地災害危険地区については、緊急かつ計画的に施設整備を推進します。また、森林の公益機能を高度利用するため、保安林の整備を推進します。

(2) 治水

河川・砂防関係施設について安全性の確保を継続するため、防災施設の整備を推進するとともに、土地利用や環境にも配慮し、流域全体の総合的な治水施策を推進します。

2. 防災活動の充実

- (1) かつらぎ町水防計画、伊都消防組合消防計画など防災関係計画に、検討・調整を常に行い、防災体制の整備・強化を推進します。
- (2) 災害に関する情報、災害発生時の被害状況、庁内及び住民などへの連絡が迅速かつ的確に伝達できるように、防災情報伝達システムを適正に活用します。
- (3) 円滑な防災活動が実施できるように、関係機関との連携を強化します。
- (4) 広報紙、講演会、学校教育をはじめとして、様々な機会、方法を活用して、防災知識の普及と防災意識の醸成に努めます。

また、消防団や地域の自主防災組織、その他関係機関の活動の活発化を促すとともに、一体となった地域ぐるみの防災活動となるように、各種防災訓練を実施します。

3. 防災ビジョン

(1) 「自助」・「共助」・「公助」による取組みの強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等のさまざまな主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められています。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組みを推進していきます。

(2) 広大な面積をカバーしうる実効性のある防災体制の確立

かつらぎ町は、広大な町域を有し、かつ、紀の川と有田川、そして紀伊山地と和泉山脈を有するという自然特性などから、地震被害や風水害等の甚大な被害が町の全域に及ぶというよりも、特定の地域に発生することが想定されます。

そこで、これまでに培ってきた各地域の防災体制を有効に相互活用して、町全体が補完しあう防災体制の構築が重要であり、災害発生地域へのバックアップ体制を構築していくものとします。

また、大規模な災害の発生に対応するため、ライフラインや医療体制の確保、市街地等での耐震型居住空間の形成などの防災基盤の充実、県、他市町村間の相互応援協力体制の整備などを推進します。

(3) 総合的な風水害対策の推進

近年、異常気象とあいまって、全国各地で、集中豪雨や台風による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組みにより、流域の安全を確保する必要があります。

ハード対策については、国・県と連携し、水防工事など安全対策に係る社会基盤の整備などを図ります。ソフト対策については、災害危険箇所の点検調査、土砂災害ハザードマップの作成を検討するとともに、災害危険箇所における警戒情報などの連絡体制の整備を推進します。

なお、町ホームページに県の防災情報を掲示し、防災意識の向上を図ります。

また、浸水想定区域内の主として高齢者や障害者等が利用する施設等の事業所（以下、「要配慮者利用施設」という。）においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図ります。

(4) 水防体制の充実

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）員の減少等による地域の水防力の低下が見込まれる中、消防団（水防団）等の水防活動に協力する体制を強化する必要があります。消防団（水防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進するものとします。

(5) 被害最小化に向けた防災体制の充実

想定をはるかに上回る規模の災害の発生に対応するために、迅速な初動体制を図ることができる、実践的・機動的な「職員初動マニュアル」をはじめ、被害最小化に向けた防災行政無線や消防無線などを活用し、防災体制を強化します。

また、ハザードマップの活用による危険区域の認知等の手法を採り入れながら、地域住民による防災行動を支援していくものとします。

(6) 要配慮者対策の推進

この計画の策定にあわせ、災害時における高齢者や障害のある人など、要配慮者の避難支援を円滑に行うための要配慮者の特定、要配慮者情報の把握、避難支援者などを検討します。

(7) 自主防災組織の結成・育成支援

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、さまざまな災害発生に備え、普段から十分な対策を講じておく必要がありますが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もあります。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのにも時間がかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが大切です。災害発生時はもちろん、日常においても、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むための体制づくりとして「自主防災組織」の結成・育成支援を図ります。

また、住民向けの広報などにより、普段からの防災対策(行動)の大切さを広く啓発していきます。併せて、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努めます。

(8) 事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっています。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組みを促進する必要があります。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等への協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していきます。

(9) 地震防災対策の実施に関する目標の設定

和歌山県では、平成19年3月に、平成16年3月策定の県地震防災対策アクションプログラムを改訂し、減災目標をあらたに設定しています。また、平成20年4月1日には、自助・共助・公助によりそれぞれの役割を果たしながら災害に強い地域社会を形成していくことを目的として、「和歌山県防災対策推進条例」が制定されています。本町においても、国の地震防災戦略や県地震防災対策アクションプログラム等との整合を図り、町における地震防災対策の目標を設定した「かつらぎ町地震防災対策アクションプログラム」を平成22年1月に策定し、令和2年4月に一部

見直しました。

「かつらぎ町地震防災対策アクションプログラム」では、3つの大きな目標を掲げています。防災対策の基本として大きな3つの区分「①大地震に着実に備える予防対策」「②災害発生時に迅速かつ適切な応急対策」「③復旧を進め安全で安定した生活を構築するための復旧・復興対策」の3つの目標を掲げ、それに対応する7つの施策を柱とし、21の個別アクションを体系化しております。

アクションプログラムの体系図

目 標		施 策 の 柱		個 別 ア ク シ ョ ン	
1	予防対策	1	防災意識の普及推進	1	町民防災意識の啓発
				2	学校等における防災教育の推進
		2	耐震化と災害に強いまちづくりの推進	3	民間建築物の耐震化の促進
				4	公共建築物の耐震化の促進
				5	公共土木施設の耐震化の促進
				6	避難地等の整備促進
				7	ライフライン対策の促進
		3	地域の防災体制づくり推進	8	自主防災組織の育成
				9	ボランティア活動の支援
				10	企業防災力向上の促進
2	応急対策	4	災害時要援護者への支援	11	災害時要援護者の保護体制の強化
				12	行政防災力の強化
		6	災害応急対策の整備推進	13	救急救助・医療体制の確保
				14	消火体制の確保
				15	緊急輸送路の確保
				16	避難所の運営設置・運営体制の整備
				17	応急復旧対策の実施
				18	応急住宅の確保対策促進
				19	緊急物資確保体制の整備
20	衛生、防災活動体制の強化				
3	復旧・復興対策	7	町民生活の再建、復旧・復興の推進	21	被災者の救援・生活支援対策の促進

第5章 防災関係機関の実施責任と業務大綱

第1節 実施責任

1. 町

町は、防災の第一義的責任を有する基礎的地方公共団体として、本町の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施します。

2. 県

県は、本町を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、本町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び本町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び本町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、本町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1. かつらぎ町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
かつらぎ町	<ul style="list-style-type: none"> ○町防災会議に関する事務 ○防災に関する施設、組織の整備と訓練 ○災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ○災害防除と拡大の防止 ○救助、防疫等、罹災者の救助保護 ○災害復旧資材の確保と物価の安定 ○罹災者に対する融資等の対策 ○被災町営施設の応急対策 ○災害時における文教対策 ○災害対策要員の動員並びに雇用 ○災害時における交通、輸送の確保 ○被災施設の復旧 ○管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

2. 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災会議に関する事務 ○防災に関する施設、組織の整備と訓練 ○災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ○災害防除と拡大の防止 ○救助、防疫等、罹災者の救助保護 ○災害復旧資材の確保と物価の安定 ○罹災者に対する融資等の対策 ○被災県営施設の応急対策 ○災害時における文教対策 ○災害時における公安対策 ○災害対策要員の動員並びに雇用 ○災害時における交通、輸送の確保 ○被災施設の復旧 ○市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

3. 消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊都消防組合	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における情報の伝達及び広報 ○災害時における被災者の救急、救助業務

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時における消防業務 ○危険物等の災害に関する指導及び予防業務 ○伊都消防組合組織及び施設の強化

4. 警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
かつらぎ警察署	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における住民の生命、身体、財産の保護 ○災害時における犯罪予防及び取締並びに治安維持 ○災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保 ○災害時における緊急自動車のための交通規制 ○遺体の検視及び身元の確認 ○他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

5. 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 近畿管区警察局	<ul style="list-style-type: none"> ○管内各府県警察の指導・調整に関すること ○他管区警察局との連携に関すること ○関係機関との協力に関すること ○情報の収集及び連絡に関すること ○警察通信の運用に関すること ○警察官の応援派遣に関すること
2 近畿財務局（和歌山財務事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ○公共土木等被災施設の査定立会 ○地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ○地方自治体に対する災害融資 ○災害時における金融機関の緊急措置の指示 ○未利用の国有地の情報提供
3 近畿厚生局	<ul style="list-style-type: none"> ○救護等に係る情報の収集及び提供
4 近畿農政局	<ul style="list-style-type: none"> ○農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成 ○土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ○農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）	<ul style="list-style-type: none"> ○国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 ○国有林における予防治山施設による災害予防 ○国有林における荒廃地の災害復旧 ○災害対策復旧用資材の供給 ○森林火災予防対策

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
6 近畿経済産業局	<ul style="list-style-type: none"> ○電気、ガス、工業用水道の復旧対策 ○災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
7 中部近畿産業保安監督部近畿支部	<ul style="list-style-type: none"> ○鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 ○電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
8 近畿運輸局（和歌山運輸支局）	<ul style="list-style-type: none"> ○交通施設及び設備の整備に関する指導 ○宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導 ○所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導 ○災害時における所管事業に関する情報の収集 ○災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導 ○災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整 ○緊急輸送命令
9 大阪航空局（関西空港事務所）	<ul style="list-style-type: none"> ○航空保安無線施設の完全な状態の維持管理 ○密集地帯上空の低空飛行の禁止 ○航空機救難に関し、非常の際は自衛隊の協力を得て損害を最小に止めるための緊急措置の実施
10 大阪管区气象台（和歌山地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> ○気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 ○気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ○気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ○地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ○防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
11 近畿総合通信局	<ul style="list-style-type: none"> ○電波の監理、並びに有線電気通信の監理 ○非常通信訓練の計画及びその実施指導 ○非常通信協議会の育成・指導 ○防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 ○非常時における重要通信の確保 ○災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し ○情報伝達手段の多様化・多重化の促進
12 和歌山労働局	<ul style="list-style-type: none"> ○工場、事業場における労働災害の防止 ○救助の実施に必要な要員の確保
13 近畿地方整備局（和歌山河川国道事務所五條出張所・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン）	<ul style="list-style-type: none"> ○土木施設の整備と防災管理 ○水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ○被災土木施設の災害復旧 ○緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
14 近畿地方環境事務所	○災害廃棄物の処理対策に関すること

6. 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第 37 普通科連隊、第 304 水際障害中隊	○人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 ○応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

7. 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社	○輸送施設の整備と安全輸送の確保 ○災害対策用物資の緊急輸送 ○災害時の応急輸送対策 ○被災施設の調査と災害復旧
2 西日本電信電話株式会社和歌山支店、株式会社 NTT ドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	○電気通信施設の整備と防災管理 ○災害時における緊急通話の取扱い ○被災施設の調査と災害復旧
3 日本銀行大阪支店	○銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ○資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ○金融機関の業務運営の確保に係る措置 ○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 ○各種措置に関する広報
4 日本赤十字社和歌山県支部	○災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 ○災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ○義援金品の募集配布
5 日本放送協会和歌山放送局	○防災知識の普及と警報等の周知徹底 ○災害状況及び災害対策等の周知徹底
6 日本通運株式会社和歌山支店	○災害時における緊急陸上輸送
7 関西電力送配電株式会社 和歌山支社	○災害時の電力供給 ○被災施設の調査と災害復旧
8 日本郵便株式会社 (かつらぎ郵便局、かつらぎ大谷郵便)	○災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 ○被災郵政業務施設の復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
局、かつらぎ笠田郵便局、かつらぎ洪田郵便局、妙寺郵便局、かつらぎ広口簡易郵便局、かつらぎ志賀簡易郵便局、花園簡易郵便局)	
9 KDDI株式会社	○電気通信施設の整備と防災管理 ○災害時における緊急通話の取扱い ○被災施設の調査と災害復旧
10 ソフトバンク株式会社	○電気通信施設の整備と防災管理 ○電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ○被災電気通信設備の災害復旧

8. 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 土地改良区（小田井土地改良区、七郷井土地改良区、三谷井土地改良区、紀の川用水土地改良区）	○土地改良施設の整備と防災管理 ○農地及び農業用施設の被害調査並びに災害復旧 ○農地たん水の防除施設の整備と活動
2 バス機関	○災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 ○災害時の応急輸送
3 輸送機関	○災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 ○災害時の応急輸送
4 放送機関	○防災知識の普及と警報等の周知徹底 ○災害状況及び災害対策等の周知徹底
5 ガス機関	○災害時のガス供給 ○被災施設の調査と災害復旧

9. その他の公共的団体及び防災上重要な管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1 病院等経営者	○避難施設の整備と避難訓練の実施 ○被災時の病人等の収容保護 ○災害時における負傷者等の医療、助産救助
2 社会福祉施設の経営者	○避難施設の整備と避難訓練の実施 ○災害時における収容者の収容保護
3 学校法人	○避難施設の整備と避難訓練の実施 ○災害時における教育の応急対策計画の確立と実施

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
4 農業協同組合、森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ○町本部が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力 ○農林産物等の災害応急対策についての指導 ○被災農林業者に対する融資又はあっせん ○農林業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 ○飼料、肥料、その他資材等の確保又はあっせん (救助用物資、復旧資材を含む)
5 商工会	<ul style="list-style-type: none"> ○町本部が行う商工関係の被害調査等応急対策への協力 ○救助用物資、復旧資材の確保についての協力
6 金融機関	<ul style="list-style-type: none"> ○被災事業者に対する資金融資
7 危険物及び高圧ガス施設等管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○安全管理の徹底 ○危険物及び高圧ガス施設等の点検
8 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資もしくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者(スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲食料品メーカー、医薬品メーカー、旅客(貨物)運送事業者、建設業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること
9 住民	<ul style="list-style-type: none"> ○食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること

第2編 災害予防計画

第1章 河川防災計画

担当部署	建設課・危機管理課
------	-----------

1. 現況

紀の川が東から西に流れ、その兩岸に居住地域が広がっています。紀の川の支流も多く、河川重要水防箇所が多数指定されており、河川防災は特に重点を置くべき課題となっています。

資料編	国土交通大臣直轄河川重要水防箇所・知事管理河川重要水防箇所・町管理河川重要水防箇所
-----	---

2. 計画方針

台風の来襲や豪雨により、しばしば河川氾濫が起きており、重要水防箇所の改善等災害予防対策、災害発生に注意すべき区域の巡視、警戒及び避難体制等、災害予防に必要な措置を次の方針により実施します。

- (1) 過去の大水害の実績や、流域の開発に見合った計画を立てます。
- (2) 周辺土地の有効利用を勘案するとともに、流域及び河川の現状、課題を十分に踏まえ、その超過洪水に対する安全度を高めます。
- (3) 治水安全度の向上のみならず、地域と連携した河川環境の保全を推進し、また河川浄化による水質の改善を行います。
- (4) 南海トラフ地震に備え、水門樋門の自動化・遠隔操作化、堤防の耐震化・嵩上げ等検討し、被害の防止・軽減を図ります。

3. 事業計画

住民の生命・身体と財産を守り、安全な暮らしができるよう、治水・利水・土地利用を考慮に入れた河川改修、警戒・巡視・避難の体制整備に取り組みます。

- (1) 水防箇所の巡視・点検

河川及び河川周辺の巡視、水防危険箇所等の点検を定期的に町・振興局が連携し実施します。
- (2) 住民等への周知体制の充実

河川水防箇所を住民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示します。また、洪水ハザードマップを流域住民に周知します。

更に、河川沿いの要配慮者利用施設に対して、情報伝達体制や避難体制を確立するものとします。
- (3) 大規模氾濫減災協議会の活用

国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした大規模氾濫減災協議会を活用し、密接な連携体制の構築を図ります。

本町が参画している大規模氾濫減災協議会は、洪水予報河川である「紀の川」と「有田川」で、以下のものです。

- ① 紀の川上流部大規模氾濫に関する減災対策協議会
- ② 有田地域等における大規模氾濫減災協議会

なお、協議会での主な取組方針検討事項は以下の通りです。

- ア ハザードマップの作成・周知等
- イ 防災に関する啓発活動、教育の拡充
- ウ 迅速・的確な行動のための訓練等の実施
- エ 避難指示等の発令に着目したタイムラインの作成・活用等
- オ 避難行動のための情報発信等
- カ 避難時間確保のための水防活動・体制の強化
- キ 堤防等の整備について
- ク 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

第2章 砂防防災計画

担当部署	建設課・危機管理課
------	-----------

1. 現況

和泉山脈、紀伊山地からの段丘が河川の近くまでせり出していることから、集中豪雨時に土石流発生の危険が多く、土石流危険渓流、砂防指定箇所があり、砂防事業が重要です。

資料編	砂防防災箇所の概要
-----	-----------

2. 計画方針

土砂流出及び、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため法指定並びに砂防工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援します。

土砂災害発生に注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制のほか、砂防指定地をはじめ砂防箇所では次の方針で、県との協議を通じて災害予防上必要な措置を講じます。

- (1) 荒廃山地からの土砂の流出を抑制するための山腹工事
- (2) 流出土砂を抑制し、山脚の固定を図る砂防ダム工事
- (3) 荒廃河川の縦横浸食を防止し、河川の安定を図る床固定・流路工事

また、土石流危険渓流を公表し、周知を図るとともに、災害発生に備えた警戒と避難体制を整備します。

3. 事業計画

砂防事業の重要性から、特に人家に近い危険箇所では早期に事業に取り組むものとします。

- (1) 土石流危険渓流周辺の巡視・点検

土石流危険渓流周辺の巡視、点検を定期的を実施します。

- (2) 土石流危険渓流の表示

土石流危険渓流を住民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示します。

- (3) 広報・啓発

防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施します。

- (4) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県の指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に際し、基礎調査等の協力を行います。

- (5) 雨量観測情報等の活用

県からの雨量情報及び土砂災害警戒情報並びに 5km メッシュ毎の危険度情報等の提供を受け、警戒避難のための情報伝達体制を確立させます。

- (6) 砂防指定

土砂の生産等に伴い流域に被害を及ぼす区域を指定地とし、立木の伐採、土石の採取等の一定行為の禁止・制限等を行います。

(7) 砂防事業

砂防設備の整備を計画的に進めます。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行います。

(8) 総合的な土石流対策

土石流による災害から人命を保護するため、下記の総合的な土石流対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努めます。

① 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、防災気象情報、土石流の前兆現象（山鳴り、溪流の水位激減、濁りや流木など）等に基づき、土砂災害警戒区域や土石流危険溪流等の必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、土石流に対して安全な避難場所の情報を明示します。

また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予報及び警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知します。さらに土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにします。

町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成しなければなりません。

また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施することが求められます。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。

② 被害情報の収集

町は、人家等にかかる土石流や山地崩壊等による河道閉塞（天然ダム）等の土砂災害が発生した場合、県総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付します。

第3章 山地防災計画

担当部署	産業観光課・建設課
------	-----------

1. 現況

近年、道路整備や土地開発が山際まで行われるようになり、一度の山地災害の発生で多くの生命や財産を奪う危険が高まっています。山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区が多数町域内に存在しています。

資料編	山地災害危険箇所の概要
-----	-------------

2. 計画方針

山地災害の発生が予想される注意すべき区域での巡視や警戒、さらに住民の避難体制を整備するとともに、県との協議を通じて災害予防に必要な措置を講じます。

山地災害危険対策として、集落に近接した山地における山地災害の防止、荒廃山地の復旧等を重点的に、危険度、緊急性の高い箇所から、積極的かつ効率的に実施することとしています。

また、豪雨時には当該箇所を点検し、その実態の把握を行い、その結果、危険と認められた場合には防災会議等を通じて関係者へ周知を図るとともに、必要に応じて防災工事の実施等の措置を講じます。

3. 事業計画

着手済地区の防災事業を継続し、早期完了を目指すとともに、未着手地区についても、危険度に配慮しつつ順次事業に着手するよう努めます。

(1) 危険地区の巡視・点検

危険地区周辺の巡視、点検を定期的に行います。

(2) 危険地区の表示

危険地区箇所を住民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示します。

(3) 広報・啓発

防災意識の普及のため、土砂災害防止月間等の機会を通じ、パンフレット等の配布等、情報提供の諸施策を実施します。

新たな荒廃危険箇所等についても詳細な現地調査巡視を続け、治山事業が必要であると判断される場合は、順次治山事業を実施します。

さらに間伐等の遅れにより森林が荒廃し山地災害が発生する恐れのある箇所についても本数調整伐等を積極的に実施し、森林の持つ防災機能の強化を図ります。

第4章 地すべり防止計画

担当部署	建設課、危機管理課
------	-----------

1. 現況

地すべりは、急傾斜地だけでなく、地形が緩やかでも地下水位の高さにより発生するので注意が必要であり、町域には地すべり危険箇所が多数存在します。

資料編	地すべり危険箇所の概要
-----	-------------

2. 計画方針

地すべりによる災害を未然に防止又は軽減するため、法指定並びに地すべり防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援します。

地すべり災害の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制等の整備とともに、県との協議を通じて防止のために必要な措置を講じます。

(1) 早期の伝達

豪雨時には危険箇所を点検し、危険と認められた場合には関係者へ周知を図るとともに、要配慮者には避難情報の伝達を早目に行います。

3. 事業計画

危険度が高いと考えられる地域から防災事業を順次実施し、同時に危険地域の調査・巡視を行います。

(1) 危険箇所の巡視・点検

危険箇所周辺の巡視、点検を定期的を実施します。

(2) 危険箇所の表示

危険箇所を住民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示します。

(3) 広報・啓発

防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施します。

(4) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県の指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に際し、基礎調査等の協力を行います。

(5) 地すべり防止区域指定

地すべりによる被害を除却又は軽減するため、地すべり防止区域として指定し、助長もしくは誘発するおそれのある行為の制限等を行います。

(6) 地すべり対策事業

森林整備保全事業計画等に基づき、計画的な事業実施を行います。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行います。

(7) 総合的な地すべり対策

地すべりによる災害から人命を保護するため、下記の総合的な地すべり対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努めます。

① 警戒避難体制の整備

町は、地すべりの前兆現象（地割れや地面の陥没・隆起、水位の急変等）や地すべり監視施設等のソフト対策に基づき、土砂災害警戒区域や地すべり危険箇所等の必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、地すべりに対して安全な避難場所の情報を明示します。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予報及び警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知します。さらに土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにします。

町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成しなければなりません。

また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施することが求められます。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。

② 被害情報の収集

町は、人家等にかかる地すべりが発生した場合、県総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付します。

第5章 急傾斜地崩壊防止計画

担当部署	建設課、危機管理課
------	-----------

1. 現況

急傾斜地崩壊は、土砂災害の中で最も発生確率の高いものであり、急傾斜地が多数存在し、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けている箇所も多くあり、その予防対策は重要です。

資料編	急傾斜地崩壊危険地域の概要
-----	---------------

2. 計画方針

がけ崩れ災害から住民の生命を保護するため、法指定並びに急傾斜地崩壊防止工事を実施し、安全で安心できる地域づくりを支援します。

急傾斜地崩壊災害の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒及び避難体制の充実など、県との協議を通じて災害予防に必要な措置を講じます。

(1) 早期の伝達

豪雨時には危険箇所を点検し、危険と認められた場合には関係者へ周知を図るとともに、要配慮者には避難情報の伝達を早目に行います。

3. 事業計画

急傾斜地の崩壊による災害から人命・財産を守るため、崩壊の危険性の高いところから対策工事を進めます。

(1) 危険地区の巡視・点検

危険地区周辺の巡視、点検を定期的を実施します。

(2) 危険地区の表示

危険地区箇所を住民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示します。

(3) 伝達体制の整備

土砂災害防止法の施行に伴い指定された警戒区域における警戒避難体制の整備を図ります。特に、要配慮者には避難情報の伝達を早目に行う体制の整備に努めます。

(4) 広報・啓発

防災意識の普及・向上のため、土砂災害に関する情報提供や、住民説明会や防災訓練、防災教育等を実施します。

(5) 土砂災害警戒区域等の指定

町は、県の指定する土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に際し、基礎調査等の協力を行います。

(6) 雨量観測情報等の活用

県からの雨量情報及び土砂災害警戒情報並びに 5km メッシュ毎の危険度情報等の提供を受け、警戒避難のための情報伝達体制を確立させます。

(7) 急傾斜地崩壊危険区域指定

急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命を保護するため、崩壊する恐れのある

急傾斜地を指定し、急傾斜地の崩壊が助長もしくは誘発される恐れがないよう一定行為の制限等行います。

(8) 急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊防止施設の整備を計画的に進めます。特に避難場所、地域防災拠点及び要配慮者利用施設の保全を重点的に行います。

(9) 総合的ながけ崩れ対策

がけ崩れによる災害から人命を保護するため、下記の総合的ながけ崩れ対策を実施し、災害の防止・被害の軽減に努めます。

① 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報、がけ崩れの前兆現象（亀裂や湧水の発生、小石の落下など）等に基づき、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所等の必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等の防災対策が適時適切に行えるよう地域防災計画に記載するとともに、がけ崩れに対して安全な避難場所の情報を明示します。また、土砂災害警戒区域毎に土砂災害に関する情報伝達、予報及び警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布により住民に周知します。さらに土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設への土砂災害に関する情報の伝達方法についても地域防災計画に記載し、円滑な警戒避難が行えるようにします。

町地域防災計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成しなければなりません。

また、作成した計画は町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施することが求められます。

県及び町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めます。

② 被害情報の収集

町は、人家等にかかるがけ崩れが発生した場合、県総合防災情報システムによる通報に加え、県（各振興局建設部及び砂防課）に対し第1報を送付します。

第6章 内水排除計画

担当部署	危機管理課
------	-------

1. 現況

本町域内の内水排除のための施設は34（樋門17、樋管17）であります。

資料編	内水排除施設の概要及び内水排除用設備状況
-----	----------------------

2. 計画方針

内水排除に関する計画方針は、樋門並び樋管等の操作により内水が予想される注意箇所の内水対策及び避難体制など、県との協議を通じて災害予防に必要な措置を講じます。

3. 事業計画

(1) 内水排除施設

内水排除施設に対して十分に保守・整備を行うものとします。

(2) 注意箇所の巡視・点検

注意箇所周辺の巡視、点検を定期的実施します。

(3) 注意箇所の表示

注意箇所を住民や来訪者にわかるように、看板や標識で表示します。

(4) 警戒避難体制の整備

浸水が想定される区域の警戒避難体制の整備を図ります。特に要配慮者には避難情報の伝達を早目に行う体制の整備に努めます。

(5) 排水ポンプ車の配備・点検

内水氾濫が予想される河川に排水ポンプ車を配備します。

また、緊急的な排水ポンプ車出動のため、平時から車両及びポンプ本体、操作制御盤、フロート、ホース、発電機等について定期的に点検を行います。

第7章 ため池防災計画

担当部署	建設課
------	-----

1. 現況

農業利水を目的として築造、維持されてきたため池の老朽化が進んでいます。また、宅地の開発が堤体付近まで及んでいる地区もあり、ため池の防災は重要な課題となっています。ため池重要水防箇所はその全てが民家密集地にあることから、災害の未然防止が必要となっています。

資料編	ため池重要水防箇所
-----	-----------

2. 計画方針

ため池周辺の開発及び土地利用の変化により、災害発生時には被害が大きくなる危険があります。このため、管理体制を強化するとともに、老朽化の進んでいる箇所及び民家密集地にあつて危険と判断されている箇所の改修・補強を進めます。

また、堤体異常を早期発見するためにも、日頃の維持・管理の重要性等について管理者をはじめ地域住民に広く啓発を行います。

3. 事業計画

(1) ため池の巡視・点検

管理体制を確立し、定期的な巡視・点検を実施します。

(2) 防災対策工事の推進

災害を未然に防止するため、ため池下流に多大な影響を及ぼす池など危険性の高いため池については、水利権者に注意を促すとともに、必要な改修工事や対策を行うよう指導します。

(3) ため池ハザードマップの作成・公表

ため池の決壊による住民等への被害を軽減するため、ため池ハザードマップを作成し、公表します。現在、公表しているハザードマップは以下の通りです。

ため池ハザードマップ作成箇所（○印は防災重点ため池）

- ・二又池 ・窪谷池 ○宮池（萩原） ・猪ノ谷池（赤坂池） ○上人池 ・太尾池 ・友宗池 ・藤ヶ谷池
- 佐野大池 ・新池（佐野） ○オクサ池 ・小松谷池 ・窪田池 ○長池 ○柏木大池 ・熊谷池
- ・マンボ池 ・大師池（大婦池） ・瓦屋池 ○東柏木大池 ○中尾池 ・又兵エ池 ・古垣内池
- ・新池（柏木） ○土池 ○鎮地池 ○檜ノ森池 ○三人主池 ○大池（丁ノ町） ○八兵工池 ○七兵工池
- 惣持池 ○下村池 ○六人池 ○皿池（丁ノ町） ・上村池 ・後藤池 ・上六人池 ○畑谷池 ○首ヶ池
- 奥の池 ・丸池 ・新池（妙寺） ○登り尾池 ○皿池（妙寺） ○亀伏池 ○花谷池 ○上七ツ池
- ・中七ツ池 ・下七ツ池 ○丸測池 ・新池（新池の1） ○油池 ○中飯降③池 ・皿池（短野） ○西の池
- お茶池 ・山本池 ・山崎新池 ○羽山池 ○奥の作池② ○高田大池 ○高田新池 ・西畑北池 ・西畑南池
- 雲地池 ○休場池 ○中尾谷池（中谷池） ○薬師池 ○大谷池 ○西山下池 ○西山上池 ○森本池 2
- 門池 ○東浜田大池○前田池 ○北岡池 ○神田大池（竜王谷池） ○潮谷池 ・細尾谷池
- 地極谷池（3号ため池） ・藤谷西池 ○大池（下天野） ○田中池 ・宮池（下天野）

第8章 道路防災計画

担当部署	建設課・産業観光課
------	-----------

1. 現況

本町の道路は、国道4路線（改良率 84%）、主要県道4路線（改良率 73%）、一般県道6路線（改良率 91%）、町道 819 路線（改良率 64%、実延長 426.8km）となっています。

資料編	道路危険予想箇所
-----	----------

2. 計画方針

(1) 道路の災害予防

災害発生時において、道路は避難路・物資供給路等として重要な役割を果たすことになるため、豪雨等により、道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐ目的で、防災対策事業を計画的に実施し災害に強い道路づくりを推進し、落石防止や拡幅等の工事を重要度を考慮しながら、順次整備・改修を進めていきます。

(2) 情報収集体制の構築

道路施設被害に伴う通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係各機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ的確な対応の実現を目指します。

3. 事業計画

災害に強い道路をつくるため、町道の整備・改修を促進します。

(1) 道路機能及び管理体制の拡充

- ① 緊急輸送ルート確保と防災上必要な整備
- ② 危険度が高い箇所の調査
- ③ 施設の被害情報収集体制の確立

(2) 道路・橋梁の整備・改修の推進

- ① 橋梁の整備、耐震診断の実施
- ② 交差点改良
- ③ 落橋防止等の耐震化

(3) 道路交通施設の整備

① 標識等の設置

町は、豪雨等による災害に強い道づくりを推進するため、県の協力の下、危険度が高い箇所（道路防災総点検結果情報等）をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元にプライオリティを定め、計画的に防災対策を実施します。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施します。

(4) 幹線道路ネットワークの整備

豪雨等による被害発生時の救助・救援活動等、命の道となる直轄国道の整備促進、及び防災機能強化、県内主要幹線道路の整備を図ります。

(5) 道路施設の被害情報収集体制の確立

豪雨発生時にはヘリコプター利用も含め、道路や橋梁等、交通施設の被害状況を迅速に把握できる体制を構築し、初動期の被害情報収集に備えます。

(6) 大迂回路や局地迂回路の選定

豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努めます。

(7) 他機関との情報交換体制の確立

豪雨により、道路や橋梁等、交通施設の被害が発生した場合の被害情報、通行の禁止又は制限等の規制情報等、他機関との情報交換体制の確立を目指し、各種事前協議及び協定を行うと共に、通信手段の多ルート化に努めます。

4. その他

(1) 「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予想される南海トラフの巨大地震・津波又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結しました。

道の駅では防災啓発活動を行うと共に、災害発生時は以下の防災活動に利用します。

- ①道路に関する道路情報、被災情報の提供
- ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- ③住民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管

第9章 火災予防計画

第1節 火災予防計画

担当部署	伊都消防組合・危機管理課
------	--------------

1. 現況

近年の機械文明の進展に伴う社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処する消防業務も質・量ともに増大し、住民の消防に対する期待も益々高まっています。そこで、優秀な消防力を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防思想の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要となっています。

資料編	火災発生状況
-----	--------

2. 計画方針

火災の発生を未然に防止し、また、発生した場合でも被害の軽減を図るため、火災予防と消防体制を整備充実します。

(1) 消防団員の育成強化

火災の防止と災害時の迅速な対応をおこなうため、消防体制の充実を図るとともに、消防団員の確保と育成強化に努めます。

(2) 広報活動

高齢者・児童をはじめとして住民の火災への意識を高めるため関係機関と協力して、広報活動を行います。

(3) 予防対策

地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策を徹底します。

(4) 自主防災組織等育成強化

自主防災組織、自衛消防組織の育成・強化に努めます。

3. 事業計画

火災予防関連事業の詳細は、次のとおりです。

(1) 消防組織の確立

- ① 常備消防組織の強化及び広域消防協力体制の強化
- ② 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成
- ③ 時勢に対応した消防団組織の強化
- ④ 自主防災組織等の育成促進

(2) 消防機械器具の整備

- ① 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等消防機械器具の整備
- ② 消防用水利の整備（防火水槽：耐震性のもの、消火栓他）
- ③ 消防施設の管理点検

(3) 予防啓発の強化

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、次のように行うものとします。

- ① 町及び伊都消防組合は、法で義務づけられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、春・秋2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じて、防火思想の普及徹底を図ります。
- ② 町及び伊都消防組合は火災警報を発令した場合、広報車又は防災行政無線を通じて火災予防を周知徹底させます。（火災警報を住民に周知徹底させるときは、火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するように努めます。）

(4) 予防査察体制の充実強化

伊都消防組合は、次により予防査察体制の強化充実を図ります。

- ① 秋・春2回の火災予防運動期間中に予防査察を実施します。
- ② その他必要に応じ特別査察を実施します。

(5) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第8条により、防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第17条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとります。

- ① 伊都消防組合は、消防法に基づき学校、病院等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を励行し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化します。
- ② 伊都消防組合は、消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、各種防火管理者講習会の開催、また、防火管理者に対し講習会を開催することにより、その資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の使用について十分な指導を行います。

なお、防火管理者の組織化を育成指導し、相互の知識及び技術の修得研修の機会を提供します。

また、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、「防火対象物定期点検報告制度」や「自主点検報告表示制度」に基づく表示を推進し、さらに、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期するよう取り組みます。

- ③ 伊都消防組合は、消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等工事着工の届出、防火対象物使用開始の届出及び、防火対象物用途変更の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を期するよう取り組みます。

(6) 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御

活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野で活躍しています。

その一方で、住民の意識の希薄化や過疎地域における若年層の減少等の影響で、団員の確保・育成は難しく、減少、高齢化の問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっています。

このため、各種イベント行事等を通して地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいきます。

(7) 自主防災組織の育成強化

- ① 幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の育成強化を図ります。
- ② 町及び伊都消防組合は、火災予防思想の普及及び家庭等における防火知識の向上を図るため、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等地域自主防火防災組織を通じ、防火・防災研修会の開催、その他防火防災思想の向上のための必要な事業を行います。

(8) 火災警報

消防組合管理者は、消防法第22条に基づき県知事からの気象状況が火災の予防上危険であると通報を受けたときは、「火災警報」（「第3編第2章第1節 気象警報等の伝達計画」参照）を発令するものとし、速やかに住民に対して周知徹底を図るものとします。

(9) 初期消火活動体制の強化

- ① 出火初期段階における住民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図ります。

(10) 消防体制の充実強化

伊都消防組合及び町は、次により消防体制の充実強化を推進します。

- ① 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図ります。
- ② 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図ります。
- ③ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図ります。

第2節 林野火災予防計画

担当部署	伊都消防組合・産業観光課・危機管理課
------	--------------------

1. 現況

本町における森林面積は、町全体面積の約55%を占めています。

古くから森林は、木材、林産物の供給、土地の保全、水資源の確保、保養等の場の提供など幅広く住民に密着し続けてきていることから、森林を適正に保全することを極めて重要な課題として位置づけ、林野火災を未然に防止することに、今後も努めることが必要です。

資料編	林野火災予防の施設・設備
-----	--------------

2. 計画方針

この計画は、本町における林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合でも被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備を充実し、適切な措置を講じることとします。

3. 事業計画

林野火災予防関連事業の詳細は以下のとおりです。

(1) 森林保全巡視員の設置

町は、森林保全巡視員を配置し、保全林の巡視を行うとともに、森林レクリエーション地域並びに自然条件により、山火事等の森林被害が多発する恐れのある森林等を「山火事防止地域」と定め、林野火災発生危険度の高い時期には重点的に巡視にあたります。

- ① 森林保全巡視員の配置 1名
- ② 入山者への通報等のために、次の器具を設置します。
 - 標示板
 - 警報旗

(2) 啓発運動の推進

県山火事予防運動実施要綱により予防意識の普及啓発に努め、火災予防運動の期間中は消防職・団員による巡視を行うなど、森林の保全と地域の安全確保に万全を期します。

また、小中学校の児童生徒から山火事予防ポスター原画、標語等を募集するほか、各種団体に広報紙並びにチラシ等の配付を行い、火災予防意識の高揚を図ります。

(3) 消防対策

① 消防計画の樹立

伊都消防組合は、消防区域に関係ある森林管理署長、森林組合長、開拓関係団体の長、隣接市町村長等と消防計画に必要な事項について協議し、消防計画へ記載するものとします。

ア 消防方針

- イ 特別警戒区域
 - ウ 特別警戒時期
 - エ 特別警戒実施計画
 - オ 消防分担区域
 - カ 火災防御訓練
 - キ 出動計画
 - ク 資機材整備計画
 - ケ 防護鎮圧要領
- ② 共助協力体制の整備充実
- 林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防区域の接する市町消防相互応援協力によって目的を達することが多いことから、これらの関係機関及び団体等との共助協力体制の整備充実に留意するものとします。
- ③ 林野火災用空中消火資機材の設置
- 林野火災用空中消火資機材の設置については、町において整備するよう努めるとともに、県支部においても整備するよう働きかけます。
- ④ 教育訓練の実施
- 林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防職団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防職団員に対しては、毎年1回以上現地において次の各号の教育訓練を行うものとします。
- ア 火入許可地域の火入れの際の総合防御訓練
 - イ 防火線構築要領の修得訓練
 - ウ 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

第10章 都市防災化計画

担当部署	建設課
------	-----

1. 現況

人口が集中している市街地においては、住宅の密集度が高く耐震性の低い古い木造建築物が多い、また道路幅員も狭く、地震時の家屋の倒壊や火災時の延焼拡大の危険性が高い状況であります。

2. 計画方針

災害時における緊急物資輸送道路や災害救助道路として道路網を勘案し整備します。

3. 事業計画

(1) 秩序ある市街地の形成

計画的な市街化を図るため、都市計画区域については、今後とも都市防災に重点をおいて、都市基盤の整備を推進していきます。

(2) 都市計画施設の整備

道路は災害時には、避難、消防、救助活動等に欠かせない重要な機能を持っています。また空地として、市街地の延焼を防止する機能を持っており、計画的に事業推進を図り道路網を確立し整備します。

(3) 市街地開発事業

土地区画整理事業は、都市基盤整備の十分でない既成市街地や未整備の市街地予定地において、土地の区画形質を整え、道路、公園等の公共施設の整備改善を行う事業であり、安全な都市環境の創出に最も効果的な事業です。このため、事業決定している既存事業の促進を計画的に図ります。

第11章 建造物災害予防計画

担当部署	企画公室
------	------

1. 現況

市街地の建物は木造建築物が多く老朽化しており、密集化していることから、地震、火災、並びに風水害等の災害発生時には人身事故につながる恐れがあります。また、阪神・淡路大震災を教訓として、耐震性の点検と耐震補強に取り組むことが必要です。

そして、町の主要な公共建物は、災害発生時には避難場所等防災拠点となることから、安全性確保が重要です。

資料編	主要公共建造物状況（建築面積1,000㎡以上）
-----	-------------------------

2. 計画方針

建築物の災害発生を防ぐため、安全性の高い建築物の新築・改築等を指導するとともに、平成21年6月に一部修正を行った「かつらぎ町耐震改修促進計画」に基づき、町の主要建物については、早急に耐震診断を実施し、必要な場合は耐震補強を行います。

火災、風水害等の災害に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止するため、各種災害に対応し、未然防止及び円滑な復旧を図り、関係機関との協力等を図る総合的な防災対策を推進します。

3. 事業計画

(1) 建築物の防災対策

住民に対して建築物の災害予防の知識の普及を図るため、関係機関と連携の上、次の対策を講じます。

① 建築物の耐震改修の促進

町は、建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の普及と啓発を図るとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会）に対する法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努め、県の実施する建築確認申請時等の防火上及び耐震上等の指導に協力します。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い木造住宅については、耐震改修に取り組まれる方の負担を軽減するために町・県が連携し無料で耐震診断を実施するとともに耐震改修等に要する費用の一部を助成するとにより耐震改修を支援します。

② 建築物に対する安全知識の普及と防火・耐震上等の啓発を行います。

③ 建築物の安全性の確保

適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、毎年8月及び3月の年2回「建築物防災週間」を中心に、不特定多数の人が利用する特殊建築物を対象に、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう啓発を行います。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策につ

いても啓発を行います。

④ ポスター掲示

「建築物防災週間」を中心に、公共施設、駅、公民館等その他人目につきやすい場所に掲示します。

⑤ 町広報等により、耐震性の知識普及を図ります。

⑥ 建築物の定期調査・検査の推進

町は、県の実施する建築基準法第12条の定期報告の活用を図り、(財)県建築住宅防災センターとの連携を図りつつ既存の対象建築物について適正な維持管理による防災性能の確保を図るとともに不適格な建築物について、防火上、避難上及び耐震上の改修を促進します。

⑦ がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

県事業における除去、建物助成を住民に働きかけます。

⑧ 建築物の防災査察の実施

町は、適切な維持保全により建築物の安全性を確保するため、年2回の建築物防災週間を中心に、県の実施する防災査察の必要な指導に協力し、防災改修を促進するとともに現行の耐震基準を満足していない建築物に対して、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう働きかけます。また、建築物の窓ガラス・外壁等の落下物の点検・改修指導及びコンクリートブロック塀の安全対策についても点検改修指導に努めます。

⑨ 官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及

⑩ 各種まちづくり事業の啓発

(2) 耐震改修促進計画の運用

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改定に基づき、新たな対象として追加された公共施設について、地震による建築物の倒壊等の被害防止並びに軽減を図るため、公共施設の建築物に対する耐震診断と耐震化の目標設定や避難路の沿道の民間建物についても、斜線制限による建物の耐震化対象建物の検討が求められています。

また、特に大地震時に多大な被害が予測される古い木造住宅については、かつらぎ町耐震改修促進計画(平成21年6月に一部修正)により、耐震改修に取り組む方の負担を軽減するため、無料耐震診断を実施するとともに、耐震改修に要する費用の一部を助成する支援を行います。

耐震診断及び耐震改修にあたっては、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令以前の耐震基準で建築された建築物を重点に実施します。

(3) 計画的なまちづくり

地震災害時における人命の保護、災害拡散防止のため、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築を促進し、公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備を行います。

① 老朽化建築物や木造住宅密集地域の解消

密集市街地整備等により、震災時における危険度の高い地域の解消を促進します。

② 建築物の耐震化、不燃化の促進

市街地再開発事業や優良建築物等整備事業による建築物等の更新・整備を促進し

ます。

- ③ 地域の要望に合ったまちづくりの誘導
地域のまちづくりを支援し、建築物の共同化や建築協定、総合設計制度等による安全な市街地の整備を誘導します。
- ④ 高齢者や障害者に障壁のない市街地の整備
建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難地まで安全で障壁のない避難路の確保のため、ハートビル法及び福祉のまちづくり条例に適合した建築物等の整備促進を図ります。
- ⑤ 公共建築物の耐震化
災害時の拠点や避難場所となる公共建築物の耐震化と災害時用の倉庫や耐震型貯水槽の整備を促進します。
- ⑥ 民間建築物の耐震化
多数の者が使用する建築物に対し、耐震性能の強化を促進します。

第12章 宅地災害予防計画

担当部署	建設課
------	-----

1. 現況

本町管内には急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所、土石流危険溪流等が約1,000箇所存在し、それらの地域に多くの人家があります。

一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、県が災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施しています。

計画的に安全対策を講じていますが、危険箇所が多いため豪雨や地震発生時には、災害が起こる危険性が高い状況にあります。

2. 計画方針

(1) 宅地確保

宅地造成に伴い、がけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊、調整池の堤防決壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、法制度の周知徹底を通じて安全かつ良好な宅地の確保を図ります。

なお、今後丘陵部で宅地造成工事が予想される地域においては、宅地造成工事規制区域の追加指定を検討する必要があります。

3. 事業計画

(1) 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、住民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため6月及び9月の2期を宅地防災月間と定め、期間中は、規制区域内の巡視を計画的に行い、現地で適切な指導を行います。また、広報活動を実施して住民へのPRに務めます。

宅地開発の際は、開発指導要綱に基づいて、指導の徹底を図ります。

(2) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度についてPR及び指導を行います。

(3) 被災宅地危険度判定体制の整備

大地震等（地震又は降雨）により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を防止、軽減し、住民の安全確保を目的として、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を実施するため、県が開催する講習会への担当者の派遣を実施し、宅地判定士を養成するとともに、判定活動の円滑な実施を図るため、担当窓口の整備及び宅地判定士への連絡体制や広域的な応援体制の整備を行います。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の推進

急傾斜地の崩壊対策事業を実施します。

第13章 下水道等施設災害予防計画

担当部署	上下水道課
------	-------

1. 現況

下水道等は、居住環境の改善、浸水の防除のための基幹的施設であるとともに、公共用水域の水質保全のためにも重要な施設であります。かつらぎ町では公共下水道の普及率向上に努めるとともに、下水道は生活基盤を支える重要なライフラインのひとつであることから、災害時における安全性を確保します。

2. 計画方針

豪雨時において下水道施設が被災しないよう、災害に強い下水道等の整備を図ります。被災時及び大規模停電時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道等の機能を最低限維持し、早期の機能回復を行うため、関係機関との連携を図ります。

3. 事業計画

(1) 災害に強い下水道等の整備

下水道等施設の施工にあたっては、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道等の整備を図ります。

(2) 施設管理図書の保全・整備

被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書を保全・整備します。

(3) 相互応援体制の活用

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町による応援体制の整備、また必要な場合には下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等の相互応援体制の活用を図ります。

(4) 燃料供給及び備蓄体制の構築

災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図ります。

(5) 受援体制の構築

被災時に国や他府県等からの応援を迅速・的確に受け入れるための受援体制の構築を図ります。

第14章 上水道等施設災害予防計画

担当部署	上下水道課
------	-------

1. 現況

本町の上水道等の普及率は89%（上水道1事業、簡易水道8事業）であり、その他の地域は、飲料水給水施設等によってまかなわれています。

資料編	上水道等施設の概要
-----	-----------

2. 計画方針

大規模災害の発生に備え、水道施設の防災対策の強化を図るとともに、被災施設の復旧を速やかに行い、飲料水を確保することを目的とします。

3. 事業方針

水道施設の新設、改良、拡張計画を推進しつつ、施設の耐震化を加え、災害発生時において安定した給水を行うための整備を進めるものとします。また、供給施設の破損や汚染の場合に備え、応急給水パック等の備蓄を行います。

(1) 施設の防災対策

水道施設の重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて施設の防災対策を行い、被害の最小化を図ります。

(2) 連絡体制

被災した水道施設の復旧や、給水活動を単独で行うことが困難な場合は、県内の他自治体をはじめ、必要に応じては他府県への応援要請が行える体制の整備に努めます。

4. 事業計画

(1) 順次計画

水道施設は広い地域に分布し特に地質や地形等の立地条件に違いがあり、また取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設による多種多様の構造物や機器から構成されています。既存施設の立地条件や老朽度合い等を含め施設の再点検を行い、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に防災事業を進めます。

(2) 相互支援体制

担当課は水道施設の被災予測を踏まえた応急復旧及び応急給水の行動指針を作成し、公表を図ります。

また、緊急時の組織体制及び相互支援体制作りに努めます。

(3) 施設整備

水道施設の耐震化を図るとともに、臨時給水施設の整備を進めます。

第15章 文化財災害予防計画

担当部署	生涯学習課
------	-------

1. 現況

文化財保護法により指定された重要文化財（国宝を含む）及び記念物等（特別記念物を含む）、県文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等、町文化財保護条例により指定された有形文化財及び記念物等があり、これらを災害から保護するため、防火施設、警報設備、避雷設備、消火設備及び消火道路の設置などを町費や国及び県からの補助金により漸次整備を推進しています。

資料編	文化財一覧（建造物）
-----	------------

2. 計画方針

本町には、歴史的に価値の高い文化財が残されており、これら文化財を保存し、後世に伝えるために、予想される災害に対して予防対策を計画して施設整備を図るとともに、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進します。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとで文化財の維持管理にあたるものとし、勧告、助言並びに指導については、国指定のものは文化庁長官もしくはその権限を委任され、又は指示を受けた県及び町教育委員会が行い、県指定のものは県もしくはその指示を受けた町教育委員会が行い、町指定のものは町教育委員会が行います。

3. 事業計画

町（教育委員会）、伊都消防組合及び文化財の所有者又は管理者は、下記事項について具体的な事業計画を立てて、災害防止対策を実施します。

(1) 施設整備等

① 火災対策

火気の使用の制限、焚き火、喫煙禁止区域の設定、自動火災報知設備の設置、漏電警報器の設置、消火栓（貯水槽を含む）設備の設置、ドレンチャー設備の設置、防火壁、防火設備等の設置、防災進入道路の整備・敷設、収蔵庫・保存庫の建設等を行います。

② 雷火対策

各建物及び指定文化財（記念物の場合は、土地等を含む。）全体として避雷設備を設置します。

③ その他の対策

環境設備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿等）、薬剤処理（蟻害、虫害、腐朽の予防）、防除網・阻止柵の設置、収蔵庫の建設、施設への委託保管、電気的安全性の定期検査の励行、防災施設の定期的な点検の実施、非常通報器の確認等を行います。

(2) 現地指導

文化財保護指導委員による現地指導及び現地巡回報告に基づく防災上必要な指導

等を行います。

(3) 文化財保護思想の普及及び訓練

① 文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて防火防災の趣旨の周知徹底を図ります。

② 文化財についての防火査察、防火訓練実施あるいは図上訓練を随時行います。

(4) 指定文化財（建造物）の防災施設設置を促進し、また、既設の防災施設で設備の失効及び老朽化の進んでいるものから、漸次改修等を図ります。

(5) 文化財の被災状況の報告

文化財の所有者又は管理者は、災害により文化財が被災した場合は、その被災状況を直ちに町教育委員会に報告します。

町教育委員会は、管内の文化財の被災状況を取りまとめて、県教育委員会に報告します。

第16章 危険物等災害予防計画

第1節 危険物災害予防計画

担当部署	伊都消防組合
------	--------

1. 現況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油等の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいます。

資料編	危険物の貯蔵所の現況及び危険物取扱所の現況
-----	-----------------------

2. 計画方針

自然災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関と連携して保全体制の強化、法令の定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自主消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図ります。

3. 事業計画

(1) 保安教育の実施

- ① 危険物を取り扱っている事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、消防関係機関等と協力して講習会、研修会などの保安教育を実施するとともに、災害を想定した防災訓練を実施します。
- ② 危険物安全週間に保安啓発活動を実施します。

(2) 規制の強化

危険物施設の立入調査を適宜実施します。

- ① 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化
- ② 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化
- ③ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化
- ④ 危険物の貯蔵取扱等安全管理についての指導

(3) 自衛消防組織の強化促進

- ① 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図ります。
- ② 隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進し、自主消防力の確立を図ります。

(4) 化学消防機材の整備

- ① 伊都消防組合に化学車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進します。
- ② 危険物事業所における泡消火薬剤等及び必要機材の備蓄を促進します。

(5) 消防、救急、救助及び避難

消防・救急・救助及び避難の計画については、「伊都消防組合消防計画」及び

「第3編第3章第2節 救急・救助計画」のとおりとします。

第2節 高圧ガス災害予防計画

担当部署	伊都消防組合
------	--------

1. 計画方針

高圧ガス及び液化石油ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、立入検査等の強化を図るとともに高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関する自主的な活動の促進を図り、災害予防対策を推進します。

2. 事業計画

(1) 保安思想の啓発

- ① 高圧ガス保安法の周知徹底
- ② 各種講習会、研修会の開催
- ③ 高圧ガス取扱いの指導
- ④ 保安活動促進週間における各種事業の開催
- ⑤ LPガス消費者安全月間における啓発活動の実施

(2) 規制の強化

- ① 製造施設、貯蔵所又は消費場所等の保安検査及び立入検査の実施
- ② 各事業所における実態把握と各種保安指導の実施

(3) 自主保安活動の促進

- ① 各事業所における定期自主検査と自主保安体制の確立
- ② 自主保安教育の実施徹底
- ③ 有資格者の充実と資質の向上
- ④ 各事業所における防災活動、応急措置訓練の実施徹底
- ⑤ 安全器具等の設置促進
- ⑥ 県内高圧ガス関係団体の育成と自主保安活動の促進

第3節 危険物、高圧ガス輸送車両災害予防計画

担当部署	伊都消防組合
------	--------

1. 現況

危険物の消費、取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加していますが、交通事情の悪化や長大トンネルの増加に伴い、事故発生の危険性は高く、二次災害等大事故になる危険性があります。

和歌山市から奈良・京都を結ぶ京奈和自動車道を含む国道24号及び和泉市に通じる国道480号は、危険物を積載した車両が頻繁に往来する道路であり、災害時には、幹線道路として車両が集中し事故発生の危険性は高くなることが考えられます。

2. 計画方針

危険物の車両による輸送中の災害の発生及び被害の拡大を防止するため、各関係機関は相互に連携を保ち、事故発生時における応急措置について万全の対策を講じるとともに、関係機関による輸送車両の査察等を強化します。

3. 事業計画

(1) 運送業者・従業者の自主保安体制の確立

- ① 車両の整備点検
- ② 有資格者の乗務（危険物取扱者、移動監視者等）
- ③ 道路交通法規の遵守
- ④ 標識、警戒標等の掲示
- ⑤ 消火器、信号用具、防災資機材等の携行
- ⑥ 保安教育の徹底
- ⑦ イエローカードの普及啓発

(2) 予防査察

- ① 関係機関合同による街頭一斉査察の実施
- ② 常置場所における立入検査の実施

(3) その他

- ① 運送事業者及び従事者に対する安全運行に関する講習会等の計画的実施
- ② 出荷業者による運送従事者に対する安全運行に関する教育の徹底

第17章 公共的施設災害予防計画

第1節 公衆電気通信施設災害予防計画

担当部署	西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社
------	--

(西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社)

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項の規定に基づき西日本電信電話株式会社（以下「西地域会社」という。）が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とします。

2. 防災教育

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施します。

3. 防災訓練

防災を円滑、かつ迅速に実施するため、次に掲げる内容の訓練を年1回以上実施します。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信そ通確保（災害用伝言ダイヤル等安否確認のためのサービスの運営を含む。）
- (4) 各種災害対策用機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4. 防災訓練への参加

県等が主催して行う防災訓練に積極的に参加し、これに協力します。

5. 電気通信設備等に関する防災計画

- (1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備と、その付帯設備（建物を含みます。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施します。

- ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行うこと。

- ② 暴風又は豪雪のおそれのある地域にある電気通信設備等について、耐風又は耐雪構造化を行うこと。
- ③ 地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行うこと。
- (2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、次の各項に基づき通信網の整備を行います。

 - ① 主要な伝送路を多ルート構成もしくはループ構成とすること。
 - ② 主要な中継交換機を分散設置すること。
 - ③ 大都市において、とう道（共同溝を含む。）網を構築すること。
 - ④ 通信ケーブルの地中化を推進すること。
 - ⑤ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。
 - ⑥ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進すること。
- (3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の施設記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失もしくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講じます。
- (4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図ります。

6. 重要通信の確保

- (1) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備します。
- (2) 常時そ通状況を管理し、通信リソースを効率的に運用します。
- (3) 災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラフィックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保します。

7. 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて、次に掲げる機器及び車両等を配備します。

- (1) 非常用衛星通信装置
- (2) 非常用無線装置
- (3) 非常用交換装置
- (4) 非常用伝送装置
- (5) 非常用電源装置
- (6) 応急ケーブル
- (7) 災害対策指揮車
- (8) 雪上車及び特殊車両
- (9) 携帯電話サービスカー
- (10) その他の応急復旧用諸装置

8. 災害対策用資機材等の確保と整備

(1) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努めます。

(2) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努めます。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検をおこない非常事態に備えます。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

保有する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図ります。

(5) 食糧、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保します。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図ります。

9. 設備事故の防止

(1) 電気通信設備の点検調査

電気通信設備を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため定期的に電気通信設備の巡視点検（災害発生のおそれがある場合等には特別の巡視）を行い不具合の早期発見とその改修に努めます。

(2) 広報活動

社外工事による被加害事故防止のため、道路管理者等と緊密な連携をとるとともに、報道機関等を通じて広報を行います。

10. 災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定

(1) 非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施します。

災害発生に伴う大規模通信障害発生時に復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物除去等の作業の連携等に関する県との協定締結を図ります。

(KDDI株式会社)

1. 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行います。

- (1) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (2) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
- (3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

2. 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行います。また、主要な通信設備等については予備電源を設置します。

3. 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行います。

- (1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- (2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

4. 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備します。

5. 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施します。

6. 社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておきます。

7. 社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特

別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておきます。

8. 防災に関する教育、訓練

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図ります。
- (2) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係わる情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図ります。
- (3) 訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行います。

(ソフトバンク株式会社)

ソフトバンク株式会社は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進します。

1. 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとします。

(1) 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置、また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとします。

(2) 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通ず基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとします。

2. 自主保安体制の構築

(1) 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）が確立することとします。

(2) 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備えることとします。

(3) 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保することとします。

3. 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとします。

第2節 電力施設災害予防計画

担当部署	関西電力送配電株式会社
------	-------------

1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条に基づき、電力施設に係る災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とします。

2. 計画方針

関西電力送配電は電気事業の公共性に鑑み、電力施設の災害を防止し、又発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に常に努力を傾注します。

災害時においても電力の供給は重要であり、町は、停電時における迅速な応急復旧体制の整備を関西電力送配電株式会社に対して要請します。

3. 事業計画

(1) 社外機関との協調

① 防災関係機関との協調

自治体及び防災関係機関とは平常時から協調し、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、防災情報の提供・収集等相互連携体制を整備しておきます。

② 他電力会社等との協調

他電力会社、他一般送配電事業者、協力会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておきます。

(2) 防災教育

関西電力送配電は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努めます。

(3) 防災訓練

関西電力送配電は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認します。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加します。

(4) 電力設備の災害予防措置に関する事項

① 水害対策

ア 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施します。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施します。

イ 変電設備

浸水又は冠水のおそれのある箇所は、床面の嵩上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行います。建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器の嵩上げを実施します。

また、屋外機器は基本的に嵩上げを行います。嵩上げ困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処します。

② 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行います。

③ 塩害対策

塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施します。

ア 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施します。

イ 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行います。

ウ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処します。

④ 雪害対策

雪害の著しい地域は次のような諸対策を実施します。

ア 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線及び架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施します。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努めます。

イ 変電設備

機器架台の嵩上げ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施します。

ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処します。

⑤ 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行います。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止又は拡大防止に努めます。

イ 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置します。また、重要系統の保護継電装置を強化します。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処します。

⑥ 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計します。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定します。

⑦ 火災、爆発、油流出等の対策

消防法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講じます。

⑧ 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努めます。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から協力会社へのPRを徹底します。

(5) 施設及び設備の整備

① 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備します。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設及び設備

イ 潮位、波高等の観測施設及び設備

ウ 地震動観測設備

② 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備並びに情報伝達手段の強化を図ります。

ア 無線伝送設備

- ・マイクロ波無線等の固定無線回線
- ・移動無線設備
- ・衛星通信設備

イ 有線伝送設備

- ・通信ケーブル
- ・電力線搬送設備
- ・通信線搬送設備、光搬送回線

ウ 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む。）

エ IPネットワーク回線

オ 通信用電源設備

③ その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発電設備等を確保し、整備・点検を行います。

(6) 復旧用資機材等の確保及び整備

① 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めます。

② 復旧用資機材の輸送

平常時から復旧用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努めます。

③ 復旧用資機材の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行います。

④ 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努めます。

⑤ 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図ります。

(7) 広報活動

① 電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行います。

- ・無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ・電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。
- ・断線垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ・浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- ・大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- ・屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ・電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- ・台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
- ・その他事故防止のため留意すべき事項。

② PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ及びSNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深めます。

③ 停電関連

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設及び人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防

止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請します。

第3節 大規模停電災害予防計画

担当部署	危機管理課、県総務部危機管理局
------	-----------------

1. 計画の目的

本計画は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備を図ることを目的とします。

2. 計画方針

災害時においても電力の供給は重要であり、特に重要施設（医療機関や排水ポンプ等）における電源の確保は喫緊の課題です。町は、大規模停電発生時に、県と調整の上、必要に応じた対応ができる体制を整備します。

3. 事業計画

(1) 重要施設に対する燃料供給体制の整備

県は、大規模停電が発生した際に予想される燃料需要の増加に対して、重要施設への燃料供給を迅速かつ円滑に行うため、「大規模災害発生時等における燃料供給に関する対応マニュアル」において、必要な手順等を定めるとされています。

町は、マニュアルに準拠した対応を行います。

(2) 重要施設の非常用電源設置状況等の情報収集

県は、大規模停電発生時における電源車の配備について、国、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、重要施設の非常用電源の設置状況等についての情報を収集するものとされています。

町はこれに協力するとともに必要に応じて対応を検討します。

(3) 電源の確保等

町は、大規模停電発生時に、必要に応じて、県が自動車販売店と締結している協定に基づき、電源供給可能な車両等の供給を要請します。

第4節 鉄道施設災害予防計画

担当部署	西日本旅客鉄道(株)和歌山支社
------	-----------------

1. 計画方針

鉄道における災害は、多数の死傷者等の発生を招きかねないので、災害防止のため、西日本旅客鉄道(株)は、日常の安全運行の確保とともに、鉄道施設の適正な保守管理に努めるものとします。

鉄道施設における災害を防止するため、線路設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して災害時において常に健全な状態を保持できるよう災害予防計画を定めるものとします。

2. 予防対策

(1) 鉄道の安全な運行等の確保

鉄道施設の点検整備は、すべての構造物に対する定期点検を実施し、安全性の確認及び環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、必要に応じて、随時検査を実施するものとします。

(2) 職員の配備体制

西日本旅客鉄道(株)の体制に基づき関係職員の配置体制をとるものとします。

(3) 関係機関相互の応援体制

関係機関及び協力会社との連絡を緊密にします。

(4) 避難誘導體制

災害発生時、改札口等において、利用客の見やすい場所に、誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図るものとします。

列車においては、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について、詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導に努めるものとします。

(5) 防災訓練の実施

西日本旅客鉄道(株)は、事故及び災害発生時に、適切な処置がとれるよう、防災訓練を適宜実施するものとします。

3. 事業計画

災害を防止するため、おおむね次の各号に掲げる事項について計画実施します。

- (1) 橋りょうの維持補修並びに改良
- (2) 河川改修に伴う橋りょう改良
- (3) トンネルの維持補修並びに改良
- (4) のり面、土留の維持補修並びに改良
- (5) 落石防止設備の強化
- (6) 空高不足による橋けた衝撃事故防止及び自転車転落事故防止の推進

- (7) 線路周辺の環境条件の変化における線路警戒体制の確立
- (8) 台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
- (9) 鉄道事故並びに災害応急処理要領に基づく、旅客対応支援体制の推進
- (10) その他防災上必要な設備改良

第18章 農林業関係災害予防計画

担当部署	産業観光課
------	-------

1. 現況

農林関係施設の現況については、資料編のとおりです。

資料編	農林関係施設の現況
-----	-----------

2. 計画方針

各種気象災害による農産物、農林業施設等の被害の軽減を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達・浸透に努めます。

第19章 気象業務整備計画

担当部署	危機管理課
------	-------

1. 現況

台風や集中豪雨、大規模地震等の自然災害に対処するためには、気象観測データを迅速に入手し、災害予防に効果的に活用することが極めて重要です。町内及び最寄りの観測施設は、雨量観測所が6ヶ所、水位観測所が3ヶ所、地震観測所が2箇所を有し、観測データを常時もしくは必要時に入手することができるようになっています。

また、震度情報は、電話回線で県総合防災課に集約できるようになっています。さらに、インターネットを活用し気象情報が早期に入手できるようになっています。

(1) 気象観測値の精度維持

正確な観測値を得るためには次の点検が必要です。

① 保守点検

定常及び臨時点検を行い測器の精度維持を図ります。

② 測器の検定

気象測器には検定期間があり、その期間を超えるものについては再検定を受ける必要があります。

2. 計画方針

災害の未然防止並びに軽減に資する気象情報や地震に関する情報の質的向上及び迅速な伝達を図るとともに、気象実況の的確な把握に必要な観測施設の整備及び観測値の精度保持に努めます。また、地震の状況の的確な把握に必要な観測施設の整備及び観測点の整備並びに維持運営に努めます。

さらに、避難場所について、避難が有効かつ適切に行われる場所を指定するとともに、町地域防災計画に避難情報の伝達方法、避難誘導の方法等について定めます。

3. 事業計画

(1) 和歌山地方気象台

① 気象情報

ア 気象予測資料の改善

イ 気象業務に関する知識の普及

② 観測システム整備・充実

③ 地震に関する情報

ア 情報の内容充実及び伝達の迅速化

イ 地震発生直後の即時的情報の高度化

ウ 気象台と防災関係機関との連携強化

エ 地震に関する知識の高揚、啓発活動

(2) 町

① 避難誘導標識等の整備

町は、避難路や避難場所について日頃から住民に周知を図るとともに、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がわかるよう配慮するものとします。

第20章 防災救助施設等整備計画

第1節 消防施設整備計画

担当部署	危機管理課・伊都消防組合
------	--------------

1. 現況

現在、本町の消防機関は常備消防本部（伊都消防組合、構成：かつらぎ町、橋本市高野口町、九度山町）が設置（1本部、1署）されており、町消防団（役場危機管理課所管）は8分団で構成されています。

資料編	職員数・分団数等の概要、消防ポンプ車等現有数及び消防水利の現況
-----	---------------------------------

2. 計画方針

近年における災害の複雑化、多岐化並びに大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の計画的な整備を促進します。

特に、防災並びに災害の発生に対応して防災センター及び備蓄倉庫等、災害に備えるための防災施設を充実強化します。

さらに、中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の整備を促進します。

3. 事業計画

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、特殊消防ポンプ自動車等の整備拡大を図ります。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進します。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努めます。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設及び防火水槽及び耐震性貯水槽等の設置により消防水利の確保に努めます。

第2節 水防施設整備計画

担当部署	危機管理課・建設課
------	-----------

1. 現況

本町の水防施設は、水防庫6棟があり、その他水防用資材を備蓄しており、その現況は資料編のとおりです。

資料編	水防用資材備蓄状況
-----	-----------

2. 計画方針

洪水等による災害に対処するため、水防施設等の整備に努めます。

3. 事業計画

(1) 水防倉庫及び資材等の整備充実

水防箇所毎に想定される水防工法に応じた資材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に点検、整備、補充を行います。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間業者との契約などの方法を講じておくものとしめます。

(2) 雨量・水位等観測所

雨量・水位情報を正確、迅速に把握するため、和歌山県及び和歌山地方気象台から定期的に情報を入手します。また、役場に雨量計を設置しています。

(3) 無線通信

通信連絡の確保は、水防活動の根源であり、電話施設等が使用不可能となった場合も、迅速かつ正確な連絡系統を確立するため、無線通信施設の拡大整備に努めます。

第3節 救助物資等備蓄計画

担当部署	健康推進課・危機管理課・産業観光課
------	-------------------

1. 現況

現在、毛布・簡易トイレ等の備蓄を行っていますが、生活必需品等を計画的に備蓄しています。また、農協や取扱業者から協力が得られるよう、事前協議を進めています。

資料編	救助物資等備蓄状況
-----	-----------

2. 計画方針

災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施できることを目的として、救助物資の備蓄及び備蓄倉庫の整備を図ります。

3. 事業計画

(1) 被服、寝具、その他生活必需品

被服、寝具、その他生活必需品について、その耐用年数等にかんがみ、単年度で多量の備蓄を行うことは困難であることから、計画的に順次、適当な備蓄物資を確保します。また、関係業者を中心に調達に関する協定を締結するとともに自主防災組織等に対して備蓄を推進します。

(2) 医薬品

災害時に必要な医薬品としては、解熱消炎鎮痛剤、抗生物質製剤、全身麻酔・局所麻酔・止血剤、消毒・外皮用剤、強心・昇圧・利尿剤、血液代用剤、血液製剤等が考えられます。

常時多量の医薬品を備蓄しておくことは困難であり、医薬販売業者を通じ迅速かつ円滑な供給を図れるようにします。

(3) 食料品

単年度で多量の備蓄を行うことは困難であることから関係業者を中心に調達に関する協定を締結するとともに自主防災組織等に対して備蓄を推進します。

(4) 備蓄倉庫の整備

備蓄倉庫の整備災害発生時に迅速に対処するため、備蓄倉庫の整備を図ります。

(5) 物資調達・輸送調整等支援システムの活用

県や町における備蓄物資の在庫管理においては、物資調達・輸送調整等支援システムを活用するものとします。

第4節 避難所等整備計画

担当部署	危機管理課・住民福祉課
------	-------------

1. 現況

避難所は、地区別に、小・中・高等学校、集会所、公民館等を対象として指定しています。

既に、防災マップを作成し避難所の位置、避難の注意などの広報・啓発活動を実施しています。

避難所の中には、がけ地や河川に近い場所に設置されているところや木造施設で、建築後かなりの年数を経過し、老朽化が進んでいる施設もあり、避難施設を災害から守るために、避難所としての見直しや耐震診断に基づく補強工事が必要となっています。

資料編	避難所の整備状況
-----	----------

2. 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、また平常時には防災に関する住民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとします。

3. 事業計画

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所等

指定緊急避難場所・指定避難所及び避難経路は災害の種類ごとにあらかじめ指定しておくとともに、各種事業制度を活用するなどしてこれらの耐震不燃化を推進します。なお、不特定多数の者が出入りする施設においては、地域やその施設の特性を考慮した上で、誘導方法や伝達方法に留意します。

町は、公共施設等を対象に、各種災害や地域の特性を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等を災害の種類ごとにあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図ります。

① 指定緊急避難場所の選定

災害に対して安全な区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設など、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定します。

ア 指定緊急避難場所は、大規模な地震による火災等の災害から住民が避難するための場所です。

イ 指定緊急避難場所の収容可能人数は、有効避難面積を一人当たり避難者2㎡で除して算定します。

ウ 指定緊急避難場所は、原則として学校、社会教育施設等の公共施設や、公園、緑地、広場その他公共空地とし、円滑な避難行動が可能となるよう、施設等の形態、配置等に配慮します。また、居住する地区に最も近接する空地を避難場所とし、事態の静穏化を待って指定緊急避難場所へ移動することもできます。

- エ 指定緊急避難場所を確保する場合、以下の条件に留意するものとします。
- a 火災による輻射熱、余震による被害の危険性のない場所であること。
 - b 土砂災害や浸水等の被害の恐れのない場所であること。
 - c 地割れ、崖崩れの恐れのないこと。
 - d 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に至近であること。
 - e 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。(1人当たり最低2㎡以上)
 - f 危険物施設等が近くにないこと。
- オ 指定緊急避難場所における安全な滞在を確保するため、防災対策を実施するとともに、必要に応じ、散水施設、飲料水、食糧、応急資機材等の備蓄施設を設けます。
- カ 町は、指定緊急避難場所の管理者及び避難の対象となる住民、自治会、自主防災組織と相互に連携し、指定緊急避難場所の運営を円滑に進められるよう災害時の対応等について協議するものとします。

② 指定避難所の選定

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定します。

なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定します。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ります。

ア 町は、地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民を収容するための避難収容施設を指定避難所として、あらかじめ選定、確保し、整備を図ります。この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とします。

イ 選定に当たって以下の事項に留意します。

- a 上記「指定緊急避難場所の選定」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
 - b 救援、救護活動を実施することが可能であること。
 - c 給水、給食等の救助活動が可能であること。
 - d その他被災者が生活する上で町が適当と認める場所であること。
 - e おおむね3.3㎡当たり2人の広さを確保できる施設であること。
 - f 指定避難所の運営に必要な設備や資機材、備蓄品の整備を図ります。特に冬期の避難に備えた、暖房装置、衣類、燃料等の備蓄に配慮します。
- ウ 指定避難所の運営に必要な設備や資機材、備蓄品の整備を図ります。特に冬期の避難に備えた、暖房装置、衣類、燃料等の備蓄に配慮します。

エ 指定避難所となる施設の管理者は、住民、自主防災組織等と避難所の運営について、あらかじめ十分協議を行い、相互に円滑な避難所運営に協力するものとします。特に、生活環境に注意を払い、プライバシー等の確保に配慮するものとします。

オ 学校等教育施設を指定避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めます。

カ 町は、選定した指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適否について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めます。

キ 町は、一般避難所生活において「何らかの特別な配慮を必要とする者」を收容するための福祉避難所を選定します。福祉避難所の選定に当たっては、緊急には手配できない器具、医療装置、医薬品等が必要となることから、社会福祉団体、医療機関等と連携し、広域的な運用を視野に入れた收容体制を確保するよう努めます。

なお、指定避難所に「何らかの特別な配慮を必要とする者」が避難する場合には、健常者へも配慮し、独立した部屋を用意する、介護ボランティアを配置する等の配慮をするよう努めます。

ク 町は、指定避難所の充実に向けて、指定避難所の開設・運営マニュアルの整備を進めます。

(2) 避難路の決定

- ① 避難路は、指定緊急避難場所又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するため必要な構造を有するものとします。
- ② 避難路は、避難者数、避難時間、沿道の建築物の状況、車両の通行量、緊急車両の活動等に応じた適切な構造を有するものとします。
- ③ 避難路は歩道又は自転車道を有するものとします。
- ④ 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利施設、その他避難者の安全を確保するために必要な施設を配備します。また、道路の占用物件については、避難の障害にならないよう十分配慮します。
- ⑤ 住民は、自らが利用する指定緊急避難場所・指定避難所への避難路について、危険要素及び安全要素や避難所要時間等を自ら確認するとともに、さらに町内会・自治会・自主防災組織等においては居住地区の避難計画を策定するなどし、安全な避難ができるよう努めます。

資料編 避難路の整備状況

(3) 備蓄倉庫の整備

備蓄倉庫の整備災害発生時に迅速に対処するため、備蓄倉庫の整備を図ります。

(4) 避難周辺施設の耐震化

- ① 火災の輻射熱等に対する安全性を向上させる必要のある避難場所については、

その周辺建築物の耐震不燃化を図ります。

- ② 避難路の沿道における建築物については、避難者の安全を確保するためその耐震化不燃化を図ります。特に住宅密集地における火災危険度の高い路線、計画利用者の多い路線、避難距離が長いこと等により避難者の渋滞が予想される路線等の沿道の建築物については、積極的に耐震不燃化を図ります。

(5) 避難場所等の環境整備

次の事項に留意し、避難場所等の環境整備を図ります。

- ① 老朽化した集会所等の補強及び新築工事の推進
- ② 広域避難場所へのヘリポートや備蓄倉庫等、必要な施設の整備
- ③ 非常用電源の配置とその燃料の備蓄
- ④ 医療救護、給食、情報伝達等の応急活動に必要な設備等の整備
- ⑤ 毛布、暖房器具、暖房施設等の整備
- ⑥ プライバシーの保護、男女のニーズの違いなど男女双方の視点等に配慮した環境の整備

(6) 避難の長期化に対応した施設整備（給水体制と資機材の整備）

- ① 住民の避難生活が長期化した場合、必要とする最小限の飲料水を確保するために給水の実施体制を整備します。
- ② 仮設トイレ及び入浴施設など、最小限の生活を営むために必要な生活用水、消毒剤、脱臭剤及び防虫剤等衛生用品の確保をするとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備します。
- ③ 給水活動に必要な給水車、給水タンク、ポリエチレン容器等の整備に努めます。

(7) 指定緊急避難場所等の周知徹底

指定緊急避難場所等について平常時から次の方法等により周知を図ります。

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路に表示板を設置します。
- ② 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の案内図や誘導標識を設置します。
- ③ 避難場所等の表示や一覧の配布、ハザードマップの作成・配布、広報紙及び各種会合等あらゆる機会を通じて周知します。
- ④ 防災訓練等を通じて現場を確認できるようにします。

(8) 避難伝達体制の確立

- ① 自主防災組織や自治組織、町内会等の組織を活用した伝達系統を整備します。
- ② 広報車や放送等による伝達方法を整備します。
- ③ 消防職員等の巡回による伝達の場合は、住民不在時の伝達手段についてもあらかじめ定めておくように努めます。

(9) 避難行動要支援者対策

- ① 避難行動要支援者は地域や避難支援者、近隣の他の避難行動要支援者との関わりを積極的に持つておく必要があるため、町は広報等を通じたその取組の促進、啓発に努めます。

また、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備します。

- ② 町は、避難支援時や避難所において援助が必要な事項をあらかじめ記載した情報（特に内部障がい者や難病患者は治療や薬剤に関すること）を連絡するための町避難行動要支援者カードの作成を促進します。
- また、災害時への備えとして非常持出品（必要な物資や予備薬品等）の準備を啓発します。
- なお、避難行動要支援者に対して、地域の防災訓練への参加による自らの指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の状況把握の促進に努めます。
- ③ 避難行動要支援者の避難所生活を支援するため、指定避難所となる施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザイン等に努めるほか、避難行動要支援者に配慮した生活用品や食料についてあらかじめ備蓄しておくことに努めます。
- また、災害時には避難施設において避難生活を共にする住民との相互扶助の体制づくりに努めます。
- ④ 社会福祉施設の管理者は、町及び関係機関と連携の上、災害予防や初動体制を適切に実施するため、平常時から防災組織体制の整備を図るとともに、併せて自治会や自主防災組織などの地域コミュニティ団体との協力体制の整備に努めます。
- さらに、施設内に食料・飲料水、生活必需品、並びに常備薬等の備蓄に努めます。
- ⑤ 社会福祉施設の管理者は、災害に備え警察、消防、医療機関その他の防災関係機関との緊急連絡体制の整備に努めるとともに、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動をとるための防災教育の実施、並びに施設の周辺環境や建築構造、入所者の実情に応じた防災訓練の実施に努めます。
- (10) 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援
- 町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対して、食料等必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう、必要な体制の整備に努めます。

第5節 防災拠点施設整備計画

担当部署	危機管理課
------	-------

1. 計画方針

町は、災害に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する住民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとします。また、大規模災害等に備えるため、広域防災拠点の整備を進めるものとします。

2. 事業計画

町は、県の被害想定結果に基づき、防災拠点の適切な配置計画、分担すべき機能等を盛り込んだ整備計画を策定するものとし、防災拠点となる公共施設等の耐震化における数値目標の設定等の実施に努めるものとします。

また、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努めるものとします。

その際、既存の防災機能を有する用地については、その利活用、相互補完等について検討を行うものとします。

第21章 防災行政無線整備計画

担当部署	危機管理課
------	-------

1. 現況

防災行政無線の現況は、資料編のとおりです。

資料編	防災行政無線の現況
-----	-----------

2. 計画方針

災害時の応急活動を円滑に実行するため、各防災関係機関を有機的に結ぶ県総合防災情報システムの活用とともに、住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するため、町防災行政無線を適切に運用します。

3. 事業計画

(1) 町防災行政無線の整備

地域住民に対し、迅速かつ的確な災害情報や緊急地震速報等の気象情報を提供し、住民の生命、財産を災害から守ることを目的とし、防災情報伝達システムを整備しました。

また、無線従事者の資格取得の拡充を図るとともに、陸上移動局の機器を充実させ、非常時における通信体制の確立を図ります。

(2) 防災ラジオ（戸別受信機）・屋外拡声子局（スピーカー）の運用

町は、防災情報や行政情報を提供する手段として、町防災行政無線の防災ラジオ（戸別受信機）を町内全世帯の住民に対し貸与しています。

また、聴覚障害を理由とした身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯には、文字表示付の防災ラジオ（音声とともにディスプレイに文字が表示されます。）を貸与しています。

いざという時に利用できるようにするため、以下の放送で運用します。

① 緊急放送

〈随時〉気象情報（警報）、地震情報、Jアラート情報、避難情報など。

② 一般放送

〈随時〉火災情報、特殊詐欺など。

〈定時〉・町からのお知らせがある場合、正午と午後7時に放送をします。

・小学生の下校時に、見守り放送をします。

・毎日午後5時に、音楽放送（夕焼け小焼け）をします。

第22章 防災訓練計画

担当部署	危機管理課・伊都消防組合
------	--------------

1. 現況

災害発生時に避難等応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、実践的な防災訓練を実施することが求められています。小中学校では火災・風水害、地震を想定した避難訓練を行っており、町でも定期的な防災訓練を実施しています。今後は、高齢化の進行等を考慮して、要配慮者への避難支援を含む防災訓練を学校・職場・地域等で様々な機会を活用して、定期的に行い、住民の防災訓練への参画を促進していくことが必要です。

2. 計画方針

非常災害時に備えて、防災機関に従事する職員の実践的実務の習熟と防災関係機関の有機的な連携を強化して、応急対策に当たる体制を整備強化するとともに、住民の防災意識の高揚を図るため、町内はもとより近隣市町の防災関係機関が一体となり住民の協力のもとに災害を想定した訓練を実施します。

住民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するよう努めるものとします。

3. 事業計画

訓練を行うに当たっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、住民が地域内で連携して、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫します。さらに、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めます。

訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う等、事後評価を行います。

(1) 町防災訓練

町内における防災関係機関の緊密な連携協力のもとに、以下のように防災訓練を実施し、防災活動に関する責任の自覚と技術の向上を図るとともに、住民の防災に関する理解と協力求め、防災関連機関の充実を図ります。

① 実施時期

「防災の日」（毎年9月1日）の前、後一週間以内に実施

② 実施場所

町内各地区を巡回

③ 参加機関

かつらぎ町役場、伊都消防組合、かつらぎ警察等防災に関係する各機関

④ 訓練事項

避難、消防・水防活動、警備、救出、救助、通信、通報、その他

防災訓練を行うに当たっては、上記事項を踏まえ、より実践的なものになるように工夫し、訓練結果を検証することで、年々、訓練内容が充実したものになるように努めるものとします。

(2) 孤立集落情報伝達訓練

県は、県内23地域を対象として、毎年1月に孤立集落情報伝達訓練を実施しています。

(3) 各防災関係機関の訓練

各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で次に掲げる訓練を実施するものとし、各防災関係機関は相互に十分連絡をとり協力することとします。

学校、病院、社会福祉施設、百貨店、ホテル、旅館等は、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するよう努めます。

① 図上訓練

② 実地訓練

通信、予報及び警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、消防・水防活動、通報、その他訓練

(4) 災害対策本部運営訓練

地震発生時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、災害対策本部の設置、被害情報の収集、整理、伝達等の訓練を行い、訓練結果を検証し、必要に応じ体制等の見直しを行います。

(5) 緊急防災要員参集訓練等

緊急防災要員の職務の習熟等を図ることを目的として、緊急防災要員参集訓練等を定期的実施します。

第23章 防災知識普及計画

担当部署	危機管理課・伊都消防組合
------	--------------

1. 現況

各防災関係機関と協力して、パンフレット等の配付、また、小中学生や各種団体を対象とした防災講座を通し住民の防災意識の高揚と防災知識の普及活動を行っています。

2. 計画方針

大規模災害による被害を最小限に食い止めるには、防災関係機関による防災対策の推進はもとより、住民1人ひとりが日頃から防災についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという「自・共助」を基にした意識と行動が求められています。

そのため、町をはじめとする防災関係機関は、自らの職員に対して防災教育を実施するとともに、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、企業などの多様な主体との関わりの中で、防災知識の普及に努め、住民に対し必要な防災情報を提供し、災害に対する正しい知識の普及周知を図り、震災などの大規模災害時における適切な判断力の養成に努めるものとします。

またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努めるものとします。

3. 事業計画

(1) 職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な推進を期するため、下記の方法により、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図ります。

① 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制
- イ 災害対策の現状と課題
- ウ 地震の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例
- オ 防災関係法令の運用
- カ 土木、建築その他防災対策に必要な技術

② 教育の方法

- ア 講習会、研修会の実施
- イ 防災活動の手引等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

(2) 住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、単独又は共同して、住民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、次により防災広報に努めます。

① 普及の内容

- ア 地震、防災気象に関する一般知識
- イ 過去の主な被害事例
- ウ 町地域防災計画の概要
- エ 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビアプリ、防災行政無線、メール、LINE等）
- オ 災害対策の現状
- カ 平常時の心得（準備）
 - a 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（とろてん方式）を行い1週間分程度とする〕
 - b 非常持ち出し品の準備
 - c 家具等の転倒防止対策、ガラスの飛散防止対策
 - d 避難路及び避難場所の把握
 - e 避難の要領
 - f 災害時の家族内の連絡体制の確保
 - g 要配慮者の所在把握
 - h 火災予防、台風時における家屋の事前補修他
 - i 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
 - j 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ、防災行政無線、メール、LINE等）
 - k 地震保険・共済加入の検討
 - l 自動車へのこまめな満タン給油
- キ 災害時の心得
 - a 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
 - b 災害情報等の聴取方法
 - c 停電時の処置
 - d 避難場所安全レベルについての考え方
 - e 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」）の理解
- ク 地震・津波発生時の行動及び応急措置
 - a 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動
 - b 緊急地震速報、津波警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動
 - c 初期消火活動と消防機関への協力
 - d 避難場所安全レベルについての考え方
 - e 近隣の負傷者、要配慮者の救助
 - f 町、県、国、公共機関等の防災活動への協力
- ケ 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

コ 緊急地震速報の正しい活用方法

サ 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、また、災害時における通信量の増加を抑制するため災害時の不要不急な通信を控えることについて周知に努めます。

② 普及の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用して周知徹底を図ります。

ア ラジオ、テレビ及び新聞の利用

イ ホームページ、広報誌、広報車の利用

ウ パンフレットの利用

エ 映画、スライド等による普及

オ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

カ 防災マップ、ハザードマップ、避難カード等の作成、住民への配布

キ 地震体験車の利用

ク 県災害対応シミュレーションゲームの利用

ケ その他

(3) 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大災害教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めます。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めます。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めます。町及び県は、災害教訓の伝承について啓発に努めるほか、大規模災害に関する各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援します。

(4) 学校での防災教育

児童生徒が、自らが命を守る主体者となるため、下記の取組に努めます。

- ① 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習
- ② 地域の防災を担う青少年を育成するための高校生防災スクール
- ③ 歴史資料等を活用した防災文化の形成
- ④ 「津波避難3原則」「津波てんでんこ」の浸透
- ⑤ 実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練
- ⑥ 身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動

第24章 自主防災組織整備計画

担当部署	危機管理課・伊都消防組合
------	--------------

1. 現況

自主防災組織の整備状況は、資料編のとおりです。

資料編	自主防災組織の整備状況
-----	-------------

2. 計画方針

住民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図る上で重要であり、これの育成強化について整備を行います。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造・保有する工場・事業所等においても、自主防災組織を編成し、大規模な災害・事故等に備えるよう推進を図ります。

さらに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加、応急的に生活用水として確保できる井戸等の把握及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図ります。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、大地震や風水害等における出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の捜索、身元確認、避難立退きの受入れ、炊出し、生活必需物資の配給、医療の斡旋、応急復旧作業等について、地元消防機関等公共的団体と協力して応急救助活動を実施します。

(2) 自主防災組織の必要性の啓発と指導

町及び伊都消防組合は、自主防災組織の設置を促進するため、本計画に必要事項を明示するとともに、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い、防災に関する意識の高揚を図ります。また、障害者、高齢者等の要配慮者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図ります。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に消防に関する豊富な知識や経験、技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図ります。

3. 事業計画

《住民による自主防災組織》

(1) 町地域防災計画の修正

本計画に自主防災組織の整備計画を定め、自主防災組織の役割、地域区分、設置方法、本町の自主防災組織に対する育成、指導等を明らかにします。

(2) 住民の防災意識の高揚

住民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組みます。

(3) 自主防災組織の単位

住民が自主的な防災活動を行ううえで、本町の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図ります。

- ① 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域
- ② 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

(4) 既存組織の活用

現在住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう町及び伊都消防組合が積極的に指導します。

特に、自治会等の最も住民に密接な関係にある組織を有効に活用して、自主防災組織の育成強化を図ります。

(5) 町の指導、助言

住民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、町は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施します。

(6) 公的支援助成等

町は県等の防災資機材の整備の助成を受け、自主防災組織の組織化・活性化を推進します。また、研修の実施などにより、防災の中心となる地域防災リーダーの育成に努めます。

(7) 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるものですが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておくものとします。

(8) 自主防災組織の活動

① 平常時

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 防災訓練の実施
- ウ 火気使用設備器具等の点検
- エ 防災資機材の備蓄
- オ 近隣の高齢者、障害者、外国人、乳幼児等の要配慮者の所在把握

② 災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 責任者による避難誘導、救出、救護（特に要配慮者に配慮する。）

《施設等における自衛消防隊》

災害が発生した場合、旅館、学校、病院等多数の人が出入り又は利用する施設、及び石油・ガス等の危険物を製造もしくは保管する施設、多人数が従事する工場・事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は自衛消防隊を編成し、予め消防、防災計画を立案しておきます。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域

の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図ります。

(1) 対象施設

- ① 中高層建築物、旅館、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- ② 石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ③ 多数の従業員がいる事業所等で防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- ④ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設

(2) 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定します。

(3) 自主防災計画

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して作成します。

① 予防計画

- ア 予防管理組織の編成
- イ 火気使用施設、危険物、指定可燃物の点検整理
- ウ 消防用設備等の点検整備

② 教育訓練計画

- ア 防災教育
- イ 防災訓練

③ 応急対策計画

- ア 応急活動組織の編成
- イ 情報の収集伝達
- ウ 出火防止及び初期消火
- エ 避難誘導
- オ 救出、救護

(4) 自主的な防災組織の活動

① 平常時

- ア 防災訓練及び地域の防災訓練への積極的な参加
- イ 施設及び設備等の点検整備
- ウ 従業員等の防災に関する教育の実施

② 災害時

- ア 情報の収集伝達
- イ 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- ウ 避難誘導、救出、救護

第25章 災害時救急医療体制確保計画

担当部署	健康推進課・伊都消防組合
------	--------------

1. 計画方針

災害発生時における救急医療の確保については、本計画を中心にかつらぎ町、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の確保に努めます。

資料編	医療関係機関一覧
-----	----------

2. 計画内容

(1) 救急・救助体制の整備

伊都消防組合等は、大規模災害時には同時に多数の要救助者や負傷者が出ることを想定し、救急・救助体制の充実強化を図ります。

① 救助・救急用資機材等の整備

- ア 救助資機材、情報通信体制の整備
- イ 救急救命士の養成

② 講習会、訓練等の実施

- ア 職員、消防団員への応急救護講習会、訓練の実施
- イ 学校、職場等での応急救護講習会の開催

③ 広域的な連携体制の整備

周辺地域との相互応援協定の締結を推進し、広域的な救急・救助体制の充実を図ります。

(2) 応急医療体制の整備

災害時の医療活動が迅速かつ適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、医療体制、医薬品の確保等を整備するものとします。

① 救護所の設置

救護所を設置する場合の予定場所は次の施設とします。

名 称	かつらぎ町保健福祉センター
所在地	かつらぎ町大字丁ノ町 2148-1
連絡先	TEL 0736(22)2800 FAX 0736(22)2940

*なお、災害発生状況により、次のことを考慮し必要に応じ設置できる体制を整えます。

- ア 集中して負傷者が出る地域
- イ 学校等の保健室
- ウ 避難場所
- エ 町の公共施設

オ その他救護所の設置が必要な場所

② 連絡体制の整備

町、医療関係機関は連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築します。

(3) 医薬品等の確保供給体制の整備

医療救護活動に必要な医薬品、輸血用血液製剤等について、備蓄を進めるとともに、「和歌山県災害時医薬品等供給マニュアル」に基づき、卸業者からの調達、県への要請等による確保、供給体制の整備を図ります。

(4) 地域医療機関等との連携

町は、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て知事が実施する各地域毎の災害時における以下の救急医療体制の確保に協力します。

① 地域における医療救護の中核施設としての「災害拠点病院」と「災害支援病院」等の医療関係機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の連携を図るものとします。

② 町及び県が開設する救護所・避難所等を考慮した医療班等の派遣、受入れ体制について地域における関係機関等の連携を図るものとします。

第26章 要配慮者対策計画

担当部署	住民福祉課・教育総務課・健康推進課・税務課
------	-----------------------

1. 計画方針

各地域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人に対し、迅速、的確な対応を図るための体制整備については、本計画によるものとします。

2. 計画内容

平時における各地域での住民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における要配慮者対策にもつながることから、町は、住民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりやこれを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を、体系的に整備するよう努めます。

(1) 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法による保護の申請があった場合、町は、民生委員・児童委員と連絡を密にし、振興局健康福祉部と協議の上、速やかに保護の要否を決定できるよう推進するものとします。

なお、保護の決定に当たっては、特に、救助法による救助実施の期間及びその内容について十分留意するものとします。

(2) 要配慮者の把握・情報伝達体制の整備

- ① 町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（避難行動要支援者）の把握に努め、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成するものとします。
- ② 町は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、避難支援プランの活用に努めるものとします。また、全体計画及び上記の避難行動要支援者名簿を随時更新するとともに、災害時に効果的に利用することで適切な援護を行います。特に、避難行動要支援者名簿については、名簿の作成に必要な個人情報の利用が可能となるよう個人情報保護条例との関係を整理するとともに、名簿の活用に関して平常時と災害発生時のそれぞれについて避難支援者に情報提供を行うための体制を整備します。具体的な手順については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ実施します。

ア 避難行動要支援者の範囲

- a 75歳以上のみの世帯に属する者のうち、自力避難ができない者
- b 65歳以上の一人暮らしの者で、自力避難ができない者
- c 前各号のほか、災害発生時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な者

イ 避難支援等関係者

- a 自治会
- b 自主防災組織
- c 民生委員・児童委員
- d 消防団
- e 社会福祉協議会などの関係機関団体
- f 警察署

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- a 住民基本台帳
- b 住民福祉課より提供
- c 県福祉担当部局に提供依頼

エ 名簿の更新に関する事項

- a 住民基本台帳
- b 避難支援等関係者による名簿の確認
- c 関係機関からの情報提供

※なお、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、町は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つものとします。

オ 名簿の情報の提供に際し、情報の漏えいを防止するため町は措置を講じます。

カ 要配慮者が、円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告について配慮するものとします。

キ 避難支援等関係者の安全確保

町は、地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくものとします。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくものとします。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切です。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとはしますが、助けられない可能性もあることを理解してもらうものとします。

③ 町は、社会福祉施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定に努めます。

④ 難病患者への対応のため、町は、県との連携を図ります。また、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努めます。

⑤ 町は、聴覚障害者等に対し適切な情報を提供するために専門的技術を有する手

話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムを検討します。

- ⑥ 町は、要配慮者と消防機関の間に緊急システムを整備し、その周知に努めるものとします。
- ⑦ 町は、町地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとします。
- ⑧ 町は、災害時において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った乳幼児等があるときは、速やかに次により保護するものとします。
 - ア 保育に欠ける乳幼児等があるときは、保育園に入所させ保育するものとします。ただし、保育所を設置しない地域にあつては、臨時保育所を開設できるものとします。
 - イ 保護者を失った乳幼児等があるときは、当該地域を所管する振興局健康福祉部又は児童相談所に連絡して保護するものとします。
- (3) 社会福祉施設等の整備
 - ① 避難訓練の実施
災害が発生したときの避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を策定し、常に災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施します。
 - ② 避難予定場所の選定
災害の程度種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは、入所者等の保護に万全を期します。
 - ③ 社会福祉施設等の対応強化
社会福祉施設等を利用する人が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めます。
災害により職員が不足して充足を図る必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとします。
 - ④ 社会福祉施設等整備の充実化
 - ア 社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設・設備等の点検と整備に努めるものとします。
 - イ 災害に備え自家発電機等災害時に必要なものの整備に努めるものとします。
 - ウ 社会福祉施設等入所者利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の確保に努めるものとします。
 - エ 災害に際し、地域住民の連携協力が得られるよう地域に密接した施設づくりに努めるものとします。
- ⑤ 災害時に特に配慮すべき事項
町は、災害時に次の事項について要配慮者に十分配慮することとし、避難支援プランに定めます。
 - ア 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難指示等の情報提供
 - イ 自主防災組織、民生委員・児童委員、町内会、自治区等地域住民の協力による

避難誘導

- ウ 名簿等の活用による居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見
- エ 条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- オ 避難所等における要配慮者の把握とニーズ調査
- カ 生活必需品への配慮
- キ 食料の配慮（やわらかい食品等）
- ク 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー（身体障害者の付き添いを専門に行う者）、ボランティア等の協力による生活支援
- ケ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- コ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- サ 仮設住宅への優先的入居
- シ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ス ケースワーカー（社会福祉の立場から、課題の解決や緩和のために助言、支援する援助者）等の配置や継続的なこころのケア対策
- セ 新型インフルエンザ等感染症の防止
- ソ 社会福祉施設等の被害状況調査
- タ 医療福祉相談窓口の設置

(4) 外国人対策

町は、災害発生時に言語の不自由さで外国人が孤立せず、迅速かつ的確な対応ができるよう、地域に住む外国人に対し災害予防対策の周知に努めます。

① 在日外国人の把握

町は、県と連絡調整の上、各地域に住む外国人について把握するよう努めるものとします。

② 情報伝達体制の整備

町は、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア等の把握に努め、把握・協力システムの整備に努めるものとします。また、外国人に対し、災害時の対応及び避難場所・避難路の周知に努めます。

(5) その他

① 医療保険制度（国民健康保険、老人保健医療、後期高齢者医療）の事務処理対策

ア 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置

イ 臨時医療保険相談所等の開設

a 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあっては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得ます。

b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があった場合、免許証等本人であることを確認の上、速やかに交付できるように関係機関の協力を得ます。

c 保険料（税）の納付について

保険料（税）に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得なが

ら国に働きかけます。

② 介護保険制度の事務処理対策

ア 被保険者の取扱について

被災により被保険者証を消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、町及び県が国と連携して体制整備を進めます。

イ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、町において体制整備を進めます。

ウ 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、町において体制整備を進めます。

第27章 ボランティア活動環境整備計画

担当部署	住民福祉課
------	-------

1. 計画方針

災害時において、町をはじめ防災関係機関は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求されます。

しかし、行政や住民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされます。

そのため、県や日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努めるものとします。

2. 計画内容

災害時におけるボランティアは、防災ボランティアと被災地域生活支援 NPO 及び一般ボランティアに区分されます。防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる「専門ボランティア」とリーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる「救援ボランティアチーム」があります。被災地域生活支援 NPO とは、専門性や柔軟性、チームワークなど NPO の有する特性を生かし被災者支援活動等に当たるボランティアチームです。一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布、家屋内外の片付けや軽作業、被災者の話し相手や応援・励まし等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアです。

(1) 防災ボランティアの募集・登録

町内において、震災等の大規模な災害が発生した場合に向け、県と協力して、災害救援活動に当たる防災ボランティアをあらかじめ募集・登録します。

(2) 被災地域生活支援 NPO の募集・登録

県と協力して、災害救援活動に当たる被災地域生活支援 NPO をあらかじめ募集・登録します。

(3) 一般ボランティアの活動環境整備と災害ボランティアセンターの組織化

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアの円滑な受入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う町災害ボランティアセンターの組織化に努め、その事務局を町社会福祉協議会に設置するとともに、活動拠点の確保等、必要な対策を講じます。

(4) ボランティアコーディネーターの育成

災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努めます。

第28章 企業防災の促進に関する計画

担当部署	産業観光課
------	-------

1. 現況

経済の国際化が進み企業活動の停止が世界的な影響を及ぼしかねない状況下では、企業も災害時に事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行うことの重要性が一層高まっています。

企業は、災害時に果たす役割を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定に努めるとともに、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る必要があります。

2. 計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（BCP）策定の支援に努めます。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとします。また、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動を通して、企業が防災体制の整備等を行うよう働きかけます。

3. 事業計画

事業継続ガイドラインに基づき、企業が「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、普及・啓発を実施します。

第3編 災害応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

担当部署	全ての部
------	------

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるように、予めその組織体制及び動員体制について計画を定めます。また、夜間・休日等の勤務時間外における災害発生にも職員を確保できるよう配慮します。

災害応急対策が総合的かつ円滑に実施できるように、町、県及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図ります。

2. 計画の内容

(1) 警戒及び配備体制

警戒・配備につき、気象・水防等の情報の収集・伝達、被害状況の把握、対策活動等その他災害に関する連絡調整に万全を期すものとします。

配備体制と発令基準

体制		発令基準	要員基準
災害警戒本部体制	第1号警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山県北部に大雨及び洪水の警報が発表され、かつ災害の発生に備える必要があるとき。 ○梅雨前線等による大雨又は台風の接近等、今後の気象情報に注意し、警戒を要すると認められるとき。 ○その他危機管理課長が必要と認めたとき。 	危機管理課
	第2号警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○かつらぎ町に大雨及び洪水の警報が発表され、かつ災害の発生に備える必要があるとき。 ○紀の川（三谷観測所）、穴伏川（北川橋観測所）、有田川（梁瀬観測所）それぞれの河川の水位観測所において、水防団待機水位 2.0m に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 ○その他参事が必要と認めたとき。 	参事・危機管理課及び参事が指名するもの

体制		発令基準	要員基準
災害対策本部体制	第1号 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○かつらぎ町に大雨及び洪水の警報が発表され、かつ暴風警報が発表されたとき。 ○紀の川に洪水警報（氾濫警戒情報・氾濫危険情報）が発表されたとき。 ○かつらぎ町域に土砂災害警戒情報が発表され、かつ重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 ○かつらぎ町域に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○かつらぎ町域が台風の暴風域圏内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。 	各部長が指名する班長・班員
	第2号 配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨（土砂災害・浸水害）・暴風・暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。 ○紀の川に洪水警報（氾濫発生情報）が発表されたとき。 ○災害救助法の適用を必要とする災害が予想される又は発生したとき。 ○その他町長が必要と認めたとき。 	全員

職員の態勢等

第1号警戒体制	警戒体制の区分により動員される以外の職員は、業務時間帯は平常業務。業務時間終了後は退庁。ただし、外出する場合は、自宅等から連絡可能にしておくこと。
第2号警戒体制	
第1号配備体制	第1号配備体制の区分により動員される以外の職員は、業務時間帯は平常業務。業務時間終了時後又は土曜、日曜、祝日等は出動要請を考慮しておくこと。
第2号配備体制	全職員配備

- 必要事項
- (1) 配備要員については、災害対策本部事務分掌に記載する。
 - (2) 災害対策本部体制の発令については全職員に周知する。

(2) かつらぎ町災害対策本部の設置等

警戒体制で対処できない災害が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び本計画の定めるところにより、町長が「かつらぎ町災害対策本部」を防災センターに設置します。

また、災害規模が多大で国・県が災害現地本部等を設置した場合は、それらと十分に連携して、災害対策に取り組むこととします。

なお、町長が不在時は、以下の順位で代行するものとします。

町長不在時の代行順位

第1位：総括参事 第2位：教育長 第3位：参事

(3) 災害対策本部設置等の伝達

本部長が災害対策本部の設置が必要と認めたときは、「かつらぎ町災害対策本部規則」に基づき体制をとります。

災害対策本部の設置が決定したときは、本部事務局長は直ちに各部長に連絡するとともに、各部長は各班員に伝達することとします。

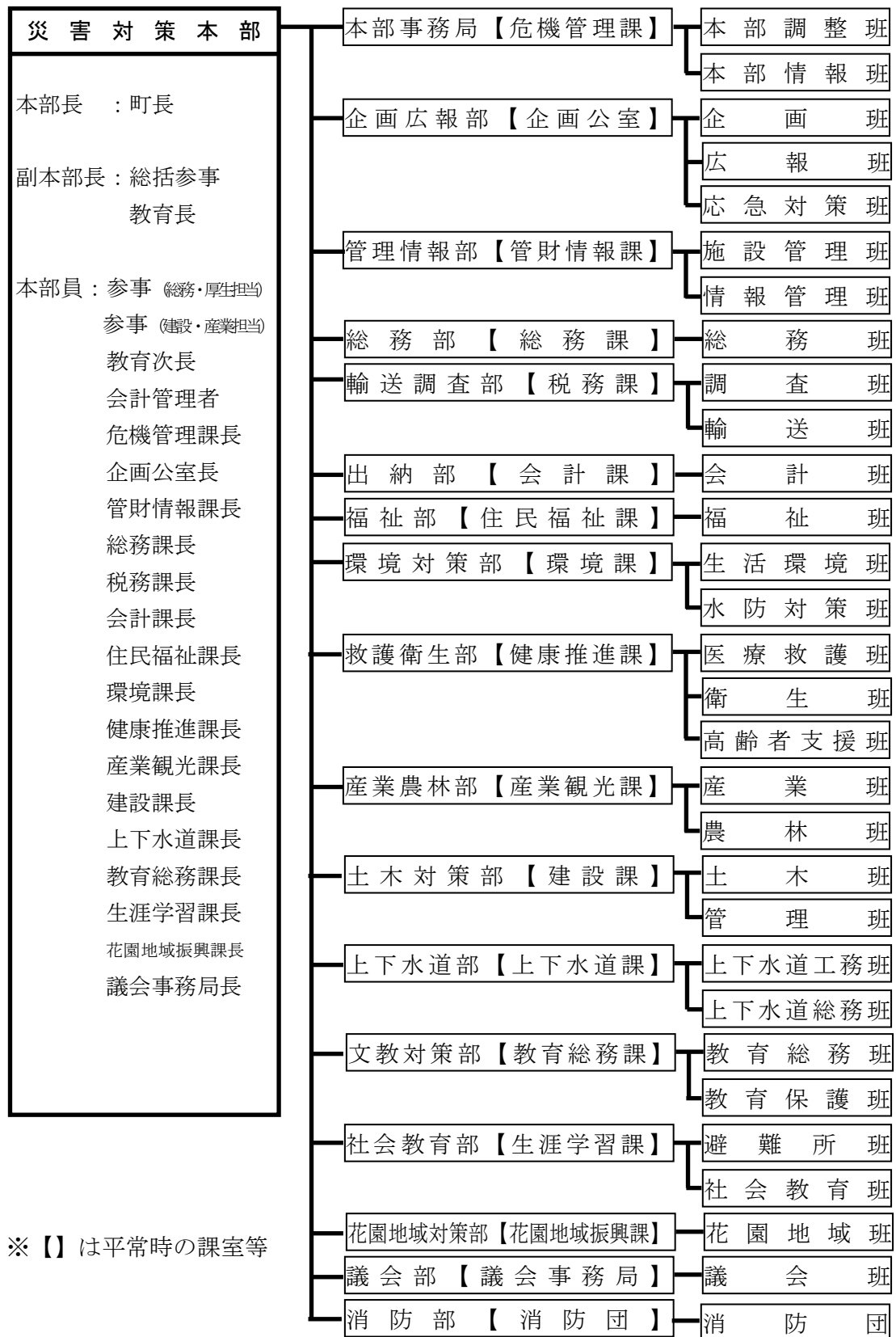
各部長は直ちに「かつらぎ町災害対策本部規則」に定める事務分担による配備につき万全を期します。

また、本部等の縮小及び解除が決定したときは、本部事務局長が速やかに各部長に連絡するとともに、各部長から各班員に伝達することとします。

災害対策本部の廃止基準

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の恐れが解消したとき ○災害応急対策がおおむね完了したとき ○その他本部長が必要なしと認めたとき |
|---|

① 対策本部の系統・編成



※【】は平常時の課室等

② 災害対策本部の事務分掌

各部に共通する事務分掌		
① 各部班員の配備に関すること ② 災害対策本部及び各部間の連絡調整に関すること ③ 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（町指定避難所を優先的に調査報告すること） ④ 災害状況の記録（写真の撮影等）に関すること ⑤ 他部の応援に関すること		
【再掲】	第1号配備体制	「各部長が指名する班長・班員の配備」
	第2号配備体制	「全員配備」

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
本部事務局 【危機管理 課】	本部調整班	1. 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること 2. 配備体制の決定に関すること 3. 災害対策本部会議の実施に関すること 4. 災害対策本部の運営及び本部長の命令伝達に関すること 5. 防災関係機関・部・班との連絡調整に関すること 6. 県本部等からの情報の受理及び県への報告の総括に関すること 7. 災害対策の総括に関すること
	本部情報班	1. 自主防災組織及び避難所との連絡、情報収集及び情報伝達に関すること 2. 消防団、水防団及び県本部、その他関係機関との連絡に関すること 3. 災害対策上必要な情報（気象情報、交通情報等）の収集及び伝達に関すること 4. 避難情報の発令及び伝達に関すること
企画広報部 【企画公 室】	企画班	1. 被災地の慰問、陳情等の応援に関すること 2. 車両、機材、炊き出し等の燃料調達に関すること 3. 応急対策用物品（応急食糧及び生活必需品等）の調達（購入）に関すること

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
企画広報部 【企画公 室】	広報班	1. 住民への広報、町ホームページの管理に関する事 2. 報道機関への発表、要請に関する事 3. 災害記録(写真、録画、録音等)に関する事 4. 県本部への広報要請に関する事
	応急対策班	1. 庁舎及び拠点施設(避難所等)の被害調査及び応急復旧に 関すること 2. 建物及び被災宅地の応急危険度判定の依頼と受け入れに 関すること 3. 応急仮設住宅の建設に関する事 4. 応急救護所(テント、仮設トイレ等)の設置に関する事
管理情報部 【管財情報 課】	施設管理班	1. 町営住宅の被害調査に関する事 2. 町施設の被害状況の取りまとめに関する事 3. 町有自動車の管理及び配車に関する事 4. 仮設住宅の入居、維持管理に関する事
	情報管理班	1. 被害情報、被害報告、災害記録の取りまとめに関する 事 2. 救援物資及び義援物資の受け入れ・配布の調整・管理に 関すること
総務部 【総務課】	総務班	1. 職員の招集、動員に関する事 2. 自衛隊、県職員等への応援要請及び受け入れ体制に関 する事 3. 公務災害に関する事 4. 職員の健康管理、安全管理に関する事 5. 自治区、町内会との調整に関する事 6. 住民等からの電話対応に関する事 7. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事 8. 総合相談窓口に関する事
輸送調査部 【税務課】	調査班	1. 人的被害及び家屋被害の調査に関する事 2. 罹災に関する証明の発行に関する事 3. 町税の減免に関する事
	輸送班	1. 輸送車両の調達に関する事 2. 応急食糧、生活必需品の輸送に関する事

<p>部名 【平常時の 課室等】</p>	<p>班名（班長・ 副班長を置 く）</p>	<p>事 務 分 掌</p>
<p>出納部 【会計課】</p>	<p>会計班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策経理の全般に関する事 2. 義援金品の受付、配分、出納保管に関する事 3. 災害対策に伴う予算措置に関する事 4. 災害復旧資金に関する事
<p>福祉部 【住民福祉 課】</p>	<p>福祉班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害救助法に関する事 2. 関係団体との連絡に関する事 3. 被災者生活再建支援に関する事 4. ボランティアの登録、活用及び受け入れに関する事 5. 要配慮者対策に関する事 6. 避難行動要支援者名簿の作成、運用に関する事 7. 福祉避難所に関する事 8. 県本部への要請に関して、総務班への連絡に関する事 9. 災害時要支援者対策に関する事 10. 住民相談窓口の開設(災害ADR)に関する事 11. 災害援護資金の貸付に関する事 12. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
<p>環境対策部 【環境課】</p>	<p>生活環境班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 環境衛生及び清掃用資機材の調達に関する事 2. し尿、廃棄物、ごみ収集、処理、処分地等の確保に関する事 3. 災害時のペット対策と死亡獣畜の処理に関する事 4. 遺体の処理に関する事 5. 遺体安置所の設置、運営、管理に関する事
<p>救護衛生部 【健康推進 課】</p>	<p>医療救護班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療救護班の編成に関する事 2. 救護所（既設建物）の設置及び準備に関する事 3. 応急医療のための薬品、資機材の確保に関する事 4. 避難所の巡回（保健師） 5. 感染者対応避難所の設置、開設、運営に関する事 6. 医師会、歯科医師会、薬剤師会、診療所との連絡調整に関する事 7. 医療、救助、助産及び搬送に関する事
	<p>水防対策班</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水防に関する応急措置及び資材の調達に関する事 2. 仮設排水ポンプの設置、管理に関する事 3. 排水ポンプ車の運用、管理に関する事

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
救護衛生部 【健康推進 課】	衛生班	1. ねずみ族等の駆除及び消毒に関する事 2. 感染症の予防に関する事 3. 県本部への要請に関して、総務班への連絡に関する事 4. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
	高齢者支援 班	1. 行方不明者に関する事 2. 高齢者対策に関する事
産業農林部 【産業観光 課】	産業班	1. 応急食糧（備蓄米他）及び生活必需品の調達に関する事 2. 商工業者、観光施設の被害調査及び復旧支援に関する事 3. 県本部への緊急物資要請に関する事 4. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
	農林班	1. 農林水産業団体との連絡に関する事 2. 農作物の病害虫に関する事 3. 農林水産物の被害調査に関する事 4. 農林水産施設の被害調査及び復旧支援に関する事
土木対策部 【建設課】	土木班	1. 土木関係の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2. 建築物の被害及び被害宅地の調査に関する事 3. 倒壊建物の除去に関する事 4. 道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒、監視及び安全措置に関する事
	管理班	1. 電気、電話等ライフラインの被害調査及び報告に関する事 2. 応急復旧資機材、車両の借り上げ、配備、建設業者との連絡に関する事 3. 道路障害物等の除去に関する事 4. 緊急輸送道路、幹線道路の確保に関する事 5. 交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する事
上下水道部 【上下水道 課】	上下水道工 務班	1. 水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 2. 上下水道復旧に伴う関係業者との連絡調整に関する事

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
上下水道部 【上下水道 課】	上下水道総 務班	1. 飲料水の確保と給水に関する事 2. 上下水道の被害状況等の情報収集及び伝達に関する事 3. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
文教対策部 【教育総務 課】	教育総務班	1. 文教施設の安全措置、緊急措置に関する事 2. 教職員への応援要請に関する事 3. 児童、生徒の教科書、文房具等の手配に関する事 4. 文教施設を避難所とする場合の対策に関する事 5. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
	教育保護班	1. 応急保育に関する事 2. 園児、児童、生徒の保護に関する事 3. 園児、児童、生徒等の安否確認及び人的被害調査に関する事
社会教育部 【生涯学習 課】	避難所班	1. 避難所の開設、設営及び運営に関する事 2. 避難所施設の安全措置及び緊急措置に関する事 3. 犯罪防止に関する事 4. 避難所運営班員の選任・管理・調整に関する事
	社会教育班	1. 社会教育施設等の安全措置、緊急措置に関する事 2. 文化財の保護及び応急対策に関する事 3. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
花園地域対 策部 【花園地域 振興課】	花園地域班	1. 管内の災害情報の収集及び報告に関する事 2. 管内の災害対策に関する事務全般に関する事 3. 関係機関への応援要請に関する事 4. 管内の避難所開設支援に関する事 5. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
議会部 【議会事務 局】	議会班	1. 町議会議員との連絡に関する事 2. 議会に関する事

注) 災害の状況及び本部長の指示によっては、あらかじめ定められた事務以外の事務を担うことがある。

(4) 防災関係機関、住民等への町対策本部の設置・廃止の通報等

① 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報します。

ア 県

- イ 他市町村
- ウ 陸上自衛隊
- エ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- オ その他の関係機関

② 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、住民に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メールその他確実かつ迅速な方法で周知します。

(5) 消防部の配備体制

かつらぎ町消防団の配備体制は、消防団本部が定める活動規定により配備するものとします。

配備体制及び活動体制

第1号警戒体制	発令基準	○和歌山県北部に大雨及び洪水の警報が発表され、かつ災害の発生に備える必要があるとき。 ○梅雨前線等による大雨又は台風の接近等、今後の気象情報に注意し、警戒を要すると認められるとき。 ○その他災害により災害警戒本部の要請があったとき。
	活動内容	○団長はその後の情勢を把握することに努める。 ○一般団員は、次の体制に移ることのできる状態に待機しておく。
第2号警戒体制	発令基準	○かつらぎ町に大雨及び洪水の警報が発表され、かつ災害の発生に備える必要があるとき。 ○紀の川、穴伏川、有田川それぞれの河川における町内の水位観測所において、水防団待機水位2.0mに達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。 ○その他災害により災害警戒本部の要請があったとき。
	活動内容	○消防の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 ○一般団員は、直ちに次の体制に移ることのできる状態に待機しておく。
第1号配備体制	発令基準	○かつらぎ町に大雨及び洪水の警報が発表され、かつ暴風警報が発表されたとき。 ○紀の川又は有田川に洪水警報(氾濫警戒情報・氾濫危険情報)が発表されたとき。 ○かつらぎ町域に土砂災害警戒情報が発表され、かつ重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 ○かつらぎ町域に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。 ○かつらぎ町域が台風の暴風域圏内に入るおそれがあり、かつ重大な災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 ○その他災害により町災害対策本部の要請があったとき。
	活動内容	○消防団長等団本部役員は本部に集合し、その他団員は所定の詰所に集合し、警戒又は出動する。
第2号配備体制	発令基準	○大雨(土砂災害・浸水害)・暴風・暴風雪又は大雪のいずれかの特別警報が発表されたとき。 ○紀の川又は有田川に洪水警報(氾濫発生情報)が発表されたとき。 ○災害救助法の適用を必要とする災害が予想される又は発生したとき。 ○その他災害により町災害対策本部の要請があったとき。
	活動内容	○消防、水防団の全団員が所定の詰所に集合し、警戒又は出動する。

(6) その他関係機関等の組織

指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の災害対策のための組織、事務掌握等については、それぞれの防災業務計画等に基づき、各機関において定めることとします。

第2節 動員計画

担当部署	全ての部
------	------

1. 計画方針

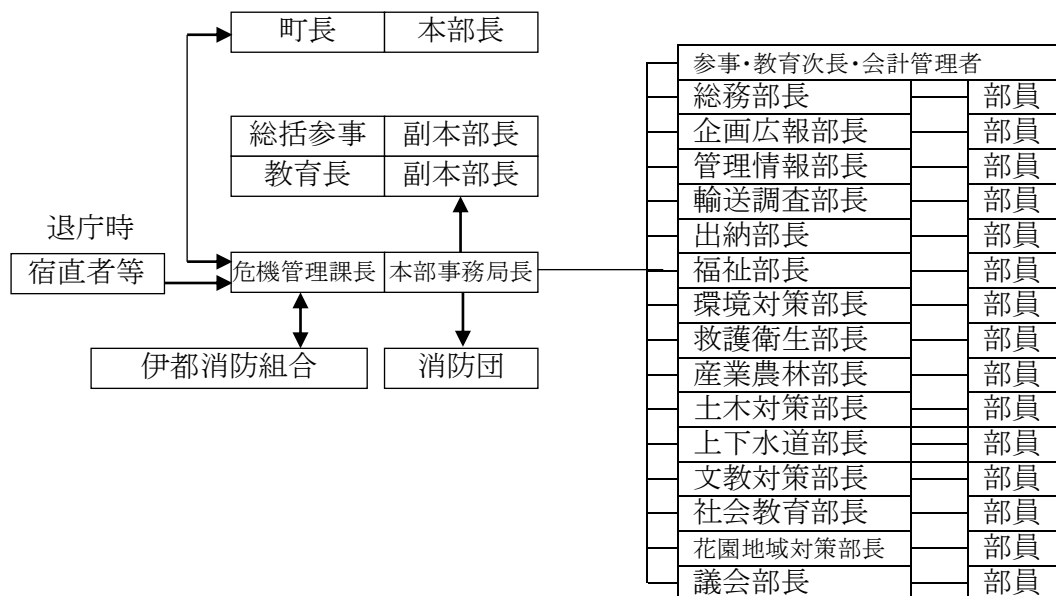
災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、災害対策本部要員とその他職員の動員については、本計画に定めるとおりとします。また、初動体制については、「かつらぎ町風水害対策職員初動マニュアル」に定める動員により実施します。そのほか、伊都消防組合の動員計画については、伊都消防組合の消防計画で定めるものとします。

2. 計画の内容

(1) 動員の伝達

本部長が本部の配備を決定したときは、本部事務局長を通じて各部長に伝達します。在庁のときには庁内放送を通じて、また、退庁時は固定電話や個人所有の携帯電話にメール送信するなどの手段を講じ、動員体制確立の迅速化を図ります。

動員の伝達・系統



(2) 動員方法

勤務時間内外を問わず動員を円滑に行うため、緊急時の動員や連絡系統等について、初動マニュアルを具体的に定め、周知の徹底を図るものとします。

なお、職員が不足の場合は本部長に申し出て、職員の応援を要請するものとします。

第2章 情報計画

第1節 気象警報等の伝達計画

担当部署	企画広報部、管理情報部、本部事務局
------	-------------------

1. 計画方針

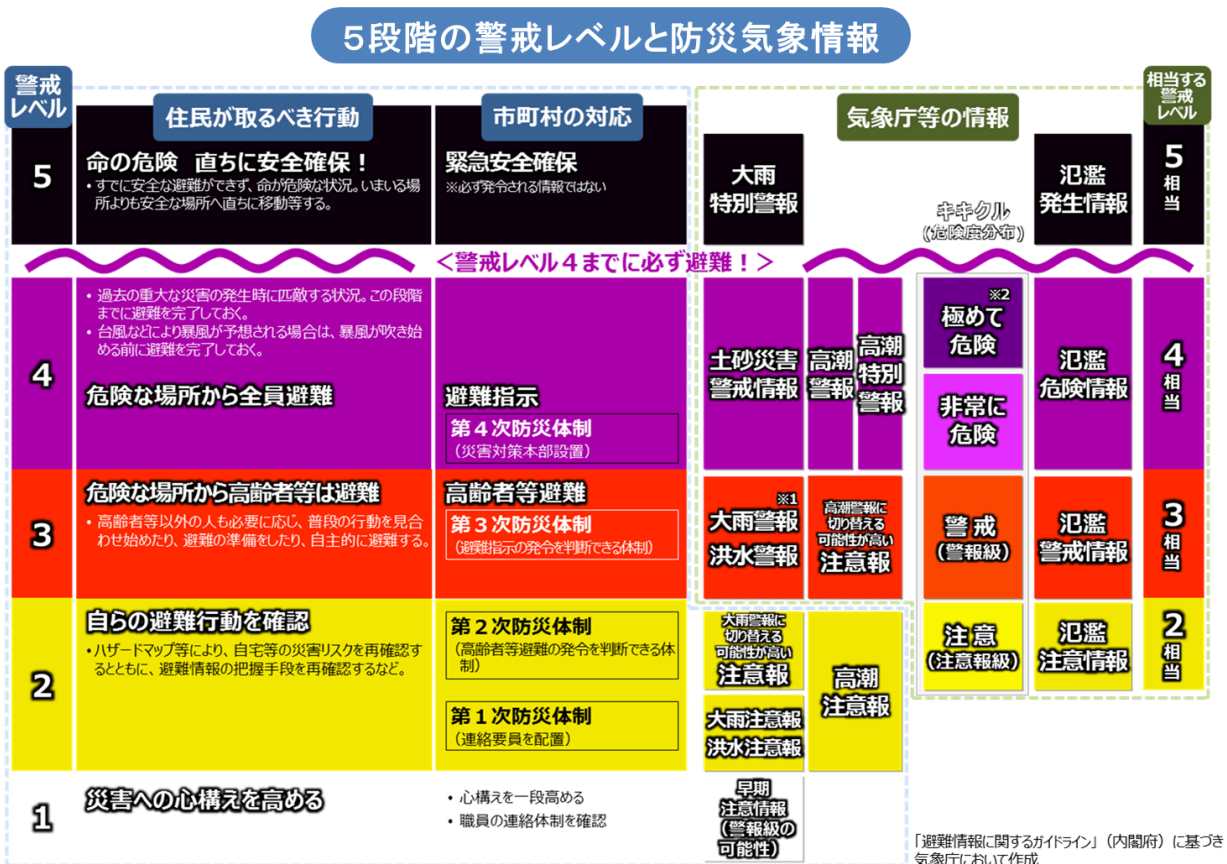
気象、地象、洪水、水防並びに火災に関する警報等の周知徹底は、本計画によるものとします。また、その他の事項については、県計画を参考にします。

2. 計画の内容

(1) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、「行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものです。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供します。



※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。
 ※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の紋(入り)に活用することが考えられます。

出典：気象庁ホームページ

(2) 注意報・警報等の種類と概要

① 一般の利用に適合する警報・注意報等

和歌山地方気象台は、次の基準により気象警報・注意報等を発表します。

なお、警報や注意報は、二次細分区域単位（市町村単位）で発表します。

また、かつらぎ町は、気象警報・注意報が発表された場合、テレビ等による放送などでは、府県予報区は和歌山県、一次細分区域は「北部」、市町村等をまとめた地域は「紀北」に含まれます。

ア 警報・注意報発表基準一覧表

令和3年6月8日現在

発表官署 和歌山地方気象台

かつらぎ町	府県予報区		和歌山県		
	一次細分区域		北部		
	市町村等をまとめた地域		紀北		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	16	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	168	
	洪水	流域雨量指数基準	貴志川流域=17.4, 穴伏川流域=11.5, 四邑川流域=7, 真国川流域=9.2, 湯子川流域=11.2, 有田川流域=21.6		
		複合基準*1	四邑川流域= (12, 6.3)		
		指定河川洪水予報による基準	紀の川[五條・三谷]		
	暴風	平均風速	20m/s		
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ 山地	平地	24時間降雪の深さ 15cm	
			山沿い	24時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高			
高潮	潮位				
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10		
		土壌雨量指数基準	117		
	洪水	流域雨量指数基準	貴志川流域=13.9, 穴伏川流域=9.2, 四邑川流域=5.6, 真国川流域=7.3, 湯子川流域=8.9, 有田川流域=17.2		
		複合基準*1	四邑川流域= (8, 4.5)		
		指定河川洪水予報による基準	紀の川[三谷]		
	強風	平均風速	12m/s		
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ 山地	平地	12時間降雪の深さ 5cm	
			山沿い	12時間降雪の深さ 15cm	
	波浪	有義波高			
	高潮	潮位			
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	100m		
乾燥	最小湿度 35%で実効湿度 60%				
なだれ	積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨				
低温	沿岸部で最低気温 -4℃以下				
霜	3月20日以降の晩霜 最低気温 3℃以下				
着氷					

	着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、山地 40cm 以上 気温：-2℃～2℃	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110 mm	

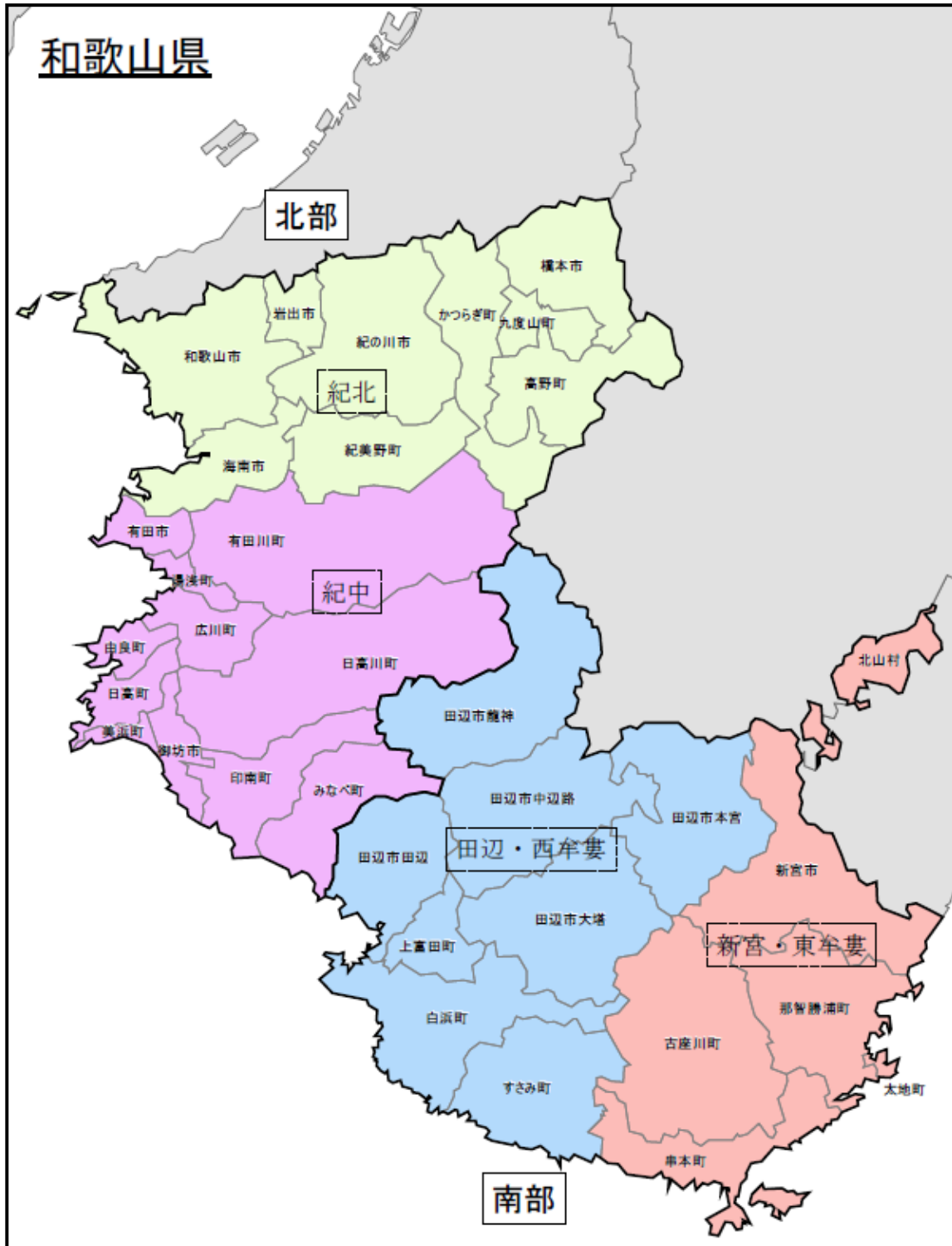
*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

【警報・注意報発表基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
 - (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
 - (3) 大雨、洪水、大雪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
 - (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
 - (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
 - (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
 - (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
 - (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
 - (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
1km 四方毎の基準値については、気象庁 HP (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
 - (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
 - (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁 HP (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
 - (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は気象庁 HP (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
 - (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」は、洪水警報においては「指定河川である紀の川に発表された洪水予報において、五條基準観測点又は三谷基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「五條基準観測点又は三谷基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (参考) 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけ土中に貯まっているかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表されます。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）
- (参考) 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。（一般向け記載の例：降った雨が、どれだけその川に集まってくるかを数値化したもので、この指数値以上が予測される場合に警報、あるいは注意報が発表される。より大きな指数数値が予測されるほど、また、大きな指数数値が解析されるほど注意・警戒度が高くなります。）

② 気象警報・注意報の発表区域

①に記述している、1次細分区域や市町村等をまとめた地域などは、次の気象警報や注意報の発表区域の図によるものとします。



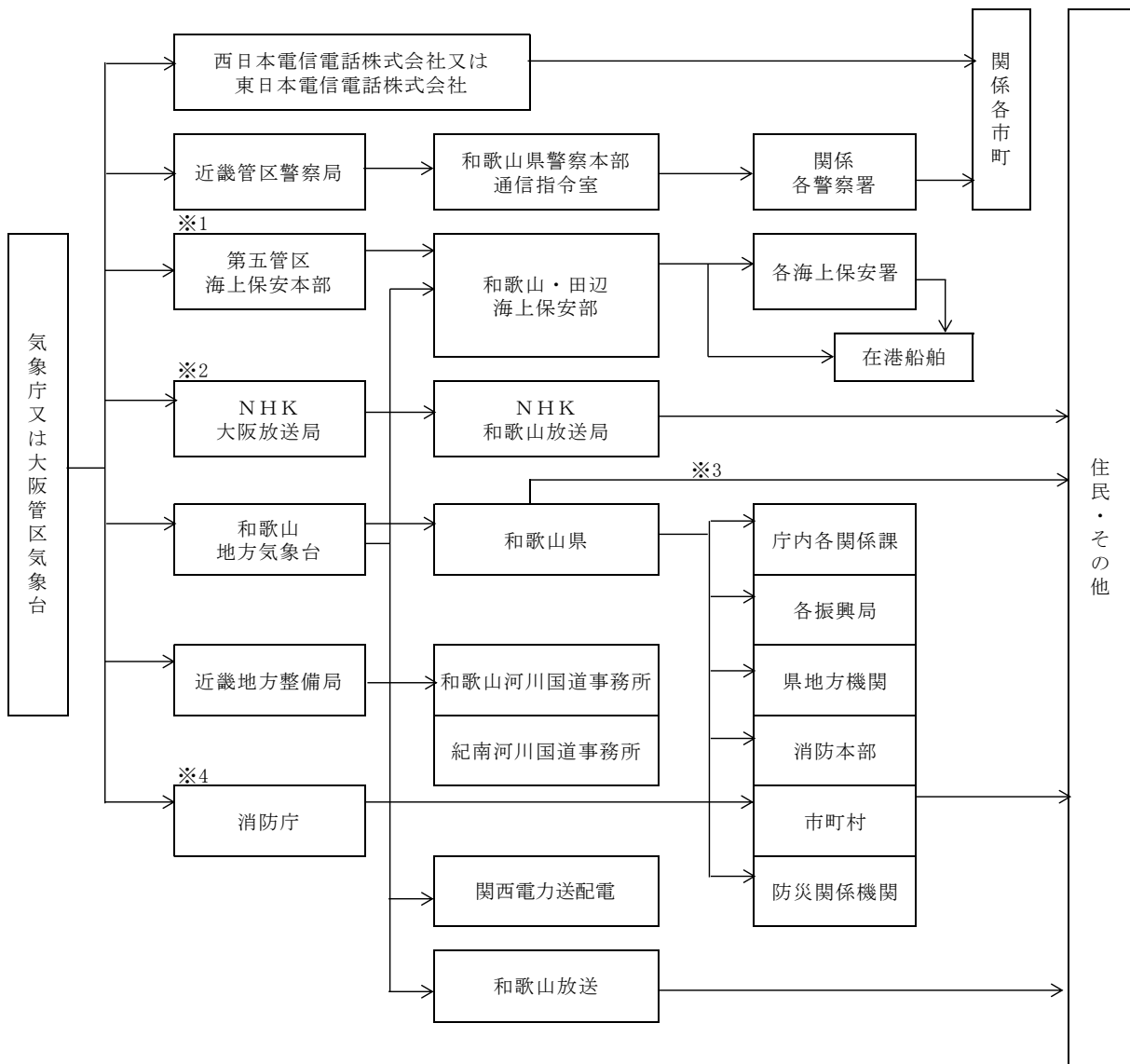
図：気象警報や注意報の発表区域

③ 特別警報

気象庁は、警報の発表基準をはるかに超える現象に対して「特別警報」を発表します。気象庁では、特別警報だけでなく、危険の高まりに応じて警報や注意報も発表しており、町は、高齢者等避難や避難指示の判断材料などに活用するほか、直ちに住民に対し、防災行政無線、広報車、ホームページ、緊急速報メール等、消防団や自主防災組織による伝達周知の措置等により周知を図ります。

④ 警報等の伝達経路

警報等の配信経路



(注) 1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」または「防災情報提供システム」による。
 2 ※1は、神戸地方気象台から伝達する。
 3 ※2は、NHK大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）による。
 4 ※3は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
 5 ※4は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。

(3) 火災警報

① 火災警報

消防法第 22 条に基づき、伊都消防組合管理者は和歌山地方気象台から気象の状況が火災の予防上危険であるとの通報を受けたとき又は自ら気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令されます。

(「火災警報」が発令された場合、火災予防条例(伊都消防組合火災予防条例)で定める火の使用制限に従わなければならない)

火災警報

○実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 35%以下となり最大風速 8 m/s 以上の風が吹くと予想される時。
○平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹くと予想される時。ただし、降雨又は降雪が予想される場合は行わないこともある。 (火災気象通報を行う場合においても降雨又は降雪が予想される場合は通報しないこともある)

(4) 紀の川(指定河川)洪水予報

水防法及び気象業務法に基づき、和歌山地方気象台、奈良地方気象台と近畿地方整備局和歌山河川国道事務所が「紀の川」を共同して雨量、水位又は流量を示して、洪水についての水防活動の利用に適合する予報を行います。

なお、平成 25 年 6 月の水防法の改正により、洪水予報については、避難指示の発令にあたり特に緊急を要する情報として、和歌山河川国道事務所からホットラインで町への直接伝達が行われます。

① 洪水予報の実施区間

(平成 18 年 6 月 1 日国土交通省告示第 664 号)

実施河川	実施区域
紀の川	(左岸) 奈良県五條市野原東 4 丁目 266 番地先から海まで (右岸) 奈良県五條市小島町 550 番 1 地先から海まで

(5) 水防警報

洪水によって災害が起こるおそれがあると認めたとき、水防活動を行う必要がある旨を警告します。かつらぎ町の関連では下表の区間が指定されております。

紀の川水防警報は、国土交通大臣が現地の雨量、水位等の状況を判断して、和歌山県及び関係水防管理団体に対して通知します。

[国土交通大臣が行う水防警報発表区域]

実施河川	対象量水標	実施区域	責任者	
			発信	受信
紀の川	五條三谷船戸	(左岸) 和歌山県と奈良県の県境 (右岸) 和歌山県と奈良県の県境 から海まで	和歌山河川国道事務所長	和歌山県知事

(6) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表されます。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができます。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(7) 和歌山県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表されます。

(8) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表されます。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要があります。

(9) 竜巻注意情報

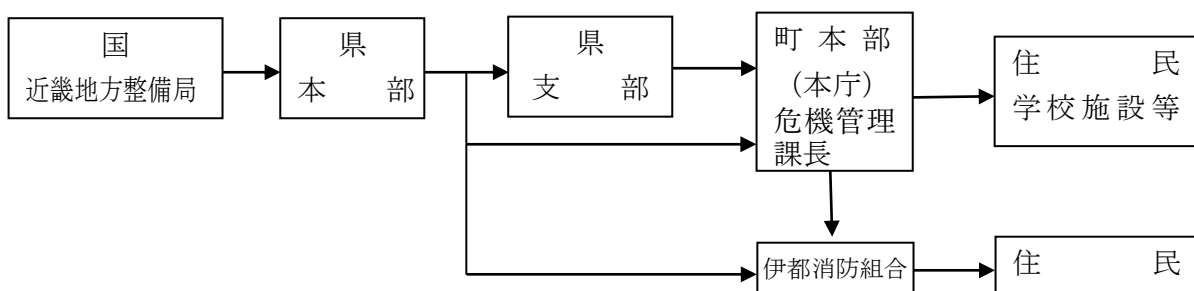
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県北部など）で気象庁から発表されます。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができます。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（和歌山県北部など）で発表されます。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間です。

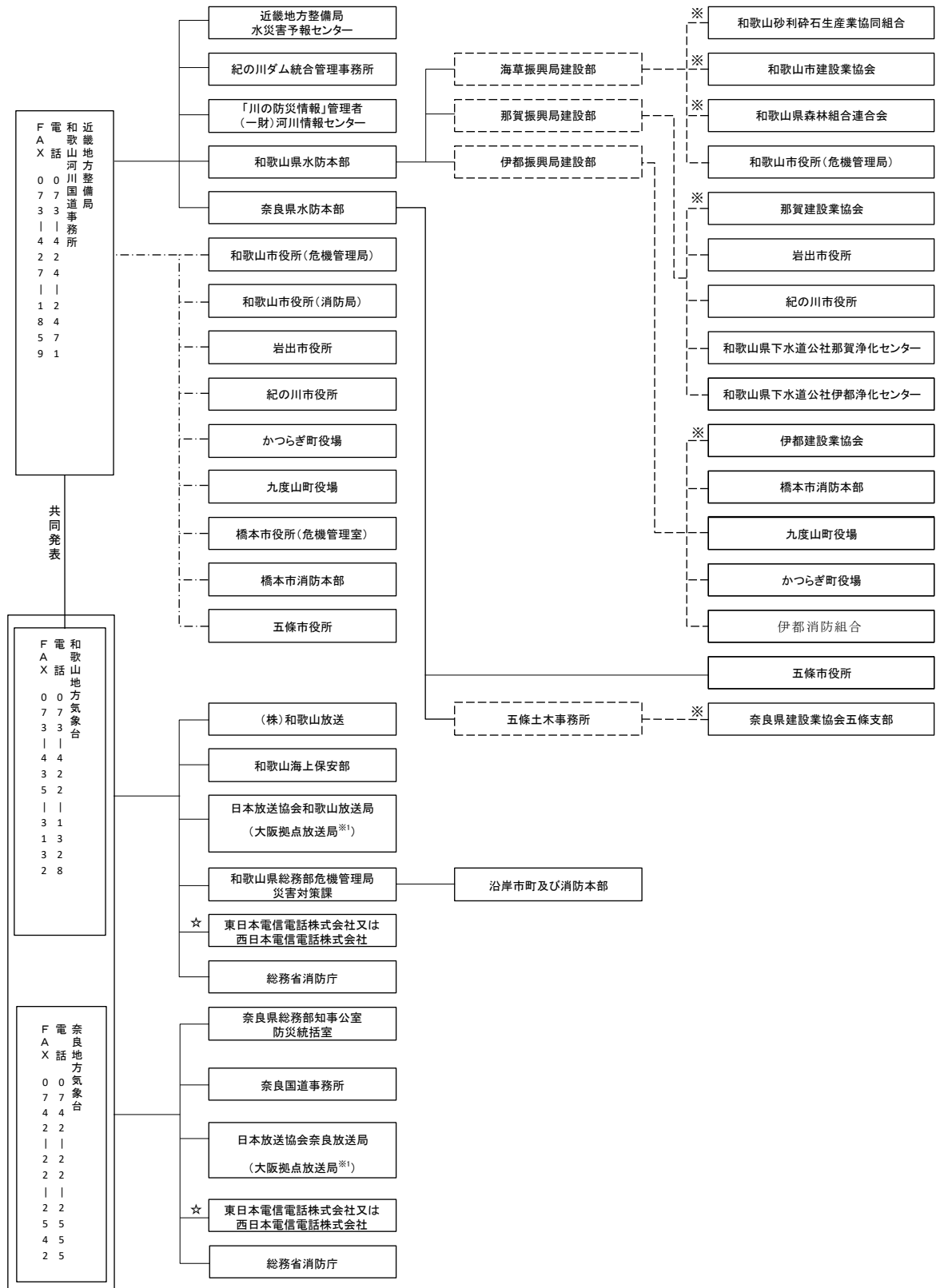
(10) 伝達経路

- ① 火災警報・水防警報が発表された場合には以下の経路で状況に応じ伝達することとします。

情報伝達経路

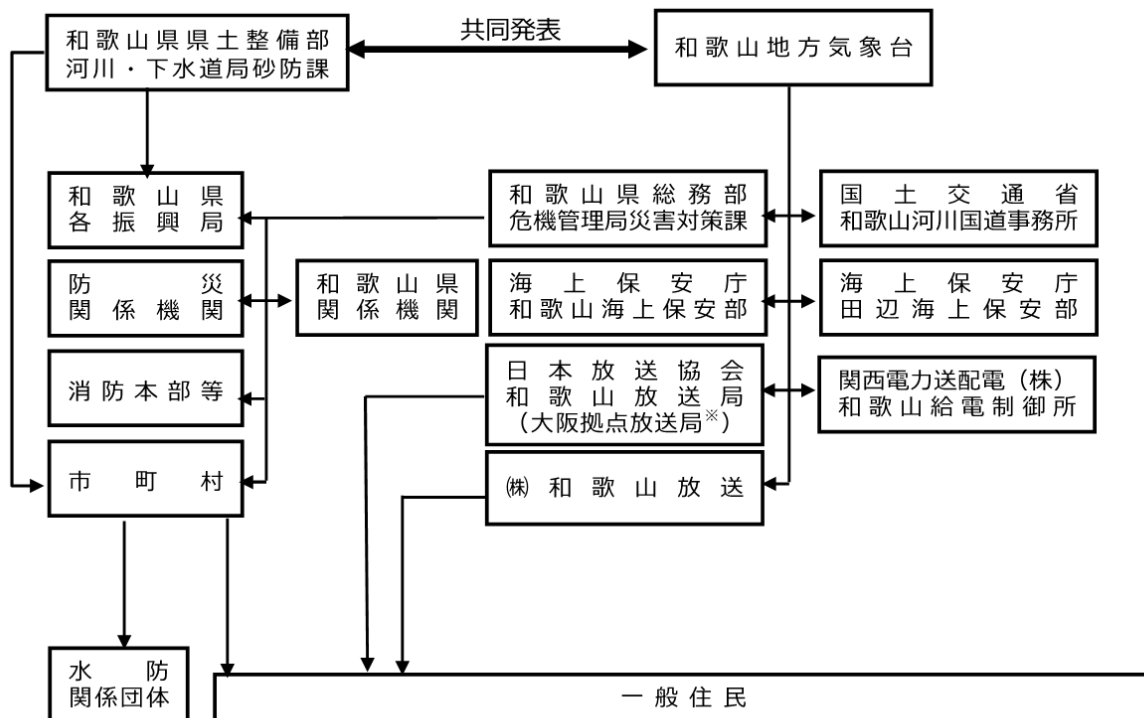


② 紀の川（指定河川）洪水予報が発表された場合には以下の経路で状況に応じ伝達することとします。



※1 夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

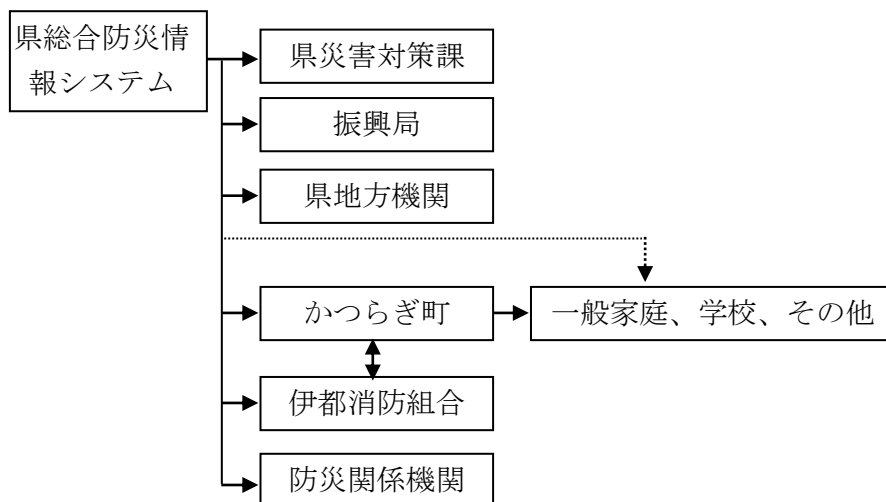
③ 土砂災害警戒情報が発表された場合には以下の経路で状況に応じ伝達することとします。



※ 夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

令和3年6月8日現在

(11) 本町における措置



※➡ は、県総合防災情報提供システムによる「住民一斉指令」

① 伝達・連絡の措置

県などから町に通知される警報等は、県総合防災情報システムにより町に直接伝達され、危機管理課が受領します。

なお、必要があるときは町長、総括参事、教育長に連絡し、関係職員に伝達します。

② 周知の徹底

通報を受けた場合、迅速にその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、住民、学校、団体等に対し必要な事項の周知徹底を図るため、以下のようなものを活用します。

- 広報車、消防車等
- 防災行政無線（防災情報伝達システム）
- 伝達組織を通じて行う
- サイレン、警鐘
- メール通信

また、一層の周知徹底のため、予め関係者の間で警報等の受領、伝達、その他取扱いに関して必要事項を協議しておくとともに、勤務時間外、停電時における場合に関しても支障のないよう措置を講じておくこととします。

(12) 町長の措置

① 町長は、県の機関又は警察の機関から予報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図ります。

周知方法は、おおむね次のとおりとします。

- ア 広報車
- イ 防災行政無線（防災情報伝達システム）、緊急速報メール
- ウ 伝達組織を通じる
- エ サイレン、警鐘等

② 町長は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者の間において予報等の受領、伝達、その他の取扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておきます。

③ 町長は、気象台から、地震情報等が発表された旨の連絡を受けた場合には、直ちに放送局等の放送により、当該予報の要旨を聴取するとともに、県の機関から伝達される予報等の内容を確実に受領するよう体制を整えます。

④ 町長は、県の機関から警報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努めるものとします。

⑤ 町長は災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、予報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報するものとします。

(13) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生する恐れのある異常現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報します。

① 発見者の通報

異常現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は水防機関に、火災に関する場合は消防機関に、またその他の現象の場合は町長、警察署長に通報するものとします。

② 警察官の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は直ちに町長及びかつらぎ警察署長に通報します。

③ 町長の通報

異常現象を承知した場合は、速やかに県・和歌山地方気象台に通報します。

④ 通報する異常現象

- 気象に関する事項
- 竜巻、強い降雹、豪雨等著しく異常な気象現象
- 地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

⑤ 異常現象の周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、各関係機関はその現象により予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図ります。

最寄りの気象業務施設

種別	観測所名	所在地	設置場所	電話番号	所管	備考
気象観測所	かつらぎ	かつらぎ町 妙寺	紀北農芸高等 学校	(073)422-1328	和歌山地方 気象台	
〃	和歌山	和歌山市男 野芝丁	和歌山地方気 象台	(073)422-1328	和歌山地方 気象台	
雨量観測所	橋本	橋本市市脇	伊都総合庁舎	(0736)34-1700	県伊都振興 局建設部	
〃	かつらぎ町	かつらぎ町 丁ノ町	かつらぎ町役 場	(0736)34-1700	県伊都振興 局建設部	
〃	妙寺	出張所庁舎 内	国土交通省	(0747)22-3161	五條出張所	
〃	御所	かつらぎ町 御所	旧四邑保育所	(0736)34-1700	県伊都振興 局建設部	
〃	花園	かつらぎ町 花園梁瀬	かつらぎ町役 場花園支所	(0736)34-1700	県伊都振興 局建設部	
〃	久木	かつらぎ町 花園久木	久木プール	(0736)34-1700	県伊都振興 局建設部	

地震観測施設	高野山	高野町高野山	高野山中学校	(073)422-1328	和歌山地方 気象台	
〃	かつらぎ町	かつらぎ町 丁ノ町	防災センター	(073)441-2264	和歌山県総 合防災課	
〃	かつらぎ町	かつらぎ町 花園梁瀬	花園支所	(073)441-2264	和歌山県総 合防災課	
水位観測所	三谷	かつらぎ町 三谷	三谷橋右岸 下流 50m	(073)424-2471	国土交通省	
〃	北川橋	かつらぎ町 広口	北川橋右岸 下流 200m	(0736)34-1700	県伊都振興 局建設部	
〃	梁瀬	かつらぎ町 花園梁瀬	梁瀬大橋左岸 上流	(0736)34-1700	県伊都振興 局建設部	

(資料：県計画・資料編)

第2節 被害情報等の収集計画

担当部署	企画広報部、本部事務局
------	-------------

1. 計画方針

災害情報と被害状況の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものです。このため、災害が発生した場合又は発生が予測される場合は、町長は速やかに管内の状況を把握して県総合防災情報システムに入力し知事に報告します。

なお、災害即報、被害状況報告等の様式は「資料編」を参照することとします。

資料編	災害即報、被害状況報告等の様式
-----	-----------------

2. 計画の内容

(1) 被害情報の早期収集

被害の規模を推定するため、概括的被害状況、ライフライン被害の範囲、医療機関に來ている負傷者数や状況等関連情報の早期収集に努めます。

また、被害規模を早期に把握するため、119番通報の状況・情報も積極的に収集します。

(2) 災害報告責任者

災害時の被害状況の把握は、災害対策業務上極めて重要なことから、災害報告責任者を危機管理課長と定めます。なお、火災、救急、救助、爆発、有害物質の流出等特殊事故については、伊都消防組合消防長が報告を行います。

(3) 災害報告の取扱

① 報告すべき災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他異常な現象、大規模な火災・事故・爆発、放射性物質の大量放出等基本法第2条第1号に規定する原因により生じる被害

② 報告基準

- 町が災害対策本部を設置したもの
- 災害が2府県以上にまたがるもので、当町における被害が軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- その他災害の状況とその社会的影響からみて報告する必要があると認められたもの

(4) 災害即報の報告

① 災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋の被害を優先的に報告します。

② 町は、消防機関への通報が殺到した場合、本町から県その他、直接国へも報告します。

③ 町は、報告すべき災害の発生を覚知したときは、速やかに第一報を、わかる範囲で報告し、以後は即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告します。

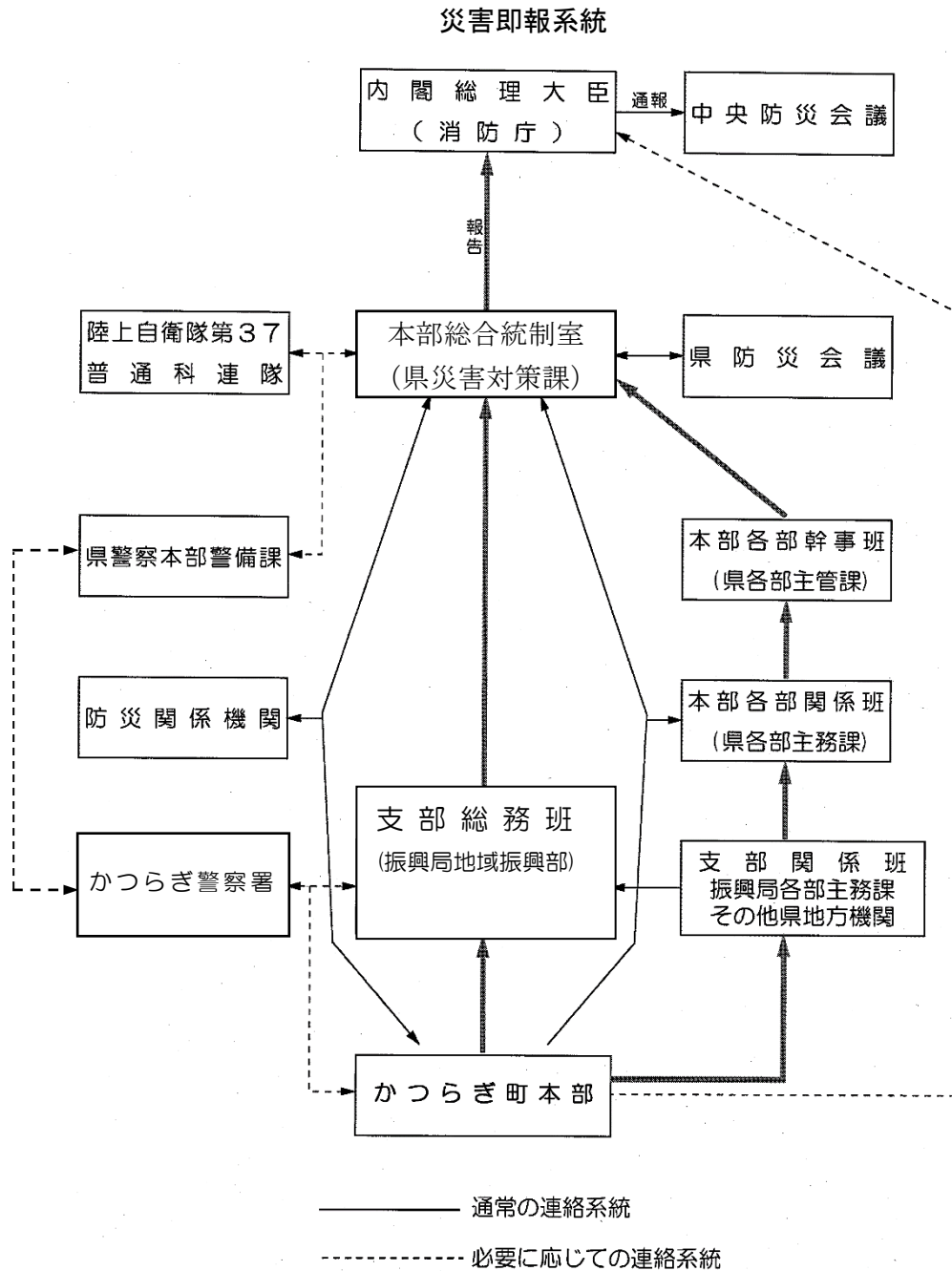
- ④ 報告は、県総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、加入電話、無線電話、ファクシミリ等を有効的に利用して即報します。ただし、即報が2報以上になる場合は、先報との関連を十分保持するため、一連の番号を付して報告現時を明らかにします。
- ⑤ 災害即報事項は、伊都消防組合及びかつらぎ警察署をはじめ、関係機関と十分に連絡を保ったうえで行います。
特に、町本部においては、危機管理課と被害区分に応じた関係課の連絡を密にします。
- ⑥ かつらぎ町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合には、内閣総理大臣（消防庁）に下記により直接報告（災害対策基本法第53条第1項）し、県と連絡がとれるようになった後は、原則に戻り県に報告することとします。

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線	防災電話番号：	78-90-49013
	防災FAX番号：	78-90-49033
（県庁からのみ通信可）		
NTT回線	電話番号：	03-5253-7527
	FAX番号：	03-5253-7537
地域衛星通信ネットワーク	県防災電話番号：	7-048-500-90-49013
	県防災FAX番号：	7-048-500-90-49033

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線	防災電話番号：	78-90-49102
	防災FAX番号：	78-90-49036
（県庁からのみ通信可）		
NTT回線	電話番号：	03-5253-7777
	FAX番号：	03-5253-7553
地域衛星通信ネットワーク	県防災電話番号：	7-048-500-90-49102
	県防災FAX番号：	7-048-500-90-49036



(注) ① 市町村が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第53条第1項）

通常時（消防庁応急対策室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49013 防災FAX番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 県防災電話番号：7-048-500-90-49013 県防災FAX番号：7-048-500-90-49033

NTT回線電話番号：03-5253-7527 FAX番号：03-5253-7537

夜間・休日時（消防庁宿直室）

消防防災無線 防災電話番号：78-90-49102 防災FAX番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可）

地域衛星通信ネットワーク 県防災電話番号：7-048-500-90-49102 県防災FAX番号：7-048-500-90-49036

NTT回線 電話番号：03-5253-7777 FAX番号：03-5253-7553

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うものである。

- ② 市町村は、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。
- ③ 市町村は、支部総務班を通じて本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって本部総合統制室に直接報告すること。
- ④ 本部が設置されない場合も上図に準じる。
- ⑤ 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(5) 被害状況の報告

- ① 被害状況報告は、災害対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査をした上で報告することが必要です。このため、状況に応じて概況報告、中間報告、確定報告というように、段階的に報告することとします。
- ② 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後 20 日以内に行うものとし、災害対策基本法第 53 条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第 22 条に基づく消防庁長官あて文書を各一部消防庁あて送付するものとします。
- ③ 被害状況報告は、下記により行います。

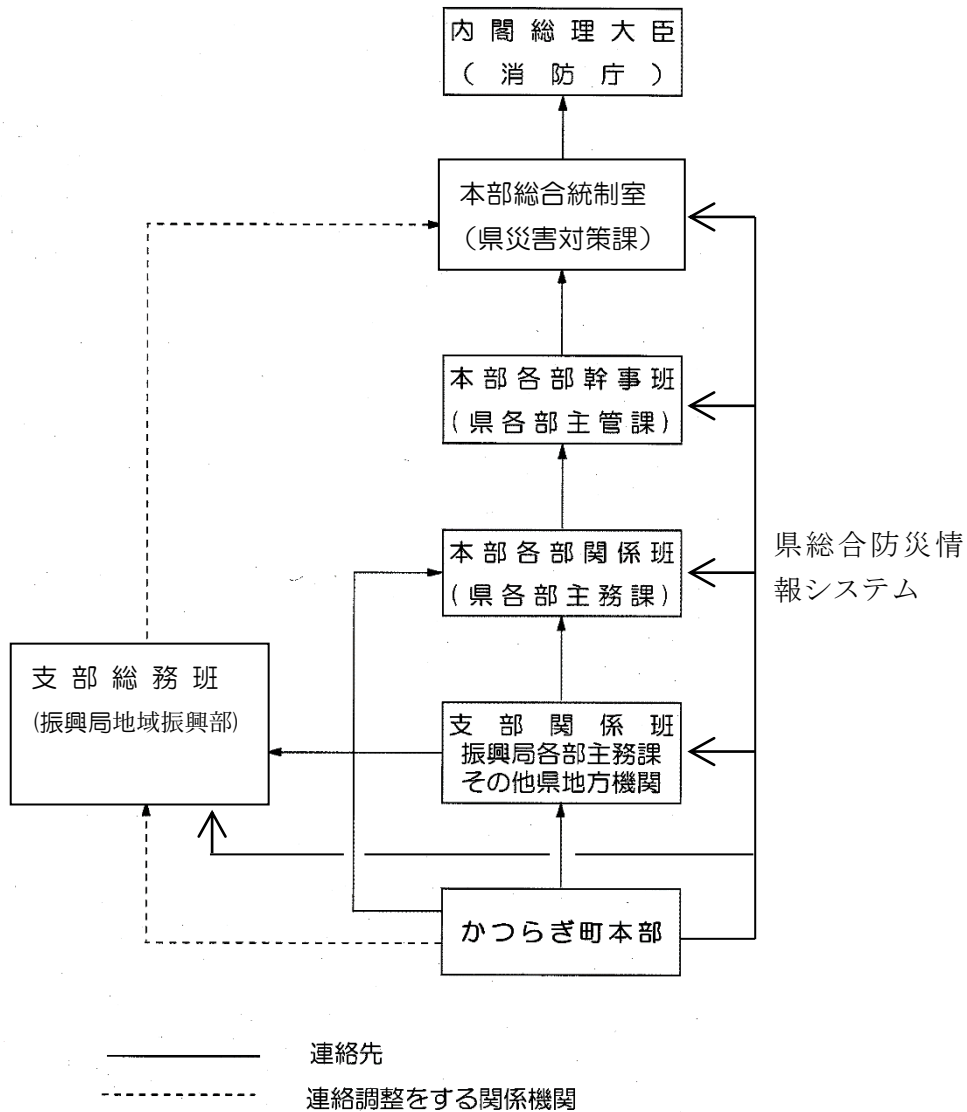
県庁連絡先

NTT→NTT	電話番号：073-441-2262 災害対策課 FAX番号：073-422-7652 災害対策課
県総合防災情報システム→ 県総合防災情報システム	県防災電話番号：【7】300-400,402 統制室 【7】300-403 災害対策課 【7】300-404 防災企画課 県防災FAX番号：【7】300-496～499 統制室 有線回線を利用する場合は【7】不要
庁舎内内線電話→県庁内線電話	電話番号：*-【7】-300-8-内線電話番号

伊都振興局連絡先

NTT→NTT	電話番号：0736-34-1700 FAX番号：0736-33-4914
地域衛星通信ネットワーク→ 地域衛星通信ネットワーク	電話番号：【7】330-400 地域振興部 FAX番号：【7】330-499 地域振興部 有線回線を利用する場合は【7】不要
庁舎内内線電話→振興局内線電話	電話番号：*-【7】-330-8-内線電話番号

被害状況報告の系統



- (注) ① 本部が設置されない場合も上図に準じる。
 ② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(6) 被害種別系統

被害種別系統

被害区分	かつらぎ町からの報告先	県庁主務課
人的被害及び住宅等一般	振興局健康福祉部	福祉保健総務課
土木関係	振興局建設部等	県土整備部各課
農業関係	振興局農業振興課	農林水産部各課
耕地関係	振興局農地課	農業農村整備課
林業関係	振興局林務課	林業振興課
水産関係	振興局企画産業課	水産振興課
漁港関係	振興局建設部等	港湾漁港整備課
公共施設関係	振興局地域振興部・健康福祉部各課	各部関係各課
商工業関係	振興局企画産業課	商工観光労働部各課
観光関係	振興局企画産業課	観光振興課
自然公園関係	振興局健康福祉部	環境生活総務課
衛生関係	保健所	環境生活部 福祉保健部 関係各課
その他	振興局地域振興部	関係各課(室) 災害対策課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上

(7) 被害の収集・調査

- ① 被害状況等の収集・調査は、関係機関、諸団体及び自主防災組織等の応援を要請し実施することとします。特に初期の状況は自主防災組織等を通じて速やかに町本部に通報されるように、平素から連絡を密にし、体制を確保しておきます。
- ② 災害発生時には直ちに調査班を編成し、被害状況等を調査します。
- ③ 各部長は、各所管事項における被害事項を掌握し報告します。また、各班が所管事項に該当しない被害でも、緊急の報告・連絡を受けた場合はこれを聴取し、速やかに報告するものとします。
- ④ 本部事務局長は、各部長から被害状況の報告を受けた時は、検討の上取りまとめ県に報告します。
- ⑤ 被害が甚大で、町だけでは被害状況等の収集及び調査が困難な場合や調査に専門的な技術を要する場合は、県に応援を求めて実施します。
- ⑥ 被害状況等の収集及び調査は、警察、県及びその他関係機関と十分に連絡を取ります。
- ⑦ 最終的には、概ね被害状況報告に則した統括表にまとめて報告します。
- ⑧ 被害状況認定及び報告書記入の基準は資料編を参照します。

資料編 被害状況認定及び報告書記入の基準

第3節 災害通信計画

担当部署	企画広報部、本部事務局
------	-------------

1. 計画方針

気象注警報等の伝達や災害時における町の被害情報の収集をはじめ、町、県、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用又は無線による非常通信の利用を図ります。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努めることとします。

また、併せて町内のアマチュア無線家との協力関係の構築に努めます。

2. 計画内容

(1) 町防災行政無線

① 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行います。

② 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し移動系無線の適正配置について検討し実施します。

(2) 県総合防災情報システム

県総合防災情報システムは、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるとともに、代替通信経路を確保します。

(3) 通信連絡手段の確保

災害時においては、通信の途絶や輻輳が想定されることから、町は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図ります。なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりです。

一般公衆回線	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災機関と NTT が協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、災害時に回線が輻輳しても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
携帯電話	一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳がある。
衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため、同じ衛星携帯電話同士では災害時に通信の途絶や輻輳が起こりにくい。ただし、一般公衆回線や携帯電話が相手の場合は輻輳がある。

地域衛星通信ネットワーク	県総合防災情報システムの衛星通信回線として、全国の自治体、消防本部、防災関係機関と通信ができる。
消防無線	各消防機関が使用している無線回線で、県内共通波により県内の近隣各消防機関、全国共通波で他府県の近隣消防機関相互との通信ができる。
非常通信	町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、近畿地方非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。また、輻輳を回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
災害用伝言ダイヤル「171」	災害発生時、その規模により NTT が提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件について NTT で決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。

(4) 地域衛星通信ネットワークによる通信（無線電話、無線 FAX）

災害により緊急を要する無線電話については「非常事態」と呼称します。また、無線 FAX については「非常」と記入して通信します。

(5) 通信手段の複数化

通信手段の複数化として、携帯電話の packet 通信、衛星回線電話等を検討します。また、タクシー会社等の業務用無線保有機関やアマチュア無線資格者などとの協力体制を平時から確保し、災害時の情報収集・伝達体制の補完に努めます。

(6) 非常通信等の利用

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平素は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTT その他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予報及び警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第 74 条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれのある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

- ① 警察無線、消防無線
- ② 非常通信協議会構成員（鉄道、電気、放送等の事業者等）が保有する無線
- ③ その他の無線（例：運輸業者等の業務用無線やアマチュア無線）

(7) 連絡ルートの確保

県と町とをつなぐ経路は以下のようになっています。

区 間	総合信頼度	市町村役場との距離	(発着信局) 非常通信経路 (発着信局)	県施設との距離
かつらぎ町 (危機管理課) ↔ 伊都振興局	A	2.6km	かつらぎ町役場△ ———— [専用][地星] ———— 伊都振興局□ (総務県民課)	0.8km
	B		伊都消防組合△ ———— [相互] ———— 伊都振興局□ (警防課) (総務県民課)	
	A	2.6km	伊都消防組合△ ———— [消教] (橋本・伊都地域消防指令センター) ———— 橋本市消防本部□	
	A	3.3km	かつらぎ警察署△ ———— [警察] ———— 橋本警察署△ (地域課) (地域課)	
かつらぎ町 (危機管理課) ↔ 和歌山県庁	A	2.6km	かつらぎ町役場△ ———— [専用][地星] ———— 和歌山県庁□ (防災企画課)	構内
	A		伊都消防組合△ ———— [相互] ———— 和歌山県庁□ (警防課) (防災企画課)	
	B	かつらぎ町役場△ ———— [相互] ———— 和歌山県庁□ (警防課) (防災企画課)		
	A	2.6km	伊都消防組合△ ———— [消教] ———— 和歌山県庁□ (警防課) (危機管理・消防課)	
	A	3.3km	かつらぎ警察署△ ———— [警察] ———— 県警察本部△ (地域課) (平日昼間：警備課) (時間外：地域指導課通信指令室)	

町内の地域衛星通信ネットワーク

名称	設置場所	防災局番	防災内線番号
かつらぎ町防災センター	危機管理課	231	400
			FAX 499
かつらぎ町役場	ホール	231	401
	総務課	231	402
かつらぎ町教育委員会	生涯学習課	231	403
伊都消防組合	通信統制室	239	400 FAX 499
	本部事務所	239	401
	通信監視室	239	402

第4節 災害広報計画

担当部署	企画広報部、本部事務局
------	-------------

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報の周知を徹底し、住民の精神的安定と被害の拡大防止を図るため、迅速かつ適切な広報活動を行います。

また、県及び関連機関、近隣市町、姉妹都市等にも適切な情報を提供することにより、広域的な応援体制を確立することとします。

2. 計画の内容

(1) 町における広報

① 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として広報班を通じて行います。

② 広報資料の収集

広報資料の収集は、「第3編第2章第2節 被害情報等の収集計画」に定めるところによりますが、以下のことについて努めます。

- 各部各班で撮影した災害現場写真を収集する
- 各部各班は、住民の安心のため広報資料の提供を積極的に行う

③ 広報事項

概ね次の事項を重点的に広報することとします。

- 被害の状況
- 応急対策実施状況
- 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

また、広報事項は、被災者の身体的・精神的条件を十分考慮し、簡潔に行うように努めるとともに、被災者にとって必要な情報が円滑に広報できるように、災害発生後の経過や被害の拡大状況等を考慮しながら、災害対策本部で協議の上優先的に広報することとします。

さらに、要配慮者となる可能性の高い高齢者、障害者、乳幼児、妊婦等への配慮を怠らないように努めます。

④ 広報手段

住民に対する広報手段は、以下の手段を活用し、状況に応じて臨機応変に実施します。なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として広報班を通じて行います。

- 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表

- 防災行政無線（防災情報伝達システム）による広報
- 広報車による巡回広報
- 防災ヘリコプターによる広報
- 広報紙、チラシ、ポスター等の作成
- ホームページ・メール通信による広報
- 町防災情報ポータルサイトによる広報

⑤ 報道機関に対する報道要請

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請します。ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請できます。

(2) 防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災業務計画等の定めるところにより、それぞれの措置を講じるとともに、災害の様態に応じ適宜適切な災害広報を実施するよう要請します。

① 日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、株式会社毎日放送、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、関西テレビ放送株式会社、読売テレビ放送株式会社

災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関係番組の編成をします。

県その他防災関係機関からの災害の通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底します。

② 関西電力送配電株式会社（TEL 0800-777-3081）

防災行政無線及び報道機関等により被害箇所の復旧見通し、感電事故防止について住民への周知を図ります。

③ 西日本電信電話(株)和歌山支店（TEL 073-434-0552）

防災行政無線及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について、住民への周知に努めます。

④ 西日本旅客鉄道(株)和歌山支社（TEL 073-425-6091）

支店（TEL 073-425-9339）

被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内書等に掲示し、かつ報道機関等により、一般への周知を図ります。

災害時において、町から災害広報資料の貼布を依頼されたときは、これに協力します。

第5節 生活関連総合相談計画

担当部署	企画広報部、本部事務局、総務部、福祉部
------	---------------------

1. 計画方針

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置します。

2. 計画内容

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、総合相談窓口を設置します。また、和歌山弁護士会との協定に基づき、和歌山弁護士会が実施する災害ADR（無料法律相談等）の開催場所の確保や広報等に協力します。

(1) 総合相談窓口の設置

災害発生後、総務部総務班は、速やかに役場庁舎及び花園支所庁舎に総合相談窓口を設置します。

町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、県、国、関係機関、関係団体等と連携し相談や問い合わせに対応します。

(2) 総合相談窓口の設置の周知

総合相談窓口を設置したときは、防災行政無線（防災情報伝達システム）、広報車、ホームページなどを活用し広く住民に周知します。

(3) 報告

窓口担当班員（総務部総務班）は、相談内容を記録し、関係部長に報告するとともに集計し本部長・総務部長に報告します。

第3章 消防計画

第1節 消防計画

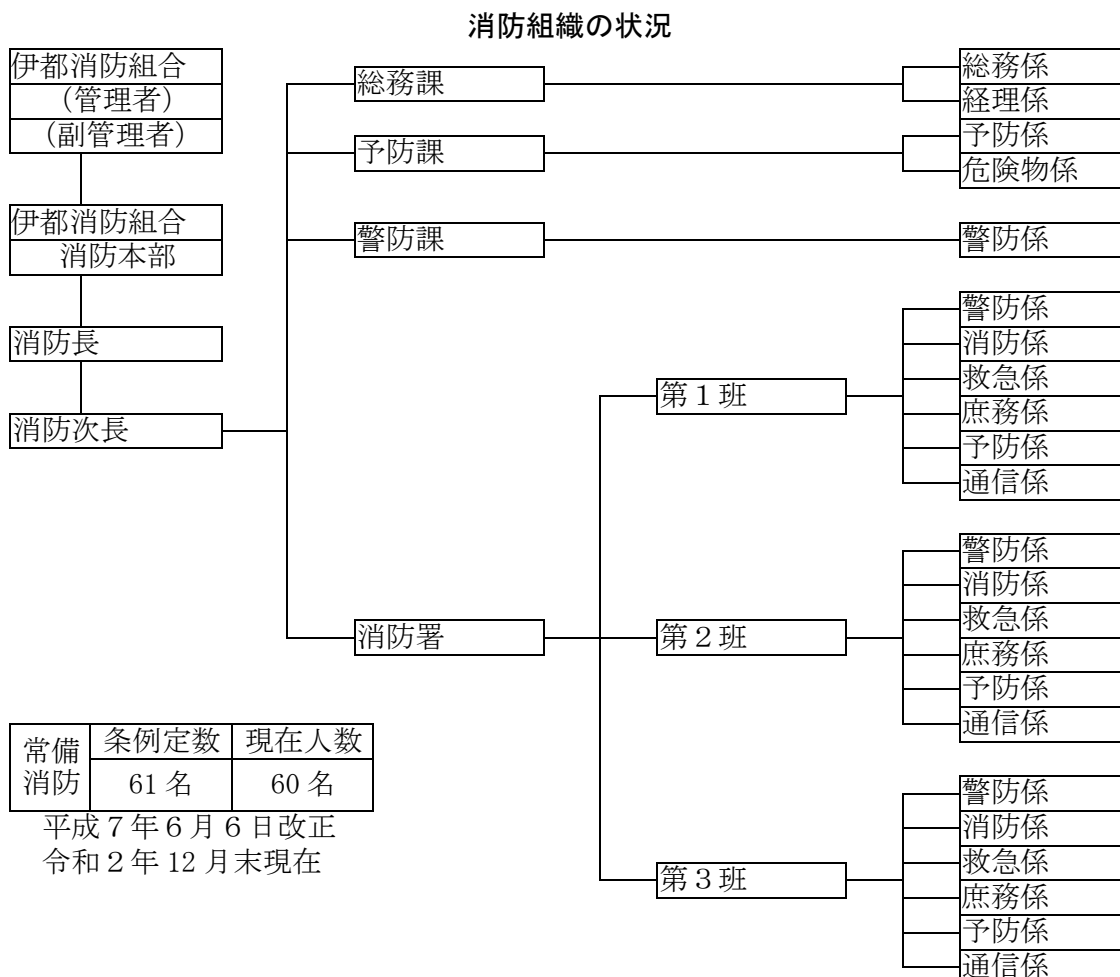
担当部署	本部事務局、消防部、伊都消防組合
------	------------------

1. 計画方針

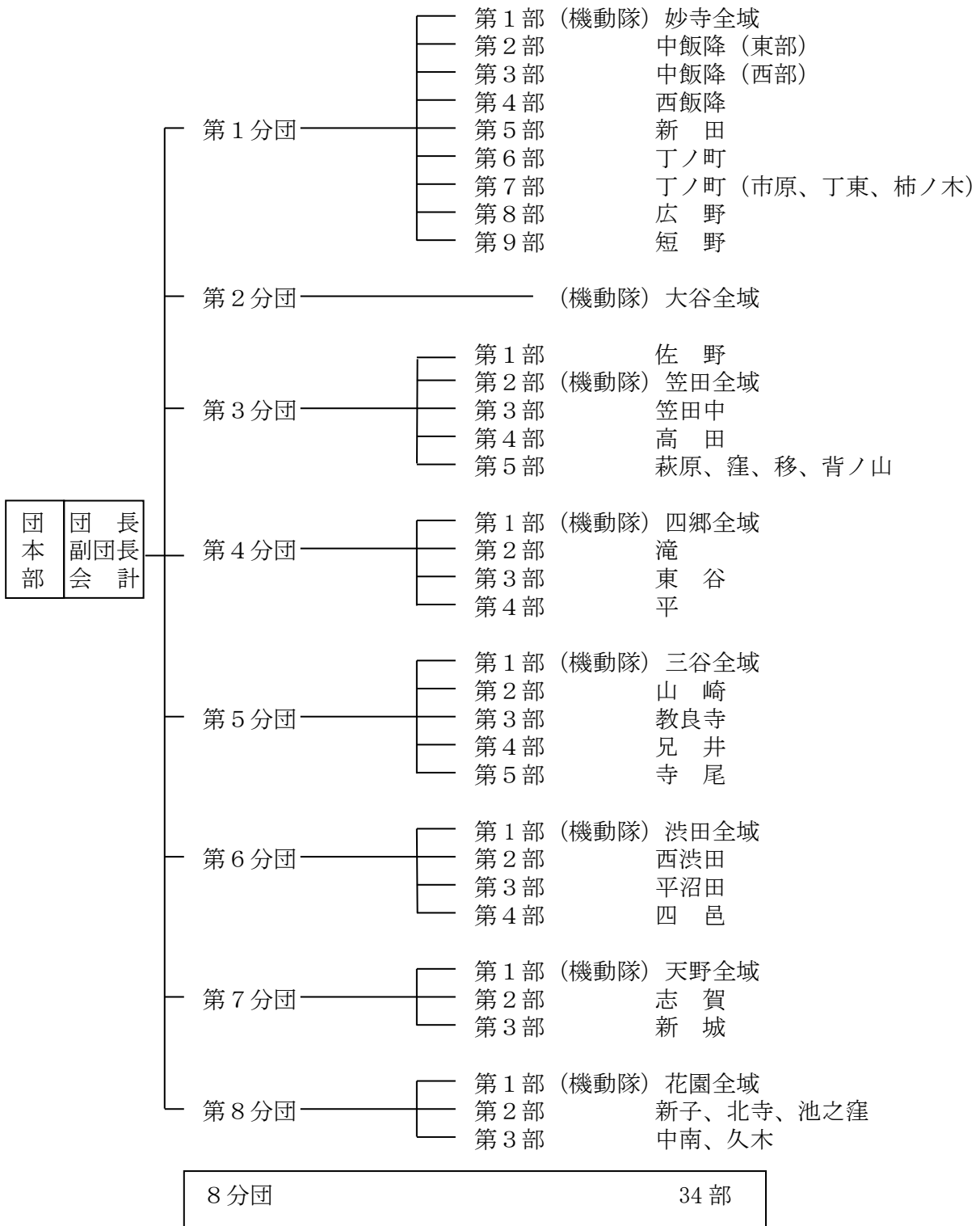
消防組織は市町村消防が原則であり、消防組織法第6条に規定されているとおり、消防活動は町がその責任において行うものです。しかし、震災などの大災害の場合は、関係法令の規定に従い、県及びその他防災機関に応援を要請して消防活動を実施します。

なお、消防情報の収集等の計画は本計画に定めるとおりとし、消防組織は以下のようになっています。

(消防施設等の現況は「第2編第20章1節 消防施設整備計画」を参照)



非常備組織（消防団・水防団）



2. 計画の内容

(1) 警報等の取扱い

町における災害発生の危険性のある気象について伝達を受けたときは、「本編第2章第1節気象警報等の伝達計画」に定める系統により伝達します。また、必要に応じて伊都消防組合管理者は「火災警報」を発令し、速やかに住民に対して周知徹底を図ります。

(2) 火災出動の計画

① 火災出動計画

「火災の出動計画」は伊都消防組合において定めるものとし、本計画では基本的な出動体制について記載するものとします。

② 火災時の措置・活動

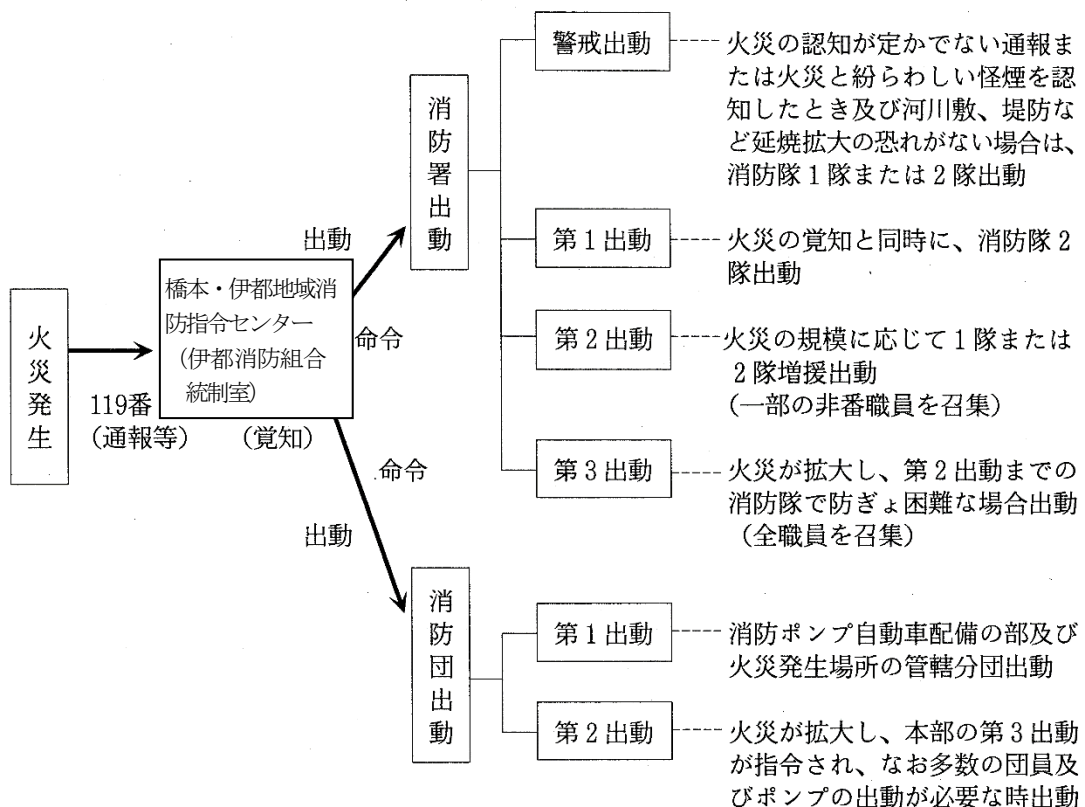
伊都消防組合は、火災発生を覚知すると直ちに消防署消防隊の第1出動（ただし、覚知内容及び状況により第2、第3出動を同時に指示する）及び消防団第1出動の指令を行います。

消防署消防隊は、火災の拡大及び第2火災等その他の出動に備えるため、非番消防職員を非常招集するとともに、必要に応じて増援隊を出動させます。

消防団は、橋本・伊都地域消防指令センター又は伊都消防組合統制室からの指令により消防団第1出動（消防団の出動区分による）を行います。また出動しない消防団員は、消防団第2出動もしくは他の火災に備えるため、それぞれ待機します。

火災が拡大し、大火災になる恐れがある場合には、状況に応じ消防隊第2出動・第3出動並びに消防団第2出動命令（消防団の出動区分による）の指示を行い、消火活動を行います。

火災出動の概要



(3) 避難計画

災害等の発生に伴う「避難計画」については、「第3編第5章3節 避難計画」に定めます。

(4) 消防情報収集及び報告

消防情報の収集は、被害状況等の収集計画、「災害による被害報告について（昭和45年4月10日付消防防第246号消防庁長官通達）」及び「火災・災害等即報要領について（昭和59年10月15日付消防防第267号消防庁長官通達）」により電話、FAX、無線等で、直ちに県へ報告します。災害に起因して生じた火災又は事故については、特に報告を求められない限り、災害即報により報告するため、火災等即報は省略することができるものとします。なお、「火災・災害等即報要領について」の報告すべき災害は以下のとおりです。

① 一般基準（原則として、次の人的被害を生じた火災及び事故）

○死者3名以上生じたもの
○死者及び負傷者の合計が10名以上生じたもの

② 個別基準（一般基準に該当しなくても、次に該当するもの）

建物火災	<ul style="list-style-type: none"> ○特定防火対象物で死者の発生した火災 ○国指定の重要文化財又は特定違反対象物の火災 ○建物焼損延面積 3,000 m²以上の火災 ○損害額 1 億円以上の火災 ○高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難した火災
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> ○焼損面積 10ha 以上の林野火災 ○空中消火を要請した林野火災 ○住家等へ延焼する恐れがある等社会的に影響度が高い林野火災
交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高い火災
その他の火災	<ul style="list-style-type: none"> ○その他特殊な出火原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となる火災 ○トンネル内の車両火災及び列車火災
危険物に係る事故	<ul style="list-style-type: none"> ○危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの <ul style="list-style-type: none"> ・危険物施設の事故 ・無許可施設の事故 ・危険物運搬中の事故
その他特定の事故	<ul style="list-style-type: none"> ○可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故であって社会的に影響が高いと認められるもの

③ 救急・救助事故即報

- 死者5人以上の救急事故
- 死者及び負傷者の合計が15人（交通事故又は急病の場合は30人）以上の救急事故
- 要救助者が5人以上の救助事故
- 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上要した救助事故
- その他社会的に影響が高いと認められる救助事故

(5) 関係各課との連携

火災の規模・範囲等により、消火活動が長時間にわたると予想される場合は、消防長は、危機管理課長と協議し、炊き出しや町職員による物資搬送その他の業務について協議を行うものとします。

(6) 広域応援の要請等

大規模な災害や火災が発生した場合で、応援が必要なときは災害の規模等に応じて次により広域応援の要請を行います。

① 消防相互応援協定による要請

消防長は、伊都消防組合の消防力では十分な対応ができないと判断したときは、協定を締結している他の市町村・事務組合の消防長に対し、応援を要請します。

② 県知事への応援要請

自己消防力のみでは対応できないような災害等が発生し、ヘリコプターの活動を要する場合は、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、県知事に防災ヘリコプターの出動を要請します。

③ 消防庁長官の措置による応援体制

被害が広範囲に及び、県内の消防体制では対処できないと認められる災害等が発生した場合は、消防組織法第44条に規定する措置をとるよう、県知事を通じて消防庁長官に要請します。

④ 自衛隊に対する災害派遣要請

本編第17章自衛隊派遣要請等の計画に基づき要請します。

⑤ 救急業務における広域応援

伊都消防組合は、近隣の医療機関や県防災航空隊等と連携し、迅速な患者搬送を行います。

第2節 救急・救助計画

担当部署	伊都消防組合
------	--------

救急・救助計画については、伊都消防本部において定めるものとし、本計画では計画の基本的な体制について記載するものとします。

伊都消防組合は救急・救助事故指令を受けると、直ちに消防署から救急隊及び救助隊が出勤し、救急・救助活動を実施します。(なお、要救助者の人員数により出動隊を増加する)

ただし、同時に傷病者が10人以上いる又は救急隊を2隊以上集中して運用する必要がある場合については、伊都消防組合の「集団救急事故時の救急救護活動計画書」(消防相互応援協定による隣接消防本部に救急隊、救助隊を応援要請する等の方法ほか)により、実施するものとします。

また、大地震等により要救助者が大量に発生する場合における救急・救助活動については、伊都消防組合の「震災対応マニュアル」により実施するものとします。

第4章 水防計画

担当部署	本部事務局・環境対策部・福祉部・消防部
------	---------------------

1. 計画方針

現行の水防組織は消防組織法第6条に規定されている消防組織を水防組織として取扱い、防除活動は町がその責任において行うものです。ただし、大災害等により必要がある場合、関係法令の規定に従い、県・その他防災機関に応援を要請するものとします。

なお、洪水や土砂流出による被害を軽減し、安全を保持し水防活動の円滑な実施を図るため、本水防計画は基本的なものとし、詳しくは別に定める町水防計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 水防組織

水防の組織編成は、「第3編第3章第1節 消防計画」に定める消防団の組織とし、管轄の水防区域は以下のとおりです。

水防団の組織及び管轄の水防区域

水防団（消防団）		所管地域	重要水防河川等		備考
分団名	団員数（人）		河川名	延長	
第1分団	88	妙寺	紀の川	3900	中飯降、丁ノ町、妙寺、新田 中飯降 中飯降 丁ノ町、妙寺、新田 丁ノ町
			中谷川	50	
			弁天谷川	300	
			桜谷川	850	
			檜谷川	300	
第2分団	30	大谷	紀の川	1200	大藪、蛭子、大谷 大藪 大谷、大藪 大谷、大藪、蛭子 大谷、大藪
			檜谷川	300	
			大藪川	1020	
			中谷川	600	
			次郎兵衛谷川		
第3分団	78	笠田	紀の川	1600	萩原、背ノ山、笠田東、折居 佐野 笠田中、笠田東 笠田中 窪 高田、移
			藤谷川	520	
			堂田川	240	
			風呂谷川	800	
			窪谷川	450	
			穴伏川	2000	
第4分団	48	四郷	穴伏川	2240	広口、東谷
第5分団	47	三谷	紀の川	3300	三谷、兄井、寺尾 三谷
			落合谷川	200	
第6分団	49	渋田	紀の川	2500	東渋田、西渋田、島 東渋田、星川
			四邑谷川	300	

水防団（消防団）		所管地域	重要水防河川等		備考
分団名	団員数（人）		河川名	延長	
第7分団	40	天野	貴志川 真国川		新城志賀
第8分団	54	花園	有田川	30	梁瀬

(2) 水防協力団体の指定促進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、平成25年6月の水防法の改正により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進します。

(3) 水防計画の見直し

町長は、水防計画を見直し関係機関に周知します。また、平成25年6月の水防法の改正に伴い、以下の項目を記載します。なお、河川管理者による町の水防活動への協力については、あらかじめ河川管理者と協議し、同意を得るものとします。

- ① 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資機材の貸与、河川国道事務所からの現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力
- ② 浸水想定区域内の高齢者等利用施設等における自主避難確保・浸水防止の取り組みの推進
- ③ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携

(4) 水防活動

① 雨量の通報（定時観測報告）

危機管理課長は、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、絶えず次のとおり水防団本部に報告しなければなりません。

また、総雨量が90mmに達し、又は台風等が接近して降雨前線が停滞し、かなりの降雨が予想される場合は、時間雨量40mmを超えたときから毎時観測通報を行います。

② 水位の通報

危機管理課長は、常に水位観測所と連絡をとり、水位の変動を監視し、指定水位に達したときから随時水防団本部に連絡します。

管内水位観測所

河川名	観測所名	観測者	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
紀の川	三谷（国土交通省）	国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所	2.0m	3.5m	4.6m	4.8m
有田川	梁瀬（和歌山県）	和歌山県伊都振興局建設部	2.0m	3.5m	4.6m	4.8m

③ 水防活動の体制

ア 水防団の配備体制

水防管理者自らの判断により必要と認めた場合、県水防本部が配備についての場合又は緊急に知事からの指示があった場合は水防団の配備を発令します。配備を発令したときは、直ちに伊都振興局建設部に報告します。

そして、水位が下がり洪水の危険がなくなったときは、水防体制を解除しその旨を伊都振興局建設部に報告します。

イ 水防団の配備体制及び活動

警戒体制	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○大雨、洪水の各警報が発せられたとき ○台風が和歌山県下に接近する恐れがあり、嚴重な警戒を要すると認められるとき ○紀の川又は有田川の水位が上昇し樋門等の操作員に自宅待機の指示が出たとき ○その他災害により町災害対策本部の要請があったとき ○水防団長が必要と認めたとき
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○水防団の本部役員は本部に集合し、団長はその後の情勢を把握することに努める ○一般団員は、本部又は自宅から連絡可能にしておく
配備体制(第1号)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○紀の川又は有田川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇の恐れがあり、出動の必要が予測されるとき ○土砂崩れ、河川の氾濫等が予測されるとき ○その他災害により町災害対策本部の要請があったとき ○水防団長が必要と認めたとき
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○水防団の本部役員は本部に集合し配備計画を行い、その他の団員は所定の詰所に集合し、資器材の整備点検を行い、作業人員を把握し管内を巡視する ○水位観測、堤防監視等のため一部の団員を出動させる
配備体制(第2号)	発令基準	<ul style="list-style-type: none"> ○紀の川又は有田川の水位が氾濫注意水位に達したとき ○土砂災害警戒情報が発表され、和歌山県砂防課ホームページの「土砂災害警戒判定分布図」において、「2時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想」に達したとき ○町内で土砂災害、河川の氾濫が起こったとき ○その他災害により町災害対策本部の要請があったとき
	活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ○水防団の全団員が所定の詰所に集合し、管内の土砂災害危険箇所やため池など水防上重要な箇所を警戒し、又は災害に対応するため出動する ○水位観測、堤防監視等のため一部の団員を出動させる

(5) 非常配備

① 水防管理団体の非常配備

- ア 水防団、消防団の非常配備発令は、次の場合に発するものとします。
 - a 水防管理者自らの判断により必要と認める場合
 - b 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報事項の伝達を受けた場合
 - c 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合
- イ 非常配備の種類と発令時期
前項目(4)水防活動、③水防活動の体制、イ水防団の配備体制及び活動によるものとします。
- ウ 報告
水防管理者は、非常配備を発令したときは直ちに伊都振興局建設部長に報告するものとします。伊都振興局建設部長は、上記の報告があったときは直ちに県水防本部へ報告するものとします。

- エ 解除
水防管理者は、水位が下がり洪水の危険がなくなったとき又は漏水等の危険がなくなったときは水防態勢を解除するものとし、その旨伊都振興局建設部長を通じ県水防本部へ報告するものとします。

③ 地震により行う水防活動

地震により堤防、護岸、水門、樋門など、河川・ため池等施設に被害が生じ、また、生じる恐れがある時で、水防活動を行う必要がある場合に町（水防管理団体）は以下の措置をとります。

ただし、水防活動の際は、水防活動に従事する者の安全確保が図られるように留意するものとします。

被害が生じる恐れのあるとき：県内で震度4以上の地震が観測されたとき。

水防活動を行う必要があるとき：地震により被害を受け、堤防、護岸、ため池等の施設から河川水等の浸水があったとき又は、浸水が予想される時。

- ア 町
 - a 自らの判断で河川、ため池等の付近の住民などに危険を通知し、状況によっては、住民などに対し安全な場所に避難するよう指示するとともに、伊都振興局建設部へその旨連絡します。
 - b 管内の監視・警戒、水門等河川管理者への連絡通報。
 - c 水防活動に必要な資器材の点検整備。
 - d 管理する水門、閘門、防潮扉の迅速な操作及び他の防潮扉等の管理者に対する門扉操作の応援。
 - e 町（水防管理団体）における相互協力及び応援。

(6) 水防警報・水防信号

① 国土交通大臣が行う水防警報発表の段階

種類	内容
待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
準備	水防資器材の整備点検、水こう門等の開閉準備、水防要員召集準備、巡視幹部の出動等に対するもので、主として上流の雨量に基づいて行う。
出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて

	行う。
解除	水防活動の終了の通知を行う。

② 水防信号

本部長は、次の水防信号の区分により住民並びに水防団員への周知を図ります。

水防信号の種類

区	分	警	鐘	信	号	
第 1 信 号		○休止	○休止	○休止		
第 2 信 号		○-○-○	○-○-○	○-○-○		
第 3 信 号		○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○		
第 4 信 号		乱打				
区	分	サイレン			信 号	
第 1 信 号		○-5秒	休 10秒	○-5秒	休 10秒	○-5秒
第 2 信 号		○-5秒	休 5秒	○-5秒	休 5秒	○-5秒
第 3 信 号		○-10秒	休 5秒	○-10秒	休 5秒	○-10秒
第 4 信 号		○-1分	休 5秒	○-1分		

(注) 第1信号 氾濫注意水位に達したとき

第2信号 水防団及び消防機関に属する者全員出動

第3信号 該当区域内に居住する者が出動

第4信号 立退の指示

信号は、適宜の時間継続して行うこと。

必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

危険が去ったときは、口頭伝達等により周知するものとする。

(7) 河川重要水防箇所

国土交通省及び知事管理河川は、水防活動の必要度合、被害影響範囲等を総合的に考慮して定められたものであり、町内の河川重要水防箇所の詳細は第2編第1章河川防災計画を参照することとします。

(8) 避難体制

① 避難立退計画

本部長は、かつらぎ警察署長及び関係機関と協議し、町水防計画書に明記するとともに、訓練などを実施して万全を図るものとし、また、次の事項は必ず定めておくものとし、

ア 避難場所及びその責任者及び収容人員

イ 連絡系統図

ウ 給水・給食計画

② 高齢者等避難及び避難指示

河川等の水位が氾濫注意水位に達し、破堤のおそれがある場合、本部長は、必要な区域の居住者に対し、高齢者等避難を発令するものとし、更に洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合は、避難のために立ち退きを指示するものと

します。区域住民への周知徹底については、防災行政無線による放送や広報車その他の方法により行うものとします。

(9) 決壊の通報

堤防等が決壊した場合は、本部長は直ちに近畿地方整備局和歌山国道河川事務所長及び伊都振興局長に通報するものとします。なお、本部長は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとします。

(10) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する措置

水防法第15条に規定する当町における浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、下記のとおりです。本部長は、災害発生又は発生の恐れがあるときは、FAX等を用いて下記施設に対して洪水予報等必要な情報を迅速に伝達するものとします。また、避難の必要があるときは、本部長は当該施設に対して速やかに高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保など必要な措置を講じるものとします。当該施設の施設長は、上記措置に基づき、施設利用者を安全に避難させるものとします。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

対象河川	施設名称	所在地	電話
紀の川	和歌山県立医科大学附属病院 紀北分院	妙寺 219	0736-22-0066 FAX 0736-22-2579
	指定障害福祉サービス事業所 和	妙寺 95-3	0736-22-7531 FAX 0736-22-7896
	社会福祉法人 愛光園 特別養護老人ホーム 愛光園	佐野 1401-2	0736-22-6057 FAX 0736-22-5323
	社会福祉法人 愛光園 愛光園デイサービスセンター	佐野 1386	0736-23-2670
	社会福祉法人 愛光園 特別養護老人ホーム第2愛光園	佐野 955-1	0736-26-7366
	社会福祉法人 愛光園 愛光園グループホーム	佐野 1401-2	0736-23-3830
	社会福祉法人 愛光園 愛光園第2グループホーム	佐野 1386	0736-22-3010
	社会福祉法人 紀和福祉会 介護老人福祉施設 やまぼうし	丁ノ町 2385-1	0736-22-2020 FAX 0736-22-1616
	社会福祉法人 山水会 共同生活援助事業所(グループホーム) サングリーンかつらぎの里	西洪田 24-1	0736-23-3067 FAX —
	社会福祉法人 山水会 サングリーンきのくに かつらぎ営業所 就労継続支援事業 A 型	西洪田 23-1	0736-22-0002 FAX 0736-22-0009

社会福祉法人 山水会 サンパルかつらぎの里 児童デイサービス事業	西洪田 11-8	0736-22-3911 FAX 0736-22-3911
一般社団法人見好障害者就労支援センター 障害者就労支援施設 スズラン	佐野 799	0736-20-2481 FAX 0736-20-2482
NPO 法人 よつ葉福祉会 てんとう虫	佐野 847-4	0736-22-1730 FAX 0736-23-3811
NPO 法人 よつ葉福祉会 でいちや	佐野 847-4	0736-22-1730 FAX 0736-23-3811
NPO 法人 よつ葉福祉会 ソプラス	佐野 793	0736-26-7281 FAX 0736-26-7291
社会福祉法人 桃郷 くまの子教室 (※ゆうゆうコミュニティホーム 毎週火・木)	※ 妙寺 146-2	090-3673-9958 FAX ー
デイサービスひだまりの里かつらぎ	佐野 613-1	0736-22-5550 FAX 0736-22-5552
デイサービス愛がある	中飯降 1657 番 地の 2	0736-22-7770 FAX 0736-22-7772
ケアランド伊都	笠田東 72-3	0736-22-2125 FAX 0736-22-2125
社会福祉法人 桃郷 放課後等デイサービス事業 青空つばさ	妙寺 146-1	0736-22-5551 FAX 0736-22-5551
かつらぎ町立笠田中学校	笠田東 132	0736-22-1068 FAX 0736-22-5900
かつらぎ町立佐野こども園	佐野 827-1	0736-22-6260 FAX 0736-22-6262
かつらぎ町立三谷こども園	三谷 1650	0736-23-3730 FAX 0736-23-3755
REVE	笠田東 470-1	0736-26-7611 FAX 0736-26-7611

(11) 水防資器材の整備、輸送の確保

① 水防資器材の整備計画

水防資器材は、水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を備えておくものとし、緊急時に備え定期的に点検し、老朽・損傷等により不足を生じたときは直ちに補充しておくこと。又、長期間の保管に適さない資材については民間取扱業者等と契約するなどの方法を講じておくこと。

② 水防管理団体の資材等備蓄状況

水防管理団体が備蓄する資材のうち重要なものは、資料編 30-00-01 のとおりである。水防管理者は、各水防箇所ごとの資材置場を明確にし水防計画書に記載しておくこと。

③ 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際の水防要員・水防資材の輸送・県水防本部・各振興局・その他関係行政機関・隣接水防管理団体相互の連絡経路を確保するため、あらゆる事態を想定し、具体策を立案しておくこと。

(12) 洪水予報、水防警報及び推移周知河川の水位情報

① 紀の川洪水予報

実施区域	河川名	区 域
	紀の川	左岸 奈良県五條市野原東4丁目266番地先から海まで 右岸 奈良県五條市小島長550番地先から海まで
業務担当		国土交通省（和歌山河川国道事務所 調査第1課） 気象庁（和歌山地方气象台、奈良地方气象台）が共同で行う。
種 類	標 題	発 表 基 準
洪水 注意報	紀の川氾濫 注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予想される場合は発表しない。
洪水 警報	紀の川氾濫 警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。但し、避難判断水位には到達したが、降雨の状況等から今後明らかに水位低下が予想される場合は発表しない。
	紀の川氾濫 危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達したときに発表する。
	紀の川氾濫 発生情報	洪水予報区管内で氾濫が発生したときに発表する。

※紀の川の浸水想定区域

…<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/shinsuisoutei/>

② 有田川洪水予報

水系名：有田川水系 河川名：有田川

実施区間 左岸：有田郡有田川町大字東大谷 855 地先から 海まで

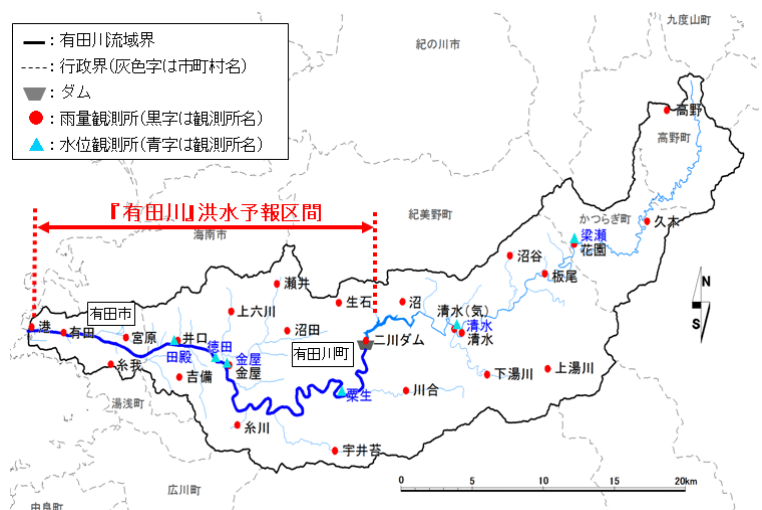
右岸：有田郡有田川町大字二川 502 地先から 海まで

基準地点：金屋水位観測所

：栗生水位観測所

関係市町村

有田市、有田川町、湯浅町



(13) 雨量・水位の観測通報

① 雨量の観測・通報

ア 情報交換

伊都振興局建設部長と水防管理者、及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な降雨状況の情報交換に努めるものとする。

② 水位の観測・通報

ア 通報の義務

水防法第12条第1項の規定により、水防管理団体の管理者又は量水標管理者は、気象状況等により洪水のおそれがあることを自ら察知したときは、その後の水位の変動を監視し、水防団待機水位に達したときから所管振興局建設部長に報告するものとします。

イ 報告・通報

「水防法第12条第2項の規定により水位状況を公表する観測所」について、その量水標管理者は、下記の要領により水防本部及び関係水防管理団体へ報告・通報を行うものとします。

- a 水防団待機水位に達したとき。
- b 氾濫注意水位に達したとき。
- c 避難判断水位に達したとき。
- d 以後の毎時間の水位
- e 避難判断水位を下回ったとき。
- f 氾濫注意水位を下回ったとき。
- g 水防団待機水位を下回ったとき。
- h 水防本部が必要と認めたとき。
- i 水防配備態勢が解除されたとき。

ウ 情報交換

伊都振興局建設部長と水防管理者、及び上下流振興局建設部長は、相互連絡を密にし、必要な水位状況の情報交換に努めるものとします。

(14) 浸水想定区域

浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとします。

また、浸水想定区域内の要配慮者利用施設においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図るものとします。

なお、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所五條出張所は、高齢者等利用施設や大規模工場等の事業所等に対し、避難確保計画・浸水防止計画作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとします。

(15) 水防訓練

水防法第35条の規定により、指定水防管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うこととします。

(16) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対する措置

土砂災害防止法※第8条第四号に規定する当町における土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、下記のとおりです。本部長は、災害発生又は発生の恐れがあるときは、FAX等を用いて下記施設に対して必要な情報を迅速に伝達するものとします。また、避難の必要があるときは、本部長は当該施設に対して速やかに高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保など必要な措置を講じるものとします。当該施設の施設長は、上記措置に基づき、施設利用者を安全に避難させるものとします。

※ 正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」です。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

施設名称	所在地	電話
介護老人保健施設アメリティかつらぎ	妙寺 1847-42	0736-23-1122 FAX 0736-23-1155
特別養護老人ホームあさひ	西飯降 461-6	0736-23-3010 FAX 0736-23-3011
夢心	佐野 347	0736-20-1157 FAX 0736-20-4626
太陽の家	高田 196	0736-26-5137 FAX 0736-26-5138
かつらぎ町社会福祉協議会花園介護事務所	花園梁瀬 1578-2	0736-26-0344 FAX 0736-26-0660

第5章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画

担当部署	福祉部、輸送調査部、環境対策部
------	-----------------

1. 計画方針

災害時における被災者の救助及び保護は本計画によるものとします。この場合災害救助法では救助の実施は知事が行うことが原則ですが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については町長に委任され、町長が行うものとします。

なお、救助の基準等は次のとおりです。

2. 計画の内容

(1) 適用基準

救助法による救助は、町単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による町の被害が次の基準に該当する場合で、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとします。

- ① 全壊、全焼、流出により住家を滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が 50 世帯以上になったとき。

（適用基準の人口 15,000～30,000 人未満は被災世帯数 50 世帯に該当）

- ② 被災世帯数が 50 世帯数に達していないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県下の被害世帯数が 1,000 世帯以上の場合は 50 世帯数の半数（25 世帯）以上に達したとき。

- ③ 被災世帯が①及び②に達していないが、被害が広範囲にわたり全県下の滅失世帯数が 5,000 世帯に達したとき。

- ④ 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）

- ⑤ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当したとき。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。

イ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- ⑥ 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもってそれぞれ住家が滅失した一世帯とみなします。

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによりますが、災害の種別地域条件その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施します。

- ① 避難所の設置
- ② 応急仮設住宅の供与
- ③ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ④ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ⑤ 医療及び助産
- ⑥ 被災者の救出
- ⑦ 住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 埋葬
- ⑩ 遺体の捜索
- ⑪ 遺体の処理
- ⑫ 障害物の除去

(3) 被災者台帳の作成及び罹災証明書の発行

災害が発生し、救助が必要であると認められる被災者があるときは、公平な支援を効率的に実施するため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たったの配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、町において共有・活用します。被災者から罹災証明書を求められたときは、被災者台帳に基づき、罹災証明書を発行するものとします。

罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしており、町は、罹災証明書を遅滞なく交付するするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や県や他市町村との連携確保など、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めるものとしてします。

また、災害対策基本法により、このような被災者台帳の作成に必要な範囲で個人情報利用が可能となるよう個人情報保護法制との関係を整理し、被災者の援護に関する事務が円滑に行われるよう、必要な規定を整備します。

(4) 町への被災者情報の提供

災害対策基本法では、町が行う被災者台帳の作成とあわせて、県及び関係市町村に対して被災者に関する情報提供を求めることができることが規定されました。町は、被災者台帳の円滑な作成に資するため、災害救助法に基づく救助を行った被災者について、県へ情報提供を依頼し、県の保有する被災者情報の提供を受けるものとしてします。

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画

担当部署	出納部、福祉部、輸送調査部
------	---------------

1. 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとします。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）に全部委託又は法人から本町へ一部委託し、実施するものとします。

支援法の適用基準等は、次のとおりです。

2. 計画の内容

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用されます。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれませんが、当該起因が自然現象によるものは対象となります。）

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した本町における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内にあって5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害
- ⑤ ③又は④に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、①、②、③のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害
- ⑥ ①もしくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢が下表の区分に該当する世帯が対象となります。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 住宅の被害認定

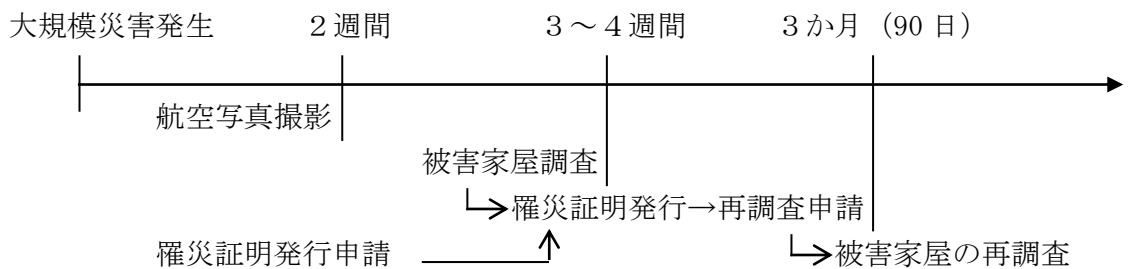
被害認定については、認定基準 [「災害の認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」] 等により本町が行うこととします。

① 被害家屋調査の方法

ア 事前準備

- ① 航空写真の撮影
- ② 調査員の確保（各部各班からの応援、ボランティア建築士、関係機関からの応援職員等）
- ③ 調査備品等の準備（調査票、被害状況判定基準書、住宅地図、調査員運搬車両等）

イ 被害家屋調査フロー



ウ 調査実施体制

中間調査の全体像から、班員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）が必要である又は人員が不足すると予想される場合は、他班及び関係機関等へ応援要請を行うものとします。

エ 調査方法

罹災証明を発行するにあたっての家屋被害判定は、「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知平成13年6月28日改正）」等を基に、外観からの目視調査から家屋被害調査表により行います。

② 被害家屋再調査の方法

この調査は、先に行った被害家屋調査の判定結果に不服のあった家屋及び物理的に調査ができなかった家屋について、申し出により行うものです。

ア 調査実施体制

再調査については、より専門的な知識等が求められることから、班員のみ又は町職員のみで対応が可能かどうかを判断し、専門職（建築士等）を必要とする場合は、他班及び関係機関等へ応援要請を行うものとします。

イ 調査方法

被害家屋再調査の判定にあたっては、先に行った調査基準「災害の被害認定基準の統一について（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長通知平成13年6月28日改正）」等に基づきますが、家屋内部への立ち入り調査から家屋被害再調査表により行うものとします。

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2) ①に該当	解体 (2) ②に該当	長期避難 (2) ③に該当	大規模半壊 (2) ④に該当
複数（2人以上）の世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
単数世帯	75万円	75万円	75万円	37万5千円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
複数（2人以上）の世帯	200万円	100万円	50万円
単数世帯	150万円	75万円	37万5千円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を町の担当窓口へ提出することが必要となります。（申請期間は、基礎支援金の場合は災害発生日から13月以内、加算支援金の場合は災害発生日から37月以内）

支援金の申請要件（資格）の確認のため、居住している住宅の被災の程度（全壊（半壊し、倒壊等の危険のため取り壊す場合を含む）又は大規模半壊）については、町が発行する罹災証明書を、町（担当窓口）において作成又は証明してもらうことが必要となります。

① 被災者生活再建支援金支給申請書

② 罹災証明書

世帯主（被災者）が居住する町が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行

（解体として申請する場合には、解体証明書等が必要）

③ 住民票

被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要

④ 預金通帳の写し

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの

⑤ 住宅の建設・購入、補修又は賃借を確認できる契約書等の写し

(6) 実施窓口と支援金支給の流れ

支援金の支給業務を行う団体として公益財団法人都道府県センターが、平成11年

2月8日付で、被災者生活再建支援法人として指定されています。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けています。

支援金は、当該基金への全都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としています。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を町で受け付け、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行います。

(7) 町・法人の事務体制

① 町

- ・制度の周知（広報）
- ◎住宅の被害認定
- ◎罹災証明書等必要書類の発行
- ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
- ◎支給申請書の受付・確認等
- ◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付

- 支援金の返還に係る請求書の交付
- 加算金の納付に係る請求書の交付
- 延滞金の納付に係る請求書の交付
- 返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
- ・その他上記に係る付帯事務

② 法人（被災者生活再建支援法人）（公益財団法人都道府県センター）

- ・制度の周知（広報）
- ◎交付金交付申請書の受理及び審査
- ◎交付金の交付決定及び交付
- ◎交付金の却下の決定
- ◎支援金支給実績報告書の受領及び審査
- ◎交付金の交付決定の取り消し及び交付金の返還請求
- ◎国への補助金交付申請等補助金関係事務
- ◎支援業務に必要な調査又は研究
- ◎支援事業運営委員会の設置及び必要事項の審議
- ◎県からの支援金支給に関する事務の全部受託
- 支援金の支給の申請に係る書類の審査
- 支援金の支給の決定及び却下の決定
- 支援金の支給
- 支援金の申請期間の延長
- 支給すべき支援金の額の確定
- 支援金の支給決定の取消
- 本町に対する支援金支給事務の一部委託

・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は、各団体で行う事務、「○」は、委託を受けて行う事務、「・」は、必要な事務

(8) その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行うものとします。

第3節 避難計画

担当部署	本部事務局・企画広報部・社会教育部
------	-------------------

1. 計画方針

災害のため現に被害を受け、又は受ける恐れのある者の避難のための指示及び避難所の開設収容保護は本計画によるものとします。なお、町内には避難所を 65 箇所指定しています。

2. 計画の内容

(1) 実施体制

町は、高齢者等避難、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行います。

また、住民に危険が切迫するなど急を要する場合で、町が避難指示を行うことができないときは、県等が避難の指示を行うことができます。この場合において、指示を行った者は、速やかにその旨を町に通知します。

(2) 高齢者等避難、避難指示の種類

高齢者等避難、避難指示の種類は次表のとおりとします。

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（気象予報及び警報、土砂災害警戒情報その他の情報、過去の市外の発生例等）で、生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、高齢者等避難の発表、避難のための立ち退きを指示し、速やかに知事に報告します。

なお、「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、拘束力が強く住民を避難のため立ち退かせるものをいいます。

避難指示等の種類

区分	実施者	措置	実施の基準
高齢者等避難	町長	要配慮者に対して、円滑かつ迅速な避難の確保が図られる情報の提供	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。
避難の指示等	町長 〔災害対策基本法 第60条第1項・第2項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して立ち退きを指示。
	知事 〔災害対策基本法 第60条第5項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。

区 分	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
	知事又はその命を受けた職員 〔地すべり等防止法 第25条〕	立ち退きの指示	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事、その命を受けた職員 又は水防管理者 〔水防法第29条〕	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	警 察 官 〔災害対策基本法 第61条第1項〕	立ち退きの指示、立ち退き先の指示	町長が立ち退きを指示することができないとき又は町長から要求があったとき。
	警 察 官 〔警察官職務執行法 第4条〕	警告、避難の措置	天災等において特に急を要する場合に、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度で避難の措置をとる。
	自 衛 官 〔自衛隊法 第94条第1項〕	警告、避難の措置	警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官は警察官職務執行法第4条の避難の措置をとる。

(3) 警戒区域の設定

警戒区域の設定の種類は次表のとおりとします。

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じ、速やかに知事に報告します。

なお、避難指示は対人的に行われるものであるのに対し、警戒区域の設定は地域的に行われます。また、警戒区域の設定には、避難の指示にはない違反者に対する罰則規定があり、生命・身体に対し急迫する危険を回避するため特に必要と認められる場合に行います。

警戒区域の設定の種類

	実 施 者	措 置	実 施 の 基 準
(1)	町 長 〔災害対策基本法 第63条第1項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生しようとしているとき、生命、身体に対する危険防止のため特に必要と認められるとき。
(2)	水防団長、水防団員、消防吏員 〔水 防 法 第21条、第29条〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	水防上緊急の必要がある場合
(3)	消 防 吏 員、消 防 団 員 〔消 防 法 第23条の2、第28条 第1項、第36条〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	火災の現場、火災を除く災害
(4)	警 察 官 〔災害対策基本法 第63条第2項他〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(2)、(3)の実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合

	実施者	措置	実施の基準
(5)	自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 〔災害対策基本法〕 〔第63条第3項〕	立ち入りの制限、禁止、退去命令	(1)、(4)の実施者がその場に行かない場合に限り、自衛官は災害対策基本法第63条第1項の措置をとる。

(4) 高齢者等避難、避難指示の発令基準

高齢者等避難、避難指示の基準は、災害の種類、地域により異なるがおおむね次のとおりとします。

区分	発令される状況	居住者がとるべき行動
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (かつらぎ町が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	●命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。(ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にすることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。)
【警戒レベル4】 避難指示 (かつらぎ町が発令)	災害のおそれ高い	●危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (かつらぎ町が発令)	災害のおそれあり	●危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル2】 大雨、洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	●災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

① 町長

ア 災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難指示等の発令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準を策定します。また、町は、国、県の関係機関との間で連絡を密に取り合い、ホットラインを構築するなど、日頃からの連絡体制を確立しておくこととします。

イ 災害が発生するおそれがある場合においては、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を発令することとします。

ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することとします。

エ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物へに退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という）を指示することとします。

オ 避難のための立ち退きを指示し、もしくは立ち退き先を指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとします。

カ 避難のための立ち退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長又は知事に対し、当該指示に関する事項について、助言を求めることができます。

② 警察官

ア 町長が避難のための立ち退きもしくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき又は町長から要求があったときは、必要と認める地域の住所等に対して避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することとします。この場合、直ちに避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知することとします。

イ 警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとします。

③ 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にはいないときで特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとします。

(5) 避難指示等の時期

町長は、下記により避難指示等を発令するものとします。

① 土砂災害警戒区域の住民に対し発表

土砂災害については、和歌山県砂防課ホームページの「土砂災害警戒判定分布図」で提供している土砂災害警戒情報等を参考情報として、町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとします。

区分	判断基準
緊急安全確保 (警戒レベル5)	(災害が発生直前又は既に発生しているおそれ) ●大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が本町に発表された場合 (災害発生を確認) ●土砂災害の発生が確認された場合
避難指示 (警戒レベル4)	■以下の状況時において、地区の個別情報等から判断して実施する。 ●前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で、当日の日雨量が50mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。 ●前日までの連続雨量が40~100mmの場合で、当日の日雨量が80mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。 ●前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100mmを超え、時間雨量30mm程度の強雨が降り始めたとき。 ●土砂災害警戒情報が発表され、和歌山県砂防課ホームページの「土砂災害警戒判定分布図」において、「1時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想」に達したとき及びその区域。 ●土砂災害警戒情報が発表され、和歌山県砂防課ホームページの「土砂災害警戒判定分布図」において、「現在、土砂災害警戒避難基準に達しており、危険な状態」に達したとき及びその区域。 ●国土交通省から、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」(H23年5月施行)が発表されたとき。 ●気象庁から記録的短時間雨量情報が発表され更に降雨が予想されるとき。 ●近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき。 (斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等) ●土砂災害危険箇所付近にて前兆現象の発見があったとき。 (湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)
高齢者等避難 (警戒レベル3)	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●前日までの連続雨量が100mm以上あった場合で、当日の日雨量が50mmを超えたとき。 ●前日までの連続雨量が40~100mmの場合で、当日の日雨量が80mmを超えたとき。 ●前日までの降雨がない場合で、当日の日雨量が100mmを超えたとき。 ●本町に大雨警報(土砂災害)が発表されたとき。 ●土砂災害警戒情報が発表され、和歌山県砂防課ホームページの「土砂災害警戒判定分布図」において、「2時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想」に達したとき及びその区域。 ●近隣市町村にて前兆現象の発見があったとき。 (斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等)
観測所	【和歌山県砂防課ホームページ(雨量観測所)ほか】 国道交通省:妙寺、県:かつらぎ、御所、花園、久木、橋本(橋本市)
注意事項	●避難指示等の発令にあたっては、町内外の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●土砂災害警戒情報を避難情報のどの区分に整理するかについては、避難に要する時間等を考慮し設定する。 ●上記の情報のほか、気象予報及び警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難指示等の解除	●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。但し、土砂災害が発生した箇所、前兆現象が確認された箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

② 紀の川浸水想定区域内の住民に対し発表

河川の氾濫については、紀の川の水位等を参考情報として町が避難指示等を発令するものとし、具体的な発令に当たっては、実際の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況等の河川状況や気象状況等も含めて総合的に判断するものとします。また、気象庁長官、国土交通大臣が共同して行う紀の川の洪水予報を参考にします。

区分	判断基準
緊急安全確保 (警戒レベル5)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等から判断して実施する。 ●紀の川（三谷）において、指定河川洪水予報「氾濫危険情報」（三谷観測所：氾濫危険水位 [4.80m]）が発表されたとき又は決壊の兆候が明らかになったとき。 ●町内において、大雨特別警報（浸水害）が発表されたとき。 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき。 ●堤防の決壊・越水を確認したとき。
避難指示 (警戒レベル4)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等から判断して実施する。 ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合。 ●紀の川（三谷）において、指定河川洪水予報「氾濫警戒情報」（三谷観測所：避難判断水位 [4.60m]）が発表され、さらに水位が上昇する見込みであるときもしくは氾濫危険水位を超える洪水となることが予想されるとき。 ●破堤につながるような漏水等を確認したとき。
高齢者等避難 (警戒レベル3)	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の状況時において、地区・集落等の個別情報等から判断して実施する。 ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合。 ●紀の川（三谷）において、指定河川洪水予報「氾濫注意情報」（三谷観測所：氾濫注意水位 [3.50m]）が発表され、水位がなお上昇する見込みであるとき。
観測所	<p>【和歌山県砂防課ホームページ（雨量観測所）ほか】 国土交通省：妙寺、県：かつらぎ、御所、花園、久木、橋本（橋本市）</p> <p>【和歌山県砂防課ホームページ（水位観測所）ほか】 国土交通省：三谷、県：北川橋、梁瀬</p>
避難指示等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、大雨・洪水警報等の解除、氾濫注意・警戒・危険情報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。ただし、前兆現象が確認された箇所、決壊・越水等の被害が発生した箇所及びこれらに隣接する箇所については、現地調査を行い安全が確認されたときとする。

(6) 避難の方法

① 第1次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児、女性を避難させるものとします。

② 第2次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行うものとする。緊急避難の場合は避難指示の発せられたとき又は自主的な判断により行うものとします。

③ 避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難所に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用します。

- ④ 避難の際の心得を平素からリーフレット等により一般に周知徹底を図ります。
 - ⑤ 避難に際しては、関係警察機関とも密接な連絡をとって行うものとし、避難後の警備についても万全を期するよう努めます。
 - ⑥ 避難指示等の伝達方法は、町地域防災計画等の定めるところにより実施します。
- (7) 避難誘導
- ① 避難誘導は、自主防災組織等の支援者、町職員、消防団が担当する。
その際、要配慮者を優先的に行います。
 - ② 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な要配慮者等に対しては、支援者が担架等を使用して避難を支援します。
 - ③ 町長が発令する避難指示に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察官等は、警告等を発するほか、避難指示に従うようできる限り説得します。
誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自治会、町内会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとします。
また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行うものとします。
- (8) 避難指示等の内容
- 避難指示等の発令は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図ります。
- ① 要避難対象地域
 - ② 避難先
 - ③ 避難理由
 - ④ 避難経路
 - ⑤ 服装、持参物等
 - ⑥ その他の注意事項
- (9) 避難所の開設及び開設の方法
- 避難所の開設及び収容並びに被災者の保護は、災害救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施します。また、同法が適用されない災害と同法が適用されるまでの間は、町独自の応急対策として本部長が開設して実施します。なお、本計画は災害救助法を適用する災害時の基準であるが、町単独の場合についても本計画に準ずるものとします。
- ① 避難者収容
避難所の必要床面積を一人当たり 3 m²と設定し避難者を収容することとします。
 - ② 避難場所の選定
町長はそれぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上避難場所をあらかじめ選定しておくものとします。
ア 予め選定した本町の指定する避難場所及び施設は、「第1編第2章第5節地域の災害危険性」に示します。
イ 各自主防災組織等で定めている一時避難場所を開設した場合は本町に報告するものとし本町は、避難場所の安全確認や避難状況を把握するものとします。
 - ③ 設置の方法
ア 既存建物の利用－公私立の学校、公会堂、公民館、神社の社務所、寺院の本堂、

庫裡、旅館、工場、倉庫、旅館・ホテル（福祉避難所として、又は新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、町が必要な場合に借り上げて設置）、福祉施設（福祉避難所として）等

イ 野外仮設の利用－仮設物等を仮設、テントを借り上げ設置

④ 避難所の設置報告及び収容状況報告

本部は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を県本部（総合統制室）に報告することとします。報告事項は、概ね次のとおりです。

報告事項

<p>○避難所開設の日時及び場所</p> <p>○箇所数及び収容人員（避難所別）</p> <p>○開設期間</p> <p>県本部は、避難所開設状況を公表するものとします。</p> <p>なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として職員）を定めておくものとします。</p>

⑤ 収容期間

災害の発生した日から7日以内とします。ただし、災害の沈着に従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を県本部長に連絡します。

なお、大災害の場合等でやむを得ず期間内に避難所を閉鎖することができない場合は、本部長は振興局を経由して次の事項を明示し、県本部長に開設期間の延長を要請します。（救助に関する期間延長については全項目共通）

開設期間延長要請のための明示事項

<p>○実施期間内により難い理由</p> <p>○必要とする救助の実施期間</p> <p>○期間延長を必要とする地域、救助対象者数</p> <p>○その他必要事項</p>

⑥ 避難所設置のための費用

ア 国庫負担の対象となる経費は概ね次のとおりです。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とします。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費

区 分	例 示
建物器物等使用謝金借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶をわかすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を支出することも差し支えない。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

イ 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、本部において確保することとします。ただし、現場において確保できないときは、県本部に物資確保を要請するものとします。

(10) 避難所の運営

- ① 町は、令和2年6月に改定した「避難所運営マニュアル」に基づき、避難所の運営に努めるものとします。
また、町は、あらかじめ避難所毎の担当職員を居住地に配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織等とも連携して、円滑な運営に努めるものとします。
- ② 自主防災組織等は、避難所の運営に対し本部に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保するものとします。
- ③ 町災害対策本部は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確にするものとします。
- ④ 町本部は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うものとします。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するものとします。
- ⑤ 町本部は、必要により、警察と十分連携を図りながら、パトロール隊による巡回活動を実施するものとします。
- ⑥ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとします。
- ⑦ 改正災害対策基本法では、避難所に滞在する被災者及び避難所以外の場所に滞在する被災者のそれぞれについて、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう規定されており、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、避難所等における生活環境の整備に当たり平常時から必要な取組みを推進します。

- ⑧ 町本部は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進するものとします。
- ⑨ 町本部は、平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとします。
- (11) その他
各避難の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存します。

- 避難者名簿
- 避難実施記録日計票
- 避難所用物品費受払簿
- 避難所設置及び避難生活状況書類
- 避難所設置に要した支払証拠書類
- 避難所設置に要した物品受払証拠書類

第4節 食糧供給計画

担当部署	福祉部・企画広報部、管理情報部、輸送調査部、産業農林部
------	-----------------------------

1. 計画方針

災害時における被災者等に対する食糧の供給は、町、県、隣接市町並びに農林水産省近畿農政局和歌山地域センター（以下「地域センター」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施します。

また、防災関係機関は、平常時における家庭及び企業の備蓄について推進するものとします。

また、平素からパンフレットや広報を利用して住民や企業の備蓄に対する意識の向上に努めるとともに、町内等の業者と協力体制を確立するよう努めます。

2. 計画の内容

(1) 実施者

炊きだし及び食品の給与は、本部長が実施します。

(2) 実施の場所

炊きだしは、避難所又はその近くの適当な場所を選び実施します。

(3) 炊きだしの方法

本部が住民やボランティア団体等の協力により実施します。

(4) 食糧の調達

[炊き出し]

① 炊きだし、その他食品給与のため必要な原材料等の調達は、企画広報部において行います。

② 上記①による供給不可能な場合は、企画広報部は災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を知事に申請するものとします。ただし、やむを得ない理由により町本部長が、和歌山地域センターに直接要請した場合は、必ず、知事に連絡するものとします。

③ 知事は上記②による申請を踏まえ、精米の調達に当たって民間米穀販売業者の手持精米の在庫（以下、「民間物品」という。）を優先することとし、「災害救助用精米の供給等の協力に関する協定」締結卸売業者（以下「協定業者」という）に必要な量の供給要請を行うものとします。但し、民間物品によっても供給が不足する場合は、政府所有米穀の供給を要請します。

(5) 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当りの給食並びに供給基準は、一食あたり 200 グラムとします。

ただし、消費の実情に応じては、乾パンの供給を行います。（乾パンの一食分は 100 グラムとします）。

(6) 救助法による救助基準

① 炊き出し及び食品給与対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等で炊事のできない者
- ウ 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等

② 実施期間

災害発生の日から7日以内とします。ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合はこの期間内に3日分以内を現物により支給することができます。

③ その他

炊き出し等を実施する場合には、本部長はその責任者を指定するとともに、各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊きだしに必要な次の帳簿を整理・保管しなければなりません。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 炊きだし給与状況
- ウ 炊きだしその他による食品給与物品受払簿
- エ 炊きだしその他による食品給与のための食糧購入代金等支払い証拠書類
- オ 炊きだしその他による食品給与のための物品受払証拠書類

(7) 備蓄の促進

防災関係機関は、広報やパンフレット等を利用して、各家庭や事業所で3日分以上の食糧等の備蓄を保持するように促します。

第5節 給水計画

担当部署	上下水道部
------	-------

1. 計画方針

災害により飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図ります。飲料水供給の実施は主に本町が行うものであり、所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要量3ℓの水の確保に努め、実施できないときは、隣接市町、関係団体又は県に速やかに応援要請する体制の確保を図るものとします。

2. 計画の内容

(1) 実施者

本部長が行うものとし、本部長は所管の地域において、それぞれ独自に給水計画を立て1人1日最低必要水量3ℓの水の確保に努めるとともに、風呂、便所及び炊事等に必要の生活用水の確保に努めます。被害により実施が困難な場合は、隣接市町等に協力を要請します。

(2) 供給方法

飲料水等は概ね次の方法により供給するものとします。

① 給水車又は容器等による運搬給水

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行います。この場合、特に病院、高齢者福祉施設、避難所等緊急度の高い施設を優先します。

② 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸について、水質検査を行い、飲料用として適当と認められた場合には、その付近の罹災者のための飲料水として供給します。

なお、飲料用としては不適當な場合は、生活用水として確保します。

(3) 事務手続き

① 本部長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、橋本保健所経由の上、県本部食品・生活衛生班（県食品・生活衛生課）へ報告します。

② 本部長は、飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援又は協力の要請手続は上記と同じとします。なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとします。

ア 給水地

イ 必要応援回数（給水車、作業員、物資等）

ウ 給水方法

エ 給水期間

オ 応援内容

カ その他

(4) 救助法による基準

- ① 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内とします。
 - ② 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費
 - ア 水の購入費
 - イ 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
 - ウ 浄水用の薬品費及び資材費
 - ③ 帳簿等の作成

飲料水の供給を行うときはその責任者を定め、次の帳簿等を作成し、整理・保管するものとします。

 - ア 供給実施記録日計票
 - イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿
 - ウ 飲料水の供給簿
 - エ 飲料水供給のための支払証拠書類
- (5) 水道の対策
- 本部長は、災害による水道事故に対処するため、水道技術管理者及び各要員を待機させるとともに、復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは次の方法により対策を講じるものとします。
- ① 施設を巡回して事故発生の有無を確認します。
 - ② 施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講じるとともに、支部保健班（橋本保健所）を経由して県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に被害内容、被害金額及び給水状況等を速やかに報告します。
 - ③ 水道が断水のため、本町のみで飲料水の供給ができなくなったときは、支部保健班（橋本保健所）を経由して県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体等に対する広域的な支援の要請を行います。
 - ④ 水道の復旧に当たっては、復旧行動指針・復旧計画等に添って行うものとしませんが、特に浄水場から主要配水池にいたる送水管の復旧及び基幹配水管の復旧を優先的に行います。その後避難所、病院等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、配水支管等の復旧を行い、断水区域の解消に努めます。
 - ⑤ 水道の復旧に当たって支援が必要と判断したときは、支部保健班（橋本保健所）を経由して県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡するとともに、相互応援協定等に基づく支援の要請や本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）を通じて他の府県水道事業体や和歌山県管工事業協同組合連合等による広域的な支援の要請を行います。
 - ⑥ 上下水道課は復旧後の施設の使用開始にあたって、水質の保全に留意し洗管等を十分行います。
 - ⑦ 国庫補助対象となるような規模の施設災害が発生した場合には、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」、「災害復旧事業の事務に関する手引」及び「厚生省所管水道施設災害復旧費調査要領」等により所定の手続等を行います。

(6) その他

本部長は、自主防災組織等の協力を得て家庭用井戸の位置の把握を平素から行っておくものとし、給水の実施の際は給水場所や時間等の内容を迅速かつ正確に広報できるように、体制を整備しておくこととします。

第6節 物資供給計画

担当部署	産業農林部・管理情報部、本部事務局、
------	--------------------

1. 計画方針

救助法による罹災者に対して被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を行う場合は、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 実施体制

① 実施者

被服、寝具、その他生活必需品の給与・貸与は、本部長が行います。

② 対象者

住家が床上浸水以上の被害を受け、被服、寝具、その他の生活用品等を喪失又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うこととします。

③ 支給品目

被害の実情に応じ次の品目の範囲において、現物で支給します。

ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）

イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）

ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）

エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）

オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）

カ 食器（茶碗、皿、箸等）

キ 日用品（石けん、歯磨き、バケツ、トイレトペーパー等）

ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）

④ 給与又は貸与の期間

災害発生から10日以内とします。

⑤ 物資の確保

救助物資は本部の備蓄物資（第2編第20章第3節「救助物資等備蓄計画」参照）を放出し、日用品等については管理情報部が調達します。

管理情報部による調達が不可能な場合は、県は町本部からの要請に応じ、又は備蓄物資等が不足するなど災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町本部からの要請を待ついとまがないと認められるときは要請を待たずに、物資を確保し供給するものとします。

なお、県は、国、市町本部との間で物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うため、本部事務局・本部情報班は物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速かつ円滑な被災市町への物資支援を図るものとします。

⑥ その他

物資を供給する場合は、給付段階ごとにそれぞれ責任者を定め、以下の記録及び受領書を整備しなければなりません。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 物資受払簿
- ウ 物資の給与状況表
- エ 物資購入関係支払証拠書類
- オ 備蓄物資払出し証拠書類

(2) 個人備蓄の促進

防災関係機関は、災害直後に最低限必要となる被服等の生活必需品について、各家庭での備蓄を促すように、広報・パンフレットを通じて啓発します。

第7節 物価対策計画

担当部署	産業農林部・管理情報部
------	-------------

1. 計画方針

災害時における生活関連物資（住民生活との関連性が高い物資）の物価安定対策は、本計画によるものとします。

2. 計画内容

(1) 物価の実態把握

① 物価の監視

県は、県職員による生活関連物資の価格及び需給状況の調査を実施します。

② 情報収集

県は、物価ダイヤルの増設等により、住民からの情報収集に努めます。

(2) 緊急措置

① 情報提供

県は、物価情報提供誌や物価ダイヤル、また、新聞、テレビ、ラジオ等のメディアを通じて、住民に物価情報を提供し、町は必要に応じて、これに協力します。

② 事業者への要請

県は、関係事業者に対して物資等の適正な供給を要請し、町は必要に応じて、これに協力します。

③ 国への要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、国民生活安定緊急措置法及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の発動を国（消費者庁）に要請するものとします。

第8節 住宅・宅地対策計画

担当部署	企画広報部・管理情報部・土木対策部
------	-------------------

1. 計画方針

災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対して、応急仮設住宅の建設、応急修理の実施と既存町営住宅等の活用を推進し、被災者の住居の確保を図ります。

資料編	応急仮設住宅建設予定地
-----	-------------

2. 計画の内容

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設及び応急修理の計画の策定と実施は、本部長が県知事から委託を受けて行うものとしますが、本町の実施が困難な場合は県が行うことができます。

(2) 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後実施するものとします。

① 規模・費用の限度

※ 資料編参照

② 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成するものとします。

③ 入居基準

ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

(3) 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設については、「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に基づき社団法人プレハブ建築協会に協力を求めることができます。

(4) 救助法による住家の応急修理の基準

① 規模・費用の限度

ア 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとします。

イ 費用の限度

② 応急修理の期間

災害発生から1ヵ月以内に完了することとします。

③ 対象者

居住者の自己の資力では応急修理ができない者

(5) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保することとしますが、業者において確保できないときは、県本部に斡旋調達要請を行い、確保に努めます。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は町長が知事から委託を受けて管理するものとします。

① 家賃及び維持管理

ア 家賃は無料とする。

イ 維持修理は入居者において負担する。

ウ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

② 応急仮設住宅台帳の作成

町長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出します。

③ 供与期間

完成の日から2年以内とします。

(7) 公営住宅法による災害公営住宅

被災者の住宅確保・住宅復興支援策として、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設等や既存公営住宅の空き屋の活用を図ります。なお、公営住宅法による災害公営住宅の詳細は資料編のとおりです。

資料編 公営住宅法による災害公営住宅

(8) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災は地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧するものとします。なお、公営住宅法による既設公営住宅復旧事業の詳細は資料編のとおりです。

資料編 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

(9) 罹災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害の罹災者に対する罹災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う融資制度を積極的に活用して、早急に罹災住宅の復旧を図るものとします。なお、罹災に対する住宅建設資金等の融資の詳細は資料編のとおりです。

資料編 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

(10) 公営住宅の空き部屋情報連絡体制

被災者に対する空き部屋提供を計画的に実施するため、空き部屋情報を一元的に把握できる体制整備を行うとともに、管理情報部は相談窓口を設置して、活動を行います。

(11) その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりです。

① 応急仮設住宅

- ア 救助実施記録日計票
 - イ 応急仮設住宅台帳
 - ウ 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
 - エ 応急仮設住宅使用貸借契約書
 - オ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
 - カ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
- なお、直営工事によって建築した場合には、この他に工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等を作成する必要があります。

② 応急修理

- ア 救助実施記録日計票
- イ 住宅応急修理記録簿
- ウ 工事契約書、仕様書等
- エ 応急修理支払証拠書類

第9節 医療助産計画

担当部署	救護衛生部
------	-------

1. 計画方針

災害のため、町の医療機関の機能が著しく低下し、又は混乱した場合における医療及び助産の実施については、県、日本赤十字社、医師会、病院協会、看護協会、その他医療関係機関の協力を得て、実施することとします。

資料編 医療関係機関一覧

2. 計画の内容

(1) 実施責任者

本部長は知事に対し、医療班の派遣を要請し、知事が医療班を現地に派遣して実施します。ただし、医療班が現地に到着するまでの間、及び知事が実施しない小災害にあっては町長において実施します。なお、知事が必要があると認めるとき、その職権の一部を町長に委任し、町長がこれを行います。

(2) 実施の方法

本部長は知事が派遣する医療班に対して協力します。

(3) 情報収集等

本部長は、町の医療機関との連携を日頃から密にし、災害時には医療体制の実情を早急に把握します。

なお、災害時のトリアージについては、災害拠点病院会議等において定めた和歌山県統一様式のトリアージタグを可能な限り使用するものとします。

(4) 医療救護所の開設

医療救護所を開設する必要があるときは、本部長は、県本部や医師会その他の医療機関等の協力を得て町内に医療救護所を開設するものとします。

① 医療救護所の開設基準

- ア 医療施設の収容能力を超えるほどの多数の負傷者が一度に発生した場合
- イ 医療機関が多数被災し、十分機能しないと判断した場合
- ウ 時間の経過とともに、負傷者が増加する恐れがあると見込まれる場合
- エ 災害救助法が適用される恐れがある災害が発生した場合

(5) 医療班の編成基準

医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、自動車運転手1名（計6名）を原則とし、災害の規模・現地の状況等により編成を組み替えるものとします。

(6) 医薬品、衛生材料等の確保

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関の所持品を繰替使用するものとします。ただし、所持品がない場合や不足したときは本部において確保するものとしますが、確保が困難なときは、県支部又は県本部に要請を連絡して、確保に努めます。このような事態に備え、医療品等の備蓄も

検討します。

(7) 医療機関への対策

患者収容が可能な病院などの医療機関には、それぞれで対応策を整備してもらいとともに、平素から町等の関係機関との連絡を密にして、応急処置が円滑に実施できるように要請します。

(8) その他

① 災害救助法を適用する場合は同法により、同法によらない場合は同法に準じて行うものとします。

② 医療及び助産に関し、整備しなければならない書類は次のとおりです。

ア 医療班活動状況

イ 救助実施記録日計票

ウ 医薬品、衛生関係材料使用簿

エ 医療、助産関係支出証拠書類

(9) 災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣要請

大規模な災害が発生した場合など、災害医療派遣チーム（DMAT）の派遣が必要な場合は知事に要請します。

第10節 罹災者救出計画

担当部署	福祉部・消防部・伊都消防組合
------	----------------

1. 計画方針

災害のため、現に生命・身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 実施者

罹災者の救出は、本部長が警察官、消防・水防関係者、自衛隊、ボランティア団体等の協力により、必要な器具を借上げて実施します。

(2) 対象者

① 罹災者の救助は、災害のため現に救出を要する状態におかれている者で、概ね次のような状態にある者を対象とします。

ア 火災の際に火中に取り残された場合

イ 災害の際、倒壊家屋の下敷きになった場合

ウ 水害等により流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取残された場合

エ 土砂災害により生理めになった場合

オ 登山者の遭難の場合

② 災害のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

(3) 災害救助の基準等

救助法による被災者救出の実施基準その他は、以下のとおりです。

① 費用の範囲

概ね次のとおりとします。

ア 借上費

救出のための必要な機械器具の借上費

イ 購入費

救出のため必要とした機械器具の購入費

ウ 修繕費

救出のため使用した機械器具の修繕費

エ 燃料費

救出のため使用した機械器具の燃料費

② 救助の期間

災害発生の日から3日以内とします。

(4) その他

整理しなければならない書類は、次のとおりです。

① 救助実施記録日計票

② 被災者救出用機械器具燃料受払簿

- ③ 被災者救出状況記録簿
- ④ 被災者救出関係支払い証拠書類

第11節 住居等の障害物除去計画

担当部署	環境対策部・土木対策部
------	-------------

1. 計画方針

災害により住居に運び込まれた土砂、竹木等により日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去については、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 実施者

被災地における障害物の除去計画の策定及び実施は本部長が行います。

(2) 救助法による障害物の除去の基準

① 対象者

ア 自己の資力で障害物の除去ができない者

イ 居室、炊事場等生活に欠くことができない場所、また玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者

② 除去の期間

災害発生の日から10日以内とします。

④ 費用の限度

※ 資料編参照

(3) その他

整備しなければならない書類等は、以下のとおりです。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 障害物除去の状況記録簿
- ③ 障害物除去費関係支払証拠書類

第12節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

担当部署	出納部・福祉部
------	---------

1. 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行うことにより、被災者の早期立直りと生活の安定化の促進を図ります。

2. 計画の内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに災害援護資金の貸付

① 実施者

町長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給、援護資金の貸付けを行います。

② 実施基準

県計画を参考に実施することとします。

(2) 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

① 実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金を貸付ける制度があります。ただし、前述(1)の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は除きます。

② 相談・受付

生活福祉資金の相談・受付は、町社会福祉協議会が担います。

第13節 遺体搜索処理計画

担当部署	環境対策部
------	-------

1. 計画方針

災害の混乱期に死亡し、埋葬等を行うことが困難な場合の応急的な埋葬や災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに遺体処理については、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 埋葬

災害の際に死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって、遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がいない場合は、本部長が実施するものとします。

なお、本部長は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、必要となる棺の調達、遺体の搬送の手配等を行い、必要に応じ、支部保健班（橋本保健所）を経由して県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、近隣市町の協力を得て、広域的な火葬等の実施を行うこととします。

① 埋葬の方法

棺及び骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給、火葬・土葬又は納骨等の役務提供を行います。

② 埋葬の費用（救助法による基準）

県計画を参考にするものとします。

③ 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とします。

④ その他

本部長は、埋葬を行った場合と埋葬に要する現品及び経費を支給した場合は、以下の書類を保存し、整備しなければなりません。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

(2) 遺体の搜索

① 実施者

本部長が警察官・自衛隊等の協力を得て実施します。

② 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を対象とします。

③ 搜索の方法

本部において警察・自衛隊等と連携を取りながら実施します。

④ 費用

次の費用の当該地域における通常の実費とします。

- ア 借上げ費（舟艇その他捜索のための機械器具借上げ費）
- イ 購入費（同上購入費）
- ウ 修繕費（同上修繕費）
- エ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

⑤ 捜索期日

災害発生の日から10日以内とします。

⑥ その他

捜索を実施した本部長は、以下の書類を整備し、保存しなければなりません。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 遺体捜索状況記録簿
- エ 遺体捜索用関係支出証拠書類

(3) 遺体の安置場所

遺体安置場所の候補地は、以下の通りです。

妙寺防災コミュニティセンター（かつらぎ町大字妙寺445-1）

(4) 遺体の処理

災害の際死亡した者で、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合は、本部長が遺族等に代わって処理を行うものとします。

① 遺体処理の内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

② 遺体処理の方法

現場給付で行うものとします。

③ 遺体処理の費用

県計画を参考に実施します。

④ 処理期間

災害発生の日から10日以内とします。

⑤ その他

遺体処理を実施した場合、本部長が整備・保存しなければならない書類は以下のとおりです。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理関係支出証拠書類

第14節 災害義援金品配分計画

担当部署	出納部
------	-----

1. 計画方針

罹災者、罹災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 災害義援金品を受ける機関

災害義援金品を受ける者は、町長とします。

※ 日赤県支部、県共同募金会は原則として義援品の受付けは行いません。ただし、日赤県支部においては、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要があるときは全国の日赤支部等から供給するものとします。

(2) 義援品の配分

義援品は、次の方法により配分します。

① 配分の基準

配分の基準は特に定めず、そのときの実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿った効率的な配分を個々に検討して行うものとします。

② 配分方法

町で受付けた義援品は、県の配分方法を参考に、民生委員・児童委員、自治区長等関係者の意見を聞き、実情に即して配分するものとします。

③ 配分の時期

配分は、できる限り受付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則としますが、義援品が少量時の配分は世帯別に行うのは困難であり、輸送あるいは労力等経費の浪費にもつながるので一定量に達したときに行うなど、配分の時期に十分留意して効率的・効果的な配分となるよう努めます。ただし、腐敗変質等のおそれのある物質については速やかに適宜処置をとるよう配慮します。

④ 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分することとします。

(3) 義援金の募集・受付・配分

義援金は、次の方法により募集、受付及び配分を行います。

① 義援金の募集

義援金の名称は、災害名を付します（例：〇〇災害義援金）。

募集する義援金は、原則として現金とします。有価証券等は、特別な場合を除き募集しません。

町は募集に先立ち、金融機関と協議のうえ、義援金用の預貯金口座を開設します。

義援金は、町が県、日赤県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等と協力して募集するものとします。

町は募集にあたって、広報班を通じて、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を求めるとともに、インターネット、ポスター掲示、ビラ及び各種団体並びに関係機関を通じ、広く住民等に呼びかけるものとします。

募集期間は原則として1か月で、災害の規模により延長することができます。

② 義援金の受付

義援金は、出納部が受け付けします。受け付けは、本町が開設した窓口及び口座振込みとします。

③ 領収書の発行

本町が開設した窓口で受け付けた義援金は、領収書を発行します。

各機関が義援金を受領したときは、各機関の受付窓口で領収書を発行します。

口座振込みによる義援金は、原則として振込用紙をもって領収書の発行に代えるものとします。

街角募金による義援金は、領収書を発行しません。

④ 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は、町、県、日赤県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議の上実施するものとします。

配分委員会事務局は町に置き、義援金の管理、配分の事務を行います。

⑤ 金銭の管理

各機関が募集した義援金は配分委員会で速やかに管理します。

なお、配分委員会が組織されるまで現金の領収・保管は、出納部が担当します。

現金は、原則として義援金用の預貯金口座に預入れるとともに、現金出納帳を備え付け出納の状況を記録し、経理するものとします。

なお、預金に伴う利息は、義援金に含めて扱うものとします。

(4) 費用

義援品の配分等に要する経費は、できる限り実施機関で負担するものとします。

また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できる限りそれぞれの実施機関において負担するものとします。ただし、義援金の募集・配分の規模により、協議することができるものとします。

(5) 町本部における分業

町本部における義援品は、出納部が担当しますが、物資の配分等はそれぞれの受付機関が本部と協議の上、配分を行うものとします。

第15節 外国人支援計画

担当部署	福祉部
------	-----

1. 計画方針

災害時における外国人支援体制は、この計画によるものとします。

2. 計画内容

県は、和歌山県国際交流センターに災害多言語支援センターを開設し、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し相談を受けます。

(1) 被災状況の確認

本町は外国人の被災状況について調査を行います。

(2) 情報の提供

各種メディアを通じて必要と思われる多言語で情報提供を行います。

(3) 相談

外国語を話せる職員・ボランティアによる相談窓口を開設し、各種相談に応じます。

相談は JET 青年、留学生、国際交流ボランティア等に支援を依頼し可能な限り多くの言語で対応します。

また、必要に応じて通訳の派遣をボランティアに依頼します。

(4) その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワークづくりを支援します。

第16節 海外からの支援の受入計画

担当部署	管理情報部・福祉部
------	-----------

1. 計画方針

災害時における海外からの救援物資の提供や救援隊派遣の申し出があった場合の受入れは、この計画によるものとします。

2. 計画内容

海外からの支援については、県及び関係機関等と十分な協議を行い、またそのニーズを把握の上、受け入れることとします。

(1) 救援物資の受入れ

海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認の上、迅速に行うものとします。

- ① 品目（トラブルを避けるため、英語もしくは日本語で確認すること。）
- ② 数量（単位について確認すること。）
- ③ 使用期限等のあるものについてはその期限
- ④ 輸送手段及びルート
- ⑤ 搬入場所
- ⑥ 搬入予定日時
- ⑦ 通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで、受け入れることとします。

⑧ 協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととします。

(2) 救援隊等の受入れ

- ① 海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認の上で行うものとします。

ア 活動内容

イ 人数及び資格

ウ 持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数

エ 県が準備する物資の要・不要（例 テント等）

オ 到着場所

カ 到着日時

キ 通訳及び日本側協力者の要・不要

- ② 本町は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとします。
- ③ 受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制を十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとします。

第17節 その他被災者保護計画

担当部署	福祉部
------	-----

1. 計画方針

本章第1節から第16節までに定める以外の災害時における被災者の救助・保護方法は、以下のように実施することとします。

2. 計画の内容

(1) 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法により保護の必要が生じたときは、本部は民生委員・児童委員及び町自治区等と連絡を密にし、速やかに保護の適否を決定するものとします。なお、保護の決定には、特に救助法による救助実施期間及びその程度内容との関係に十分留意することとします。

(2) 要保護児童の措置

本部は、災害地において保育に欠ける児童があるとき又は保護者を死亡等により失った児童があるときは、速やかに次により保護するものとします。

- ① 保育に欠ける児童があるときは、保育所に入所させ保育するものとします。ただし、保育所を設置しない地域については、臨時保育所等を開設して保育するものとします。
- ② 保護者を失った児童がいる場合は、当該地域を所管する県支部保健班又は児童相談所に連絡して、収容施設に収容保護するものとします。

(3) 社会福祉施設の対策

社会福祉施設の経営者（管理責任者）は災害に対処するため、以下のような収容者の保護に当たるものとします。

① 避難訓練の実施

災害が発生したときの避難場所、誘導、方法など詳細な計画を策定し、常に災害に注意するとともに、避難の訓練を実施しておくものとします。

② 避難予定場所の選定

平素から災害の程度や種別等に応じた避難場所を選定しておき、災害が発生したときは収容者の保護に万全を期すものとします。

③ 職員（保育士等）の確保

災害により保育士等が事故にあい、また入所児童の増加によって保育士等が不足して充足する必要があるときは、資格保有者名簿等により選定補充に努めるものとします。

④ 社会福祉施設の充実

社会福祉施設への入所・利用状況等を把握しておくとともに、緊急時に必要となる食糧や水、発電器の確保に努めるものとします。

⑤ 介護・誘導訓練の実施

災害に備え、介護・誘導訓練を実施します。

(4) 在宅の高齢者・障害者・病弱者等対策の充実

自治会等を通じ、各地区の在宅高齢者・障害者・病弱者等の状況の把握に努めるものとします。このため、平素から自治会等の住民組織との連絡を密にし、災害時にも情報収集が円滑に実施できるようにしておきます。

① 避難場所の確保と誘導

災害発生時の安全を確保するため、各地区の避難場所の確保を推進し、避難所まで誘導が円滑に実施できるように整備します。

② 医療機関及び警察、消防、自治会等との連絡体制の強化

各地区内（自治会等）における医療機関を把握し、災害時に対応できるように、各関係機関の連絡体制を強化します。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画

担当部署	救護衛生部・上下水道部
------	-------------

1. 計画方針

災害発生時による被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の精神的支えとなるようにきめ細やかな保健活動の展開を推進します。

2. 計画の内容

(1) 防疫体制の確立

町及び県は、防疫計画に基づき災害に即応できるように対策を策定するとともに、体制の確立と適切な措置の実施を推進します。

(2) 実施主体

災害時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下この節において「法」という）に基づき、法に定める感染症の発生を予防するため、知事はその場所の管理をする者に命ずることができます。

ただし、その者が発生を予防することが困難であると認めるときは、町に指示し、又は県の職員に発生を予防するために必要な措置をとらせることができます。

(3) 組織

災害防疫実施のための組織は、医療救護班において実施します。なお、各種作業実施の直接組織として、次の班を編成します。

① 防疫班の編成

本部は、防疫実施のため防疫班を編成します。防疫班は概ね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成します。

② 検病調査班の編成

橋本保健所は、検病検査のため検病調査班を編成します。検病調査班は、医師1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成します。

③ 健康診断班（検査班）の編成

橋本保健所は、健康診断の必要のあるときは、県本部防疫班（健康推進課）に協議の上、健康診断班を編成します。健康診断班は医療技術者1名（班長）、保健師又は看護師1名、その他1名をもって編成します。

(4) 災害防疫の実施方法

① 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図ります。

② 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により町自治区組織等を通じ、広報活動の

強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に努めます。

③ 消毒の実施

法第 27 条第 2 項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図るものとします。

ア 消毒方法

町は、法第 27 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、法施行規則第 14 条に定めるところによって実施するものとします。

④ ねずみ族昆虫等の駆除

町は、法第 28 条第 2 項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施するものとします。

⑤ 生活の用に供される水の供給

町は、法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとします。なお、実施にあたっては第 3 編第 5 章第 4 節「給水計画」に定める方法により実施するものとします。

⑥ 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、保健所が法第 19 条の規定により、早急に入院の手続きをとります。

感染症指定医療機関が罹災した場合又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、保健所はその他の医療機関に入院の手続きをとります。

⑦ 避難所

町は、避難所（第 3 編第 5 章第 2 節「避難計画」を参照）を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期するものとします。

⑧ 報告

町長は、警察、消防等諸機関、町自治区等関係団体との緊密な協力のもとに、以下の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により、所轄保健所を経由して知事に報告（電話・書類）します。

ア 被害の状況

イ 防疫活動状況

ウ 災害防疫所要見込額

エ その他

⑨ 備え付けを要する記録

ア 災害状況報告書

イ 防疫活動の状況報告書

ウ 消毒に関する書類

エ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類

オ 生活の用に供される水の供給に関する書類

カ 患者台帳

キ 防疫作業日誌

ク 防疫経費所要額調及び関係書類

第2節 清掃計画

担当部署	環境対策部
------	-------

1. 計画方針

災害発生により、ごみ、汚泥、し尿等（以下この節において「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し、衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 実施者

① 被災地における廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は、町長が行うものとしますが、特に以下の点について配慮するものとします。

ア 町長は、避難所等の場所と避難人員を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮置き場を設置するよう努めるものとします。

イ 町長は、仮設トイレについて避難所等の場所と避難人員を確認し、上下水道の復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理の見込みを把握し、必要に応じ設置するよう努めるものとします。

② 町長は、被害が甚大で町だけで応急対策の実施が不可能な場合は、他の市町村の応援を得て実施するものとします。

(2) 実施の方法

町長の指揮のもと災害の程度に応じ、ごみ処理係及びし尿処理係を編成して実施するものとします。

町長は、廃棄物の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請します。当該要請を受けた知事は、し尿等については社団法人和歌山県清掃連合会へ、し尿等以外の廃棄物については一般社団法人和歌山県産業資源循環協会へ締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき支援の協力を要請するものとします。

(3) 事務処理

① 町長は、災害により清掃事業の応急対策を実施した時は、直ちに保健所を經由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告するものとします。

② 町長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、保健所を經由して県環境生活部循環型社会推進課へ報告するものとします。

③ 報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成26年6月環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告します。

3. その他

- (1) 堆積土砂と災害清掃事業との関係
堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされません。

第3節 食品衛生計画

担当部署	救護衛生部・社会教育部
------	-------------

1. 計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講ずることによって被災者に対し安全で衛生的な食品を供給します。

2. 計画内容

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底によって事故の発生を防止します。

[重点指導事項]

- ① 手洗い消毒の励行
- ② 食器器具の消毒
- ③ 給食従事者の健康
- ④ 原材料、食品の検査
- ⑤ 浸水、断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにします。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して不良食品の供給を排除します。

[重点監視指導事項]

- ① 浸水地区は浸水期間中営業を自粛休業させ、水が引いた後、施設、設備を完全消毒の上、食品衛生監視員の検査を受けて営業を再開するよう指導すること。
- ② その他の地区においては臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。また、汚水により汚染された食品及び停電により腐敗、変色した食品が供給されることのないようにすること。

(3) その他

災害の規模によっては、食品衛生監視員、保健所職員のみでは、十分な監視指導ができない場合もあると考えられるので、食品衛生指導員を指揮して指導に当たらせる配慮をします。

第4節 保健師活動計画

担当部署	救護衛生部
------	-------

1. 計画方針

災害発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、関係者との協働により疾病予防活動及びこころのケア活動に努めるものとします。

2. 計画内容

(1) 実施主体

本部長が実施するものとします。ただし、本部長は必要に応じて県支部を經由して県本部に対して保健師の派遣等の要請を行い、計画の円滑な実施に努めるものとします。

(2) 業務内容

① 保健医療の業務

- ア 被災地住民の健康状況の把握を行うものとします。
- イ 保健師の勤務状況の把握を行うものとします。
- ウ 医療班、防疫班等の各班との連携、調整を行うものとします。
- エ その他関係機関との調整を行うものとします。
- オ 派遣保健師の被災地における活動調整を行うものとします。

(3) 保健師活動

① 保健師の編成

被災地における保健師の活動は、原則として複数をもって編成します。

② 被災地における活動内容

- ア 被災住民（地域・避難所・仮設住宅）の健康に関する実態把握
- イ 情報収集及び情報提供
- ウ 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- エ 保健衛生指導の実施
- オ 要配慮者の安否確認
- カ 関係機関との連絡調整

(4) 報告及び記録

保健師活動を実施した場合、本部長は、県支部を經由して県本部に報告するとともに以下の書類を整備し、保管しておくものとします。

① 報告書類

- ア 地域活動記録
- イ 避難所活動記録
- ウ 保健活動日報
- エ 保健師活動状況報告書

② 記録書類

- ア 健康相談票及び経過用紙
- イ 健康調査連名簿及び健康調査世帯票
- ウ 仮設住宅入居者世帯調査票
- エ その他

第5節 精神保健福祉対策計画

担当部署	救護衛生部
------	-------

1. 計画方針

災害直後の精神科医療の確保と、災害がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立するとともに、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を変化する状況に応じて常に適正なものに保つものとします。

2. 計画内容

(1) 長期的な精神保健福祉活動

被災地域での医療機関が復旧し、また他府県等からの専門スタッフ等の応援が撤退した後を受けて、本部長は県本部その他と連携して、次のような業務を推進します。

- ① 問題発見のための情報収集
- ② 発見された問題の特性研究及び対策
- ③ 関係職員（ボランティアを含む。）の教育研修
- ④ 啓発用資材の作成、配布
- ⑤ 講演会、座談会等の開催
- ⑥ 仮設住宅への巡回訪問指導等、こころのケア相談
- ⑦ 被災者同士の自助グループの育成

(2) 災害時こころのケア活動

災害が発生した場合に、心的外傷後ストレス障害などこころに傷を負う者及び精神障害者等に対応するため、町、医療機関等の関係機関、団体等との連携のもとに適切な支援や情報提供等の災害時におけるこころのケア活動を総合的に推進するものとし、次のような活動を行います。

- ① こころのケアホットラインの設置
- ② 災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣
- ③ こころのケアに関する普及啓発
- ④ 援助者へのこころのケアに関する教育研修

(3) 被災地の災害対策

災害時の地域の精神保健福祉活動の拠点は、県支部保健班（保健所）とします。

支部保健班は、国、本部防疫班と十分連携をとり、町並びに精神医療関係機関等によるネットワークを形成し、状況の把握に努め、必要に応じ精神科医師を含む関係者の会議を行い適切に対応します。

(4) 要配慮者への対策

① 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて避難生活等による人間関係の変化により過大のストレスが加わり不安定になりやすい。これまで関

わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり本人の悩みを聴き、問題処理にあたって優先順位をつける等、相談の支援を実施します。

ア デイケア、小規模作業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮の上、できるだけ早期に通所者同士が災害のこと、仲間のこと等語れる場を提供します。

イ 医療費助成、罹災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施します。

② 高齢者への対応

災害後、身体的に不安を抱える高齢者は、強度の不安から混乱したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要です。特に仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努めます。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながります。

ア 地域に応じて実施されている高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認事業等で把握された精神保健面からのアプローチが必要なケースについて継続的にフォローします。

イ 近隣の声かけ、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して語らいの場づくりやイベントの開催などを行います。

③ アルコール関連問題への対応

ア 災害後には、大きなストレスのために過剰にアルコールを摂取する恐れがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努めます。

イ アルコール依存症の自助グループのミーティング会場が失われた場合は、早急に場所の確保を行い、ミーティングによる再飲防止への協力を行う等、自助グループの活動を積極的に支援します。

ウ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入及び、アルコールの問題を有するケースに対しては、アルコール専門医療機関等と連携を図り対応するとともに、断酒会等の自助グループやボランティアを含む諸関係機関の連携による生活支援体制をつくります。

④ 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく種々の症状を引き起こしたり、時には長期的に問題を持つこともあります。町は、県支部保健班及び学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施します。

⑤ 家族等を亡くした人達への支援

災害による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与えます。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施します。

第6節 動物救護活動支援計画

担当部署	環境対策部
------	-------

1. 計画方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、動物愛護の観点から、県獣医師会、動物関係団体等の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援します。

2. 計画内容

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び「動物愛護推進員」等ボランティアと協力し、動物の保護に努めるものとします。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

町は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努めるものとします。

第7章 公共土木施設等応急対策計画

担当部署	土木対策部・上下水道部
------	-------------

1. 計画方針

町は県と協力して、災害発生後、住民生活の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切などの応急工事を実施します。

2. 計画内容

(1) 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行います。

(2) 砂防・地すべり等土木災害

護岸及び流路に係るもので、放置すれば下流又は周辺の民家等へ影響する恐れが大きいものについて、仮設防護柵等を設置する工事を実施します。特に、二次災害の危険性の高い被災箇所について、優先して緊急に土砂災害対策工事を実施します。

(3) 道路・橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等を設けるものとします。

(4) 下水道等災害

被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手します。

また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行います。

(5) 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合には、速やかに応急復旧工事に着手します。

第8章 農林関係災害応急対策計画

担当部署	産業農林部
------	-------

1. 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最少限にとどめるための諸対策について定めます。

2. 計画内容

(1) 風水害応急対策

① 農作物対策

ア 水稻

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流します。

倒伏した場合は、丁寧に引きおこします。成熟期に近いものは、早急に収穫します。（出穂後30日経過すれば、あまり減収にならない。）

なお、冠水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行います。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えます。

イ 大豆

強制排水を行うとともに、水害により発生する病虫害に対し早期防除の徹底を図ります。

また、倒伏した場合は丁寧に引き起こします。特に、成熟期に近いものは早急に収穫します。

ウ 果樹

a 倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行います。

b 果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図ります。

c 落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後適宜行います。

d 冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図ります。

エ 野菜

a 被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討します。

b 被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じます。

○ 支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図ります。

○ 滞水している場合は、直ちに、排水溝（路）の整備等排水対策を行うとと

もに、園内の清掃をします。

- 泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗します。
- 幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植します。
- 被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努めます。
- 風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図ります。

オ 花き、花木

a 被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じます。

- 倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努めます。
- 被害枝の除去及び再整枝の検討を行います。
- 浸水した育苗は、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗します。
- 風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとります。
- 切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付けます。
- 草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行います。

カ 施設栽培（野菜、花き、果樹）

a ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努めます。

b 風雨中も見回りを徹底し、施設内への浸水防止や、換気に留意します。

c 浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生予防措置をとります。

d 施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じます。

キ 茶

a 支柱等による倒伏株の復旧と株元への土寄せを行います。

b 浸水園では、速やかに排水し、泥水、はね水の水洗と病害発生予防措置を行います。

c 倒伏株等被害園に対して、樹勢回復のため、速効性チッ素を施すとともに敷わら（草）を行います。

② 畜産対策

ア 一般対策

a 家畜の待避

畜舎が損壊した場合、あらかじめ検討した待避場所に家畜を移動し脱出を防止します。

b 飼料

飼料が水没等により不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行います。

c 停電時の対応

停電による給温、給水、換気が不能となったときは、あらかじめ講じておいた方法によりそれぞれの代替え処置をとります。

d 飼料作物

浸冠水した場合は速やかに排水に努めます。

倒伏した飼料作物は復元に努めるが、復元不能の場合早急に利用します。

イ 家畜衛生対策

畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発症防止に努めます。

ウ 鳥インフルエンザ

発生した場合の防疫措置

発生農場における殺処分と焼却又は埋却、周辺地域における移動制限と清浄性確認を迅速・的確に進め、地方自治体内、地方自治体間、国と地方自治体、関係府省庁間の連絡・協調体制を構築し、警察官等による現場周辺での警戒活動や、自治体が設置した消毒ポイント等での交通整理を実施してきたところであり、発生地域の実情に応じ、適切な措置を講じます。

③ 林業対策

ア 造林地

a 早期に山を巡視して被害の状況を把握します。

b 被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼齢林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図ります。

イ 治山、林道

早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに危険な場所については標示をし、応急処置をします。

(2) 干害応急対策

① 農作物対策

ア 水稲

用水の不足する水田では、水稲の生育に必要な最少の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的なかん水を行います。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断かん水を行います。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元へのかん水等を行い被害の軽減を図ります。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行います。

イ 大豆

畦間かん水の徹底と敷草等を行うとともに、干害に伴う病虫害の発生に注意し早期防除に努めます。

ウ 果樹

a 干ばつ時において着果量が過重にならないよう摘果し、適正着果を維持します。

b かん水は、主根域土層の土壌水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正かん水量、間断日数により行います。用水不足の場合は局所かん水等による効率的な方法で行います。

エ 野菜、花き等

- a 生育期間中の極端な土壌水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎり灌水を実施することが望ましいといえます。
- b この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目に灌水を開始します。
- c 特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度灌水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意します。
- d 定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段で灌水します。

オ 茶

茶園では、ハダニ、ヨコバイ、ハマキ等干害（乾燥）に伴い多発することが予想され、樹体被害を増大することがあるので、防除の徹底を図ります。

(3) 寒冷害（雪害）応急対策

① 農作物対策

ア 水稻（山間部）

田植えは、遅れても温暖な日を待って行います。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下をきたすので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期します。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努めます。

適期収穫を励行するとともに、乾燥能力に合わせた施設で計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底します。

イ 果樹

（寒冷害対策）

- a 落葉や枝幹の枯込みの甚だしい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止します。
- b 枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、せん定は枯込み部にとどめ、進行の停止後とします。
- c 冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹幹被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫します。
- d 収穫後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行います。
- e 晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷します。

（霜害対策）

- a 局地気象観測並びに霜注意報をもとに、燃焼資材等により気流の循環と気温低下の軽減を図ります。

ウ 野菜、花き

- a 被害の程度に応じて、収穫中の物は、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去して草勢の回復を促します。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意します。

- b 栽培を継続することが不可能な場合は、早く見切りをつけ、次期作目（型）に着手します。
 - c 軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待って中耕及びチッ素主体の追肥を施します。
- エ 施設栽培（野菜、花き、果樹）
- a 野菜、花きは前項に同じ。
 - b 積雪に伴い施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を 12～13℃に調節するとともに、二重カーテンを開放して融雪を促します。
- オ 茶
- a 冬季に樹体被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、深刈りから中刈りを実施します。
 - b 発芽期の凍霜害が予想される時は、被覆法、散水凍結法、煙霧法、換気法等の実施で対処します。
 - c 新梢の被害を被った場合は、被害部位を剪除して、再生を促します。
 - d 被害園では、早期に樹勢を回復するため、少量の速効性チッ素を施用するとよいです。
- ② 林業対策
- ア 造林地
- a 早期に山を巡視して、被害状況を把握します。
 - b 雪害を受け回復の見込みのあるものは、根ぶみ、あるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行います。
 - c 被害を受け回復の見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を行います。

第9章 事故災害応急対策計画

第1節 鉄道施設災害応急対策計画

担当部署	西日本旅客鉄道(株)和歌山支社、本部事務局
------	-----------------------

1. 計画方針

本計画は、西日本旅客鉄道(株)に関する運転事故又は災害が発生し、もしくは発生が予測される場合の応急対策等について、定めるものとします。

2. 計画内容

(1) 西日本旅客鉄道(株)の措置

災害等により、応急対策を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害処置要領」により、事故災害対策非常体制をとり、被害状況を把握するとともに、被害を最小限にとどめ、旅客、公衆の安全及び輸送の確保に対処するものとします。

詳細は、西日本旅客鉄道(株)の防災業務計画によるものとします。

(2) 町の措置

町は、速やかに災害に関する情報収集に努めるとともに、被害状況を把握できしだい、その結果について、県へ報告します。また、災害応急対策の実施状況を必要に応じ県へ報告するとともに、防災関係機関及び他の地方公共団体等への広域応援要請の必要性等を県へ連絡します。

第2節 道路災害応急対策計画

担当部署	本部事務局、土木対策部、伊都消防組合
------	--------------------

1. 計画方針

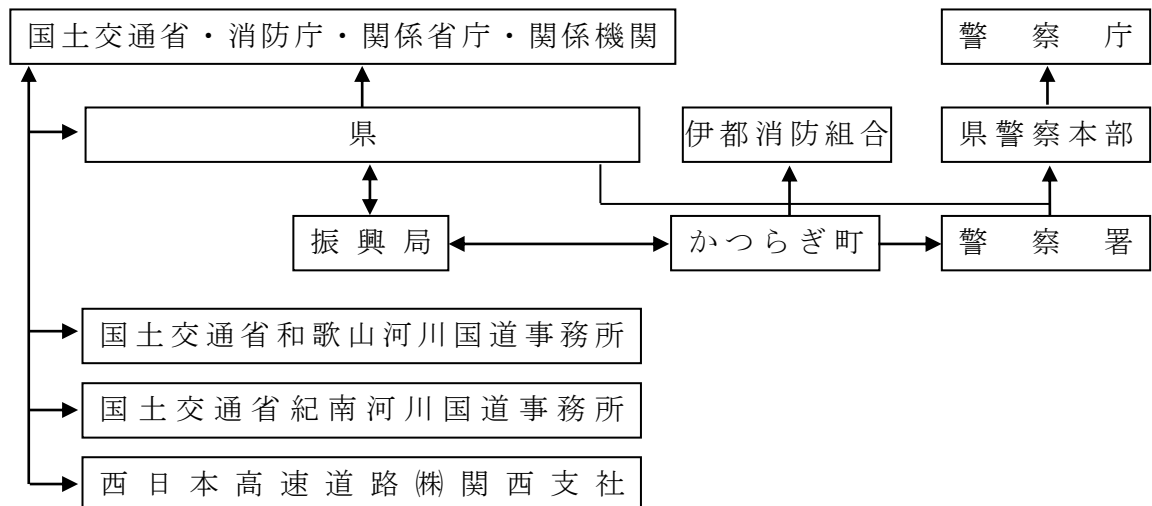
本計画は、道路構造物の被災等により、多数の死傷者が発生した場合の応急措置について定めるものとします。

2. 計画内容

(1) 発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- ① 道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに所管する省庁及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡します。
- ② 町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性を連絡します。

通報連絡系統図



(2) 応急活動及び活動体制の確立

- ① 道路管理者は、発生後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講ずるものとします。
- ② 関係機関は、「第3編 第1章 防災組織計画」の定めるところにより、発生後速やかに、必要な体制をとるものとします。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

- ① 道路管理者は、町の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力します。
- ② 伊都消防組合は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請します。
- ③ 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行

するものとしませんが、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行います。

(4) その他

- ① 道路管理者及び上下水道・電気・ガス・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講ずるよう通報します。
- ② 道路管理者は、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても点検を行います。
- ③ 再発防止対策
道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施します。

第10章 林野火災応急対策計画

担当部署	伊都消防組合
------	--------

1. 計画方針

林野火災から住民の生命・身体・財産を守り、自然環境を保持するため、出火の早期発見と延焼防止の体制を整備し、森林所有者・管理者・森林組合（以下森林所有者等という）、町、地域住民、消防機関、県その他関係機関が連携して消火・救助活動に当たるものとします。

2. 計画内容

(1) 出火の発見・通報

① 出火発見者の義務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに最寄りの消防機関に通報しなければなりません。また、発生した火災が微少な場合は、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとします。

② 消防機関の対応

通報を受けた消防機関は直ちに出火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに次により関係機関に連絡し、所要の措置を要請します。

ア 消防団

消火活動、飛び火等による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動

イ 森林所有者等

森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

ウ 県消防保安課

県防災ヘリコプターの緊急運航

エ 警察署

消防車両の通行確保のための交通規制

オ 町

地域住民及び登山者等の一時滞在者の安全確保

また、火災が複数の消防本部の管轄区域に及ぶおそれがある場合は、速やかに当該隣接消防本部に連絡し、協力を要請します。

(2) 消火・救出活動

① 火災防御活動の実施

現場に出動した消防隊は、消防団・森林所有者等・県防災ヘリコプター等と協力して、効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行います。

ア 情報収集

消防隊は、消防団とともに自ら火災の発生・延焼状況についての情報を収集するほか、現地の林業関係者や地元住民からも情報を求めて早期の状況把握に努めます。

イ 消火活動の実施

消防隊は消防ポンプによる消火活動のほか、背負いポンプ等を使った人海戦術による消火、県防災ヘリコプターによる空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努めます。また、消火活動による延焼阻止が難しいと判断されるときは、森林所有者等と調整のうえ、林業関係者等と協力して森林の伐開により臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止するものとします。

② 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、伊都消防組合の消防署長は現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動等の指揮にあたります。火災の区域が複数の消防本部の管轄区域にまたがる場合は、関係消防本部の消防長が協議して現地指揮本部長を定めます。

(3) 避難・誘導

① 森林内の滞在者の退去

町・警察・消防団等は、林野火災発生のお知らせを受けたときは直ちに広報車等により火災発生区域周辺に広報を行い、登山者等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかけます。道に迷った者等に遭遇したときは安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導します。

② 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により民家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させます。

(4) 広域応援等の要請

① 消防の広域応援

消防長は、伊都消防組合単独での対処が難しいと判断される場合は県内の消防広域相互応援協定に基づき、他の消防本部に対し応援を要請します。

② 自衛隊の派遣要請

町長は、消防力だけでは当該林野火災への対処が難しい場合は、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼します。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対し人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請します。

③ 鎮火後の措置

伊都消防組合は、林野火災鎮火後も再発に備えて、なおしばらく警戒にあたります。

第11章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画

担当部署	本部事務局・伊都消防組合
------	--------------

1. 計画方針

危険物施設等は、火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規定、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、危険物による被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図ります。

2. 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、町及び伊都消防組合等と連携して、災害時における応急措置を次により実施します。

① 災害が発生する恐れのある場合の措置

- ア 情報及び警報等を確実に把握する。
- イ 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。
- ウ 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。
- エ 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

② 災害が発生した場合の措置

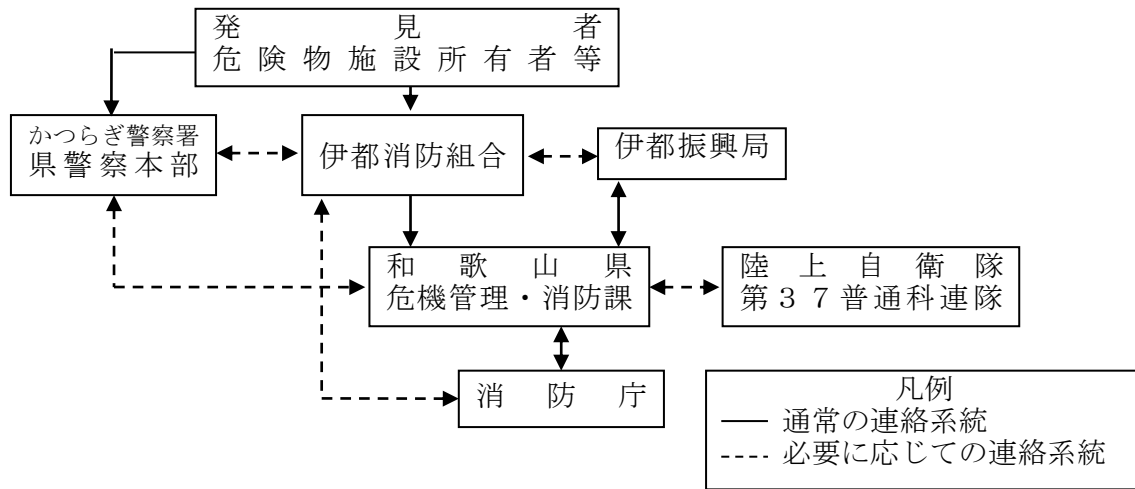
- ア 伊都消防組合及びその他の関係機関へ通報する。
- イ 消防設備を使用し、災害の防除に努める。
- ウ 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。
- エ 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 町及び伊都消防組合

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を伊都消防組合の消防計画の定めるところにより実施するものとします。

(3) 通報連絡体制

危険物施設において事故・災害が発生した場合、次図により関係機関に通報します。



第2節 高圧ガス災害応急対策計画

担当部署	本部事務局・伊都消防組合
------	--------------

1. 計画方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するために本計画を定めま
す。

2. 計画内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合又は災害が発生したときは、災害の
発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講じるものとします。

(1) 高圧ガス火災の措置

高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関
係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じます。

(2) 住民避難等

上記の措置が執れない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じ
ます。

(3) 通報等

高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により伊都消防組合、警察署のいづれ
かに通報するとともに、次の措置を講じます。

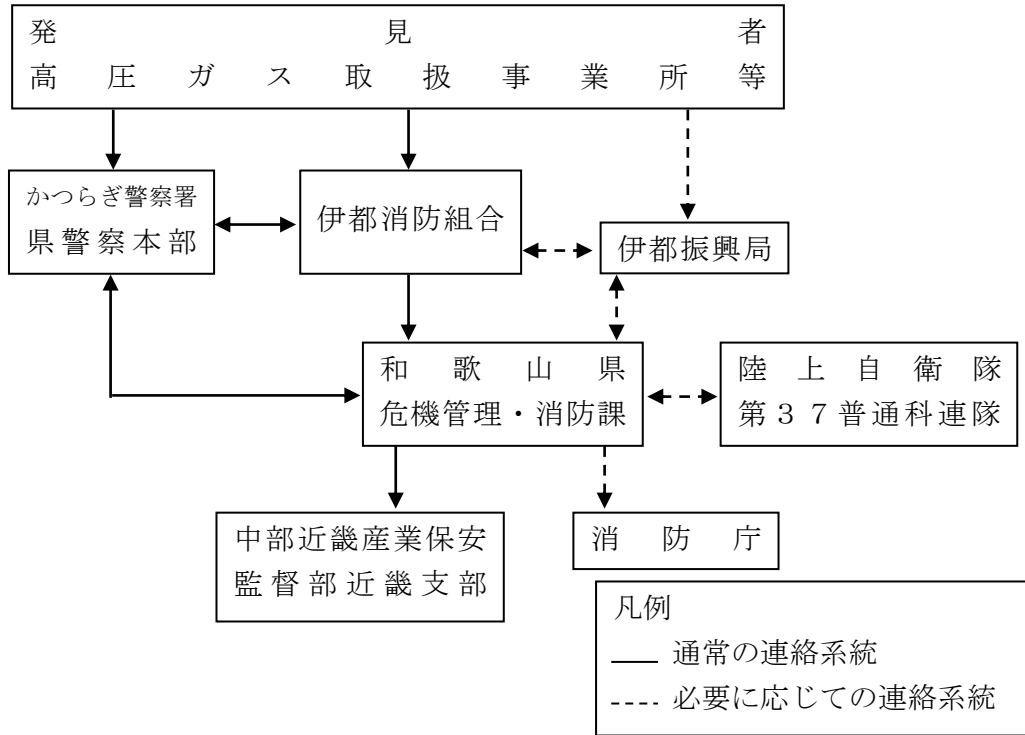
① 立入禁止区域の設定及び交通規制

② 被災者の救出、救護

③ 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

(4) 関係事業所の応援

必要に応じて、県内高圧ガス団体又は関係事業所の応援を求めます。



第3節 毒物劇物災害応急対策計画

担当部署	本部事務局・環境対策部・伊都消防組合
------	--------------------

1. 計画方針

災害により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合における応急対策については、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、この計画の定めるところによります。

2. 計画内容

(1) 毒物等事故措置

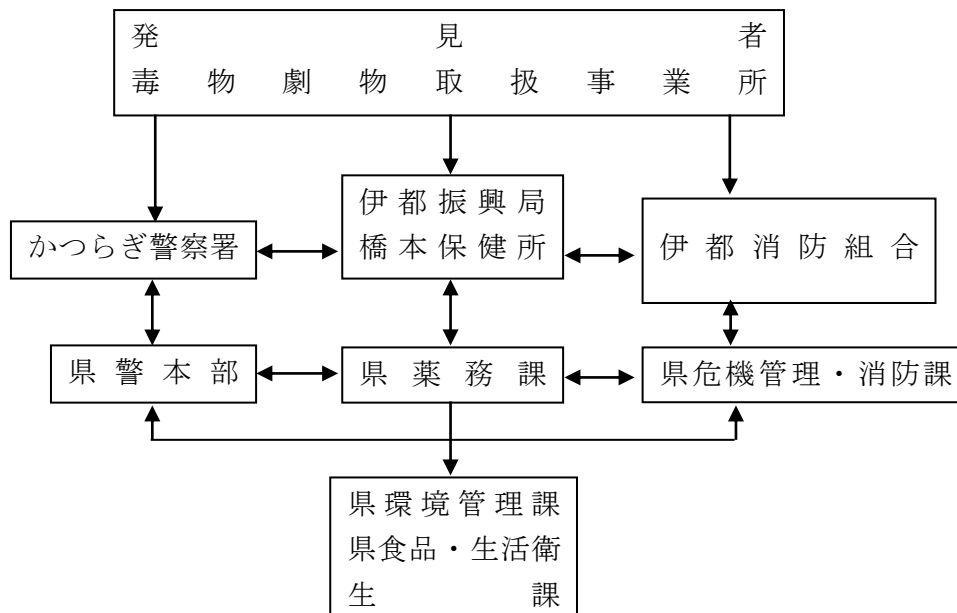
災害発生時における毒物・劇物の流失・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講じるとともに、所轄の保健所・消防機関又は警察署に届け出るものとします（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

(2) 緊急措置

保健所（又は消防機関、警察）は、毒物・劇物の流失散逸等の状況について把握するとともに、速やかに関係機関に情報を提供します。

(3) 応急処置等

事故、災害が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとします。



第4節 放射性物質事故応急対策計画

担当部署	本部事務局
------	-------

1. 計画方針

放射性物質の特殊性に鑑み、放射性物質による事故の発生するおそれ及び事故発生に対する防災関係機関の初動体制を確立するとともに、事故の発生するおそれ及び事故発生に対し迅速・的確な応急対策を実施して、住民の安全を確保するためにこの計画を定めます。

2. 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じるものとします。

- (1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに町、国及び県等へ通報します。
- (2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、原子力規制委員会と連絡調整を行います。又、事故に関する情報の収集を図り、原子力規制委員会の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行います。

第5節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

担当部署	伊都消防組合
------	--------

1. 計画方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施します。

2. 計画内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとします。

- ① 伊都消防組合及び警察署に通報する。
- ② 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかけます。
- ③ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じます。
- ④ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じます。
- ⑤ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め適切な措置を講じます。

(2) 町の活動

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、伊都消防組合の消防計画の定めるところにより実施するものとします。

第6節 有害物質流出等応急対策計画

担当部署	環境対策部
------	-------

1. 計画方針

災害による有害物質の流出及び石綿の飛散等により住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策についてはこの計画によるものとします。

2. 計画内容

- (1) 町は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の流出等の有無、汚染状況、原因等必要な情報を迅速かつ的確に収集します。
- (2) 町は、県と協力して被災事業所について、有害物質の流出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行います。
- (3) 町は、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿の飛散を防止するため、県と協力して、建物等の損壊状況の調査を行うとともに、県の実施する当該建築物等の所有者等に対する飛散防止対策の指導に協力します。
- (4) 町は県と協力し、被災状況に応じて、測定場所の選定等、必要な環境モニタリングを行います。
- (5) 県は、有害物質の流出等により住民の健康に被害が生じる恐れがある場合は、町等関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力により一般への周知を図ります。

第12章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

担当部署	西日本電信電話(株)、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDD I株式会社、ソフトバンク株式会社
------	--

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備します。

なお、詳細については、各通信会社の防災業務計画によります。

第2節 電力施設災害応急対策計画

担当部署	関西電力送配電株式会社
------	-------------

電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注します。

なお、詳細については、関西電力送配電株式会社の防災業務計画によります。

第3節 航空災害応急対策計画

担当部署	本部事務局、消防部
------	-----------

1. 計画方針

町における航空機の墜落炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため応急対策を迅速かつ的確に講ずるものとします。

2. 計画内容

(1) 町の措置

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報します。事故発生時に火災が発生したときもしくは救助を要するときは、消火救難活動への協力を行います。負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送します。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体収容所等の設置又は手配を行います。応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保します。災害の規模が大きく、町で対処できない場合は、相互応援協定等に基づき、他の市町村に応援を要請します。被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

第13章 文教対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、園児・児童・生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員の対応、文教施設の復旧、学用品・教科書の支給等、次の応急措置を講じます。

第1節 幼稚園・小中学校の計画

担当部署	文教対策部
------	-------

1. 計画方針

幼稚園・小中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるもののほか本計画によるものとします。

また、学校施設等は避難所としても利用されることから、避難所生活の長期化などと調整のとれた文教対策が必要です。

2. 計画の内容

(1) 園児・児童・生徒の安全確保

- ① 園児・児童・生徒に対する安全指導の充実の徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて、常に緊急措置、安全措置がとれる体制を確立しておきます。
- ② 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や園児・児童・生徒に危険が及ぶおそれがあるときは現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、本部に報告するものとします。
- ③ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の園児・児童・生徒の安全確保についての方策は、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこととします。

「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（文部科学省）、学校における防災教育指針（県教育委員会）参照

(2) 学校施設の確保

- ① 被害程度別応急施設の予定場所
 - ア 応急修理で使用できる場合
当該施設を応急措置して使用する。
 - イ 学校の一部校舎が使用できない場合
特別教室、屋内体育施設等を利用する。不足する場合は二部授業等の方法により行う。
 - ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない場合
公民館等公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。
 - エ 特に地区全体が被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、罹災を免れた公民館等公共施設又は個人の使用していない施設を借り受ける。

② 施設利用の応援

隣接学校、その他公共施設を利用して授業を行う場合には、次の方法により当該施設管理者の応援を得るものとします。

ア 町内施設利用の場合

本部で関係者と協議のうえ行うものとする。

イ 同一県支部内の他市町施設利用の場合

当該本部は、文教対策部に対して施設利用の応援を要請するものとする。

ウ 他県支部の所轄地域の施設利用の場合

同一県支部内の施設のみでは十分な施設が確保できないときは、県支部を通じて県本部に施設利用の応援を要請するものとする。

(3) 教職員の対策

① 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。

② 町内操作

学校内において解決できないときは、学校長は、町本部に派遣の要請をするものとする。本部は、管内の学校内において操作するものとする。

③ 同一県支部内操作

町内操作において解決できないときは、町本部は、県支部に教職員派遣の要請をする。

第2節 学校給食関係の計画

担当部署	文教対策部
------	-------

1. 計画方針

災害時における学校給食の応急対応策は、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 実施計画

① 本部は、被害状況に応じ、本町における学校等の給食施設を利用し、応急給食を実施するものとします。

② 災害時において、学校等が避難所として使用される場合、一般罹災者との調整を図るよう留意するものとします。

(2) 物資対策

本部は、被害を受けた給食用原材料品の報告を、速やかに県本部に行い、被害物資の処分等について指導を受けるものとします。

第3節 社会教育施設関係の計画

担当部署	社会教育部
------	-------

1. 計画方針

災害時における公民館等の社会教育施設の応急対策は、別の計画に定めるもののほか、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 公民館等その他の社会教育施設の対策

災害時においては、公民館等の施設は災害応急対策のため、避難所等に利用される場合が多いため、本部は被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等の措置を速やかに実施するものとします。

(2) 文化財対策

被害文化財については、所有者や管理者に被害の状況の報告を受けるものとし、必要な応急措置を講じるものとします。

第4節 学用品支給計画

担当部署	文教対策部
------	-------

1. 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学する上で欠くことのできない学用品を喪失又は損傷した小中学校の児童・生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図るものとします。

2. 計画の内容

(1) 給与の種別

教科書、文房具品、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童・生徒で、住家被害の程度が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障をきたしている者を対象とします。

(3) 給与方法

- ① 学用品は、原則として県において一括購入し、罹災児童・生徒に対する配分は、町長が実施するものとします。ただし、教科書等については、学校毎で使用するのが異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため、調達から配分までの業務を委任することがあります。
- ② 町長は、学用品の給与にあたっては、その給与対象となる児童・生徒の人数を確実に把握するため、罹災者名簿と児童・生徒の指導要録及び学齢簿等を照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握しなければなりません。

(4) 救助法による学用品の給与基準

- ① 「学用品の給与」は、住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった者も含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小中学校児童・生徒（盲学校、ろう学校及び特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行うものとします。
- ② 「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物で給与することとします。
 - ア 教科書
 - イ 文房具
 - ウ 通学用品
- ③ 「学用品の給与」のため支出できる費用は、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書を給与するための実費とします。
- ④ 「学用品の給与」は、災害発生の日から教科書については1ヵ月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならないこととします。

(5) その他

学用品支給に関して整備しなければならない書類等は、次のとおりです。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 学用品の給与状況
- ③ 学用品購入関係支払証拠書類
- ④ 備蓄物資払出証拠書類

第14章 災害警備計画

担当部署	かつらぎ警察署
------	---------

1. 計画方針

災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、緊急救助活動、交通規制、犯罪の予防及び取締り等の総合活動により、町内の治安維持にあたるものとします。

2. 計画の内容

(1) 災害発生時における警察活動

災害が発生又は発生の危険がある場合に、住民の生命・身体・財産を保護し、地域の治安維持にあたるため、関係機関と緊密な協力・連携のもと、概ね以下の活動を行うこととします。

- 気象及び災害関係情報の収集と伝達
- 被害状況等の調査
- 避難の指示・警告及び誘導
- 被災者の救助
- 死体の検視及び身元の確認
- 交通秩序及び緊急交通路の確保
- 犯罪の予防及び取締り
- 他機関の行う活動への協力・援助
- ボランティアの受入れ

(2) 警備体制

警察は、「和歌山県警察災害警備計画」「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、警察職員の各参集場所への非常招集により緊急な立ち上がりを行います。

次いで、和歌山県警察本部及びかつらぎ警察署は、その災害の規模及び被害状況に応じた災害警備本部等を設置し、警備体制を確立します。

なお、必要に応じ、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行い、体制の充実を図ります。

(3) 通信体制

災害が発生した場合における通信については、「和歌山県警察災害警備計画」の定めるところによるものです。

第15章 災害対策要員の計画

災害対策を実施するために必要な要員は、本計画によるものとします。

災害対策の要員は、概ね次の順序で動員します。ただし、応急対策の作業内容によっては、他の種別の要員を先に動員することがあります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○本部の要員 ○本町以外の県・他市町村職員の動員 ○労働者等の雇い上げ |
|---|

また、動員はそれぞれの応急対策実施機関において行うものですが、これらの機関が災害応急対策及び災害救助を実施するにあたり、現地において労働者等の雇い上げ等が不可能で人員に不足が生じる場合は、次の応援要請事項を示して、県本部へ要請するものとします。

応援要請事項

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○応援を必要とする理由 ○従事場所 ○作業内容 ○人員数 ○従事期間 ○集合場所 ○その他参考事項 |
|---|

第1節 ボランティア受入計画

担当部署	福祉部
------	-----

1. 計画方針

災害応急対策の実施に協力するボランティア団体の受入計画は、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 防災ボランティア及び被災地域生活支援 NPO の受入

① 受け入れ要請

町内で、大規模な災害が発生した場合、町は県に対して防災ボランティアを要請するものとします。なお、内容伝達に当たっては、ボランティアの活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報の提供を行うものとします。

② 未登録専門ボランティアに対する対応

町は、未登録の専門ボランティア希望者からの問い合わせや活動申し込みに対し、

情報を提供し、必要な調整を行います。

(2) 一般ボランティアの受入

① 町災害ボランティアセンター

町社会福祉協議会は、ボランティアに対し、被災地の情報、ボランティアに対するニーズ等の情報提供その他、地域の実情にあった活動が行えるよう努めるものとします。その調整窓口として、町災害ボランティアセンターを設置し、受付及びコーディネーター等の業務を行います。

② 町の役割

町は、福祉部福祉班【住民福祉課】を通じ、町災害ボランティアセンターに対して各種調整、指示、情報提供を行うとともに、職員を派遣し、その運営を支援します。

(3) その他

① 帳簿等の整備

ボランティア団体の奉仕を受けた機関は、次の記録簿を作成し整備するものとします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体の名称及び人員又は氏名 ○作業内容及び期間 ○その他参考事項 |
|---|

第2節 労働者の確保計画

担当部署	総務部・本部事務局
------	-----------

1. 計画方針

災害応急対策の実施が本部の職員及びボランティア団体のみでは労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときの要員の確保については、本計画によるものとします。

2. 計画の内容

(1) 要員の確保

応急対策要員の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行うものとします。

(2) 対策要員の供給の方法

一般的には、対策要員の労働者の雇用については、公共職業安定所に登録する一般求職者を対象として、要員の確保に努めるものとします。

(3) 雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員としますが、救助法に基づく救助の実施に必要な要員の雇上げの範囲は、次のとおりです。

① 被災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を安全な所に避難させるための誘導人員を必要とするとき

② 医療及び助産のための移送要員

- 救護班では処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に医療措置を講じなければならない患者がいて、病院又は診療所に運ぶための人員を必要とするとき
- 救護班により医療助産が行われる際の医師、助産婦・看護婦等の移動に伴う要員
- 傷病が未だ治癒せずしかも重症ではあるが、今後は自宅療養することとなった患者を輸送するための要員
- 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

③ 被災者の救出要員

被災者の身体の安全を保護するため、被災者を救出するための要員

④ 飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための医薬品等の配付に要する人員並びに飲料水を供給するために必要な要員

⑤ 救済用物資の整理輸送及び配分要員

被服寝具その他生活必需品、炊出し用の食料品、調味料、燃料、医薬品等の衛生材料を整理し、輸送及び配付するための要員

⑥ 遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する要員

⑦ 遺体処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処置をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

⑧ 要員雇上げの特例

以上のほか埋葬、炊出し、その他救助作業の要員を雇上げる必要がある場合は、本部長は県本部長に申請するものとする。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は災害応急対策の開始から終了までの必要な期間としますが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間とします。ただし、厚生大臣の承認を得て延長された場合は、自動的に延長されることとします。

(5) 要員の賃金

雇用労務員に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、要員を使用した地域における通常の実費程度を支給するものとする。

(6) その他

対策要員を雇用した場合は、次の帳簿等を作成し、保存しておかなければなりません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○救助実施記録日計票 ○賃金職員等雇上げ台帳 ○賃金支払関係証拠書類 |
|--|

第16章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画

担当部署	土木対策部・かつらぎ警察署
------	---------------

1. 計画方針

災害により道路、橋梁の交通施設に被害が発生し、又は発生する恐れがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合又は災害時における交通秩序を確保するため必要があると認められるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとします。

2. 計画の内容

(1) 交通規制の種別及び根拠

災害時における規制の種別及び根拠は、概ね以下によるものとします。

① 道路法に基づく規制（同法第46条）

災害において道路施設の破損等が予想される場合で、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者が通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む）をするものとします。

② 道路交通法に基づく規制（同法第4条、第5条、第6条）

災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認められるときは、警察署長等は歩行者又は車両等の通行を禁止もしくは制限するものとします。

③ 基本法に基づく規制（同法第76条）

被災者の救護・救助のための人員及び物資の緊急輸送等、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、公安委員会は緊急通行車両以外の通行を禁止又は制限するものとします。

(2) 交通規制の実施

規制の実施は次の区分により行うものとします。また、隣接府県に対し広域交通管制の要請を行うものとします。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	○道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 ○道路に関する災害復旧工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長 警察官	○災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき ○道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき

区分	実施責任者	範囲
		○道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生じる恐れがある場合

ただし、道路管理者と警察関係機関は、密接な連絡をとり、適切な処置をとられるよう配慮するものとします。

(3) 発見者等の通報

災害時に道路、橋架等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を見つけた者は、速やかに警察署又は町に通報するものとします。通報を受けた町長は、その路線管理者又はその地域を所管する警察署に速やかに通報するものとします。

(4) 各機関別実施の要領

道路管理者又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行うものとします。

① 道路管理者

災害時により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときもしくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をするものとします。

ただし、町長は町以外の者が管理する道路・橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行うものとします。この場合町長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとします。

② 警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとします。

(5) 緊急通行車両及び規制除外車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続きは、次のとおりとします。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車の他、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要はないものとします。

① 緊急通行車両の基準

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車
イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

緊急通行車両とは、上記のとおりとされており、イの車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものとします。

規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両とします。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大して

いき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行います。

② 緊急通行車両の確認

ア 確認の申出

緊急通行車両の確認を受けようとする者は、次の内容を最寄りの警察署に申出するものとします。

a 申出の内容

- 番号標に表示されている番号
- 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）
- 使用者の住所、氏名、電話番号
- 通行日時
- 通行経路（出発地、目的地）

b 申出場所

警察本部交通規制課、各警察署、交通の検問場所

c 申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

d その他

緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申出場所に備え付けのものを使用。

イ 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとします。

ウ 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとします。

エ 事前届出

確認手続きの省力化・簡潔化を図り、災害応急対策活動又は地震応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両については事前の届出をすることができます。

事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請するものとします。なお、事前届出に係る事務処理等については、次に定めます。

- a 基本法施行令第32条の2第2号に規定する「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転中の車両」と規定されることから、災害発生時において、防災基本計画

等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

- b 原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- c 警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づき、地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、同法第21条第1項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両
- d 緊急通行車両とならないもののうち、
 - (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
 - (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあつては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）
 のいずれかに該当する車両

(6) 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は、次のとおりである。

- ① 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。
 なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- ② 前記①に係わらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(7) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第76条の3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は、次のとおりである。

- ① 警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- ② 前記①による措置を命ぜられた者が、当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。この場合において、警察官は当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- ③ 前記①及び②を警察官がその場に行かない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(8) 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は政令の定めるところにより、次の標識を立てるものとします。ただし、緊急のため規定の標識を立てることが困難又は不可能なときは、次の方法によりとりあえず通行を禁止・制限をしたことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとします。

① 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により標示するものとします。

ア 道路交通法第4条、5条及び道路法第46条によって規制したとき

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月7日号外総理府建設省[現国土交通省]令第3号）に定める様式と方法によるものとします。

イ 基本法第76条によって規制したとき

基本法施行規則第5条に定める様式と方法によるものとします。

② 規制内容の標示

規制標識には、次の事項を明示して標示するものとします。

- 禁止・制限の対象
- 規制の区域及び区間
- 規制の期間

③ 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を警察車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとします。

(9) 報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知するものとします。

① 報告事項

各関係機関は、報告、通知に当たっては次の事項を明示して行うものとします。

- 禁止・制限の種別と対象
- 規制する区域及び区間
- 規制する期間
- 規制する理由
- 迂回路その他の状況

(10) 道路の応急復旧

① 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路管理者とします。

② 町長の責務

ア 他の道路管理者に対する通報

町長は管内の国道、県道等他の管理者に属する道路が崖崩れ及び地震等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請するものとします。

イ 緊急の場合における応急復旧

町長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとします。

ウ 知事に対する応援要請

町長は自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の要請をするものとします。

第2節 輸送計画

担当部署	輸送調査部、管理情報部
------	-------------

1. 計画方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を図るため、陸・空のあらゆる有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとします。

特に、機動力のあるヘリコプターの活動を推進するものとします。

2. 計画の内容

(1) 基本方針

① 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行います。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

② 輸送対象の想定

ア 第1段階

- a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- c 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- d 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 第2段階

- a 上記アの続行
- b 食糧及び水等生命の維持に必要な物資
- c 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

ウ 第3段階

- a 上記イの続行
- b 災害復旧に必要な人員及び物資
- c 生活必需品

(2) 要員の確保

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとします。

(3) 輸送の手段

災害輸送は車両輸送を原則とするが、交通状況や必要性に応じて次の手段で行います。

- 自動車及びバイク等による輸送
- 鉄道軌道等による輸送
- ヘリコプターによる空中輸送
- 人力等による輸送

(4) 輸送力の確保

① 確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、概ね次の順序で確保するものとします。

- 町所有の車両等
- 他の公共的団体所有の車両等
- 民間業者の車両等
- その他自家用車両等

② 町における措置

町所有の車両を優先して調達するなどの方法で確保に努めます。町の輸送に必要な車両及び要員等の確保については、適宜町内の業者所有の車両等を借上げなどの方法で確保に努めるものとします。また、町所有の車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して県支部及び他市町村等に応援を要請します。

なお、交通途絶のため孤立状態もしくは孤立に近い状態の地帯への輸送は、ヘリコプター等航空機による空中輸送とし、「本編第17章自衛隊派遣要請等の計画」及び「同第18章県防災ヘリコプター活用計画」により、自衛隊及び県に派遣要請を行います。

(5) 緊急輸送の原則

① 緊急輸送の範囲

町及び防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は次のとおりとします。

- 消防、救急救助、医療（助産）救護のための要員・資機材
- 医療（助産）を必要とする人（傷病者等）
- 医療品、医療用資機材
- 災害対策要員
- 応急復旧資機材
- 交通の途を失った被災者・避難者
- 食料、飲料水、生活必需品等の救援用物資

② 緊急輸送車両の確認等

緊急輸送車両の確認等については、「本編第16章第1節道路交通の応急対策計画」に定めます。

(6) 維持管理

道路管理者は、緊急輸送道路について、日頃から整備、耐震補強等に努め、災害

発生時に万一被災した場合は、相互に連携し迅速な復旧に努めるものとします。

(7) 緊急輸送道路の活用

町は、災害時の緊急輸送活動を円滑に実施するため、県が指定する緊急輸送道路の確保を図るとともに町庁舎、伊都消防組合、かつらぎ警察署、伊都振興局、紀北分院等防災拠点となる施設の連携道路として活用します。

第17章 自衛隊災害派遣要請等の計画

担当部署	総務部
------	-----

1. 計画方針

防災並びに災害発生時における自衛隊の派遣を要請するための必要な事項は、自衛隊法によるもののほか、必要事項については県計画を参考にするものとします。

2. 計画の内容

(1) 災害派遣要請基準

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命・身体・財産を保護するために必要と認めた場合は、振興局長を通じて知事に自衛隊の災害派遣要請を要求するものとします。

(2) 町長の知事への派遣要請依頼

町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって伊都振興局を經由して県（総合防災課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。ただし、通信途絶等により知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び町域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができます。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知します。

陸上自衛隊	
第37普通科連隊長	
連絡先	(代表) 0725-41-0090
(昼間)	第3科 (内 236~239)
(夜間)	当直司令室 (内 302)
県防災電話	
第3科	392-400
FAX	392-499

(3) 派遣部隊の誘導及び受け入れ体制

町長は、災害の状況、他の機関の応援対策実施状況等を十分勘案し、自衛隊の部隊が迅速かつ円滑に作業を実施できるよう作業計画を策定するとともに、作業の実施に必要な資機材を準備するほか、宿舎等必要な設備を整えるよう配慮するものとします。

また、ヘリコプターを使用する災害派遣要請をおこなった場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期すようにします。

【自衛隊受入候補地】風水害時：紀北青年の家（かつらぎ町大字中飯降 1317-

3)

地震時：旧紀の川高校（かつらぎ町大字新田 120）

(4) 派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として生命、身体、財産の救助のため、各機関と綿密な連携を保って相互に協力し、次の業務を実施するものとします。

① 災害発生前の活動

ア 連絡班及び偵察班の派遣

a 連絡班

状況の悪化に伴い県、その他必要な機関に連絡員を派遣し、情報の交換及び部隊派遣等に関する連絡調整を行うものとします。また、状況によって通信班を配慮するものとします。

b 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡に当たらせるものとします。

イ 出動体制への移行

a 連隊本部の体制

災害の発生が予想される場合は、情報所を開設して情報業務を統一するとともに、事態の緊迫に伴い作戦室を開設して、災害派遣のための部隊の運用に備えるものとします。

b 部隊の体制

部隊独自の情報収集を強化するとともに、部隊の編成、資機材の準備、管理支援態勢等初動体制を整えるものとします。

ウ 海、空自衛隊との連絡調整

海、空自衛隊と、平素からの協定に基づき連絡を密にし、上級司令部の命令があれば速やかに適切な協同行動が実施できるよう準備するものとします。

② 災害発生後の活動

ア 被害状況の把握

知事からの要請があったとき、又指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、船舶、航空機等により偵察を行うものとします。

イ 避難の援助

避難の命令が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要と認めるときは、避難者の誘導、輸送を行うものとします。

ウ 遭難者の捜索救助

死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業に優先して捜索救助を行うものとします。

エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、所要の水防活動を行うものとします。

オ 消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関に協力して消火にあたるものとします。

カ 道路又は水路の啓開

道路又は水路が破壊し、もしくは障害物がある場合は、これらの啓開除去にあ

たるものとします。

キ 応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行うものとします。ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用するものとします。

ク 通信支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において支援するものとします。

ケ 人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施するものとします。この場合は、特に緊急を要すると認められるものについて行うものとします。

コ 炊飯又は給水の支援

特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、炊飯又は給水の支援を行うものとします。

サ 交通規制の支援

主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として、交通規制の支援を行うものとします。

シ 危険物の保安及び除去

特に要請があった場合において必要と認めるときは、能力上可能なものについて、火薬類爆発物の保安措置及び除去を実施するものとします。

ス その他

その他臨機の必要に応じ自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとします。

(5) 派遣部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長又は町長から委任を受けて町長の職権を行う職員が現場にいない場合に限り、次の職務を執行することができるものとします。

- ① 警戒区域の設定及び同区域への立入り制限、禁止又は退去の命令（基本法第 63 条第 3 項）
 - ② 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用もしくは収容（基本法第 64 条第 8 項）
 - ③ 応急措置の実施の支障となる工作物等の除去等（基本法第 64 条第 8 項）
 - ④ 住民又は現場にある者の応急業務への従事命令（基本法第 65 条第 3 項）
- なお、この場合、自衛官は直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(6) 派遣部隊等の撤収要請

- ① 町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、振興局長を通じて知事に自衛隊の撤収要請を要求するものとします。
- ② 災害派遣命令者は、前項の要請があった場合又は派遣の必要がなくなつたと認める場合は、速やかに部隊等の撤収を命じるものとします。

第18章 県防災ヘリコプター活用計画

担当部署	本部事務局
------	-------

1. 計画方針

災害発生時に広域的かつ機動的な応急対策活動ができるように、特に県防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターを有効に活用します。

2. 計画の内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として町の要請に基づき運航しますが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県の総括管理者（危機管理監）の指示により出動するものとします。

(2) 防災ヘリコプターの応援要請

町長、消防事務に関する一部事務組合管理者及び消防長（以下この章では「町長等」という。）は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、必要と認められる場合に応援を要請します。

① 応援要請の原則

町域内で災害が発生した場合で、次のいずれかに該当するとき、町長等が応援を要請します。

- 災害が隣接する市町等の行政区域に拡大又は影響を与える恐れがある場合
- 町等の消防力では災害の防除が著しく困難と認められる場合
- その他救急搬送等緊急性を要し、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

② 応援要請の方法

応援要請を行う場合は、和歌山県防災航空センターに電話等により、以下の事項を明示することとします。

- 災害の種別
- 災害発生日時・場所及び被害状況
- 災害現場の気象状態
- 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 応援に要する資機材の品目及び数量
- その他必要事項

③ 緊急時応援要請連絡先

県庁連絡先	
NTT→NTT	電話番号 : 073-441-2262 災害対策課 FAX 番号 : 073-422-7652 災害対策課
県総合防災情報システム→ 県総合防災情報システム	県防災電話番号 : 【7】 300- 400, 402 統制室 【7】 300-403 災害対策課 【7】 300-404 防災企画課 県防災 FAX 番号 : 【7】 300- 496~499 統制室 有線回線を利用する場合は【7】 不要
庁舎内内線電話→県庁内線電話	電話番号 : *- 【7】 -300-8-内線電話番号

和歌山県防災航空センター TEL 0739-45-8211 (通常)、FAX 0739-45-8213 県防災電話 【7】 -364-451、【7】 -364-400 県防災 FAX 【7】 -364-499 有線回線を利用する場合は【7】 不要 陸上自衛隊第37普通科連隊 (TEL0725-41-0090)
--

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとします。

<ul style="list-style-type: none"> ○災害状況等の調査及び情報収集活動 ○救急患者、医療従事者等の搬送及び医療機材等の輸送 ○消防団員、消防資機材等の搬送 ○被災者等の救出 ○救援物資、人員等の搬送 ○災害に関する情報・警報等の伝達等の広報活動 ○その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

(4) 受入れ体制の確立

① 災害時ヘリコプター発着予定地の整備

ヘリコプター発着予定地

名 称	所 在 地 連 絡 先	施設管理者 連 絡 先	発着場の広さ 東西×南北	備 考
かつらぎ公園	丁ノ町 2530 TEL22-0300	かつらぎ町 教育委員会 TEL22-0303	90×60m	東に体育館 西に工場
かつらぎ公園 第2河川広場	丁ノ町 2531-5 地先 TEL22-0300	かつらぎ町 教育委員会 TEL22-0303	150×60m	林野火災使用 紀の川河川敷内

名 称	所 在 地 連 絡 先	施設管理者 連 絡 先	発萱場の広さ 東西×南北	備 考
笠田東少年 スポーツ広場	笠田東地先 TEL22-0300	かつらぎ町 教育委員会 TEL22-0303	100×60m	林野火災使用 紀の川河川敷内
金剛緑地広場	花園新子地内	町長 TEL22-0300	80×80m	

② 連絡系統

ヘリコプターの到着した場合の対応が円滑に行われるように、担当班への連絡を迅速に行うものとします。

第19章 防災拠点施設活用計画

担当部署	本部事務局
------	-------

1. 計画方針

災害に際し、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する住民の啓発、教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとします。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとします。

2. 計画の内容

大規模災害では、和歌山ビッグホエール、コスモパーク加太が県の物資等の集積・仕分けの拠点となるが、ここから町の二次物資集積拠点（「防災関係の協働事業に関する協定」に基づく紀北川上農業協同組合の選果場等の一時集積場所）に物資等を受入れ、保管や仕分けが円滑に行える手法の確立に努めるものとします。

【かつらぎ町物資集積拠点候補地】

「かつらぎ中央総合選果場（所在地：かつらぎ町大字丁ノ町 1847-3）」

第20章 相互応援計画

担当部署	本部事務局・消防部・伊都消防組合
------	------------------

1. 計画方針

地震等による災害が発生した場合、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県本部だけでなく、他の市町村に応援を要請し、応急措置等を円滑遂行するため、相互応援協定等の締結を推進しています。今後は、万一の事態に備え、平素から連絡をとりあい、相互間で万全の体制を確保し、有効的に実施できるように努めます。

2. 計画の内容

(1) 相互応援に関する協定

相互応援協定の現況は、資料編のとおりとなっています。

資料編	相互応援協定一覧表
-----	-----------

(2) 消防広域応援

町で大規模な災害が発生し、情報を収集した結果、町の消防力及び県内の消防力をもって対応することが困難であると認められる場合には、町長は、知事に対して、緊急消防援助隊の出動、広域航空消防応援を要請するよう要求するものとします。

(3) 相互応援体制の強化

平素から十分に連絡・協議を行い、応援体制の強化を促進します。

第4編 地震応急対策計画

第1章 防災組織計画

第1節 組織計画

担当部署	全ての部
------	------

1. 計画方針

地震が発生し、又は発生する恐れのある場合において、災害応急対策が迅速かつ的確に行われるように、予めその組織体制及び動員体制について計画を定めます。

また、夜間・休日等の勤務時間外における災害発生にも職員を確保できるよう配慮します。

災害応急対策が総合的かつ円滑に実施できるように、町、県及び防災関係機関相互の連携を強化し、応援協力体制の整備を図ります。また、初動体制については、「かつらぎ町地震災害対策職員初動マニュアル」に基づき活動するものとします。

資料編	かつらぎ町地震対策職員初動マニュアル
-----	--------------------

2. 計画の内容

(1) 警戒及び配備体制

概ね次の基準による警戒・配備につき、地震等の情報の収集・伝達、被害状況の把握、対策活動等その他災害に関する連絡調整に万全を期すものとします。

体制		発令基準	要員基準
災害警戒本部体制	第1号警戒体制	○かつらぎ町に震度3の地震が発生したとき。 ○その他、危機管理課長が必要と認めたとき。	危機管理課
	第2号警戒体制	○かつらぎ町に震度4の地震が発生したとき。 ○その他、参事が必要と認めたとき。	参事・危機管理課及び参事が指名するもの
災害対策本部体制	第1号配備体制	○かつらぎ町に震度4の地震が発生し、町内に小規模の被害が発生したとき。 ○その他、町長が必要と認めたとき。	各部長が指名する班長・班員
	第2号配備体制	○かつらぎ町に震度5弱の地震が発生したとき。 ○その他、町長が必要と認めたとき。	全員

職員の態勢等

第1号警戒体制	警戒体制の区分により動員される以外の職員は、業務時間帯は平常業務。業務時間終了時後は退庁。ただし、外出する場合は、自宅等から連絡可能にしておくこと。
第2号警戒体制	
第1号配備体制	第1号配備体制の区分により動員される以外の職員は、業務時間帯は平常業務。業務時間終了時後又は土曜、日曜、祝日等は出勤要請を考慮しておくこと。
第2号配備体制	全職員配備

- 必要事項 (1) 配備要員については、災害対策本部事務分掌に記載する。
(2) 災害対策本部体制の発令については全職員に周知する。

(2) かつらぎ町災害対策本部の設置等

警戒体制で対処できない災害が発生した場合又は発生するおそれがあるときは、「かつらぎ町災害対策本部条例（昭和37年第29号）」、「かつらぎ町災害対策本部規則（昭和40年第7号）」及び本計画の定めるところにより、町長が「かつらぎ町災害対策本部」を防災センターに設置します。

また、災害規模が多大で県・国が災害現地本部等を設置した場合は、それらと十分に連携して、災害対策に取り組むこととします。

なお、町長が不在時は、以下の順位で代行するものとします。

町長不在時の代行順位

- 第1位：総括参事 第2位：教育長 第3位：参事

(3) 災害対策本部設置等の伝達

本部長が災害対策本部の設置が必要と認めたときは、「かつらぎ町災害対策本部規則」に基づき体制をとります。

災害対策本部の設置が決定したときは、本部事務局長は、直ちに各部長に連絡するとともに、各部長は各班員に伝達することとします。

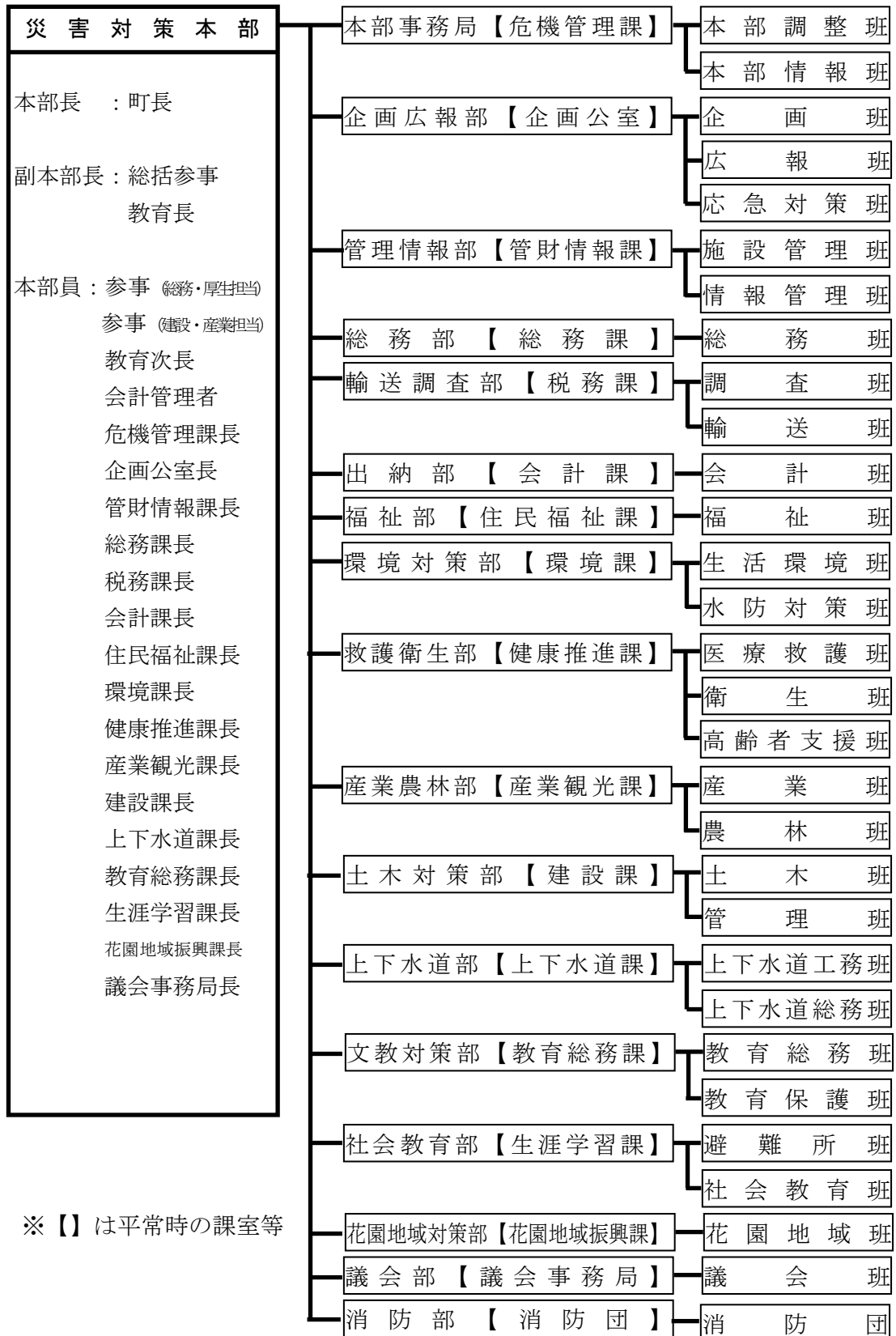
各部長は直ちに「かつらぎ町災害対策本部規則」に定める事務分担による配備につき万全を期します。

また、本部等の縮小及び解除が決定したときは、本部事務局長が速やかに各部長に連絡するとともに、各部長から各班員に伝達することとします。

災害対策本部の廃止基準

<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生の恐れが解消したとき ○災害応急対策がおおむね完了したとき ○その他本部長が必要なしと認めたとき

① 対策本部の系統・編成



※【】は平常時の課室等

② 災害対策本部の事務分掌

各部に共通する事務分掌		
① 各部班員の配備に関すること ② 災害対策本部及び各部間の連絡調整に関すること ③ 所管する施設の被害調査及び応急対策に関すること（町指定避難所を優先的に調査報告すること） ④ 災害状況の記録（写真の撮影等）に関すること ⑤ 他部の応援に関すること		
【再掲】	第1号配備体制	「各部長が指名する班長・班員の配備」
	第2号配備体制	「全員配備」

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
本部事務局 【危機管理 課】	本部調整班	1. 災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること 2. 配備体制の決定に関すること 3. 災害対策本部会議の実施に関すること 4. 災害対策本部の運営及び本部長の命令伝達に関すること 5. 防災関係機関・部・班との連絡調整に関すること 6. 県本部等からの情報の受理及び県への報告の総括に関する こと 7. 災害対策の総括に関すること
	本部情報班	1. 自主防災組織及び避難所との連絡、情報収集及び情報伝 達に関すること 2. 消防団、水防団及び県本部、その他関係機関との連絡に 関すること 3. 災害対策上必要な情報（気象情報、交通情報等）の収集及 び伝達に関すること 4. 避難情報の発令及び伝達に関すること
企画広報部 【企画公 室】	企画班	1. 被災地の慰問、陳情等の応援に関すること 2. 車両、機材、炊き出し等の燃料調達に関すること 3. 応急対策用物品（応急食糧及び生活必需品等）の調達 （購入）に関すること

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
企画広報部 【企画公 室】	広報班	1. 住民への広報、町ホームページの管理に関する事 2. 報道機関への発表、要請に関する事 3. 災害記録(写真、録画、録音等)に関する事 4. 県本部への広報要請に関する事
	応急対策班	1. 庁舎及び拠点施設(避難所等)の被害調査及び応急復旧に 関すること 2. 建物及び被災宅地の応急危険度判定の依頼と受け入れに 関すること 3. 応急仮設住宅の建設に関する事 4. 応急救護所(テント、仮設トイレ等)の設置に関する事
管理情報部 【管財情報 課】	施設管理班	1. 町営住宅の被害調査に関する事 2. 町施設の被害状況の取りまとめに関する事 3. 町有自動車の管理及び配車に関する事 4. 仮設住宅の入居、維持管理に関する事
	情報管理班	1. 被害情報、被害報告、災害記録の取りまとめに関する 事 2. 救援物資及び義援物資の受け入れ・配布の調整・管理に 関すること
総務部 【総務課】	総務班	1. 職員の招集、動員に関する事 2. 自衛隊、県職員等の応援要請及び受け入れ体制に関す ること 3. 公務災害に関する事 4. 職員の健康管理、安全管理に関する事 5. 自治会、町内会との調整に関する事 6. 住民等からの電話対応に関する事 7. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事 8. 総合相談窓口に関する事
輸送調査部 【税務課】	調査班	1. 人的被害及び家屋被害の調査に関する事 2. 罹災に関する証明の発行に関する事 3. 町税の減免に関する事
	輸送班	1. 輸送車両の調達に関する事 2. 応急食糧、生活必需品の輸送に関する事

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
出納部 【会計課】	会計班	1. 災害対策経理の全般に関する事 2. 義援金品の受付、配分、出納保管に関する事 3. 災害対策に伴う予算措置に関する事 4. 災害復旧資金に関する事
福祉部 【住民福祉 課】	福祉班	1. 災害救助法に関する事 2. 関係団体との連絡に関する事 3. 被災者生活再建支援に関する事 4. ボランティアの登録、活用及び受け入れに関する事 5. 要配慮者対策に関する事 6. 避難行動要支援者名簿の作成、運用に関する事 7. 福祉避難所に関する事 8. 県本部への要請に関して、総務班への連絡に関する事 9. 災害時要支援者対策に関する事 10. 住民相談窓口の開設(災害ADR)に関する事 11. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
環境対策部 【環境課】	生活環境班	1. 環境衛生及び清掃用資機材の調達に関する事 2. し尿、廃棄物、ごみ収集、処理、処分地等の確保に関する事 3. 災害時のペット対策と死亡獣畜の処理に関する事 4. 遺体の処理に関する事 5. 遺体安置所の運営、管理に関する事
	水防対策班	1. 水防に関する応急措置及び資材の調達に関する事 2. 仮設排水ポンプの設置、管理に関する事 3. 排水ポンプ車の運用、管理に関する事
救護衛生部 【健康推進 課】	医療救護班	1. 医療救護班の編成に関する事 2. 救護所（既設建物）の設置及び準備に関する事 3. 応急医療のための薬品、資機材の確保に関する事 4. 避難所の巡回（保健師） 5. 感染者対応避難所の設置、開設、運営に関する事 6. 医師会、歯科医師会、薬剤師会、診療所との連絡調整に関する事 7. 医療、救助、助産及び搬送に関する事

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
救護衛生部 【健康推進 課】	衛生班	1. ねずみ族等の駆除及び消毒に関すること 2. 感染症の予防に関すること 3. 県本部への要請に関して、総務班への連絡に関すること 4. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること
	高齢者支援 班	1. 行方不明者に関すること 2. 高齢者対策に関すること
産業農林部 【産業観光 課】	産業班	1. 応急食糧（備蓄米他）及び生活必需品の調達に関するこ と 2. 商工業者、観光施設の被害調査及び復旧支援に関するこ と 3. 県本部へ緊急物資の要請に関すること 4. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関すること
	農林班	1. 農林水産業団体との連絡に関すること 2. 農作物の病害虫に関すること 3. 農林水産物の被害調査に関すること 4. 農林水産施設の被害調査及び復旧支援に関すること
土木対策部 【建設課】	土木班	1. 土木関係の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2. 建築物の被害及び被害宅地の調査に関すること 3. 倒壊建物の除去に関すること 4. 道路、橋梁、河川等危険箇所の警戒、監視及び安全措置 に関すること
	管理班	1. 電気、電話、水道等ライフラインの被害調査及び報告に 関すること 2. 応急復旧資機材、車両の借り上げ、配備、建設業者との 連絡に関すること 3. 道路障害物等の除去に関すること 4. 緊急輸送道路、幹線道路の確保に関すること 5. 交通規制について公安委員会・警察署との連絡に関する こと
上下水道部 【上下水道 課】	上下水道工 務班	1. 水道施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2. 上下水道復旧に伴う関係業者との連絡調整に関すること

部名 【平常時の 課室等】	班名（班長・ 副班長を置 く）	事 務 分 掌
上下水道部 【上下水道 課】	上下水道総 務班	1. 飲料水の確保と給水に関する事 2. 上下水道の被害状況等の情報収集及び伝達に関する事 3. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
文教対策部 【教育総務 課】	教育総務班	1. 文教施設の安全措置、緊急措置に関する事 2. 教職員への応援要請に関する事 3. 児童、生徒の教科書、文房具等の手配に関する事 4. 文教施設を避難所とする場合の対策に関する事 5. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
	教育保護班	1. 応急保育に関する事 2. 園児、児童、生徒の保護に関する事 3. 園児、児童、生徒等の安否確認及び人的被害調査に関する事
社会教育部 【生涯学習 課】	避難所班	1. 避難所の開設、設営及び運営に関する事 2. 避難所施設の安全措置及び緊急措置に関する事 3. 犯罪防止に関する事 4. 避難所運営班員の選任・管理・調整に関する事
	社会教育班	1. 社会教育施設等の安全措置、緊急措置に関する事 2. 文化財の保護及び応急対策に関する事 3. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
花園地域対 策部 【花園地域 振興課】	花園地域班	1. 管内の災害情報の収集及び報告に関する事 2. 管内の災害対策に関する事務全般に関する事 3. 関係機関への応援要請に関する事 4. 管内の避難所開設支援に関する事 5. 所管施設の管理、被害調査及び報告に関する事
議会部 【議会事務 局】	議会班	1. 町議会議員との連絡に関する事 2. 議会に関する事

注) 災害の状況及び本部長の指示によっては、あらかじめ定められた事務以外の事務を担うことがある。

(4) 防災関係機関、住民等への町対策本部の設置・廃止の通報等

① 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに次のうち必要と認める機関に通報します。

ア 県

- イ 他市町村
- ウ 陸上自衛隊
- エ 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
- オ その他の関係機関

② 災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、住民に対し、防災行政無線、広報車、ホームページその他確実かつ迅速な方法で周知します。

(5) 消防部の配備体制

かつらぎ町消防団の配備体制は、消防団本部が定める活動規定により配備するものとします。

配備体制及び活動体制

第1号警戒体制	発令基準	○かつらぎ町に震度3の地震が発生したとき。 ○その他災害により災害警戒本部の要請があったとき。
	活動内容	○団長はその後の情勢を把握することに努める。 ○一般団員は、次の体制に移ることのできる状態に待機しておく
第2号警戒体制	発令基準	○かつらぎ町に震度4の地震が発生し、町内に小規模の被害が発生したとき。 ○その他災害により災害警戒本部の要請があったとき
	活動内容	○消防の連絡員を本部に詰めさせ、団長はその後の情勢を把握することに努める。 ○一般団員は、直ちに次の体制に移ることのできる状態に待機しておく。
第1号配備体制	発令基準	○かつらぎ町に震度4の地震が発生し、町内に小規模の被害が発生したとき。 ○その他災害により町災害対策本部の要請があったとき。
	活動内容	○消防団長等団本部役員は本部に集合し、その他団員は所定の詰所に集合し、警戒又は出動する。
第2号配備体制	発令基準	○かつらぎ町に震度5弱の地震が発生したとき。 ○その他災害により町災害対策本部の要請があったとき。
	活動内容	○消防、水防団の全団員が所定の詰所に集合し、警戒又は出動する。

(6) その他関係機関等の組織

指定地方行政機関・指定公共機関及び指定地方公共機関等の災害対策のための組

織、事務掌握等については、それぞれの防災業務計画等に基づき、各機関において定めることとします。

第2節 動員計画

担当部署	全ての部
------	------

1. 計画方針

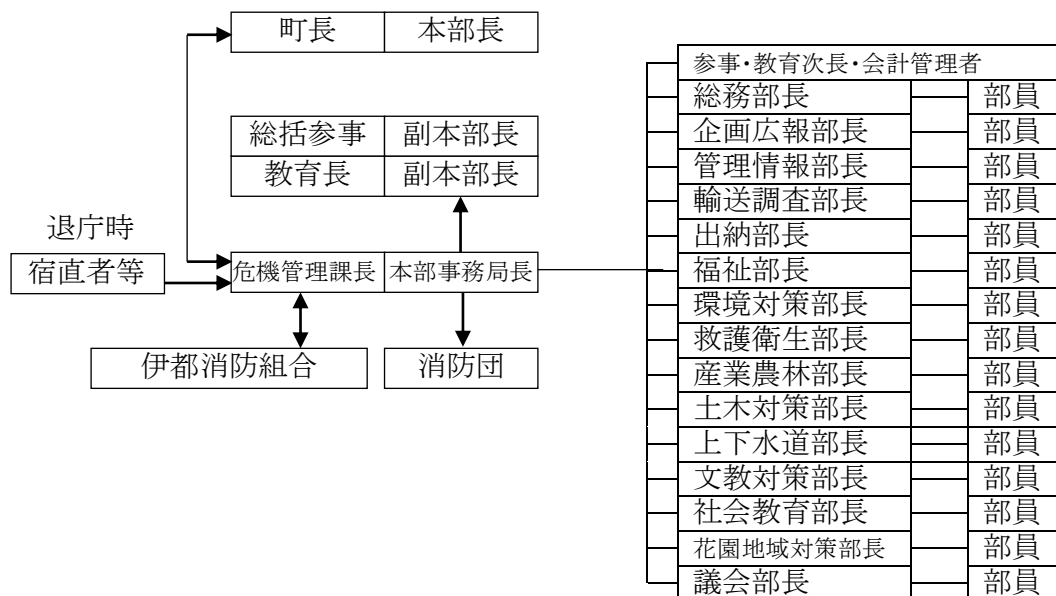
被害拡大防止及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、災害対策本部要員とその他職員の動員については、本計画に定めるとおりとします。また、初動体制については、「かつらぎ町地震災害対策職員初動マニュアル」に定める動員により実施します。そのほか、伊都消防組合の動員計画については、伊都消防組合の消防計画で定めるものとします。

2. 計画の内容

(1) 動員の伝達

本部長が本部の配備を決定したときは、本部事務局長を通じて各部長に伝達します。在庁時は庁内放送を通じて、また、退庁時は固定電話、や個人所有の携帯電話にメール送信するなどの手段を講じ、動員体制確立の迅速化を図ります。

動員の伝達・系統



(2) 動員方法

勤務時間内外を問わず動員を円滑に行うため、緊急時の動員や連絡系統等について、初動マニュアルに具体的に定め、周知の徹底を図るものとします。

なお、職員が不足の場合は本部長に申し出て、職員の応援を要請するものとします。

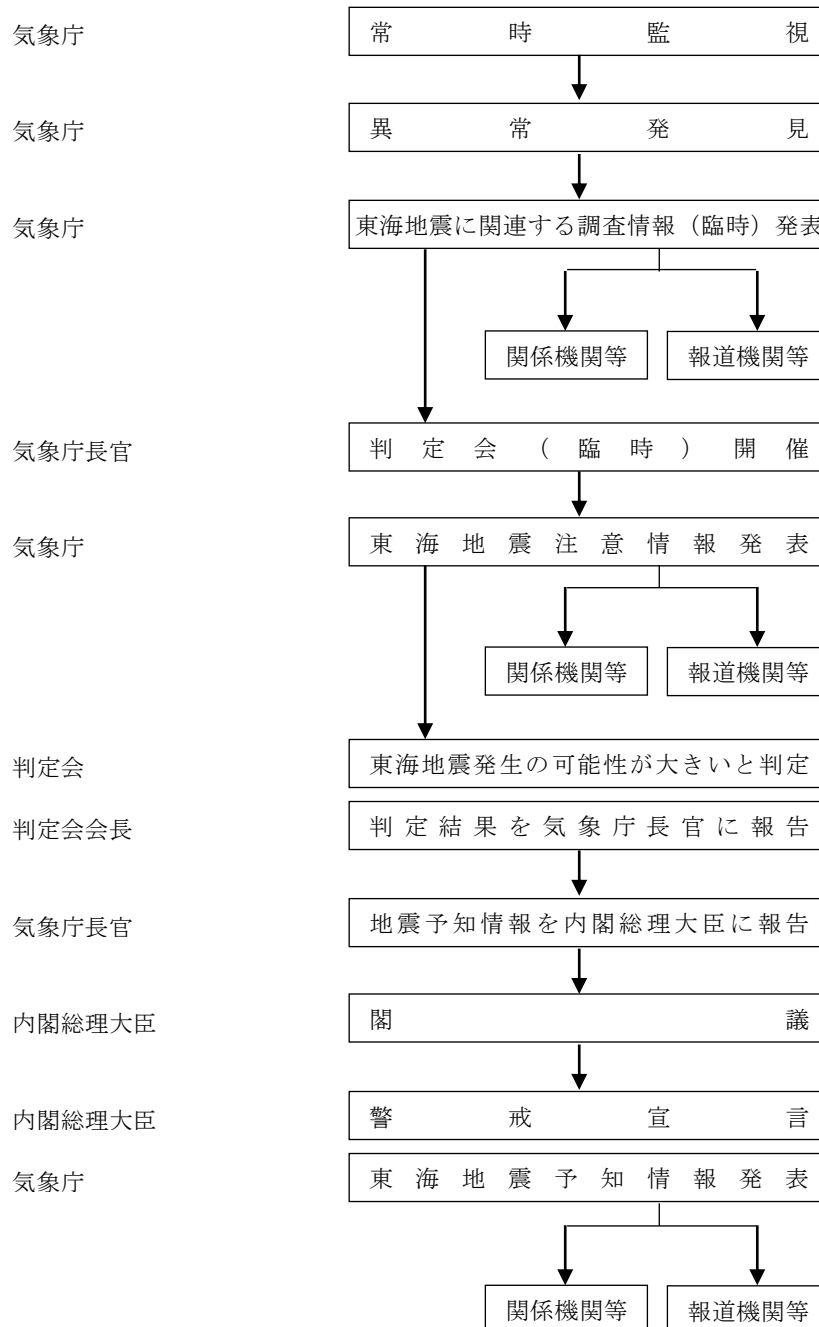
第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

1. 計画方針

地震災害に関する警戒宣言が発せられた場合に、社会的混乱の発生を防止することを主眼に、東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産の安全を確保することを目的として、必要かつ有効な措置を定めます。

2. 計画内容

(1) 警戒宣言までの流れ



(2) 県の基本方針

- ① 東海地震が発生した場合、著しい被害を生ずるおそれがある地域として東海地方を中心に地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）が指定されていますが、和歌山県はこの地域に含まれていないため、警戒宣言発令中においても都市機能は平常どおり確保します。
- ② ただし、和歌山県は駿河湾と直線距離約 210～280 kmの地域にあるため、東海沖で地震が発生した場合の住民の生命、身体、財産の安全の確保を図る必要があるほか、東海・南海トラフ地震の同時発生や東海地震が南海トラフ地震を誘発する恐れも懸念されます。よって、警戒宣言が発令されたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるとともに、東海地震注意情報が発せられたときから警戒宣言の発令又は気象庁から東海地震の発生のおそれなくなった旨の情報が発表されるまでの間についても、必要な措置をとります。

(3) 東海地震注意情報発表時の県の措置

① 情報の入手・伝達

ア 情報の入手

- a 和歌山地方気象台からの通報
- b テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手

イ 情報の伝達

県は東海地震注意情報を入手した場合は、速やかに各市町村等へ伝達するものとします。

なお、その場合の伝達経路は、気象予報及び警報の伝達経路の一部を利用します。

(4) 警戒宣言発令時の県の措置

① 情報の入手・伝達

ア 情報の入手

- a 和歌山地方気象台からの通報
- b テレビ・ラジオ等報道機関を通じた情報の入手

※ 警戒宣言が発せられた場合、直ちに地震予知情報の内容について国民に周知されるので、防災関係機関及び住民も、緊急放送をはじめ、報道機関を通じて情報の入手に努めます。

イ 情報の伝達

県は地震予知情報により内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた旨の情報及びその後において警戒宣言等を内容とする情報を入手した場合は、迅速に各市町村等へ伝達するものとします。

なお、その場合の伝達経路及び勤務時間外の連絡方法については、東海地震注意情報発表時に準じます。

(5) その他

町は、警戒宣言発令時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずることとします。

第2章 情報計画

第1節 地震情報等の伝達計画

担当部署	企画広報部・管理情報部・本部事務局
------	-------------------

1. 計画方針

地震に関する情報等の周知徹底は、本計画によるものとします。また、その他の事項については、県計画を参考にします。

2. 計画の内容

(1) 地震情報

大阪管区気象台が発表する地震情報は以下のとおりです。

① 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（*））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。

（*）・・・必要に応じ、下記のように区域名を表にして掲載する。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
〇〇県	〇〇県北部	□□市、△△市
	〇〇県南部	〇〇市、△△町

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

②地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

③ 南海トラフ地震に関連する情報種類と発表条件

気象庁は、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表します。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※ 防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表します	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生の警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生の注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

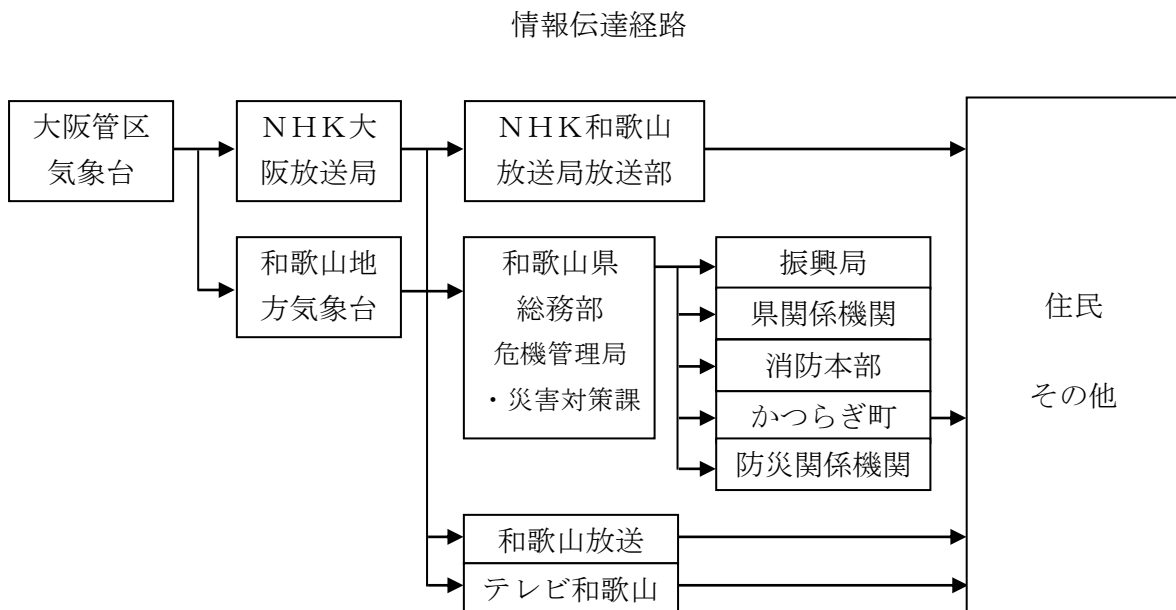
※ 異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

※ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

※ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要です。

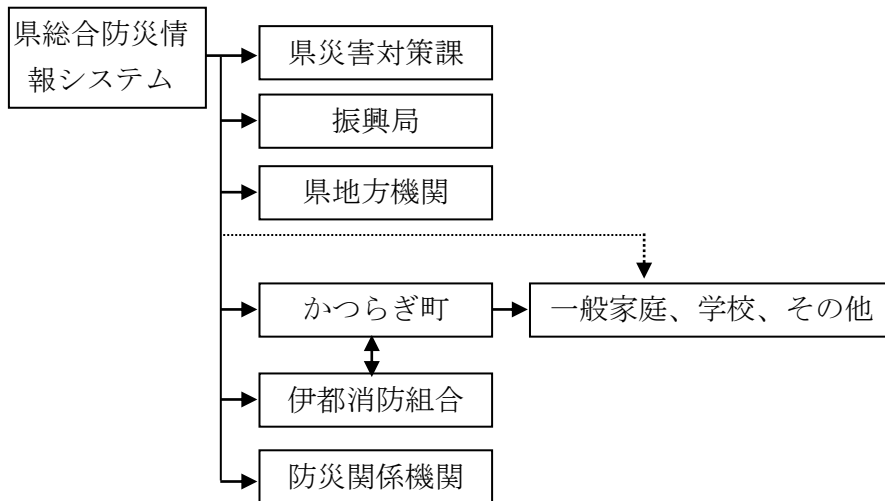
(2) 伝達経路

地震情報等は以下の経路で伝達することとします。



※和歌山地方気象台からの伝達は、「気象情報伝送処理システム」および「防災情報提供システム」によります。

(3) 本町における措置



※➡ は、県総合防災情報提供システムによる「住民一斉指令」

① 伝達・連絡の措置

県などから町に通知される地震情報等は、県総合防災情報システムにより町に直接伝達され、危機管理課が受領します。

なお、必要があるときは町長、総括参事・教育長に連絡し、関係職員に伝達します。

② 周知の徹底

通報を受けた場合、迅速にその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、住民、学校、団体等に対し必要な事項の周知に徹底を図るため、以下のようなものを活用します。

- 広報車、消防車等
- 防災行政無線（防災情報伝達システム）
- 伝達組織を通じて行う
- サイレン、警鐘
- メール通信

また、一層の周知徹底のため、予め関係者の中で地震情報等の受領、伝達、その他取扱いに関して必要事項を協議しておくとともに、勤務時間外、停電時における場合に関しても支障のないよう措置を講じておくこととします。

(4) 緊急地震速報の伝達

① 伝達の方法

町は、気象庁が発表した緊急地震速報を、消防庁から地域衛星通信ネットワークを経由して情報を送信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いて防災行政無線を自動起動し住民等に伝達します。

② 緊急地震速報の適切な活用

緊急地震速報の特性や防災行政無線を活用した場合の時間的限界等、基本となる次の事項について住民に広報し適切な活用に努めます。予想される地震動の大きさが震度6弱以上の場合は、府県予報区域及び細分区域を地区単位とし「特別警報」として発表されます。

ア 情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は長い場合でも十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないこと。

イ ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うことがあること。

ウ 防災行政無線の自動起動から通報時間までわずかに時間を要すること。

第2節 被害情報等の収集計画

第3編第2章第2節被害情報等の収集計画に定めるところによるものとします。

第3節 災害通信計画

第3編第2章第3節災害通信計画に定めるところによるものとします。

第4節 災害広報計画

第3編第2章第4節災害広報計画に定めるところによるものとします。

第5節 生活関連総合相談計画

第3編第2章第5節生活関連総合相談計画に定めるところによるものとします。

第3章 消防計画

第1節 消防計画

第3編第3章第1節消防計画に定めるところによるものとします。

第2節 救急・救助計画

第3編第3章第2節救急・救助計画に定めるところによるものとします。

第4章 水防計画

第3編第4章水防計画に定めるところによるものとします。

第5章 罹災者救助保護計画

第1節 災害救助法の適用計画

第3編第5章第1節災害救助法の適用計画に定めるところによるものとします。

第2節 被災者生活再建支援法の適用計画

第3編第5章第2節被災者生活再建支援法の適用計画に定めるところによるものとします。

第3節 避難計画

第3編第5章第3節避難計画に定めるところによるものとします。

第4節 食糧供給計画

第3編第5章第4節食糧供給計画に定めるところによるものとします。

第5節 給水計画

第3編第5章第5節給水計画に定めるところによるものとします。

第6節 物資供給計画

第3編第5章第6節物資供給計画に定めるところによるものとします。

第7節 物価対策計画

第3編第5章第7節物価対策計画に定めるところによるものとします。

第8節 住宅・宅地対策計画

第3編第5章第8節住宅・宅地対策計画に定めるところによるものとします。

第9節 被災建築物・被災宅地応急危険度判定計画

担当部署	輸送調査部、企画広報部
------	-------------

1. 計画方針

地震により多くの建築物や宅地が被災した場合、その使用の可否を応急的に判定することにより、余震等による建築物・宅地の崩壊等から生じる二次被害を防止し、住民の安全の確保を図るため、応急危険度判定を以下の計画により行うものとします。

2. 計画内容

(1) 町における応急危険度判定の実施

町長は、町域において地震により多くの建築物・宅地が被災し災害対策本部を設けた場合、応急危険度判定の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施するものとします。

(2) 町実施本部の業務

町実施本部の業務は以下のとおりです。

- ① 建築物・宅地に関する被害情報の収集
- ② 判定実施要否の決定
- ③ 町実施本部、判定拠点の設置
- ④ 判定士の参集要請、派遣要請
- ⑤ 判定士等の受入れ
- ⑥ 判定の実施
- ⑦ 判定結果の集計、報告
- ⑧ 町実施本部、判定拠点の解散等

第10節 医療助産計画

第3編第5章第9節医療助産計画に定めるところによるものとします。

第11節 罹災者救出計画

第3編第5章第10節罹災者救出計画に定めるところによるものとします。

第12節 住居等の障害物除去計画

第3編第5章第11節住居等の障害物除去計画に定めるところによるものとします。

第13節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

第3編第5章第12節災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画に定めるところによるものとします。

第14節 遺体搜索処理計画

第3編第5章第13節遺体搜索処理計画に定めるところによるものとします。

第15節 災害義援金品配分計画

第3編第5章第14節災害義援金品配分計画に定めるところによるものとします。

第16節 外国人支援計画

第3編第5章第15節外国人支援計画に定めるところによるものとします。

第17節 海外からの支援の受入計画

第3編第5章第16節海外からの支援の受入計画に定めるところによるものとします。

第18節 その他被災者保護計画

第3編第5章第17節その他被災者保護計画に定めるところによるものとします。

第6章 保健衛生計画

第1節 防疫計画

第3編第6章第1節防疫計画に定めるところによるものとします。

第2節 清掃計画

第3編第6章第2節清掃計画に定めるところによるものとします。

第3節 食品衛生計画

第3編第6章第3節食品衛生計画に定めるところによるものとします。

第4節 保健師活動計画

第3編第6章第4節保健師活動計画に定めるところによるものとします。

第5節 精神保健福祉対策計画

第3編第6章第5節精神保健福祉対策計画に定めるところによるものとします。

第6節 動物救護活動支援計画

第3編第6章第6節動物救護活動支援計画に定めるところによるものとします。

第7章 公共土木施設等災害応急対策計画

第3編第7章公共土木施設等災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第8章 農林関係災害応急対策計画

第3編第8章農林関係災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第9章 事故災害応急対策計画

第1節 鉄道施設災害応急対策計画

第3編第9章第1節鉄道施設災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第2節 道路災害応急対策計画

第3編第9章第2節道路災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第10章 林野火災応急対策計画

第3編第10章林野火災応急対策計画に定めるところによるものとします。

第11章 危険物等災害応急対策計画

第1節 危険物施設災害応急対策計画

第3編第11章第1節危険物施設災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第2節 高圧ガス災害応急対策計画

第3編第11章第2節高圧ガス災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第3節 毒物劇物災害応急対策計画

第3編第11章第3節毒物劇物災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第4節 放射性物質事故応急対策計画

第3編第11章第4節放射性物質事故応急対策計画に定めるところによるものとします。

第5節 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

第3編第11章第5節危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第6節 有害物質流出等応急対策計画

第3編第11章第6節有害物質流出等応急対策計画に定めるところによるものとします。

第12章 公共的施設災害応急対策計画

第1節 公衆電気通信施設災害応急対策計画

第3編第12章第1節公衆電気通信施設災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第2節 電力施設災害応急対策計画

第3編第12章第2節電力施設災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第3節 航空災害応急対策計画

第3編第12章第3節航空災害応急対策計画に定めるところによるものとします。

第13章 文教対策計画

第1節 幼稚園・小中学校の計画

第3編第13章第1節幼稚園・小中学校の計画に定めるところによるものとします。

第2節 学校給食関係の計画

第3編第13章第2節学校給食関係の計画に定めるところによるものとします。

第3節 社会教育施設関係の計画

第3編第13章第3節社会教育施設関係の計画に定めるところによるものとします。

第4節 学用品支給計画

第3編第13章第4節学用品支給計画に定めるところによるものとします。

第14章 災害警備計画

第3編第14章災害警備計画に定めるところによるものとします。

第15章 災害対策要員の計画

第1節 ボランティア受入計画

第3編第15章第1節ボランティア受入計画に定めるところによるものとします。

第2節 労働者の確保計画

第3編第15章第2節労働者の確保計画に定めるところによるものとします。

第16章 交通輸送計画

第1節 道路交通の応急対策計画

第3編第16章第1節道路交通の応急対策計画に定めるところによるものとします。

第2節 輸送計画

第3編第16章第2節輸送計画に定めるところによるものとします。

第17章 自衛隊災害派遣要請等の計画

第3編第17章自衛隊災害派遣要請等の計画に定めるところによるものとします。

第18章 県防災ヘリコプター活用計画

第3編第18章県防災ヘリコプター活用計画に定めるところによるものとします。

第19章 防災拠点施設活用計画

第3編第19章防災拠点施設活用計画に定めるところによるものとします。

第20章 相互応援計画

第3編第20章相互応援計画に定めるところによるものとします。

第5編 災害復旧・復興計画

第1章 施設災害復旧事業計画

担当部署	全ての部
------	------

1. 計画方針

公共施設等の災害復旧事業計画は施設の緊急復旧とともに、再発防止のための施策が必要です。復旧事業の実施にあたっては、原形復旧に止まらず、より効果的で経済的な配慮を盛り込むとともに、町の概況を踏まえた綿密な計画づくりに取り組みます。また、大災害が発生した場合の復旧等については、労働力・資材の不足のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分準備しておくことも重要です。

2. 事業計画の種別

方針を基盤として以下の事業計画について、被害の都度検討して作成することとします。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ① 河川公共土木施設復旧事業計画
 - ② 砂防設備復旧事業計画
 - ③ 林地荒廃防止施設復旧事業計画
 - ④ 地すべり防止施設復旧事業計画
 - ⑤ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
 - ⑥ 道路公共土木施設復旧事業計画
 - ⑦ 下水道施設復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他災害復旧事業計画

3. 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は、以下のようになっています。

- (1) 国庫補助及び国の財政措置
 - ① 公共土木施設災害復旧
公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による
 - ② 農林水産施設災害復旧

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による

- ③ 公立学校施設災害復旧
公立学校施設災害復旧事業国庫負担法による
 - ④ 公営住宅の建設
公営住宅法による
 - ⑤ 都市施設災害復旧
都市施設災害復旧事業国庫補助に関する基本方針による
 - ⑥ 水道施設災害復旧
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱による
- (2) 地方債に基づく措置によるもの
- (3) 地方交付税に基づく措置によるもの
- (4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの
激甚災害指定の手続きについては、次により行うものとします。
- ① 激甚災害の調査
町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告します。

第2章 災害復旧資金計画

担当部署	全ての部
------	------

1. 計画方針

町は、県及び関係機関と連携し、災害復旧・復興のための融資措置として、被災者、中小企業者及び農林業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資を推進し、住民生活の安定を図るものとします。

2. 資金の種類

(1) 農林業関係の資金融通

- ① 天災融資資金(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法)
 - ア 農林業者経営資金
 - イ 農林業組合事業資金
- ② 株式会社日本政策金融公庫資金(株式会社日本政策金融公庫法)
 - ア 農業基盤整備資金
 - イ 林業基盤整備資金
 - ウ 農林漁業施設資金(共同利用施設、主務大臣指定施設)
 - エ 農林漁業セーフティネット資金
- ③ 生活営農資金
- ④ 林業・木材産業改善資金(林業・木材産業改善資金助成法)
 - ア 被害森林整備資金

(2) 商工業関係の資金融通

- ① 和歌山県制度融資の拡大、新制度創設
- ② 災害復旧高度化融通
- ③ 中小企業近代化資金等助成法の設備近代化資金の償還期限延長
- ④ 小規模企業者等設備導入資金助成法の設備資金の償還期限延長

(3) 福祉関係の資金融通

- ① 生活福祉資金(生活福祉資金貸付制度要綱)(県社会福祉協議会運用)
 - ア 更生資金
 - イ 福祉資金
 - ウ 住宅資金
 - エ 修学資金
 - オ 療養介護等資金
 - カ 緊急小口資金
 - キ 災害援護資金
- ② 母子・寡婦福祉資金
 - ア 事業継続資金
 - イ 住宅資金

- (4) 住宅関係の資金融通
 - ① 災害復旧住宅資金
 - ② 災害特別貸付

第3章 その他の復旧計画

担当部署	全ての部
------	------

1. 被災者の雇用の確保

町は、災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心とした関係機関と協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努めます。

2. 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

- (1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行います。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行います。

第6編 南海トラフ地震防 災対策推進計画

第1章 総則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

なお、第4章については、南海トラフ地震における時間差発生等への対応として後発地震へ備える観点から必要な事項について記載しているものです。

2. 推進地域

本町は法第3条第1項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域の区域に和歌山県全域として指定されています。

なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域には指定されていません。

3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1編 第5章 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱」によるものとします。

第2章 関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

- ① 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとします。
- ② 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができます。

(2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとします。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとします。

2. 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は資料編のとおりです。
- (2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとします。

3. 帰宅困難者への対応

- (1) 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとします。
- (2) 帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとします。

第3章 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1. 避難指示の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおりとします。

また、避難指示等は以下の基準を参考に、総合的に判断して発令します。

種別	基準
高齢者等 避難	1 強い地震（震度5弱程度）を体感した又は弱くとも長い時間ゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。
避難指示	1 強い地震（震度5強以上）もしくは長時間のゆっくりとした揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。 2 非常に強い地震（震度6弱以上）を体感した又は長い時間ゆっくりとした強い揺れを体感した場合で避難の必要を認めるとき。

2. 避難対策等

(1) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所等を適切に指定するほか、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を設定するものとします。町は、地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとします。

- ① 地域の範囲
- ② 想定される危険の範囲
- ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- ④ 避難場所に至る経路
- ⑤ 避難指示の伝達方法
- ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(2) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的にを行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくものとします。

(3) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとします。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとします。

(5) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的にを行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ資料を準備しておくもの

とします。

- ① 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとします。
- ② 町長から避難指示が行われたときは、(1)に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとします。
- ③ 地震が発生した場合、町は(1)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとします。

(実施体制の検討に当たって配慮すべき事項)

- ア 消防団、自主防災組織等との連携に努めること
- イ 避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保すること

(6) 避難所における救護上の留意事項。

- ① 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
 - ② 町は(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとします。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- (7) 町は、居住者等が地震発生時に的確な避難を行うことができるよう、避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

3. 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「第3編 第5章 第5節 給水計画」「第3編 第11章 第2節 高圧ガス災害応急対策計画」「第3編 第12章 公共的施設災害応急対策計画」によるものとします。

4. 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

- ① 各施設に共通する事項
 - ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置
 - イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
 - ウ 出火防止措置
 - エ 水、食料等の備蓄
 - オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

② 個別事項

ア 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

a 避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 町は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。

ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

イ 無線通信機等通信手段の確保

ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)の①又は(2)の①に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとします。

5. 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとします。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとします。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとします。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとします。

第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等

1. 南海トラフ臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、「第4編 第2章 情報計画」によるものとします。

2. 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第4編 第1章防災組織計画」によるものとします。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「第4編 第1章防災組織計画」によるものとします。

(2) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第4編 第2章情報計画」によるものとします。

(3) 南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。その収集体制は、「第4編 第2章情報計画」によるものとします。

町の災害対策本部等からの指示事項等の伝達は、「第4編 第2章情報計画」によるものとします。

(4) 災害応急対策を取るべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとします。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

(5) 避難対策等

避難対策については、「本編第3章2. 避難計画等」によるものとします。

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発令された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとします。

住民は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、避難指示（南海トラフ地震事前避難）が発令された場合、知人宅や親類宅等への避難を基本とし、開設された指定避難所に避難するものとします。

(6) 水道、電気、ガス、通信関係

水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設の事業者・管理者が地震等による被害を軽減又は復旧するための必要な措置については、「第3編 第5章 第5節 給水計画」「第3編 第11章 第2節 高圧ガス災害応急対策計画」「第3編 第12章 公共的施設災害応急対策計画」によるものとします。

(7) 交通対策

①道路

道路管理者は、県公安委員会と連携して地震により通行に支障が起こる可能性のあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を予め計画し周知します。

②鉄道

鉄道事業者においては、走行路線に地震の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合において、運行の停止、その他運行上の措置を講じるものとします。

(8) 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

①不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

② 各施設に共通する事項

ア 入場者等の安全確保のための退避等の措置

イ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

ウ 出火防止措置

エ 水、食料等の備蓄

オ 消防用設備の点検、整備

カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

③ 個別事項

ア 診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

イ 学校等にあつては、

a 避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

ウ 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めます。

(9) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- ① 町は、(8)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとします。
 また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとします。
 ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 イ 無線通信機等通信手段の確保
 ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- ② この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(8)又は(9)の①に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

(10) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとします。

3. 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、「第4編 第1章防災組織計画」によるものとします。

災害対策本部の設置運営方法その他の事項については、「第4編 第1章防災組織計画」によるものとします。

(2) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、「第4編 第1章防災組織計画」によるものとします。

(3) 災害応急対策を取るべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

(4) 町のとるべき措置

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとします。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとします。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- (5) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備
- (6) 通信施設の整備
 - ① 町防災行政無線
 - ② その他の防災機関等の無線

(整備計画の作成に当たって配慮すべき事項)

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとします。

第6章 防災訓練計画

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとします。
- (2) 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとします。
- (3) 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとします。
- (4) 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとします。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 要配慮者に対する避難誘導訓練
 - ③ 災害の発生の状況、高齢者等避難、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとします。

1. 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものとします。防災教育の例は、次のとおりです。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施するものとします。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、以下の項目等の実践的な教育を行うものとします。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- (2) 地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3. 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。